

別紙1

診療報酬の算定方法

1 医科診療報酬点数表

項 目	現 行	改 正 案
第1章 基本診療料		
第1部 初・再診料		
第1節 初診料		
A 0 0 0 初診料		
【点数の見直し】	270点 → 282点	
【注の見直し】	注2 病院である保険医療機関（特定機能病院（医療法（昭和23年法律第205号）第4条の2第1項に規定する特定機能病院をいう。以下この表において同じ。）及び許可病床（同法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床をいう。以下この表において同じ。）のうち同法第7条第2項第5号に規定する一般病床に係るもののが500以上である地域医療支援病院（同法第4条第1項に規定する地域医療支援病院をいう。以下この表において同じ。）に限る。）	注2 病院である保険医療機関（特定機能病院（医療法（昭和23年法律第205号）第4条の2第1項に規定する特定機能病院をいう。以下この表において同じ。）及び許可病床（同法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床をいう。以下この表において同じ。）の数が500以上である地域医療支援病院（同法第4条第1項に規定する地域医療支援病院をいう。以下この表において同じ。）に限る。）であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文

であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して初診を行った場合には、注1の規定にかかわらず、200点を算定する。

【注の追加】

(追加)

書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して初診を行った場合には、注1の規定にかかわらず、209点を算定する。

【注の追加】

(追加)

注3 病院である保険医療機関（許可病床数が500床以上である病院（特定機能病院、地域医療支援病院及び医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床に係るもの）の数が200未満の病院を除く。）に限る。）であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して初診を行った場合には、注1の規定にかかわらず、209点を算定する。

注4 当該保険医療機関（許可病床数が200床以上である病院に限る。）における医療用医薬品の取引価格の妥結率（当該保険医療機関において購入された使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第495号。以下「薬価基準」という。）に収載されている医療用医薬品の薬価総額（各医療用医薬品の規格単位数量に薬価を乗じた価格を合算したもの）をいう。以下同じ。）に占める卸売販売業者（薬事法（昭和35年法律第145号）第34条

【注の見直し】

注3 1傷病の診療継続中に他の傷病が発生して初診を行った場合は、それらの傷病に係る初診料は、併せて1回とし、第1回の初診のときに算定する。ただし、同一保険医療機関において、同一日に他の傷病について、新たに別の診療科を初診として受診した場合は、2つ目の診療科に限り135点（注2に規定する場合にあっては、100点）を算定できる。ただし書の場合においては、注4から注7までに規定する加算は算定しない。

第3項に規定する卸売販売業者をいう。）と当該保険医療機関との間での取引価格が定められた薬価基準に収載されている医療用医薬品の薬価総額の割合をいう。以下同じ。）が5割以下の保険医療機関において初診を行った場合には、注1の規定にかかわらず、209点を算定する。

→
注5 1傷病の診療継続中に他の傷病が発生して初診を行った場合は、それらの傷病に係る初診料は、併せて1回とし、第1回の初診のときに算定する。ただし、同一保険医療機関において、同一日に他の傷病について、新たに別の診療科を初診として受診した場合は、2つ目の診療科に限り141点（注2から注4までに規定する場合にあっては、104点）を算定できる。ただし書の場合においては、注6から注9までに規定する加算は算定しない。

第2節 再診料

A 0 0 1 再診料

【点数の見直し】

69点 → 72点

【注の追加】

(追加) →
注2 当該保険医療機関（許可病床数が200床以上である病院に限る。）における医療用医薬品

【注の見直し】

注2 同一保険医療機関において、同日に他の傷病について、別の診療科を再診として受診した場合は、注1の規定にかかわらず、2つの診療科に限り、34点を算定する。この場合において、注3から注7まで、注9及び注10に規定する加算は算定しない。

品の取引価格の妥結率が5割以下の保険医療機関において再診を行った場合には、注1の規定にかかわらず、53点を算定する。

【注の見直し】

注8 患者又はその看護に当たっている者から電話等によって治療上の意見を求められて指示をした場合においても、再診料を算定することができます。ただし、この場合において、注7の外来管理加算は算定しない。

注9 患者又はその看護に当たっている者から電話等によって治療上の意見を求められて指示をした場合においても、再診料を算定することができます。ただし、この場合において、注8の外来管理加算及び注12の地域包括診療加算は算定しない。

【注の追加】

(追加)

注12 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所に限る。）において、脂質異常症、高血圧症、糖尿病又は認知症のうち2以上の疾患を有する患者に対して、患者の同意を得て、療養上必要な指導及び診療を行った場合には、地域包括診療加算として、10点を所定点数に加算する。

A 002 外来診療料

【点数の見直し】

70点

73点

【注の見直し】

注2 病院である保険医療機関（特定機能病院及び許可病床のうち医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床に係るもののが500以上である地域医療支援病院に限る。）であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して再診を行った場合には、注1の規定にかかわらず、52点を算定する。

注2 病院である保険医療機関（特定機能病院及び許可病床数が500床以上である地域医療支援病院に限る。）であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して再診を行った場合には、注1の規定にかかわらず、54点を算定する。

【注の追加】

(追加)

注3 病院である保険医療機関（許可病床数が500床以上である病院（特定機能病院及び地域医療支援病院を除く。）に限る。）であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して再診を行った場合には、注1の規定にかかわらず、54点を算定する。

【注の追加】

(追加)

注4 当該保険医療機関における医療用医薬品の取引価格の妥結率が5割以下の保険医療機関

【注の見直し】

注3 同一保険医療機関において、同一日に他の傷病について、別の診療科を再診として受診した場合は、注1の規定にかかわらず、2つの診療科に限り34点（注2に規定する場合にあっては、25点）を算定する。この場合において、注4のただし書及び注5から注7までに規定する加算は算定しない。

において再診を行った場合には、注1の規定にかかわらず、54点を算定する。

注5 同一保険医療機関において、同一日に他の傷病について、別の診療科を再診として受診した場合は、注1の規定にかかわらず、2つの診療科に限り36点（注2から注4までに規定する場合にあっては、26点）を算定する。この場合において、注6のただし書及び注7から注9までに規定する加算は算定しない。

項 目	現 行	改 正 案
第1章 基本診療料		
第2部 入院料等		
通則		
【通則の見直し】	<p>2 同一の保険医療機関において、同一の患者につき、第1節の各区分に掲げる入院基本料（特別入院基本料、7対1特別入院基本料及び10対1特別入院基本料（以下「特別入院基本料等」という。）を含む。）、第3節の各区分に掲げる特定入院料及び第4節の各区分に掲げる短期滞在手術基本料を同一の日に算定することはできない。</p>	<p>2 同一の保険医療機関において、同一の患者につき、第1節の各区分に掲げる入院基本料（特別入院基本料及び月平均夜勤時間超過減算（以下「特別入院基本料等」という。）を含む。）、第3節の各区分に掲げる特定入院料及び第4節の各区分に掲げる短期滞在手術等基本料を同一の日に算定することはできない。</p>
【通則の見直し】	<p>3 別に厚生労働大臣が定める患者の場合には、特別入院基本料等又は区分番号A307に掲げる小児入院医療管理料を算定する場合を除き、入院日から起算して5日までの間は、区分番号A400の3に掲げる短期滞在手術基本料3を算定し、6日目以降は第1節の各区分に掲げる入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の各区分に掲げる特定入院料のいずれかを算定する。</p>	<p>3 別に厚生労働大臣が定める患者の場合には、特別入院基本料等、区分番号A108に掲げる有床診療所入院基本料又は区分番号A109に掲げる有床診療所療養病床入院基本料を算定する場合を除き、入院日から起算して5日までの間は、区分番号A400の3に掲げる短期滞在手術等基本料3を算定し、6日目以降は第1節の各区分に掲げる入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の各区分に掲げる特定入院料のいずれかを算定する。</p>

【通則の見直し】

4 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関にあっては、当該患者の主傷病に係る入院基本料（特別入院基本料等を含む。）、特定入院料又は短期滞在手術基本料を算定する。

4 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関にあっては、当該患者の主傷病に係る入院基本料（特別入院基本料等を含む。）、特定入院料又は短期滞在手術等基本料を算定する。

【通則の追加】

(追加)

8 7に規定する別に厚生労働大臣が定める基準のうち、栄養管理体制に関する基準を満たすことができない保険医療機関（診療所を除き、別に厚生労働大臣が定める基準を満たすものに限る。）については、第1節（特別入院基本料等を除く。）、第3節及び第4節（短期滞在手術等基本料1を除く。）の各区分に掲げるそれぞれの入院基本料、特定入院料又は短期滞在手術等基本料の所定点数から1日につき40点を減算する。

第1節 入院基本料

A 1 0 0 一般病棟入院基本料（1日
につき）

【点数の見直し】

- | | |
|-------------|--------|
| 1 7対1入院基本料 | 1,566点 |
| 2 10対1入院基本料 | 1,311点 |
| 3 13対1入院基本料 | 1,103点 |
| 4 15対1入院基本料 | 945点 |

- | |
|--------|
| 1,591点 |
| 1,332点 |
| 1,121点 |
| 960点 |

【注の見直し】

注2 注1に規定する病棟以外の一般病棟については、当分の間、地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、特別入院基本料として、575点を算定できる。ただし、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準であって7対1入院基本料又は10対1入院基本料に係るものに適合するものとして地方厚生局長等に届け出していた病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に適合しなくなった後の直近3月に限り、7対1特別入院基本料又は10対1特別入院基本料として、それぞれ1,244点又は1,040点を算定できる。なお、別に厚生労働大臣が定める場合には、算定できない。

【注の見直し】

注4 13対1入院基本料又は15対1入院基本料を算定する病棟において、当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A238-3に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算を算定したものである場合には、重症児

注2 注1に規定する病棟以外の一般病棟については、当分の間、地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、特別入院基本料として、584点を算定できる。ただし、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出ていた病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に適合しなくなった後の直近3月に限り、月平均夜勤時間超過減算として、それぞれの所定点数から100分の20に相当する点数を減算する。なお、別に厚生労働大臣が定める場合には、算定できない。

注4 13対1入院基本料又は15対1入院基本料を算定する病棟において、当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A238-3に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算1又は新生児特定集中治療室退院調整加

(者) 受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。

算2を算定したものである場合には、重症児
(者) 受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。

【注の見直し】

注6 当該病棟に入院している患者の看護必要度につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。
イ 看護必要度加算1 30点
ロ 看護必要度加算2 15点

注6 当該病棟に入院している患者の重症度、医療・看護必要度（以下この表において「看護必要度」という。）につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。
イ 看護必要度加算1 30点
ロ 看護必要度加算2 15点

【注の削除】

注8 注1から注3までの規定にかかわらず、13対1入院基本料又は15対1入院基本料を算定する病棟以外の病棟においては、特定患者（当該病棟に90日を超えて入院する患者（別に厚生労働大臣が定める状態等にあるものを除く。）をいう。以下この表において同じ。）に該当する者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）については、特定入院基本料として939点を算定する。ただし、特別入院基本料等を算定する患者については、790点を算定する。

（削除）

【注の削除】

注9 注8に規定する特定入院基本料を算定する患者に対して行った第3部検査、第5部投薬、第6部注射及び第13部病理診断並びに第4部画像診断及び第9部処置のうち別に厚生労働大臣が定める画像診断及び処置の費用（フィルムの費用を含み、別に厚生労働大臣が定める薬剤及び注射薬（以下この表において「除外薬剤・注射薬」という。）の費用を除く。）は、所定点数に含まれるものとする。

→ (削除)

【注の見直し】

注12 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ～ヌ (略)

ル～ワ (略)

カ 看護配置加算（注8に規定する特定入院基本料を算定するものを除く。）

ヨ 看護補助加算（注8に規定する特定入院基本料を算定するものを除く。）

タ～エ (略)

ヒ 後発医薬品使用体制加算（注8に規定する特定入院基本料を算定するものを除く。）

モ (略)

注10 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ～ヌ (略)

ル 看護職員夜間配置加算（7対1入院基本料又は10対1入院基本料を算定するものに限る。）

ヲ～カ (略)

ヨ 看護配置加算

タ 看護補助加算

レ～ヒ (略)

モ 後発医薬品使用体制加算

セ (略)

セ データ提出加算（7対1入院基本料又は10対1入院基本料を算定するものに限る。）

ス データ提出加算

【注の見直し】

注13 13対1入院基本料又は15対1入院基本料を算定する病棟のうち、保険医療機関が地方厚生局長等に届け出たものに入院している患者であって、当該病棟に90日を超えて入院する患者については、注1から注12までの規定にかかわらず、区分番号A101に掲げる療養病棟入院基本料1の例により算定する。

注11 当該病棟のうち、保険医療機関が地方厚生局長等に届け出たものに入院している患者であって、当該病棟に90日を超えて入院する患者については、注1から注10までの規定にかかわらず、区分番号A101に掲げる療養病棟入院基本料1の例により算定する。

【注の追加】

(追加)

注12 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（7対1入院基本料又は10対1入院基本料を現に算定している患者に限る。）について、ADL維持向上等体制加算として、入院した日から起算して14日を限度とし、1日につき25点を所定点数に加算する。

A101 療養病棟入院基本料（1日につき）

【点数の見直し】

1 療養病棟入院基本料1
イ 入院基本料A 1,769点
(健康保険法第63条第2項第2号及び高齢者医

1,810点

	療確保法第64条第2項第2号の療養（以下の表において「生活療養」という。）を受ける場合にあっては、1,755点）	
ロ 入院基本料B	1,716点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,702点)	1,795点
ハ 入院基本料C	1,435点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,421点)	1,755点
ニ 入院基本料D	1,380点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,366点)	1,741点
ホ 入院基本料E	1,353点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,339点)	1,468点
ヘ 入院基本料F	1,202点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,188点)	1,454点
ト 入院基本料G	945点 (生活療養を受ける場合にあっては、931点)	1,412点
チ 入院基本料H	898点 (生活療養を受ける場合にあっては、884点)	1,397点
リ 入院基本料I	796点 (生活療養を受ける場合にあっては、782点)	1,384点
2 療養病棟入院基本料2		1,370点
イ 入院基本料A	1,706点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,692点)	1,230点
ロ 入院基本料B	1,653点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,639点)	1,215点
ハ 入院基本料C	1,372点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,358点)	967点
ニ 入院基本料D	1,317点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,303点)	952点
ホ 入院基本料E	1,290点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,276点)	919点
		904点
		814点
		800点
		1,745点
		1,731点
		1,691点
		1,677点
		1,403点
		1,389点
		1,347点
		1,333点
		1,320点
		1,305点

ヘ 入院基本料F	1,139点	1,165点
(生活療養を受ける場合にあっては、1,125点)		1,151点
ト 入院基本料G	882点	902点
(生活療養を受ける場合にあっては、868点)		888点
チ 入院基本料H	835点	854点
(生活療養を受ける場合にあっては、821点)		840点
リ 入院基本料 I	733点	750点
(生活療養を受ける場合にあっては、719点)		735点

【注の見直し】

注2 注1に規定する病棟以外の療養病棟については、当分の間、地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、特別入院基本料として、563点（生活療養を受ける場合にあっては、549点）を算定できる。

→

注2 注1に規定する病棟以外の療養病棟については、当分の間、地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、特別入院基本料として、576点（生活療養を受ける場合にあっては、562点）を算定できる。ただし、療養病棟入院基本料2については、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出ていた病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に適合しなくなった後の直近3月に限り、月平均夜勤時間超過減算として、それぞれの所定点数から100分の20に相当する点数を減算する。なお、別に厚生労働大臣が定める場合には、算定できない。

【注の見直し】

注 5 当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号 A 2 3 8 - 3 に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り 2,000 点を所定点数に加算する。

→

注 5 当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号 A 2 3 8 - 3 に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算 1 又は新生児特定集中治療室退院調整加算 2 を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り 2,000 点を所定点数に加算する。

【注の見直し】

注 7 当該病棟においては、第 2 節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ～ナ （略）

→

注 7 当該病棟においては、第 2 節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ～ナ （略）

ラ データ提出加算

【注の追加】

(追加)

→

注 9 当該病棟（療養病棟入院基本料 1 を算定するものに限る。）に入院している患者のうち、当該保険医療機関において、区分番号 J 0 3 8 に掲げる人工腎臓、J 0 3 8 - 2 に掲げる持続緩徐式血液濾過、J 0 3 9 に掲げる血漿交換療法又は J 0 4 2 に掲げる腹膜灌流を行っている患者については、慢性維持透析管理加算として、1 日につき 100 点を所定点数に加算する。

【注の追加】

(追加)

注10 療養病棟入院基本料1を算定する病棟において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、在宅復帰機能強化加算として、1日につき10点を所定点数に加算する。

A 1 0 2 結核病棟入院基本料（1日につき）

【点数の見直し】

1 7対1入院基本料	1,566点	1,591点
2 10対1入院基本料	1,311点	1,332点
3 13対1入院基本料	1,103点	1,121点
4 15対1入院基本料	945点	960点
5 18対1入院基本料	809点	822点
6 20対1入院基本料	763点	775点

【注の見直し】

注2 注1に規定する病棟以外の結核病棟については、当分の間、地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、特別入院基本料として、550点を算定できる。ただし、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準であって7対1入院基本料又は10対1入院基本料に係るものに適合するものとして地方厚生局長等に届け出していた病棟であって、当該基準のう

注2 注1に規定する病棟以外の結核病棟については、当分の間、地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、特別入院基本料として、559点を算定できる。ただし、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出していた病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったも

ち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に適合しなくなった後の直近3月に限り、7対1特別入院基本料又は10対1特別入院基本料として、それぞれ1,158点又は954点を算定できる。なお、別に厚生労働大臣が定める場合には、算定できない。

のとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に適合しなくなった後の直近3月に限り、月平均夜勤時間超過減算として、それぞれの所定点数から100分の20に相当する点数を減算する。なお、別に厚生労働大臣が定める場合には、算定できない。

【注の見直し】

注5 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。
イ～ヰ （略）

注5 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。
イ～ヰ （略）
ノ データ提出加算

A 1 0 3 精神病棟入院基本料（1日につき）

【点数の見直し】

1 10対1入院基本料	1,251点
2 13対1入院基本料	931点
3 15対1入院基本料	811点
4 18対1入院基本料	723点
5 20対1入院基本料	669点

1,271点
946点
824点
735点
680点

【注の見直し】

注2 注1に規定する病棟以外の精神病棟については、当分の間、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、特別入院基本料として、550点を算定できる。ただし、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準であって10対1入院基本料に係るものに適合するものとして地方厚生局長等に届け出ていた病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に適合しなくなった後の直近3月に限り、10対1特別入院基本料として、992点を算定できる。なお、別に厚生労働大臣が定める場合には、算定できない。

→

注2 注1に規定する病棟以外の精神病棟については、当分の間、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、特別入院基本料として、559点を算定できる。ただし、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出ていた病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に適合しなくなった後の直近3月に限り、月平均夜勤時間超過減算として、それぞれの所定点数から100分の20に相当する点数を減算する。なお、別に厚生労働大臣が定める場合には、算定できない。

【注の見直し】

注4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者が別に厚生労働大臣が定めるものである場合には、入院した日から起算して3月以内の期間に限り、重度認知症加算として、1日につき100点を所定点数に加算する。

→

注4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者が別に厚生労働大臣が定めるものである場合には、入院した日から起算して1月以内の期間に限り、重度認知症加算として、1日につき300点を所定点数に加算する。

<p>【注の追加】</p> <p>【注の追加】</p> <p>A 104 特定機能病院入院基本料 (1日につき)</p> <p>【点数の見直し】</p>	<p style="text-align: center;">(追加) →</p> <p style="text-align: center;">(追加) →</p> <p>1 一般病棟の場合</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">イ 7対1 入院基本料</td><td style="width: 10%; text-align: right;">1,566点</td><td style="width: 60%; text-align: right;">1,599点</td></tr> <tr> <td>ロ 10対1 入院基本料</td><td style="text-align: right;">1,311点</td><td style="text-align: right;">1,339点</td></tr> </table> <p>2 結核病棟の場合</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">イ 7対1 入院基本料</td><td style="width: 10%; text-align: right;">1,566点</td><td style="width: 60%; text-align: right;">1,599点</td></tr> <tr> <td>ロ 10対1 入院基本料</td><td style="text-align: right;">1,311点</td><td style="text-align: right;">1,339点</td></tr> <tr> <td>ハ 13対1 入院基本料</td><td style="text-align: right;">1,103点</td><td style="text-align: right;">1,126点</td></tr> </table>	イ 7対1 入院基本料	1,566点	1,599点	ロ 10対1 入院基本料	1,311点	1,339点	イ 7対1 入院基本料	1,566点	1,599点	ロ 10対1 入院基本料	1,311点	1,339点	ハ 13対1 入院基本料	1,103点	1,126点	<p>注7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者について、精神保健福祉士配置加算として、1日につき30点を所定点数に加算する。</p> <p>注8 精神保健福祉士配置加算を算定した場合は、区分番号A 230-2に掲げる精神科地域移行実施加算、区分番号B 005に掲げる退院時共同指導料2、区分番号B 005-1-2に掲げる介護支援連携指導料、区分番号I 011に掲げる精神科退院指導料及び区分番号I 011-2に掲げる精神科退院前訪問指導料は、算定しない。</p>
イ 7対1 入院基本料	1,566点	1,599点															
ロ 10対1 入院基本料	1,311点	1,339点															
イ 7対1 入院基本料	1,566点	1,599点															
ロ 10対1 入院基本料	1,311点	1,339点															
ハ 13対1 入院基本料	1,103点	1,126点															

ニ 15対1 入院基本料	945点	965点
3 精神病棟の場合		
イ 7対1 入院基本料	1,322点	1,350点
ロ 10対1 入院基本料	1,251点	1,278点
ハ 13対1 入院基本料	931点	951点
ニ 15対1 入院基本料	850点	868点

【注の見直し】

注4 当該病棟（精神病棟に限る。）に入院している患者が別に厚生労働大臣が定めるものである場合には、入院した日から起算して3月以内の期間に限り、重度認知症加算として、1日につき100点を所定点数に加算する。

注4 当該病棟（精神病棟に限る。）に入院している患者が別に厚生労働大臣が定めるものである場合には、入院した日から起算して1月以内の期間に限り、重度認知症加算として、1日につき300点を所定点数に加算する。

【注の削除】

注6 当該病棟（一般病棟に限る。）に入院している特定患者については、注1及び注3の規定にかかわらず、区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の注8に規定する特定入院基本料の例により算定する。

（削除）

【注の見直し】

注9 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。
イ～ト （略）

チ～ヌ （略）

注8 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。
イ～ト （略）
チ 看護職員夜間配置加算（一般病棟に限る。）
リ～ル （略）

ル 看護補助加算（特定入院基本料を算定するものを除く。）
ヲ～ヒ （略）
モ 後発医薬品使用体制加算（特定入院基本料を算定するものを除く。）
セ （略）
ス データ提出加算（結核病棟を除く。）

ヲ 看護補助加算
ワ～モ （略）
セ 後発医薬品使用体制加算
ス （略）
ン データ提出加算

【注の追加】

(追加)

注9 当該病棟（一般病棟に限る。）のうち、保険医療機関が地方厚生局長等に届け出たものに入院している患者であって、当該病棟に90日を超えて入院する患者については、注1から注8までの規定にかかわらず、区分番号A101に掲げる療養病棟入院基本料1の例により算定する。

【注の追加】

(追加)

注10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟（一般病棟に限る。）に入院している患者について、ADL維持向上等体制加算として、入院した日から起算して14日を限度とし、1日につき25点を所定点数に加算する。

A 1 0 5 専門病院入院基本料（1日
につき）

【点数の見直し】

- 1 7対1入院基本料
2 10対1入院基本料
3 13対1入院基本料

1,566点
1,311点
1,103点

1,591点
1,332点
1,121点

【注の削除】

注5 当該病棟に入院している特定患者について
は、注1及び注2の規定にかかわらず、区分
番号A 1 0 0に掲げる一般病棟入院基本料の
注8に規定する特定入院基本料の例により算
定する。この場合において、区分番号A 1 0
0に掲げる一般病棟入院基本料の注8中「13
対1入院基本料又は15対1入院基本料を算定
する病棟以外の病棟においては、特定患者」
とあるのは、「特定患者」とする。

(削除)

【注の見直し】

注8 当該病棟においては、第2節の各区分に掲
げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加
算について、同節に規定する算定要件を満た
す場合に算定できる。
イ～チ (略)

リ～ル (略)

ヲ 看護補助加算（特定入院基本料を算定す
るもの）を除く。)

注7 当該病棟においては、第2節の各区分に掲
げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加
算について、同節に規定する算定要件を満た
す場合に算定できる。
イ～チ (略)

リ 看護職員夜間配置加算（7対1入院基本
料又は10対1入院基本料を算定するものに
限る。）

ヌ～ヲ (略)

ワ 看護補助加算

ワ～キ (略)
ユ 後発医薬品使用体制加算（特定入院基本料を算定するものを除く。）
メ (略)
ミ データ提出加算（7対1入院基本料又は10対1入院基本料を算定するものに限る。）

カ～ュ (略)
メ 後発医薬品使用体制加算
ミ (略)
シ データ提出加算

【注の追加】

(追加)

注8 当該病棟のうち、保険医療機関が地方厚生局長等に届け出たものに入院している患者であって、当該病棟に90日を超えて入院する患者については、注1から注7までの規定にかかわらず、区分番号A101に掲げる療養病棟入院基本料1の例により算定する。

【注の追加】

(追加)

注9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（7対1入院基本料又は10対1入院基本料を現に算定している患者に限る。）について、ADL維持向上等体制加算として、入院した日から起算して14日を限度とし、1日につき25点を所定点数に加算する。

A 1 0 6 障害者施設等入院基本料
(1日につき)

【点数の見直し】

1 7対1入院基本料	1,566点	→	1,588点
2 10対1入院基本料	1,311点		1,329点
3 13対1入院基本料	1,103点		1,118点
4 15対1入院基本料	965点		978点

【注の追加】

(追加) →

注2 注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出していた病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に適合しなくなった後の直近3月に限り、月平均夜勤時間超過減算として、それぞれの所定点数から100分の20に相当する点数を減算する。なお、別に厚生労働大臣が定める場合には、算定できない。

【注の見直し】

注3 当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A 2 3 8 - 3に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算と

注4 当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A 2 3 8 - 3に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算1又は新生児特定集中治療室退院調整加算2を算定したもので

	<p>して、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。</p>	<p>ある場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。</p>
【注の見直し】	<p>注4 当該病棟に入院している特定患者については、注1及び注2の規定にかかわらず、区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の注8に規定する特定入院基本料の例により算定する。この場合において、区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の注8中「13対1入院基本料又は15対1入院基本料を算定する病棟以外の病棟においては、特定患者」とあるのは、「特定患者」とする。</p>	<p>注5 当該病棟に入院している特定患者（当該病棟に90日を超えて入院する患者（別に厚生労働大臣が定める状態等にあるものを除く。）をいう。）に該当する者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）については、注1から注3までの規定にかかわらず、特定入院基本料として966点を算定する。ただし、月平均夜勤時間超過減算として所定点数の100分の20に相当する点数を減算する病棟に入院している患者については、812点を算定する。</p>
【注の見直し】	<p>注5 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。 イ～ウ （略）</p>	<p>注6 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。 イ～ウ （略） ヰ データ提出加算</p>
A108 有床診療所入院基本料 (1日につき)		<p>1 有床診療所入院基本料1 イ 14日以内の期間 861点</p>
【項目の見直し】		

1 有床診療所入院基本料 1	
イ 14日以内の期間	771点
ロ 15日以上30日以内の期間	601点
ハ 31日以上の期間	511点
2 有床診療所入院基本料 2	
イ 14日以内の期間	691点
ロ 15日以上30日以内の期間	521点
ハ 31日以上の期間	471点
3 有床診療所入院基本料 3	
イ 14日以内の期間	511点
ロ 15日以上30日以内の期間	381点
ハ 31日以上の期間	351点

ロ 15日以上30日以内の期間	669点
ハ 31日以上の期間	567点
2 有床診療所入院基本料 2	
イ 14日以内の期間	770点
ロ 15日以上30日以内の期間	578点
ハ 31日以上の期間	521点
3 有床診療所入院基本料 3	
イ 14日以内の期間	568点
ロ 15日以上30日以内の期間	530点
ハ 31日以上の期間	500点
4 有床診療所入院基本料 4	
イ 14日以内の期間	775点
ロ 15日以上30日以内の期間	602点
ハ 31日以上の期間	510点
5 有床診療所入院基本料 5	
イ 14日以内の期間	693点
ロ 15日以上30日以内の期間	520点
ハ 31日以上の期間	469点
6 有床診療所入院基本料 6	
イ 14日以内の期間	511点
ロ 15日以上30日以内の期間	477点
ハ 31日以上の期間	450点

【注の見直し】

注 2 当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号 A 2 3 8 - 3 に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に

→ 注 2 当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号 A 2 3 8 - 3 に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算 1 又は新生児特定集中治療室退院調整加算 2 を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算と

加算する。

して、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。

【注の見直し】

注5 医師配置等につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者（有床診療所入院基本料1又は有床診療所入院基本料2を現に算定している患者に限る。）については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

- | | |
|-----------|-----|
| イ 医師配置加算1 | 88点 |
| ロ 医師配置加算2 | 60点 |

注5 医師配置等につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

- | | |
|-----------|-----|
| イ 医師配置加算1 | 88点 |
| ロ 医師配置加算2 | 60点 |

【注の見直し】

注6 看護配置につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者（有床診療所入院基本料1又は有床診療所入院基本料2を現に算定している患者に限る。）については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

- | | |
|-------------|-----|
| イ 看護配置加算1 | 25点 |
| ロ 看護配置加算2 | 10点 |
| ハ 夜間看護配置加算1 | 80点 |
| ニ 夜間看護配置加算2 | 30点 |

注6 看護配置につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

- | | |
|-------------|-----|
| イ 看護配置加算1 | 40点 |
| ロ 看護配置加算2 | 20点 |
| ハ 夜間看護配置加算1 | 80点 |
| ニ 夜間看護配置加算2 | 30点 |
| ホ 看護補助配置加算1 | 10点 |
| ヘ 看護補助配置加算2 | 5点 |

【注の追加】

(追加)

注10 栄養管理体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者について、栄養管理実施加算として、1日につき12点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料は、算定できない。

A 109 有床診療所療養病床入院基
本料（1日につき）

【点数の見直し】

1 入院基本料A	986点 (生活療養を受ける場合にあっては、972点)	994点
2 入院基本料B	882点 (生活療養を受ける場合にあっては、868点)	980点
3 入院基本料C	775点 (生活療養を受ける場合にあっては、761点)	888点
4 入院基本料D	613点 (生活療養を受ける場合にあっては、599点)	874点
5 入院基本料E	531点 (生活療養を受ける場合にあっては、517点)	779点
		765点
		614点
		599点
		530点
		516点

【注の見直し】

注2 注1に規定する有床診療所以外の療養病床を有する有床診療所については、当分の間、

注2 注1に規定する有床診療所以外の療養病床を有する有床診療所については、当分の間、

	<p>地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該有床診療所に入院している患者について、特別入院基本料として、450点（生活療養を受ける場合にあっては、436点）を算定できる。</p>		<p>地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該有床診療所に入院している患者について、特別入院基本料として、459点（生活療養を受ける場合にあっては、444点）を算定できる。</p>
【注の見直し】	<p>注5 当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A 2 3 8 – 3に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。</p>	→	<p>注5 当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A 2 3 8 – 3に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算1又は新生児特定集中治療室退院調整加算2を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。</p>
【注の追加】	(追加)	→	<p>注10 栄養管理体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者について、栄養管理実施加算として、1日につき12点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号B 0 0 1の10に掲げる入院栄養食事指導料は、算定できない。</p>

第2節 入院基本料等加算

A 200 総合入院体制加算（1日に
つき）

【項目の見直し】

120点

- [1 総合入院体制加算 1 240点
2 総合入院体制加算 2 120点]

【注の見直し】

注 急性期医療を提供する体制、病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に対する体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、総合入院体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院した日から起算して14日を限度として所定点数に加算する。

→ 注 急性期医療を提供する体制、病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に対する体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、総合入院体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、入院した日から起算して14日を限度として所定点数に加算する。

A 205 救急医療管理加算（1日に
つき）

【項目の見直し】

800点

- [1 救急医療管理加算 1 800点
2 救急医療管理加算 2 400点]

【注の見直し】

注 1 救急医療管理加算は、地域における救急医療体制の計画的な整備のため、入院可能な診療応需の態勢を確保する保険医療機関であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該態勢を確保している日に救急医療を受け、緊急に入院を必要とする重症患者として入院した患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、救急医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院した日から起算して7日を限度として所定点数に加算する。

→

注 1 救急医療管理加算は、地域における救急医療体制の計画的な整備のため、入院可能な診療応需の態勢を確保する保険医療機関であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該態勢を確保している日に救急医療を受け、緊急に入院を必要とする重症患者として入院した患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、救急医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該患者の状態に従い、入院した日から起算して7日を限度として所定点数に加算する。

A 2 0 6 在宅患者緊急入院診療加算
(入院初日)

【項目の見直し】

1 別の保険医療機関との連携により在宅療養支援診療所（区分番号B 0 0 4に掲げる退院時共同指導料1に規定する在宅療養支援診療所をいう。）又は在宅療養支援病院（区分番号C 0 0 0に掲げる往診料の注1に規定する在宅療養支援病院をいう。）（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）の体制を確保している保険医療機関において、当該別の保険医療機関の求めに応じて行う場合

2,500点

→

1 他の保険医療機関との連携により在宅療養支援診療所（区分番号B 0 0 4に掲げる退院時共同指導料1に規定する在宅療養支援診療所をいう。）若しくは在宅療養支援病院（区分番号C 0 0 0に掲げる往診料の注1に規定する在宅療養支援病院をいう。）（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）の体制を確保している保険医療機関において、当該他の保険医療機関の求めに応じて行う場合又は在宅療養後方支援病院（区分番号C 0 1 2に掲げる在宅患者共同診療

			料の注1に規定する在宅療養後方支援病院をいう。)が他の保険医療機関の求めに応じて行う場合	2,500点
	(追加)		注2 1について、在宅療養後方支援病院（許可病床数が500床以上のものに限る。）において、別に厚生労働大臣が定める疾病等を有する患者を入院させた場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、在宅患者緊急入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院初日に限り所定点数に加算する。	
A 207 診療録管理体制加算（入院初日）				
【項目の見直し】	30点		1 診療録管理体制加算1 100点 2 診療録管理体制加算2 30点	
【注の見直し】			注 診療録管理体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、診療録管理体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について	
			注 診療録管理体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、診療録管理体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について	

A 207-2 医師事務作業補助体制
加算（入院初日）

【項目の見直し】

て、入院初日に限り所定点数に加算する。

て、当該基準に係る区分に従い、入院初日に限り所定点数に加算する。

1 15対 1 様式化された体制加算	810点
2 20対 1 様式化された体制加算	610点
3 25対 1 様式化された体制加算	490点
4 30対 1 様式化された体制加算	410点
5 40対 1 様式化された体制加算	330点
6 50対 1 様式化された体制加算	255点
7 75対 1 様式化された体制加算	180点
8 100対 1 様式化された体制加算	138点

1 医師事務作業補助体制加算 1

イ 15対 1 様式化された体制加算	860点
ロ 20対 1 様式化された体制加算	648点
ハ 25対 1 様式化された体制加算	520点
ニ 30対 1 様式化された体制加算	435点
ホ 40対 1 様式化された体制加算	350点
ヘ 50対 1 様式化された体制加算	270点
ト 75対 1 様式化された体制加算	190点
チ 100対 1 様式化された体制加算	143点

2 医師事務作業補助体制加算 2

イ 15対 1 様式化された体制加算	810点
ロ 20対 1 様式化された体制加算	610点
ハ 25対 1 様式化された体制加算	490点
ニ 30対 1 様式化された体制加算	410点
ホ 40対 1 様式化された体制加算	330点
ヘ 50対 1 様式化された体制加算	255点
ト 75対 1 様式化された体制加算	180点
チ 100対 1 様式化された体制加算	138点

【注の見直し】

注 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善を図るための医師事務作業の補助の体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に

注 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善を図るための医師事務作業の補助の体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に

A 207-3 急性期看護補助体制加算（1日につき）

【注の見直し】

注2 夜間における看護業務の補助の体制について
別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該施設基準に係る区分に従い、1日につき次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算する。

イ 夜間25対1 急性期看護補助体制加算

10点

ロ 夜間50対1 急性期看護補助体制加算

5点

【注の見直し】

注3 1及び2については、夜間における看護職員の配置につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局

適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、医師事務作業補助体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院初日に限り所定点数に加算する。

注2 夜間における看護業務の補助の体制について
別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、1日につき次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算する。

イ 夜間25対1 急性期看護補助体制加算

35点

ロ 夜間50対1 急性期看護補助体制加算

25点

ハ 夜間100対1 急性期看護補助体制加算

15点

A 207-4 看護職員夜間配置加算（1日につき）

50点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し

	<p>長等に届け出た病棟に入院している患者について、看護職員夜間配置加算として、1日につき50点を更に所定点数に加算する。</p>	<p>ているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）のうち、看護職員夜間配置加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院した日から起算して14日を限度として所定点数に加算する。</p>
A 2 1 2 超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算（1日につき）	【注の追加】	(追加) → <p>注 4 超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算は、一般病棟に入院している患者（区分番号A 1 0 6に掲げる障害者施設等入院基本料、区分番号A 3 0 6に掲げる特殊疾患入院医療管理料及び区分番号A 3 0 9に掲げる特殊疾患病棟入院料を算定するものを除く。）については、入院した日から起算して90日を限度として、所定点数に加算する。</p>
A 2 2 6-2 緩和ケア診療加算（1日につき）	【注の見直し】	注 2 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機 → <p>注 2 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機</p>

A 2 3 0 – 3 精神科身体合併症管理
加算（1日につき）

【項目の見直し】

450点

1 7日以内	450点
2 8日以上10日以内	225点

【注の見直し】

注 精神科を標榜する病院であって別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものにおいては、注1に規定する届出の有無にかかわらず、当該加算の点数に代えて、200点を所定点数に加算することができる。

関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものにおいては、注1に規定する届出の有無にかかわらず、当該加算の点数に代えて、緩和ケア診療加算（特定地域）として、200点を所定点数に加算することができる。

注 精神科を標榜する病院であって別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める身体合併症を有する精神障害者である患者に対して必要な治療を行った場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、精神科身体合併症管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該疾患の治療開始日から起算して7日を限度として所定点数に加算する。

A 2 3 3 - 2 栄養サポートチーム加算（週 1 回）

【注の見直し】

注 2 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものについては、注 1 に規定する届出の有無にかかわらず、当該加算の点数に代えて、100点を所定点数に加算することができる。

→
注 2 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものについては、注 1 に規定する届出の有無にかかわらず、当該加算の点数に代えて、栄養サポートチーム加算（特定地域）として、100点を所定点数に加算することができる。

A 2 3 6 褥瘡ハイリスク患者ケア加算（入院中 1 回）

【注の追加】

(追加)

→
注 2 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものについては、注 1 に規定する届出の有無にかかわらず、当該加算の点数に代えて、褥瘡ハイリスク患者ケア加算（特定地域）として、250点を所定点数に加算することができる。

A 238 退院調整加算（退院時1回）

【注の追加】

(追加)

注3 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものについては、注1に規定する届出の有無にかかわらず、当該加算の点数に代えて、退院調整加算（特定地域）として、1については、それぞれ170点、75点又は25点、2については、それぞれ400点、300点、200点又は100点を所定点数に加算することができる。

A 238-3 新生児特定集中治療室
退院調整加算

【項目の追加】

(追加)

3 新生児特定集中治療室退院調整加算 3
イ 退院支援計画作成加算（入院中1回） 600点
ロ 退院加算（退院時1回） 600点

【注の見直し】

注1 新生児特定集中治療室退院調整加算1は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、当該保険医療機関に入院している患者（新生児特定集中治療室退院調整

注1 新生児特定集中治療室退院調整加算1は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、当該保険医療機関に入院している患者（新生児特定集中治療室退院調整

加算2を算定するものを除く。)であって、区分番号A302に掲げる新生児特定集中治療室管理料又は区分番号A303の2に掲げる新生児集中治療室管理料を算定したことがある患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、新生児特定集中治療室退院調整加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)に対して、退院調整を行った場合に、退院時に1回に限り、所定点数に加算する。

【注の見直し】

注2 新生児特定集中治療室退院調整加算2の退院支援計画作成加算は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、当該保険医療機関に入院している患者(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。)であって、区分番号A302に掲げる新生児特定集中治療室管理料又は区分番号A303の2に掲げる新生児集中治療室管理料を算定したことがある患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、新生児特定集中治療室退院調整加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)に対して、退院調整を行った場合に、入院中に1回に限り、所定点数に加算する。

加算2を算定するものを除く。)であって、区分番号A302に掲げる新生児特定集中治療室管理料又は区分番号A303の2に掲げる新生児集中治療室管理料を算定したことがある患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、新生児特定集中治療室退院調整加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)に対して、退院支援計画を作成し、退院調整を行った場合に、退院時に1回に限り、所定点数に加算する。

注2 新生児特定集中治療室退院調整加算2の退院支援計画作成加算は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、当該保険医療機関に入院している患者(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。)であって、区分番号A302に掲げる新生児特定集中治療室管理料又は区分番号A303の2に掲げる新生児集中治療室管理料を算定したことがある患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、新生児特定集中治療室退院調整加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)に対して、退院支援計画を作成し、退院調整を行った場合に、入院中に1回に限り、所定点数に加算する。

【注の見直し】

注3 新生児特定集中治療室退院調整加算2の退院加算は、退院支援計画作成加算を算定した患者が当該退院支援計画に基づく退院調整により退院した場合に、退院時に1回に限り、更に所定点数に加算する。

→
注3 新生児特定集中治療室退院調整加算2の退院加算は、当該退院支援計画を作成した患者が退院調整により退院した場合に、退院時に1回に限り、更に所定点数に加算する。

【注の追加】

(追加)

→
注4 新生児特定集中治療室退院調整加算3の退院支援計画作成加算は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において新生児特定集中治療室退院調整加算2を算定した患者に対して、当該保険医療機関に入院した日から起算して7日以内に退院支援計画を作成し、退院調整を行った場合に、入院中に1回に限り、所定点数に加算する。

【注の追加】

(追加)

→
注5 新生児特定集中治療室退院調整加算3の退院加算は、当該退院支援計画を作成した患者が退院調整により自宅へ退院した場合に退院時に1回に限り、更に所定点数に加算する。

A 244 病棟薬剤業務実施加算（週1回）

【注の見直し】

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者について、薬剤師が病棟において病院勤務医等の負担軽減及び薬物療法の有効性、安全性の向上に資する薬剤関連業務を実施している場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）のうち、病棟薬剤業務実施加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、週1回に限り所定点数に加算する。この場合において、療養病棟入院基本料、精神病棟入院基本料又は特定機能病院入院基本料（精神病棟に限る。）を算定している患者については、入院した日から起算して4週間を限度とする。

→

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者について、薬剤師が病棟において病院勤務医等の負担軽減及び薬物療法の有効性、安全性の向上に資する薬剤関連業務を実施している場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）のうち、病棟薬剤業務実施加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、週1回に限り所定点数に加算する。この場合において、療養病棟入院基本料、精神病棟入院基本料又は特定機能病院入院基本料（精神病棟に限る。）を算定している患者については、入院した日から起算して8週間を限度とする。

A 245 データ提出加算（入院中1回）

【注の見直し】

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況、手術の実施状況等の診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合に、当該保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料

→

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況、手術の実施状況等の診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合に、当該保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料

のうち、データ提出加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、当該基準に係る区分に従い、入院中1回に限り、退院時又は転棟時に、所定点数に加算する。

のうち、データ提出加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、当該基準に係る区分に従い、入院中1回に限り、退院時に、所定点数に加算する。

第3節 特定入院料

A 3 0 0 救命救急入院料（1日につき）

【点数の見直し】

1 救命救急入院料 1		→	
イ 3日以内の期間	9,711点		9,869点
ロ 4日以上7日以内の期間	8,786点		8,929点
ハ 8日以上14日以内の期間	7,501点		7,623点
2 救命救急入院料 2			
イ 3日以内の期間	11,211点		11,393点
ロ 4日以上7日以内の期間	10,151点		10,316点
ハ 8日以上14日以内の期間	8,901点		9,046点
3 救命救急入院料 3			
イ 救命救急入院料			
(1) 3日以内の期間	9,711点		9,869点
(2) 4日以上7日以内の期間	8,786点		8,929点
(3) 8日以上14日以内の期間	7,501点		7,623点
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料			
(1) 3日以内の期間	9,711点		9,869点
(2) 4日以上7日以内の期間	8,786点		8,929点
(3) 8日以上60日以内の期間	7,901点		8,030点
4 救命救急入院料 4			
イ 救命救急入院料			

	<table border="1"> <tbody> <tr><td>(1) 3日以内の期間</td><td>11,211点</td><td>11,393点</td></tr> <tr><td>(2) 4日以上7日以内の期間</td><td>10,151点</td><td>10,316点</td></tr> <tr><td>(3) 8日以上14日以内の期間</td><td>8,901点</td><td>9,046点</td></tr> <tr><td>ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(1) 3日以内の期間</td><td>11,211点</td><td>11,393点</td></tr> <tr><td>(2) 4日以上7日以内の期間</td><td>10,151点</td><td>10,316点</td></tr> <tr><td>(3) 8日以上14日以内の期間</td><td>8,901点</td><td>9,046点</td></tr> <tr><td>(4) 15日以上60日以内の期間</td><td>7,901点</td><td>8,030点</td></tr> </tbody> </table>	(1) 3日以内の期間	11,211点	11,393点	(2) 4日以上7日以内の期間	10,151点	10,316点	(3) 8日以上14日以内の期間	8,901点	9,046点	ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料			(1) 3日以内の期間	11,211点	11,393点	(2) 4日以上7日以内の期間	10,151点	10,316点	(3) 8日以上14日以内の期間	8,901点	9,046点	(4) 15日以上60日以内の期間	7,901点	8,030点	
(1) 3日以内の期間	11,211点	11,393点																								
(2) 4日以上7日以内の期間	10,151点	10,316点																								
(3) 8日以上14日以内の期間	8,901点	9,046点																								
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料																										
(1) 3日以内の期間	11,211点	11,393点																								
(2) 4日以上7日以内の期間	10,151点	10,316点																								
(3) 8日以上14日以内の期間	8,901点	9,046点																								
(4) 15日以上60日以内の期間	7,901点	8,030点																								
【注の見直し】	注6 注5に規定する加算を算定する保険医療機関において、急性薬毒物中毒の患者に対して救命救急医療が行われた場合には、入院初日に限り所定点数に5,000点を加算する。	→ 注6 当該保険医療機関において、急性薬毒物中毒の患者に対して救命救急医療が行われた場合には、入院初日に限り、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。 イ 急性薬毒物中毒加算1（機器分析） 5,000点 ロ 急性薬毒物中毒加算2（その他のもの） 350点																								
A 3 0 1 特定集中治療室管理料（1日につき）	【項目の見直し】	→ 1 特定集中治療室管理料1 イ 7日以内の期間 13,650点 ロ 8日以上14日以内の期間 12,126点 2 特定集中治療室管理料2 イ 特定集中治療室管理料 (1) 7日以内の期間 13,650点 (2) 8日以上14日以内の期間 12,126点																								

1 特定集中治療室管理料 1	
イ 7日以内の期間	9,211点
ロ 8日以上14日以内の期間	7,711点
2 特定集中治療室管理料 2	
イ 特定集中治療室管理料	
(1) 7日以内の期間	9,211点
(2) 8日以上14日以内の期間	7,711点
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	
(1) 7日以内の期間	9,211点
(2) 8日以上60日以内の期間	7,901点

ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	
(1) 7日以内の期間	13,650点
(2) 8日以上60日以内の期間	12,319点
3 特定集中治療室管理料 3	
イ 7日以内の期間	9,361点
ロ 8日以上14日以内の期間	7,837点
4 特定集中治療室管理料 4	
イ 特定集中治療室管理料	
(1) 7日以内の期間	9,361点
(2) 8日以上14日以内の期間	7,837点
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	
(1) 7日以内の期間	9,361点
(2) 8日以上60日以内の期間	8,030点

【注の見直し】

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があって特定集中治療室管理が行われた場合に、当該基準に係る区分及び当該患者の状態について別に厚生労働大臣が定める区分（特定集中治療室管理料2に限る。）に従い、14日（別に厚生労働大臣が定める状態の患者（特定集中治療室管理料2に係る届出を行った保険医療機関に入院した患者に限る。）にあっては60日）を限度として、それぞれ所定点数を算定する。

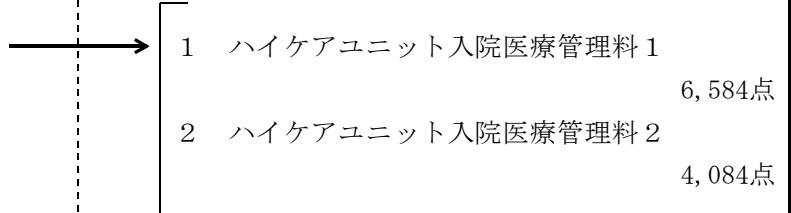
→

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があって特定集中治療室管理が行われた場合に、当該基準に係る区分及び当該患者の状態について別に厚生労働大臣が定める区分（特定集中治療室管理料2及び4に限る。）に従い、14日（別に厚生労働大臣が定める状態の患者（特定集中治療室管理料2及び4に係る届出を行った保険医療機関に入院した患者に限る。）にあっては60日）を限度として、それぞれ所定点数を算定する。

A 3 0 1 - 2 ハイケアユニット入院
医療管理料（1日につき）

【項目の見直し】

4,511点



【注の見直し】

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があってハイケアユニット入院医療管理が行われた場合に、21日を限度として算定する。

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があってハイケアユニット入院医療管理が行われた場合に、当該基準に係る区分に従い、21日を限度として算定する。

A 3 0 1 - 3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料（1日につき）

【点数の見直し】

5,711点

5,804点

A 3 0 1 - 4 小児特定集中治療室管理料（1日につき）

【点数の見直し】

- 1 7日以内の期間
2 8日以上14日以内の期間

15,500点

13,500点

15,752点
13,720点

A 3 0 2 新生児特定集中治療室管理料（1日につき）

【点数の見直し】

1 新生児特定集中治療室管理料 1	10,011点	→	10,174点
2 新生児特定集中治療室管理料 2	6,011点		8,109点

【注の見直し】

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があって新生児特定集中治療室管理が行われた場合に、当該基準に係る区分に従い、区分番号 A 3 0 3 の 2 に掲げる新生児集中治療室管理料及び区分番号 A 3 0 3 - 2 に掲げる新生児治療回復室入院医療管理料を算定した期間と通算して 21 日（出生時体重が 1,000 グラム未満の新生児にあっては 90 日、出生時体重が 1,000 グラム以上 1,500 グラム未満の新生児にあっては 60 日）を限度として、それぞれ所定点数を算定する。

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があって新生児特定集中治療室管理が行われた場合に、当該基準に係る区分に従い、区分番号 A 3 0 3 の 2 に掲げる新生児集中治療室管理料及び区分番号 A 3 0 3 - 2 に掲げる新生児治療回復室入院医療管理料を算定した期間と通算して 21 日（出生時体重が 1,500 グラム以上であって、別に厚生労働大臣が定める疾患を主病として入院している新生児にあっては 35 日、出生時体重が 1,000 グラム未満の新生児にあっては 90 日、出生時体重が 1,000 グラム以上 1,500 グラム未満の新生児にあっては 60 日）を限度として、それぞれ所定点数を算定する。

A 3 0 3 総合周産期特定集中治療室管理料（1日につき）

【点数の見直し】

1 母体・胎児集中治療室管理料	7,011点	→	7,125点
2 新生児集中治療室管理料	10,011点		10,174点

【注の見直し】

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があって総合周産期特定集中治療室管理が行われた場合に、1については妊産婦である患者に対して14日を限度として、2については新生児である患者に対して区分番号A 3 0 2に掲げる新生児特定集中治療室管理料及び区分番号A 3 0 3－2に掲げる新生児治療回復室入院医療管理料を算定した期間と通算して21日（出生時体重が1,000グラム未満の新生児にあっては90日、出生時体重が1,000グラム以上1,500グラム未満の新生児にあっては60日）を限度として、それぞれ所定点数を算定する。

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があって総合周産期特定集中治療室管理が行われた場合に、1については妊産婦である患者に対して14日を限度として、2については新生児である患者に対して区分番号A 3 0 2に掲げる新生児特定集中治療室管理料及び区分番号A 3 0 3－2に掲げる新生児治療回復室入院医療管理料を算定した期間と通算して21日（出生時体重が1,000グラム未満の新生児にあっては90日、出生時体重が1,000グラム以上1,500グラム未満の新生児にあっては60日）を限度として、それぞれ所定点数を算定する。

A 3 0 3－2 新生児治療回復室入院
医療管理料（1 日につき）

【点数の見直し】

5,411点 → 5,499点

【注の見直し】

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があって新生

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があって新生

	<p>児治療回復室入院医療管理が行われた場合に、区分番号A 3 0 2に掲げる新生児特定集中治療室管理料及び区分番号A 3 0 3の2に掲げる新生児集中治療室管理料を算定した期間と通算して30日（出生時体重が1,000グラム未満の新生児にあっては120日、出生時体重が1,000グラム以上1,500グラム未満の新生児にあっては90日）を限度として算定する。</p>	<p>児治療回復室入院医療管理が行われた場合に、区分番号A 3 0 2に掲げる新生児特定集中治療室管理料及び区分番号A 3 0 3の2に掲げる新生児集中治療室管理料を算定した期間と通算して30日（出生時体重が1,500グラム以上で、別に厚生労働大臣が定める疾患を主病として入院している新生児にあっては50日、出生時体重が1,000グラム未満の新生児にあっては120日、出生時体重が1,000グラム以上1,500グラム未満の新生児にあっては90日）を限度として算定する。</p>								
A 3 0 5 一類感染症患者入院医療管理料（1日につき）	<p>【点数の見直し】</p> <table> <tr> <td>1 7日以内の期間</td> <td>8,901点</td> <td>→</td> <td>9,046点</td> </tr> <tr> <td>2 8日以上14日以内の期間</td> <td>7,701点</td> <td></td> <td>7,826点</td> </tr> </table>	1 7日以内の期間	8,901点	→	9,046点	2 8日以上14日以内の期間	7,701点		7,826点	
1 7日以内の期間	8,901点	→	9,046点							
2 8日以上14日以内の期間	7,701点		7,826点							
A 3 0 6 特殊疾患入院医療管理料（1日につき）	<p>【点数の見直し】</p> <table> <tr> <td>1,954点</td> <td>→</td> <td>2,009点</td> </tr> </table>	1,954点	→	2,009点						
1,954点	→	2,009点								
	<p>【注の見直し】</p> <p>注3 当該患者が、他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A 2 3 8－3に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算を算定したもの</p>	<p>注3 当該患者が、他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A 2 3 8－3に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算1又は新生児特</p>								

	<p>である場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。</p>	<p>定集中治療室退院調整加算2を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。</p>															
【注の見直し】	<p>注4 診療に係る費用（注2及び注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、退院調整加算並びに救急搬送患者地域連携受入加算並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、特殊疾患入院医療管理料に含まれるものとする。</p>	<p>注4 診療に係る費用（注2及び注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、退院調整加算、救急搬送患者地域連携受入加算並びにデータ提出加算並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、特殊疾患入院医療管理料に含まれるものとする。</p>															
A 3 0 7 小児入院医療管理料（1日につき）	<p>【点数の見直し】</p> <table> <tbody> <tr> <td>1 小児入院医療管理料 1</td> <td>4,511点</td> </tr> <tr> <td>2 小児入院医療管理料 2</td> <td>4,011点</td> </tr> <tr> <td>3 小児入院医療管理料 3</td> <td>3,611点</td> </tr> <tr> <td>4 小児入院医療管理料 4</td> <td>3,011点</td> </tr> <tr> <td>5 小児入院医療管理料 5</td> <td>2,111点</td> </tr> </tbody> </table>	1 小児入院医療管理料 1	4,511点	2 小児入院医療管理料 2	4,011点	3 小児入院医療管理料 3	3,611点	4 小児入院医療管理料 4	3,011点	5 小児入院医療管理料 5	2,111点	<table> <tbody> <tr> <td>4,584点</td> </tr> <tr> <td>4,076点</td> </tr> <tr> <td>3,670点</td> </tr> <tr> <td>3,060点</td> </tr> <tr> <td>2,145点</td> </tr> </tbody> </table>	4,584点	4,076点	3,670点	3,060点	2,145点
1 小児入院医療管理料 1	4,511点																
2 小児入院医療管理料 2	4,011点																
3 小児入院医療管理料 3	3,611点																
4 小児入院医療管理料 4	3,011点																
5 小児入院医療管理料 5	2,111点																
4,584点																	
4,076点																	
3,670点																	
3,060点																	
2,145点																	

A 308 回復期リハビリテーション
病棟入院料（1日につき）

【点数の見直し】

1 回復期リハビリテーション病棟入院料 1 1,911点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,897点)	→	2,025点 2,011点
2 回復期リハビリテーション病棟入院料 2 1,761点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,747点)	→	1,811点 1,796点
3 回復期リハビリテーション病棟入院料 3 1,611点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,597点)	→	1,657点 1,642点

【注の見直し】

注 2 回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者が入院する保険医療機関について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす場合（注1のただし書に規定する場合を除く。）は、休日リハビリテーション提供体制加算として、患者1人につき1日につき所定点数に60点を加算する。

注 2 回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者（回復期リハビリテーション病棟入院料2又は回復期リハビリテーション病棟入院料3を現に算定している患者に限る。）が入院する保険医療機関について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす場合（注1のただし書に規定する場合を除く。）は、休日リハビリテーション提供体制加算として、患者1人につき1日につき60点を所定点数に加算する。

【注の見直し】

注 4 診療に係る費用（注2及び注3に規定する加算、当該患者に対して行った第2章第2部在宅医療、第7部リハビリテーションの費用、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加

注 4 診療に係る費用（注2及び注3に規定する加算、当該患者に対して行った第2章第2部在宅医療、第7部リハビリテーションの費用、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加

	<p>算、医師事務作業補助体制加算（一般病棟に限る。）、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算及び救急搬送患者地域連携受入加算（一般病棟に限る。）、区分番号B005-3に掲げる地域連携診療計画退院時指導料(I)、区分番号J038に掲げる人工腎臓並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、回復期リハビリテーション病棟入院料に含まれるものとする。</p>		<p>算、医師事務作業補助体制加算（一般病棟に限る。）、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、救急搬送患者地域連携受入加算（一般病棟に限る。）並びにデータ提出加算、区分番号B005-3に掲げる地域連携診療計画退院時指導料(I)、区分番号J038に掲げる人工腎臓並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、回復期リハビリテーション病棟入院料に含まれるものとする。</p>
	<p>【注の追加】</p>	(追加)	<p>注5 回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者（回復期リハビリテーション病棟入院料1を現に算定している患者に限る。）が入院する病棟について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす場合（注1のただし書に規定する場合を除く。）は、体制強化加算として、患者1人につき1日につき200点を所定点数に加算する。</p>
A 308-2 亜急性期入院医療管理料（1日につき）	<p>1 亜急性期入院医療管理料1 2,061点 2 亜急性期入院医療管理料2 1,911点</p>		<p>（削除）</p>
【削除】			
	<p>注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室を有する保険医療機関において、亜急性期入院医療管理料1については、当該届出に係る病室に入院している患者（亜急性期入</p>		

院医療管理料2を算定する患者を除く。)に
対して、亜急性期入院医療管理料2について
は、当該届出に係る病室に入院している患者
であって、区分番号H001に掲げる脳血管
疾患等リハビリテーション料又は区分番号H
002に掲げる運動器リハビリテーション料
を算定したことがある患者について、必要が
あって亜急性期入院医療管理が行われた場合
に、当該病室に入院した日から起算して60日
を限度として所定点数を算定する。ただし、
当該病室に入院した患者が亜急性期入院医療
管理料に係る算定要件に該当しない場合は、
区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本
料の注2に規定する特別入院基本料の例によ
り算定する。

注2 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生
労働大臣が定める地域に所在する保険医療機
関であって、別に厚生労働大臣が定める施設
基準に適合しているものとして地方厚生局長
等に届け出た病室を有するものについては、
注1に規定する届出の有無にかかわらず、亜
急性期入院医療管理料1又は亜急性期入院医
療管理料2について、所定点数に代えて、当
該病室に入院した日から起算して60日を限度
として、1日につき、それぞれ1,761点又は1
,661点を算定することができる。

注3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合
しているものとして地方厚生局長等に届け出
た病室に入院している患者(亜急性期入院医
療管理料2を算定する患者に限る。)につい

ては、リハビリテーション提供体制加算として、1日につき所定点数に50点を加算する。

注4 診療に係る費用（第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科リエゾンチーム加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、救急搬送患者地域連携受入加算及び総合評価加算、第2章第1部医学管理等、第2部在宅医療、第7部リハビリテーション、第8部精神科専門療法、第9部処置（所定点数（第1節に掲げるものに限る。）が1,000点を超えるものに限る。）、第10部手術、第11部麻酔並びに第12部放射線治療に係る費用並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、亜急性期入院医療管理料1に含まれるものとする。

注5 診療に係る費用（注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算及び救急搬送患者地域連携受入加算、区分番号B005-3に掲げる地域連携診療計画退院時指導料(I)、第2章第2部在宅医療、第7部リハビリテーション、区分番号J038に掲げる人工腎臓並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、亜急性期入院医療管理料2に含まれるものとする。

【新設】

(新設)



A 3 0 8 - 3 地域包括ケア病棟入院料（1日に
つき）

- 1 地域包括ケア病棟入院料 1 2,558点
(生活療養を受ける場合にあっては、2,544点)
- 2 地域包括ケア入院医療管理料 1 2,558点
(生活療養を受ける場合にあっては、2,544点)
- 3 地域包括ケア病棟入院料 2 2,054点
(生活療養を受ける場合にあっては、2,040点)
- 4 地域包括ケア入院医療管理料 2 2,054点
(生活療養を受ける場合にあっては、2,040点)

注 1 1 及び 3 については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟を有する保険医療機関において、当該届出に係る病棟に入院している患者について、2 及び 4 については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室を有する保険医療機関において、当該届出に係る病室に入院している患者について、当該病棟又は病室に入院した日から起算して60日を限度としてそれぞれ所定点数を算定する。ただし、当該病棟又は病室に入院した患者が地域包括ケア病棟入院料又は地域包括ケア入院医療管理料に係る算定要件に該当しない場合は、当該病棟又は病室を有する病棟が一般病棟であるときには区分番号 A 1 0 0 に掲げる一般病棟入院基本料の注 2 に規定する特別入院基本料の例により、当該病棟又は

病室を有する病棟が療養病棟であるときには区分番号A101に掲げる療養病棟入院基本料1の入院基本料I又は療養病棟入院基本料2の入院基本料Iの例により、それぞれ算定する。

注2 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟又は病室を有するものについては、注1に規定する届出の有無にかかわらず、地域包括ケア病棟入院料1（特定地域）、地域包括ケア入院医療管理料1（特定地域）、地域包括ケア病棟入院料2（特定地域）又は地域包括ケア入院医療管理料2（特定地域）について、所定点数に代えて、当該病棟又は病室に入院した日から起算して60日を限度として、1日につき、それぞれ2,191点、2,191点、1,760点又は1,760点（生活療養を受ける場合にあっては、それぞれ2,177点、2,177点、1,746点又は1,746点）を算定することができる。ただし、当該病棟又は病室に入院した患者が地域包括ケア病棟入院料（特定地域）又は地域包括ケア入院医療管理料（特定地域）に係る算定要件に該当しない場合は、当該病棟又は病室を有する病棟が一般病棟であるときには区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の注2に規定する特別入院基本料の例により、当該病棟又は病室を有する病棟が療養病棟であるときには区分

番号A101に掲げる療養病棟入院基本料1の入院基本料I又は療養病棟入院基本料2の入院基本料Iの例により、それぞれ算定する。

注3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟又は病室に入院している患者については、看護職員配置加算として、1日につき150点を所定点数に加算する。

注4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟又は病室に入院している患者については、看護補助者配置加算として、1日につき150点を所定点数に加算する。

注5 当該病棟又は病室に入院している患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等若しくは自宅から入院した患者又は当該保険医療機関（急性期医療を担う保険医療機関に限る。）の一般病棟から転棟した患者については、転院、入院又は転棟した日から起算して14日を限度として、救急・在宅等支援病床初期加算として、1日につき150点を所定点数に加算する。

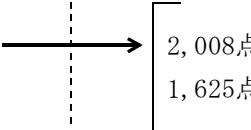
注6 診療に係る費用（注3から注5に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助体制加算（一般病棟に限る。）、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感

A 309 特殊疾患病棟入院料（1日
につき）

【点数の見直し】

- 1 特殊疾患病棟入院料 1
2 特殊疾患病棟入院料 2

1,954点
1,581点



【注の見直し】

注3 当該患者が、他の保険医療機関から転院して
てきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A238-3に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。

染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、救急搬送患者地域連携受入加算（一般病棟に限る。）及びデータ提出加算、区分番号B005-3に掲げる地域連携診療計画退院時指導料(I)、第2章第2部在宅医療、区分番号H004に掲げる摂食機能療法、区分番号J038に掲げる人工腎臓並びに別に厚生労働大臣が定める除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、地域包括ケア病棟入院料1、地域包括ケア入院医療管理料1、地域包括ケア病棟入院料2又は地域包括ケア入院医療管理料2に含まれるものとする。

【注の見直し】

注4 診療に係る費用（注2及び注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、退院調整加算並びに救急搬送患者地域連携受入加算（一般病棟に限る。）並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、特殊疾患病棟入院料に含まれるものとする。

注4 診療に係る費用（注2及び注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、退院調整加算、救急搬送患者地域連携受入加算（一般病棟に限る。）並びにデータ提出加算並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、特殊疾患病棟入院料に含まれるものとする。

A 3 1 0 緩和ケア病棟入院料（1日につき）

【点数の見直し】

1 30日以内の期間	4,791点	4,926点
2 31日以上60日以内の期間	4,291点	4,412点
3 61日以上の期間	3,291点	3,384点

【注の見直し】

注2 診療に係る費用（第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、がん診療連携拠点病院加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算及び救急搬送患者地域連携受入加算、退

注2 診療に係る費用（第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、がん診療連携拠点病院加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、救急搬送患者地域連携受入加算及びデ

A 3 1 1 精神科救急入院料（1日に
つき）

【点数の見直し】

1 精神科救急入院料 1	
イ 30日以内の期間	3,462点
ロ 31日以上の期間	3,042点
2 精神科救急入院料 2	
イ 30日以内の期間	3,262点
ロ 31日以上の期間	2,842点

3,557点
3,125点
3,351点
2,920点

【注の見直し】

注 2 診療に係る費用（注 3 に規定する加算、第 2 節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科応急入院施設管理加算、精神科身体合併症管理加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算及びデータ提出加算並びに第 2 章第

一タ提出加算、退院時に当該指導管理を行ったことにより算定できる区分番号 C 108 に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理料、区分番号 C 108-2 に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料及び区分番号 C 109 に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、緩和ケア病棟入院料に含まれるものとする。

注 2 診療に係る費用（注 3 及び注 4 に規定する加算、第 2 節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科応急入院施設管理加算、精神科身体合併症管理加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算並びにデータ提出加算並び

8部精神科専門療法、第10部手術、第11部麻酔及び第12部放射線治療に係る費用を除く。)は、精神科救急入院料に含まれるものとする。

に第2章第8部精神科専門療法、第10部手術、第11部麻酔及び第12部放射線治療に係る費用を除く。)は、精神科救急入院料に含まれるものとする。

【注の見直し】

注3 当該病棟に入院している統合失調症の患者に対して、計画的な医学管理の下に非定型抗精神病薬による治療を行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合には、当該患者が使用した1日当たりの抗精神病薬の種類数に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 非定型抗精神病薬加算1 (2種類以下の場合) 15点

ロ 非定型抗精神病薬加算2 (イ以外の場合) 10点

注3 当該病棟に入院している統合失調症の患者に対して、計画的な医学管理の下に非定型抗精神病薬による治療を行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合には、当該患者が使用した1日当たりの抗精神病薬が2種類以下の場合に限り、非定型抗精神病薬加算として、1日につき15点を所定点数に加算する。

【注の追加】

(追加)

注4 当該病棟に入院している、別に厚生労働大臣が定める状態にある患者に対して、入院した日から起算して7日以内に、当該保険医療機関の医師、看護師、精神保健福祉士等が共同して院内標準診療計画を作成し、当該患者が入院した日から起算して60日以内に当該計画に基づき退院した場合に、院内標準診療計画加算として、退院時1回に限り200点を所定点数に加算する。

A 3 1 1-2 精神科急性期治療病棟
入院料（1日につき）

【点数の見直し】

1 精神科急性期治療病棟入院料 1		→	1,984点
イ 30日以内の期間	1,931点		1,655点
ロ 31日以上の期間	1,611点		
2 精神科急性期治療病棟入院料 2			1,881点
イ 30日以内の期間	1,831点		1,552点
ロ 31日以上の期間	1,511点		

【注の見直し】

注 2 診療に係る費用（注 3 に規定する加算、第 2 節に規定する臨床研修病院入院診療加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算（精神科急性期治療病棟入院料 1 を算定するものに限る。）、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科応急入院施設管理加算、精神科身体合併症管理加算、重度アルコール依存症入院医療管理加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算及びデータ提出加算並びに第 2 章第 8 部精神科専門療法、第 10 部手術、第 11 部麻酔及び第 12 部放射線治療に係る費用を除く。）は、精神科急性期治療病棟入院料に含まれるものとする。

注 2 診療に係る費用（注 3 から注 5 に規定する加算、第 2 節に規定する臨床研修病院入院診療加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算（精神科急性期治療病棟入院料 1 を算定するものに限る。）、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科応急入院施設管理加算、精神科身体合併症管理加算、重度アルコール依存症入院医療管理加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算及びデータ提出加算並びに第 2 章第 8 部精神科専門療法、第 10 部手術、第 11 部麻酔及び第 12 部放射線治療に係る費用を除く。）は、精神科急性期治療病棟入院料に含まれるものとする。

【注の見直し】

注 3 当該病棟に入院している統合失調症の患者 → 注 3 当該病棟に入院している統合失調症の患者

に対して、計画的な医学管理の下に非定型抗精神病薬による治療を行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合には、当該患者が使用した1日当たりの抗精神病薬の種類数に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

- | | |
|-------------------------|-----|
| イ 非定型抗精神病薬加算1（2種類以下の場合） | 15点 |
| ロ 非定型抗精神病薬加算2（イ以外の場合） | 10点 |

【注の追加】

(追加)

に対して、計画的な医学管理の下に非定型抗精神病薬による治療を行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合には、当該患者が使用した1日当たりの抗精神病薬が2種類以下の場合に限り、非定型抗精神病薬加算として、1日につき15点を所定点数に加算する。

【注の追加】

(追加)

注4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（精神科急性期治療病棟入院料1を算定する患者に限る。）については、精神科急性期医師配置加算として、1日につき500点を所定点数に加算する。

注5 当該病棟に入院している、別に厚生労働大臣が定める状態にある患者（注4に規定する加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）に対して、入院した日から起算して7日以内に、当該保険医療機関の医師、看護師、精神保健福祉士等が共同して院内標準診療計画を作成し、当該患者が入院した日から起算して60日以内に当該計画に基づき退院した場合に、院内標準診療計画加算として

A 3 1 1 - 3 精神科救急・合併症入院料（1日につき）

【点数の見直し】

- 1 30日以内の期間
2 31日以上の期間

3,462点
3,042点

3,560点
3,128点

【注の見直し】

注 2 診療に係る費用（注 3 に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科応急入院施設管理加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算及びデータ提出加算並びに第2章第8部精神科専門療法、第10部手術、第11部麻酔及び第12部放射線治療に係る費用を除く。）は、精神科救急・合併症入院料に含まれるものとする。

、退院時1回に限り200点を所定点数に加算する。

注 2 診療に係る費用（注 3 及び注 4 に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科応急入院施設管理加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算及びデータ提出加算並びに第2章第8部精神科専門療法、第10部手術、第11部麻酔及び第12部放射線治療に係る費用を除く。）は、精神科救急・合併症入院料に含まれるものとする。

【注の見直し】

注 3 当該病棟に入院している統合失調症の患者に対して、計画的な医学管理の下に非定型抗精神病薬による治療を行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合には、当該患者が使用

注 3 当該病棟に入院している統合失調症の患者に対して、計画的な医学管理の下に非定型抗精神病薬による治療を行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合には、当該患者が使用

した1日当たりの抗精神病薬の種類数に応じ
、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定
点数に加算する。

- | | |
|-----------------------------|-----|
| イ 非定型抗精神病薬加算1（2種類以下の
場合） | 15点 |
| ロ 非定型抗精神病薬加算2（イ以外の場合
） | 10点 |

した1日当たりの抗精神病薬が2種類以下の
場合に限り、非定型抗精神病薬加算として、
1日につき15点を所定点数に加算する。

【注の追加】

(追加)

注4 当該病棟に入院している、別に厚生労働大臣が定める状態にある患者に対して、入院した日から起算して7日以内に、当該保険医療機関の医師、看護師、精神保健福祉士等が共同して院内標準診療計画を作成し、当該患者が入院した日から起算して60日以内に当該計画に基づき退院した場合に、院内標準診療計画加算として、退院時1回に限り200点を所定点数に加算する。

A 3 1 1 - 4 児童・思春期精神科入
院医療管理料（1日につき）

【点数の見直し】

2,911点

→ 2,957点

A 3 1 2 精神療養病棟入院料（1日
につき）

【点数の見直し】

1,061点

→ 1,090点

【注の見直し】

注2 診療に係る費用（注3、注4及び注5に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科地域移行実施加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算及び精神科救急搬送患者地域連携受入加算、第2章第8部精神科専門療法に係る費用並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。）は、精神療養病棟入院料に含まれるものとする。

→
注2 診療に係る費用（注3から注6に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科地域移行実施加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、精神科救急搬送患者地域連携受入加算及びデータ提出加算、第2章第8部精神科専門療法に係る費用並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。）は、精神療養病棟入院料に含まれるものとする。

【注の見直し】

注3 当該病棟に入院している統合失調症の患者に対して、計画的な医学管理の下に非定型抗精神病薬による治療を行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合には、当該患者が使用した1日当たりの抗精神病薬の種類数に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定期数に加算する。

- イ 非定型抗精神病薬加算1（2種類以下の場合） 15点
- ロ 非定型抗精神病薬加算2（イ以外の場合） 10点

→
注3 当該病棟に入院している統合失調症の患者に対して、計画的な医学管理の下に非定型抗精神病薬による治療を行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合には、当該患者が使用した1日当たりの抗精神病薬が2種類以下の場合に限り、非定型抗精神病薬加算として、1日につき15点を所定期数に加算する。

【注の追加】

（追加）

→
注6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者に

【注の追加】

(追加)

について、精神保健福祉士配置加算として、1日につき30点を所定点数に加算する。

注 7 精神保健福祉士配置加算を算定した場合は、注5に規定する加算、区分番号A 2 3 0 - 2に掲げる精神科地域移行実施加算、区分番号I 0 1 1に掲げる精神科退院指導料及び区分番号I 0 1 1 - 2に掲げる精神科退院前訪問指導料は、算定しない。

A 3 1 4 認知症治療病棟入院料（1
日につき）

【点数の見直し】

1 認知症治療病棟入院料 1	
イ 30日以内の期間	1,761点
ロ 31日以上60日以内の期間	1,461点
ハ 61日以上の期間	1,171点
2 認知症治療病棟入院料 2	
イ 30日以内の期間	1,281点
ロ 31日以上60日以内の期間	1,081点
ハ 61日以上の期間	961点

1,809点
1,501点
1,203点
1,316点
1,111点
987点

【注の見直し】

注 4 診療に係る費用（注2及び注3に規定する
加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診
療加算、地域加算、離島加算、精神科措置入
院診療加算、精神科身体合併症管理加算、医

注 4 診療に係る費用（注2及び注3に規定する
加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診
療加算、地域加算、離島加算、精神科措置入
院診療加算、精神科身体合併症管理加算、医

	<p>療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、精神科救急搬送患者地域連携受入加算及び地域連携認知症集中治療加算、第2章第8部精神科専門療法に係る費用、区分番号J038に掲げる人工腎臓（入院した日から起算して60日以内の期間に限る。）並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。）は、認知症治療病棟入院料に含まれるものとする。</p>	<p>療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、精神科救急搬送患者地域連携受入加算、地域連携認知症集中治療加算並びにデータ提出加算、第2章第8部精神科専門療法に係る費用、区分番号J038に掲げる人工腎臓（入院した日から起算して60日以内の期間に限る。）並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。）は、認知症治療病棟入院料に含まれるものとする。</p>								
A 317 特定一般病棟入院料（1日につき）										
【点数の見直し】										
	<table> <tr> <td>1 特定一般病棟入院料 1</td> <td>1,103点</td> <td>→</td> <td>1,121点</td> </tr> <tr> <td>2 特定一般病棟入院料 2</td> <td>945点</td> <td></td> <td>960点</td> </tr> </table>	1 特定一般病棟入院料 1	1,103点	→	1,121点	2 特定一般病棟入院料 2	945点		960点	
1 特定一般病棟入院料 1	1,103点	→	1,121点							
2 特定一般病棟入院料 2	945点		960点							
【注の見直し】	<p>注1 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関（1病棟のものに限る。）が、一定地域で必要とされる医療を当該保険医療機関で確保するための体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。</p>	<p>注1 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関（一般病棟が1病棟のものに限る。）が、一定地域で必要とされる医療を当該保険医療機関で確保するための体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。</p>								
【注の見直し】	<p>注3 当該患者が他の保険医療機関から転院して</p>	<p>注3 当該患者が他の保険医療機関から転院して</p>								

きた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号 A 2 3 8 – 3 に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り 2,000 点を所定点数に加算する。

【注の見直し】

注 6 当該病棟においては、第 2 節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、総合入院体制加算、臨床研修病院入院診療加算、救急医療管理加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、在宅患者緊急入院診療加算、診療録管理体制加算、医師事務作業補助体制加算、乳幼児加算・幼児加算、難病等特別入院診療加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、看護配置加算、看護補助加算、地域加算、離島加算、療養環境加算、H I V 感染者療養環境特別加算、二類感染症患者療養環境特別加算、重症者等療養環境特別加算、小児療養環境特別加算、無菌治療室管理加算、放射線治療病室管理加算、緩和ケア診療加算、精神科リエゾンチーム加算、強度行動障害入院医療管理加算、重度アルコール依存症入院医療管理加算、摂食障害入院医療管理加算、がん診療連携拠点病院加算、栄養サポートチーム加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加

きた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号 A 2 3 8 – 3 に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算 1 又は新生児特定集中治療室退院調整加算 2 を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り 2,000 点を所定点数に加算する。

注 6 当該病棟においては、第 2 節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、総合入院体制加算、臨床研修病院入院診療加算、救急医療管理加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、在宅患者緊急入院診療加算、診療録管理体制加算、医師事務作業補助体制加算、乳幼児加算・幼児加算、難病等特別入院診療加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、看護配置加算、看護補助加算、地域加算、離島加算、療養環境加算、H I V 感染者療養環境特別加算、二類感染症患者療養環境特別加算、重症者等療養環境特別加算、小児療養環境特別加算、無菌治療室管理加算、放射線治療病室管理加算、緩和ケア診療加算、精神科リエゾンチーム加算、強度行動障害入院医療管理加算、重度アルコール依存症入院医療管理加算、摂食障害入院医療管理加算、がん診療連携拠点病院加算、栄養サポートチーム加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加

算、ハイリスク妊娠管理加算、ハイリスク分娩管理加算、退院調整加算、新生児特定集中治療室退院調整加算、救急搬送患者地域連携紹介加算、救急搬送患者地域連携受入加算、総合評価加算、呼吸ケアチーム加算及び後発医薬品使用体制加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

【注の見直し】

注7 当該病棟の病室のうち、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものに入院する患者（注9に規定する患者を除く。）に対し、必要があつて亜急性期入院医療管理が行われた場合には、注1から注6までの規定にかかわらず、当該病室に入院した日から起算して60日を限度として、1,761点を算定する。ただし、当該病室に入院した患者が算定要件に該当しない場合は、区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の注2に規定する特別入院基本料の例により算定する。

【注の見直し】

注8 注7本文の規定により所定点数を算定する場合においては、診療に係る費用（第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科リエゾンチーム加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充

算、ハイリスク妊娠管理加算、ハイリスク分娩管理加算、退院調整加算、新生児特定集中治療室退院調整加算、救急搬送患者地域連携紹介加算、救急搬送患者地域連携受入加算、総合評価加算、呼吸ケアチーム加算、後発医薬品使用体制加算及びデータ提出加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

注7 当該病棟の病室のうち、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものに入院する患者に対し、必要があつて地域包括ケア入院医療管理が行われた場合には、注1から注6までの規定にかかわらず、当該病室に入院した日から起算して60日を限度として、それぞれ2,191点又は1,760点を算定する。ただし、当該病室に入院した患者が算定要件に該当しない場合は、区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の注2に規定する特別入院基本料の例により算定する。

注8 注7本文の規定により所定点数を算定する場合においては、診療に係る費用（区分番号A308-3に掲げる地域包括ケア病棟入院料の注3から注5までに規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助

実加算、救急搬送患者地域連携受入加算及び総合評価加算、第2章第1部医学管理等、第2部在宅医療、第7部リハビリテーション、第8部精神科専門療法、第9部処置（所定点数（第1節に掲げるものに限る。）が1,000点を超えるものに限る。）、第10部手術、第11部麻酔並びに第12部放射線治療に係る費用並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、当該所定点数に含まれるものとする。

体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、救急搬送患者地域連携受入加算及びデータ提出加算、区分番号B005-3に掲げる地域連携診療計画退院時指導料（I）、第2章第2部在宅医療、区分番号H004に掲げる摂食機能療法、区分番号J038に掲げる人工腎臓並びに別に厚生労働大臣が定める除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、当該所定点数に含まれるものとする。

【注の削除】

注9 当該病棟の病室のうち、注7の規定により地方厚生局長等に届け出た病室に入院する患者であって区分番号H001に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料又は区分番号H002に掲げる運動器リハビリテーション料を算定したことがある患者について、亜急性期入院医療管理が行われた場合には、注1から注6までの規定にかかわらず、当該病室に入院した日から起算して60日を限度として、1,661点を算定する。ただし、当該病室に入院した患者が算定要件に該当しない場合は、区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の注2に規定する特別入院基本料の例により算定する。

→ (削除)

【注の削除】

注10 注9本文の規定により所定点数を算定する場合においては、診療に係る費用（注11に規

→ (削除)

定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算及び救急搬送患者地域連携受入加算、区分番号B005-3に掲げる地域連携診療計画退院時指導料(I)、第2章第2部在宅医療、第7部リハビリテーションの費用、区分番号J038に掲げる人工腎臓並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。)は、当該所定点数に含まれるものとする。

【注の削除】

注11 注9本文の規定により所定点数を算定する場合においては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者については、リハビリテーション提供体制加算として、1日につき所定点数に50点を加算する。

(削除)

第4節 短期滞在手術基本料

A400 短期滞在手術基本料

【名称の見直し】

短期滞在手術基本料

短期滞在手術等基本料

【項目の見直し】

1 短期滞在手術基本料1(日帰りの場合)

1 短期滞在手術等基本料1(日帰りの場合)

<p style="text-align: right;">2,800点</p> <p>2 短期滞在手術基本料2（1泊2日の場合） 4,822点 (生活療養を受ける場合にあっては、4,794点)</p> <p>3 短期滞在手術基本料3（4泊5日までの場合） 5,703点 (生活療養を受ける場合にあっては、5,633点)</p>	<p style="text-align: right;">2,856点</p> <p>2 短期滞在手術等基本料2（1泊2日の場合） 4,918点 (生活療養を受ける場合にあっては、4,890点)</p> <p>3 短期滞在手術等基本料3（4泊5日までの場合） イ D237 終夜睡眠ポリグラフィー 1 携帯用装置を使用した場合 16,773点 (生活療養を受ける場合にあっては、16,702点) ロ D237 終夜睡眠ポリグラフィー 2 多点感圧センサーを有する睡眠評価装置を使用した場合 9,383点 (生活療養を受ける場合にあっては、9,312点) ハ D237 終夜睡眠ポリグラフィー 3 1及び2以外の場合 9,638点 (生活療養を受ける場合にあっては、9,567点) ニ D291-2 小児食物アレルギー負荷検査 6,130点 (生活療養を受ける場合にあっては、6,059点) ホ D413 前立腺針生検法 11,737点 (生活療養を受ける場合にあっては、11,666点) ヘ K008 腋臭症手術 2 皮膚有毛部切除術 17,485点 (生活療養を受ける場合にあっては、17,414点) ト K093-2 関節鏡下手根管開放手術 20,326点 (生活療養を受ける場合にあっては、20,255点) チ K196-2 胸腔鏡下交感神経節切除術（両側） 43,479点 (生活療養を受ける場合にあっては、43,408点)</p>
--	---

リ K 2 8 2 水晶体再建術 1 眼内レンズ を挿入する場合 ロ その他のもの	
	27, 093点
(生活療養を受ける場合にあっては、27, 022点)	
ヌ K 2 8 2 水晶体再建術 2 眼内レンズ を挿入しない場合	21, 632点
(生活療養を受ける場合にあっては、21, 561点)	
ル K 4 7 4 乳腺腫瘍摘出術 1 長径 5 セ ンチメートル未満	20, 112点
(生活療養を受ける場合にあっては、20, 041点)	
ヲ K 6 1 7 下肢静脈瘤手術 1 抜去切除 術	27, 311点
(生活療養を受ける場合にあっては、27, 240点)	
ワ K 6 1 7 下肢静脈瘤手術 2 硬化療法 (一連として)	9, 850点
(生活療養を受ける場合にあっては、9, 779点)	
カ K 6 1 7 下肢静脈瘤手術 3 高位結紮 術	12, 371点
(生活療養を受ける場合にあっては、12, 300点)	
ヨ K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニ ア (15歳未満に限る。)	29, 093点
(生活療養を受ける場合にあっては、29, 022点)	
タ K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニ ア (15歳以上に限る。)	24, 805点
(生活療養を受ける場合にあっては、24, 734点)	
レ K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (両 側) (15歳未満に限る。)	56, 183点
(生活療養を受ける場合にあっては、56, 112点)	
ゾ K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (両 側) (15歳以上に限る。)	51, 480点

【注の見直し】

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める手術を行った場合（同一の日に入院及び退院した場合に限る。）は短期滞在手術基本料 1 を、別に厚生労働大臣が定める手術を行った場合（入院した日の翌日までに退院した場合に限る。）は短期滞在手術基本料 2

(生活療養を受ける場合にあっては、51,409点)
ツ K 7 2 1 内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術 1 長径 2 センチメートル未満
14,661点
(生活療養を受ける場合にあっては、14,590点)
ネ K 7 2 1 内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術 2 長径 2 センチメートル以上
18,932点
(生活療養を受ける場合にあっては、18,861点)
ナ K 7 4 3 痢核手術（脱肛を含む。） 2
硬化療法（四段階注射法によるもの）
13,410点
(生活療養を受ける場合にあっては、13,339点)
ラ K 8 6 7 子宮頸部（膣部）切除術
18,400点
(生活療養を受ける場合にあっては、18,329点)
ム K 8 7 3 子宮鏡下子宮筋腫摘出術
35,524点
(生活療養を受ける場合にあっては、35,453点)

→ 注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める手術を行った場合（同一の日に入院及び退院した場合に限る。）は短期滞在手術等基本料 1 を、別に厚生労働大臣が定める手術を行った場合（入院した日の翌日までに退院した場合に限る。）は短期滞在手術等基本

	<p>を算定する。ただし、当該患者が同一の疾病又は負傷につき、退院の日から起算して7日以内に再入院した場合は、当該基本料は算定しない。</p>		<p>料2を算定する。ただし、当該患者が同一の疾病又は負傷につき、退院の日から起算して7日以内に再入院した場合は、当該基本料は算定しない。</p>
【注の見直し】	<p>注2 保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める手術を行った場合（入院した日から起算して5日までの期間に限る。）は、短期滞在手術基本料3を算定する。ただし、当該患者が同一の疾病につき、退院の日から起算して7日以内に再入院した場合は、当該基本料は算定しない。</p>	→	<p>注2 保険医療機関（診療所を除く。）において、当該手術を行った場合（入院した日から起算して5日までの期間に限る。）は、短期滞在手術等基本料3を算定する。ただし、当該患者が同一の疾病につき、退院の日から起算して7日以内に再入院した場合は、当該基本料は算定しない。</p>
【注の見直し】	<p>注3 第2章第3部検査、第4部画像診断及び第11部麻酔のうち次に掲げるものは、短期滞在手術基本料1に含まれるものとする。 イ～ヲ （略）</p>	→	<p>注3 第2章第3部検査、第4部画像診断及び第11部麻酔のうち次に掲げるものは、短期滞在手術等基本料1に含まれるものとする。 イ～ヲ （略）</p>
【注の見直し】	<p>注4 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第4部画像診断及び第11部麻酔のうち次に掲げるものは、短期滞在手術基本料2に含まれるものとする。 イ （略） ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、地域加算、離島加算及びがん診療連携拠点病院加算を除く。）</p>	→	<p>注4 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第4部画像診断及び第11部麻酔のうち次に掲げるものは、短期滞在手術等基本料2に含まれるものとする。 イ （略） ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、地域加算、離島加算、がん診療連携拠点病院加算及びデータ提出加算を除く。）</p>

【注の見直し】

ハ (略)

注5 第1章基本診療料、第2章第1部医学管理等、第3部検査、第4部画像診断、第5部投薬、第6部注射、第7部リハビリテーション、第8部精神科専門療法、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、短期滞在手術基本料3に含まれるものとする。

イ 入院基本料（特別入院基本料等を除く。）

ロ 入院基本料等加算（区分番号A204-2に掲げる臨床研修病院入院診療加算、区分番号A218に掲げる地域加算、区分番号A218-2に掲げる離島加算、区分番号A234に掲げる医療安全対策加算、区分番号A234-2に掲げる感染防止対策加算、区分番号A234-3に掲げる患者サポート体制充実加算及び区分番号A245に掲げるデータ提出加算を除く。）

ハ 医学管理等（区分番号B001-4に掲げる手術前医学管理料及び区分番号B001-5に掲げる手術後医学管理料に限る。）

ニ 検査（区分番号D206、D295からD325まで及びD401からD419までに掲げる検査を除く。）

ホ 画像診断（第2章第4部通則第4号及び第6号に規定する画像診断管理加算1並びに同部通則第5号及び第7号に規定する画

ハ (略)

注5 第1章基本診療料及び第2章特掲診療料に掲げるものは、短期滞在手術等基本料3に含まれるものとする。



像診断管理加算2並びに区分番号E003
の3に掲げる動脈造影カテーテル法（イに
限る。）を除く。）

- ヘ 投薬（除外薬剤・注射薬を除く。）
- ト 注射（除外薬剤・注射薬を除く。）
- チ リハビリテーション（薬剤料に限る。）
- リ 精神科専門療法（薬剤料に限る。）
- ヌ 処置（1,000点未満のものに限る。）
- ル 病理診断（第2章第13部第1節の病理標
本作製料に限る。）

項 目	現 行	改 正 案
第2章 特掲診療料		
第1部 医学管理等		
B 0 0 1 特定疾患治療管理料		
10 入院栄養食事指導料		
【名称の見直し】	入院栄養食事指導料	→ 入院栄養食事指導料（週1回）
【項目の見直し】	130点	→ イ 入院栄養食事指導料1 130点 ロ 入院栄養食事指導料2 125点
【注の見直し】	注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関において、入院中の患者であって、別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とするものに対して、医師の指示に基づき管理栄養士が具体的な献立によって指導を行った場合に、入院中2回を限度として算定する。	→ 注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関において、入院中の患者であって、別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とするものに対して、医師の指示に基づき管理栄養士が具体的な献立によって指導を行った場合に、入院中2回を限度として算定する。
【注の追加】	(追加)	→ 注2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関（診療所に限る。）において、入院中の患者であって、別に厚

12 心臓ペースメーカー指導管理料

【項目の見直し】

- イ 遠隔モニタリングによる場合
ロ イ以外の場合

550点
360点

- イ 遠隔モニタリングによる場合 550点
ロ 着用型自動除細動器による場合 360点
ハ イ又はロ以外の場合 360点

【注の見直し】

注1 体内植込式心臓ペースメーカー等を使用している患者であって入院中の患者以外のものに対して、療養上必要な指導を行った場合に、イにあっては4月に1回に限り、ロにあっては1月に1回に限り算定する。ただし、イを算定する患者について、算定した月以外の月において、当該患者の急性増悪により必要な指導を行った場合には、1月に1回に限りロを算定する。

注1 体内植込式心臓ペースメーカー等を使用している患者（イ及びハについては入院中の患者以外のものに限る。）に対して、療養上必要な指導を行った場合に、イにあっては4月に1回に限り、ロ及びハにあっては1月に1回に限り算定する。ただし、イを算定する患者について、算定した月以外の月において、当該患者の急性増悪により必要な指導を行った場合には、1月に1回に限りハを算定する。

【注の追加】

(追加)

注4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該患者（ロを算定する場合に限る。）に対して、植込型除細

15 慢性維持透析患者外来医学管理料

【点数の見直し】

2,305点 → 2,250点

【注の見直し】

注2 第3部検査及び第4部画像診断のうち次に掲げるものは所定点数に含まれるものとし、また、区分番号D026に掲げる尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査(I)判断料、生化学的検査(II)判断料又は免疫学的検査判断料は別に算定できないものとする。

イ～ハ (略)

ニ 血液形態・機能検査

赤血球沈降速度（E S R）、網赤血球数、末梢血液一般検査、末梢血液像（自動機械法）、末梢血液像（鏡検法）

ホ (略)

ヘ 血液化学検査

総ビリルビン、総蛋白、膠質反応、アルブミン、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ（LD

動器の適応の可否が確定するまでの期間等に使用する場合に限り、初回算定日の属する月から起算して3月を限度として、月1回限り、植込型除細動器移行期加算として、23,830点を所定点数に加算する。

注2 第3部検査及び第4部画像診断のうち次に掲げるものは所定点数に含まれるものとし、また、区分番号D026に掲げる尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査(I)判断料、生化学的検査(II)判断料又は免疫学的検査判断料は別に算定できないものとする。

イ～ハ (略)

ニ 血液形態・機能検査

赤血球沈降速度（E S R）、網赤血球数、末梢血液一般検査、末梢血液像（自動機械法）、末梢血液像（鏡検法）、ヘモグロビンA1c（HbA1c）

ホ (略)

ヘ 血液化学検査

総ビリルビン、総蛋白、膠質反応、アルブミン、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ（LD

)、アルカリホスファターゼ (A L P)、コリンエステラーゼ (ChE)、アミラーゼ、 γ -グルタミルトランスフェラーゼ (γ -G T)、ロイシンアミノペプチダーゼ (L A P)、クレアチニナーゼ (C K)、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、鉄 (F e)、マグネシウム、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ (A S T)、アラニンアミノトランスフェラーゼ (A L T)、遊離脂肪酸、グリコアルブミン、1, 5-アンヒドロ-D-グルシトール (1, 5 A G)、1, 25-ジヒドロキシビタミンD 3、H D L-コレステロール、L D L-コレステロール、不飽和鉄結合能 (U I B C)、総鉄結合能 (T I B C)、蛋白分画、血液ガス分析、アルミニウム (A 1)、フェリチン半定量、フェリチン定量、シスタチンC、ペントシジン

ト (略)

チ 感染症免疫学的検査

梅毒血清反応 (S T S) 定性、梅毒血清反応 (S T S)

リ～ワ (略)

)、アルカリホスファターゼ (A L P)、コリンエステラーゼ (ChE)、アミラーゼ、 γ -グルタミルトランスフェラーゼ (γ -G T)、ロイシンアミノペプチダーゼ (L A P)、クレアチニナーゼ (C K)、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、鉄 (F e)、マグネシウム、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ (A S T)、アラニンアミノトランスフェラーゼ (A L T)、遊離脂肪酸、グリコアルブミン、1, 5-アンヒドロ-D-グルシトール (1, 5 A G)、1, 25-ジヒドロキシビタミンD 3、H D L-コレステロール、L D L-コレステロール、不飽和鉄結合能 (U I B C) (R I A法)、総鉄結合能 (U I B C) (比色法)、総鉄結合能 (T I B C) (R I A法)、総鉄結合能 (T I B C) (比色法)、蛋白分画、血液ガス分析、アルミニウム (A 1)、フェリチン半定量、フェリチン定量、シスタチンC、ペントシジン

ト (略)

チ 感染症免疫学的検査

梅毒血清反応 (S T S) 定性、梅毒血清反応 (S T S) 半定量、梅毒血清反応 (S T S) 定量

リ～ワ (略)

23 がん患者カウンセリング料

【名称の見直し】

がん患者カウンセリング料

→ がん患者指導管理料

【項目の見直し】

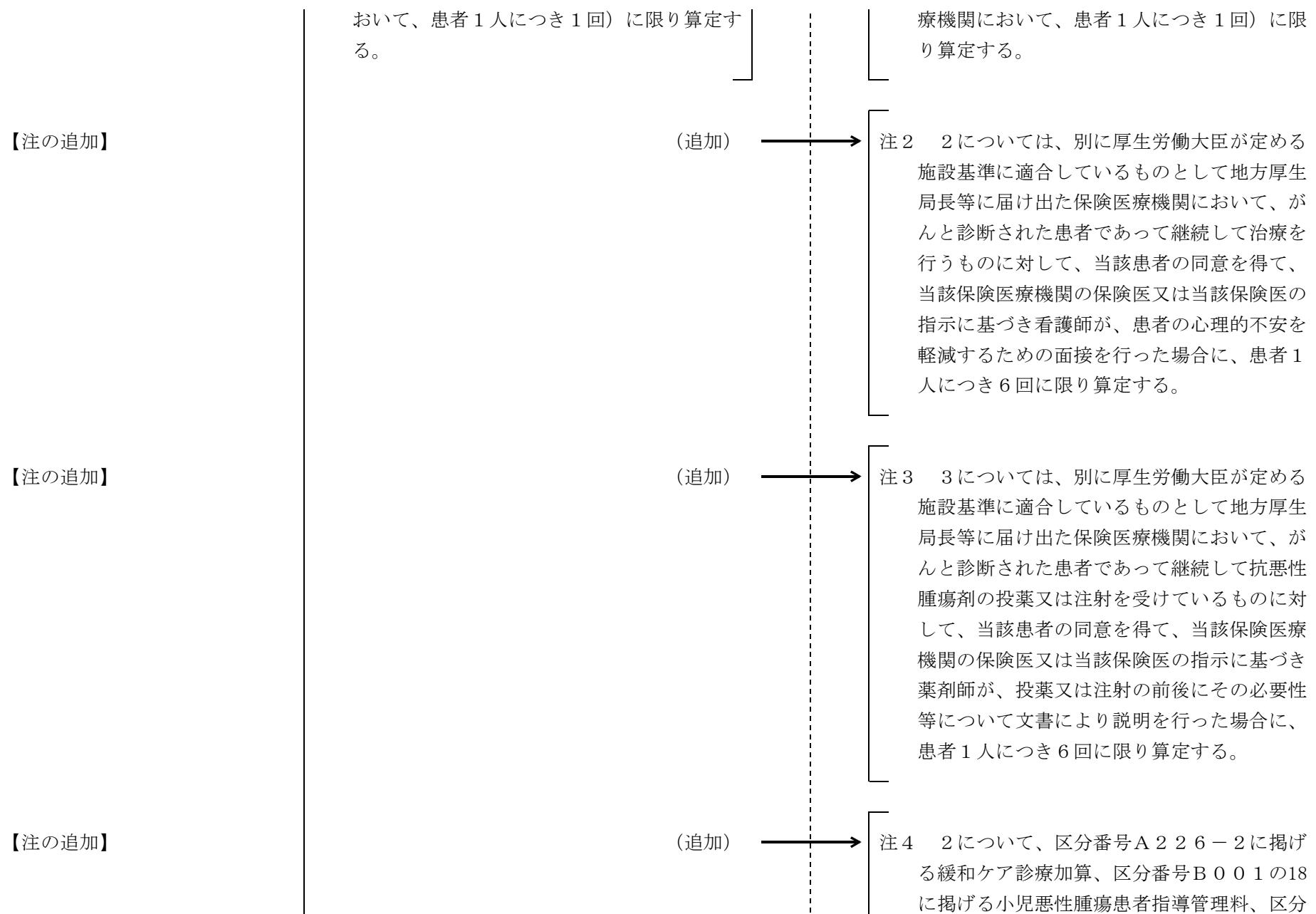
500点

- [
- 1 医師が看護師と共同して診療方針等について話し合い、その内容を文書等により提供した場合 500点
 - 2 医師又は看護師が心理的不安を軽減するための面接を行った場合 200点
 - 3 医師又は薬剤師が抗悪性腫瘍剤の投薬又は注射の必要性等について文書により説明を行った場合 200点
-] →

【注の見直し】

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がんと診断された患者であって継続して治療を行うものに対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医が看護師と共同して、診療方針等について十分に話し合い、その内容を文書等により提供した場合に、患者1人につき1回（当該患者について区分番号B005-6に掲げるがん治療連携計画策定料を算定した保険医療機関及び区分番号B005-6-2に掲げるがん治療連携指導料を算定した保険医療機関が、それぞれ当該カウンセリングを実施した場合には、それぞれの保険医療機関に

注 1 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がんと診断された患者であって継続して治療を行うものに対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医が看護師と共同して、診療方針等について十分に話し合い、その内容を文書等により提供した場合に、患者1人につき1回（当該患者について区分番号B005-6に掲げるがん治療連携計画策定料を算定した保険医療機関及び区分番号B005-6-2に掲げるがん治療連携指導料を算定した保険医療機関が、それぞれ当該指導管理を実施した場合には、それぞれの保険医



		番号B001の22に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料又は区分番号B001の24に掲げる外来緩和ケア管理料は、別に算定できない。
【注の追加】	(追加)	注5 3について、区分番号B001の18に掲げる小児悪性腫瘍患者指導管理料、区分番号B008に掲げる薬剤管理指導料、区分番号F100に掲げる処方料の注7に規定する加算又は区分番号F400に掲げる処方せん料の注6に規定する加算は、別に算定できない。
24 外来緩和ケア管理料	(追加)	注4 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものについては、注1に規定する届出の有無にかかわらず、所定点数に代えて、外来緩和ケア管理料（特定地域）として、150点を算定する。
【注の追加】	(追加)	注4 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設
27 糖尿病透析予防指導管理料	(追加)	
【注の追加】	(追加)	

B 0 0 1 – 2 小児科外来診療料
(1 日につき)

【点数の見直し】

1 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合	→	572点
イ 初診時	560点	383点
ロ 再診時	670点	493点
2 1以外の場合		
イ 初診時	670点	682点
ロ 再診時	490点	

【注の見直し】

注2 区分番号A 0 0 1に掲げる再診料の注8に規定する場合又は第2部第2節第1款在宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料を算定している場合については、算定しない。

→ 注2 区分番号A 0 0 1に掲げる再診料の注9に規定する場合、第2部第2節第1款在宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料を算定している場合又は別に厚生労働大臣が定める薬剤を投与している場合については、算定しない。

基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものについては、注1に規定する届出の有無にかかわらず、所定点数に代えて、糖尿病透析予防指導管理料（特定地域）として、175点を算定する。

B 0 0 1 - 2 - 6 夜間休日救急搬送
医学管理料

【注の追加】

(追加)

注 2 急性薬毒物中毒（アルコール中毒を除く。）と診断された患者又は過去 6 月以内に精神科受診の既往がある患者に対して必要な医学管理を行った場合には、精神科疾患患者等受入加算として、400点を所定点数に加算する。

B 0 0 1 - 2 - 7 外来リハビリテーション診療料

【点数の見直し】

- 1 外来リハビリテーション診療料 1
- 2 外来リハビリテーション診療料 2

69点
104点

72点
109点

B 0 0 1 - 2 - 8 外来放射線照射診療料

【点数の見直し】

280点 → 292点

【新設】

(新設)

B 0 0 1 - 2 - 9 地域包括診療料（月 1 回）
1,503点

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（許可病床数が200床未満の病院又は診療所に限る。）において、脂質異常症、高血圧症、糖尿病又は認知症のうち 2

B 0 0 1 – 3 生活習慣病管理料

【注の見直し】

注 2 生活習慣病管理を受けている患者に対して
行った第 1 部医学管理等（区分番号 B 0 0 1
の 20 に掲げる糖尿病合併症管理料及び区分番

以上の疾患有する入院中の患者以外の患者
に対して、患者の同意を得て、療養上必要な
指導及び診療を行った場合（初診の日を除
く。）に、患者 1 人につき月 1 回に限り算定
する。

注 2 地域包括診療を受けている患者に対して行
った区分番号 A 0 0 1 に掲げる再診料の注 5
から注 8 までに規定する加算、区分番号 B 0
0 1 – 2 – 2 に掲げる地域連携小児夜間・休
日診療料、区分番号 B 0 1 0 に掲げる診療情
報提供料(Ⅱ)、第 2 章第 2 部在宅医療（区分番
号 C 0 0 1 に掲げる在宅患者訪問診療料、区
分番号 C 0 0 2 に掲げる在宅時医学総合管理
料及び区分番号 C 0 0 2 – 2 に掲げる特定施
設入居時等医学総合管理料を除く。）及び第
5 部投薬（区分番号 F 1 0 0 に掲げる処方料
及び区分番号 F 4 0 0 に掲げる処方せん料を
除く。）を除く費用は、地域包括診療料に含
まれるものとする。ただし、患者の病状の急
性増悪時に実施した検査、画像診断及び処置
に係る費用は、所定点数が 550 点未満のもの
に限り、当該診療料に含まれるものとする。

	号B 0 0 1 の27に掲げる糖尿病透析予防指導管理料を除く。）、第3部検査、第5部投薬、第6部注射及び第13部病理診断の費用は、生活習慣病管理料に含まれるものとする。	分番号B 0 0 1 の22に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料、区分番号B 0 0 1 の24に掲げる外来緩和ケア管理料及び区分番号B 0 0 1 の27に掲げる糖尿病透析予防指導管理料を除く。）、第3部検査、第5部投薬、第6部注射及び第13部病理診断の費用は、生活習慣病管理料に含まれるものとする。
【新設】	(新設) →	B 0 0 1 - 8 脊ヘルニア圧迫指導管理料 100点 注 保険医療機関において、医師が1歳未満の乳児に対する脊ヘルニアについて療養上の必要な指導を行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。
【新設】	(新設) →	B 0 0 5 - 1 - 3 介護保険リハビリテーション 移行支援料 500点 注 入院中の患者以外の患者（区分番号H 0 0 1 の注4又は注5並びに区分番号H 0 0 2 の注4又は注5を算定する者に限る。）に対して、患者の同意を得て、医師又は医師の指示を受けた看護師、社会福祉士等が介護支援専門員等と連携し、当該患者を介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション等に移行した場合に、患者1人につき1回を限度として算定する。

B 0 0 9 診療情報提供料(I)

【注の見直し】

注 6 保険医療機関が、認知症の状態にある患者について、診断に基づき認知症疾患医療センター等での鑑別診断等の必要を認め、当該患者又はその家族の同意を得て、認知症疾患医療センター等に対して診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合に、患者 1 人につき月 1 回に限り算定する。

→

注 6 保険医療機関が、認知症の状態にある患者について、診断に基づき認知症に関する専門の保険医療機関等での鑑別診断等の必要を認め、当該患者又はその家族の同意を得て、認知症に関する専門の保険医療機関等に対して診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合に、患者 1 人につき月 1 回に限り算定する。

【注の追加】

(追加)

→

注13 保険医療機関が、患者の口腔機能の管理の必要を認め、歯科診療を行う他の保険医療機関に対して、患者又はその家族の同意を得て、診療情報を示す文書を添えて、患者の紹介を行った場合は、歯科医療機関連携加算として、100点を所定点数に加算する。

項 目	現 行	改 正 案
第2章 特掲診療料		
第2部 在宅医療		
第1節 在宅患者診療・指導料		
C 0 0 0 往診料		
【注の追加】	(追加) →	注6 注1の口については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関の保険医が行った場合は、在宅療養実績加算として、75点を更に所定点数に加算する。
C 0 0 1 在宅患者訪問診療料（1日につき）		
【点数の見直し】	1 同一建物居住者以外の場合 830点 2 同一建物居住者の場合 <ul style="list-style-type: none"> イ 特定施設等に入居する者の場合 400点 ロ イ以外の場合 200点 	833点 203点 103点
【注の見直し】	注6 在宅で死亡した患者（往診又は訪問診療を行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した患者を含む。）に対してその死亡日及び死亡	注6 在宅で死亡した患者（往診又は訪問診療を行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した患者を含む。）に対してその死亡日及び死亡

C 0 0 2 在宅時医学総合管理料（月
1回）

【項目の見直し】

1 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院で
あって別に厚生労働大臣が定めるものの場合
イ 病床を有する場合

(1) 保険薬局において調剤を受けるために処
方せんを交付する場合 5,000点

(2) 処方せんを交付しない場合 5,300点

ロ 病床を有しない場合

(1) 保険薬局において調剤を受けるために処
方せんを交付する場合 4,600点

(2) 処方せんを交付しない場合

イ～ハ（略）

日前14日以内に、2回以上の往診又は訪問診
療を実施した場合には、在宅ターミナルケア
加算として、次に掲げる点数を、それぞれ所
定点数に加算する。ただし、ロについては、
別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合す
るものとして地方厚生局長等に届け出た保険
医療機関が行った場合は、在宅療養実績加算
として、750点を更に所定点数に加算する。
イ～ハ（略）

→ 1 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院で
あって別に厚生労働大臣が定めるものの場合
イ 病床を有する場合

(1) 保険薬局において調剤を受けるために処
方せんを交付する場合

① 同一建物居住者以外の場合 5,000点

② 同一建物居住者の場合 1,200点

(2) 処方せんを交付しない場合

① 同一建物居住者以外の場合 5,300点

② 同一建物居住者の場合 1,500点

ロ 病床を有しない場合

(1) 保険薬局において調剤を受けるために処
方せんを交付する場合

① 同一建物居住者以外の場合 4,600点

② 同一建物居住者の場合 1,100点

(2) 処方せんを交付しない場合

		4,900点		
2 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院 (1に規定するものを除く。) の場合			① 同一建物居住者以外の場合 4,900点	
イ 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合	4,200点		② 同一建物居住者の場合 1,400点	
ロ 処方せんを交付しない場合	4,500点		2 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院 (1に規定するものを除く。) の場合	
3 1及び2に掲げるもの以外の場合			イ 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合	
イ 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合	2,200点		(1) 同一建物居住者以外の場合 4,200点	
ロ 処方せんを交付しない場合	2,500点		(2) 同一建物居住者の場合 1,000点	
			ロ 処方せんを交付しない場合	
			(1) 同一建物居住者以外の場合 4,500点	
			(2) 同一建物居住者の場合 1,300点	
			3 1及び2に掲げるもの以外の場合	
			イ 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合	
			(1) 同一建物居住者以外の場合 3,150点	
			(2) 同一建物居住者の場合 760点	
			ロ 処方せんを交付しない場合	
			(1) 同一建物居住者以外の場合 3,450点	
			(2) 同一建物居住者の場合 1,060点	

【注の追加】

(追加)

注6 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が行った場合は、在宅療養実績加算として、同一建物居住者以外の場合は300点、同一建物居住者の場合は75点をそれぞれ所定点数に加算する。

C 0 0 2 - 2 特定施設入居時等医学
総合管理料（月 1 回）

【項目の見直し】

- 1 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であって別に厚生労働大臣が定めるものの場合
イ 病床を有する場合
- (1) 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合 3,600点
- (2) 処方せんを交付しない場合 3,900点
- ロ 病床を有しない場合
- (1) 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合 3,300点
- (2) 処方せんを交付しない場合 3,600点
- 2 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院（1に規定するものを除く。）の場合
イ 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合 3,000点
- ロ 処方せんを交付しない場合 3,300点

- 1 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であって別に厚生労働大臣が定めるものの場合
イ 病床を有する場合
- (1) 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合
- ① 同一建物居住者以外の場合 3,600点
- ② 同一建物居住者の場合 870点
- (2) 処方せんを交付しない場合
- ① 同一建物居住者以外の場合 3,900点
- ② 同一建物居住者の場合 1,170点
- ロ 病床を有しない場合
- (1) 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合
- ① 同一建物居住者以外の場合 3,300点
- ② 同一建物居住者の場合 800点
- (2) 処方せんを交付しない場合
- ① 同一建物居住者以外の場合 3,600点
- ② 同一建物居住者の場合 1,100点
- 2 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院（1に規定するものを除く。）の場合
イ 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合
- (1) 同一建物居住者以外の場合 3,000点
- (2) 同一建物居住者の場合 720点
- ロ 処方せんを交付しない場合
- (1) 同一建物居住者以外の場合 3,300点

- 3 1及び2に掲げるもの以外の場合
- イ 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合 1,500点
 - ロ 処方せんを交付しない場合 1,800点

【注の追加】

(追加)

- (2) 同一建物居住者の場合 1,020点
- 3 1及び2に掲げるもの以外の場合

 - イ 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合
 - (1) 同一建物居住者以外の場合 2,250点
 - (2) 同一建物居住者の場合 540点
 - ロ 処方せんを交付しない場合
 - (1) 同一建物居住者以外の場合 2,550点
 - (2) 同一建物居住者の場合 840点

C 0 0 3 在宅がん医療総合診療料
(1日につき)

【注の追加】

(追加)

注 6 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が行った場合は、在宅療養実績加算として、同一建物居住者以外の場合は225点、同一建物居住者の場合は56点をそれぞれ所定点数に加算する。

注 5 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が行った場合は、在宅療養実績加算として、110点を所定点数に加算する。

C 0 0 5 在宅患者訪問看護・指導料
(1日につき)

【注の見直し】

注1 1及び2については、保険医療機関が、在宅で療養を行っている患者（当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同日に訪問看護・指導を行う場合の当該患者（以下この区分番号及び区分番号C 0 0 5－1－2において「同一建物居住者」という。）を除く。注8及び注9において同じ。）であって通院が困難なものに対して、診療に基づく訪問看護計画により、保健師、助産師若しくは看護師又は准看護師を訪問させて看護又は療養上必要な指導を行った場合に、当該患者1人について日単位で算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者以外の患者については、区分番号C 0 0 5－1－2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料（3を除く。）又は区分番号I 0 1 2に掲げる精神科訪問看護・指導料を算定する日と合わせて週3日（保険医療機関が、診療に基づき患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護・指導を行う必要を認めて、訪問看護・指導を行う場合にあっては、1月に1回に限り、週7日（当該診療の日から起算して14日以内の期間に行われる場合に限る。））を限度とする。

→

注1 1及び2については、保険医療機関が、在宅で療養を行っている患者（当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同日に訪問看護・指導を行う場合の当該患者（以下この区分番号及び区分番号C 0 0 5－1－2において「同一建物居住者」という。）を除く。注8及び注9において同じ。）であって通院が困難なものに対して、診療に基づく訪問看護計画により、保健師、助産師若しくは看護師又は准看護師を訪問させて看護又は療養上必要な指導を行った場合に、当該患者1人について日単位で算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者以外の患者については、区分番号C 0 0 5－1－2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料（3を除く。）又は区分番号I 0 1 2に掲げる精神科訪問看護・指導料を算定する日と合わせて週3日（保険医療機関が、診療に基づき患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護・指導を行う必要を認めて、訪問看護・指導を行う場合にあっては、1月に1回（別に厚生労働大臣が定めるものについては、月2回）に限り、週7日（当該診療の日から起算して14日以内の期間に行われる場合に限る。））を限度とする。

【注の見直し】

注3 1及び2については、注1ただし書に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者又は同注ただし書の規定に基づき週7日を限度として所定点数を算定する患者に対して、当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医が必要と認めて、1日に2回又は3回以上訪問看護・指導を実施した場合は、所定点数にそれぞれ450点又は800点を加算する。

→

注3 1及び2については、注1ただし書に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者又は同注ただし書の規定に基づき週7日を限度として所定点数を算定する患者に対して、当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医が必要と認めて、1日に2回又は3回以上訪問看護・指導を実施した場合は、難病等複数回訪問加算として、それぞれ所定点数に450点又は800点を加算する。

C 0 0 5 - 1 - 2 同一建物居住者訪問看護・指導料（1日につき）

【項目の見直し】

1 保健師、助産師又は看護師（3の場合を除く。）による場合	
イ 週3日目まで	430点
ロ 週4日目以降	530点
2 准看護師による場合	
イ 週3日目まで	380点
ロ 週4日目以降	480点

1 保健師、助産師又は看護師（3の場合を除く。）による場合	
イ 同一日に2人	
(1) 週3日目まで	555点
(2) 週4日目以降	655点
ロ 同一日に3人以上	
(1) 週3日目まで	278点
(2) 週4日目以降	328点
2 准看護師による場合	
イ 同一日に2人	
(1) 週3日目まで	505点
(2) 週4日目以降	605点
ロ 同一日に3人以上	
(1) 週3日目まで	253点

3 悪性腫瘍の患者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合

1,285点

(2) 週4日目以降

303点

3 悪性腫瘍の患者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合

1,285点

【注の見直し】

注1 1及び2については、保険医療機関が、在宅で療養を行っている患者（同一建物居住者に限る。注8及び注9において同じ。）であって通院が困難なものに対して、診療に基づく訪問看護計画により、保健師、助産師若しくは看護師又は准看護師を訪問させて看護又は療養上必要な指導を行った場合に、当該患者1人について日単位で算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者以外の患者については、区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料（3を除く。）又は区分番号I012に掲げる精神科訪問看護・指導料を算定する日と合わせて週3日（保険医療機関が、診療に基づき患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護・指導を行う必要を認めて、訪問看護・指導を行う場合にあっては、1月に1回に限り、週7日（当該診療の日から起算して14日以内の期間に行われる場合に限る。））を限度とする。

注1 1及び2については、保険医療機関が、在宅で療養を行っている患者（同一建物居住者に限る。注8及び注9において同じ。）であって通院が困難なものに対して、診療に基づく訪問看護計画により、保健師、助産師若しくは看護師又は准看護師を訪問させて看護又は療養上必要な指導を行った場合に、患者1人について日単位で算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者以外の患者については、区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料（3を除く。）又は区分番号I012に掲げる精神科訪問看護・指導料を算定する日と合わせて週3日（保険医療機関が、診療に基づき患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護・指導を行う必要を認めて、訪問看護・指導を行う場合にあっては、1月に1回（別に厚生労働大臣が定めるものについては、月2回）に限り、週7日（当該診療の日から起算して14日以内の期間に行われる場合に限る。））を限度とする。

C 0 0 5 – 2 在宅患者訪問点滴注射
管理指導料（1週につき
）

【注の見直し】

注 区分番号C 0 0 5に掲げる在宅患者訪問看護・指導料又は区分番号C 0 0 5 – 1 – 2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料を算定すべき訪問看護・指導を受けている患者又は指定訪問看護事業者（健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）から訪問看護を受けている患者であって、当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医の診療に基づき、週3日以上の点滴注射を行う必要を認めたものについて、訪問を行う看護師等に対して、点滴注射に際し留意すべき事項等を記載した文書を交付して、必要な管理指導を行った場合に、患者1人につき週1回に限り算定する。

→

注 区分番号C 0 0 5に掲げる在宅患者訪問看護・指導料又は区分番号C 0 0 5 – 1 – 2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料を算定すべき訪問看護・指導を受けている患者又は指定訪問看護事業者（健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法第41条第1項本文の規定による指定居宅サービス事業者（訪問看護事業を行う者に限る。）の指定、同法42条の2第1項本文の規定による指定地域密着型サービス事業者（訪問看護事業を行う者に限る。）の指定又は同法第53条第1項本文の規定による指定介護予防サービス事業者（訪問看護事業を行う者に限る。）をいう。）から訪問看護を受けている患者であって、当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医の診療に基づき、週3日以上の点滴注射を行う必要を認めたものについて、訪問を行う看護師等に対して、点滴注射に際し留意すべき事項等を記載した文書を交付して、必要な管理指導を行った場合に、患者1人につき週1回に限り算定する。

C 008 在宅患者訪問薬剤管理指導
料

【点数の見直し】

- | | | | |
|----------------|------|---|------|
| 1 同一建物居住者以外の場合 | 550点 | → | 650点 |
| 2 同一建物居住者の場合 | 385点 | | 300点 |

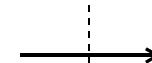
【注の見直し】

注 1 1については、在宅で療養を行っている患者（当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に訪問薬剤管理指導を行う場合の当該患者（以下の区分番号において「同一建物居住者」という。）を除く。）であって通院が困難なものに対して、2については、在宅で療養を行っている患者（同一建物居住者に限る。）であって通院が困難なものに対して、診療に基づき計画的な医学管理を継続して行い、かつ、薬剤師が訪問して薬学的管理指導を行った場合に、1と2を合わせて月2回に限り算定する。

注 1 1については、在宅で療養を行っている患者（当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に訪問薬剤管理指導を行う場合の当該患者（以下の区分番号において「同一建物居住者」という。）を除く。）であって通院が困難なものに対して、2については、在宅で療養を行っている患者（同一建物居住者に限る。）であって通院が困難なものに対して、診療に基づき計画的な医学管理を継続して行い、かつ、薬剤師が訪問して薬学的管理指導を行った場合に、1と2を合わせて患者1人につき月4回（末期の悪性腫瘍の患者及び中心静脈栄養法の対象患者については、週2回かつ月8回）に限り算定する。この場合において、1と2を合わせて薬剤師1人につき1日につき5回に限り算定できる。

【新設】

(新設)



C 0 1 2 在宅患者共同診療料

- | | |
|----------------------|--------|
| 1 往診の場合 | 1,500点 |
| 2 訪問診療の場合（同一建物居住者以外） | 1,000点 |
| 3 訪問診療の場合（同一建物居住者） | |
| イ 特定施設等に入居する者の場合 | 240点 |
| ロ イ以外の場合 | 120点 |

注 1 1については、在宅療養後方支援病院（在宅において療養を行っている患者を緊急時に受け入れる病院であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものをいう。以下この表において同じ。）（許可病床数が500床未満の病院に限る。）が、在宅で療養を行っている別に厚生労働大臣が定める疾病等を有する患者以外の患者であって通院が困難なもの（当該在宅療養後方支援病院を緊急時の搬送先として希望するものに限る。以下この区分番号において同じ。）に対して、当該患者に対する在宅医療を担う他の保険医療機関からの求めに応じて共同で往診を行った場合に、1から3までのいずれかを最初に算定した日から起算して1年以内に、患者1人につき1から3までを合わせて2回に限り算定する。

2 2については、在宅療養後方支援病院（許可病床数が500床未満の病院に限る。）が、在宅で療養を行っている別に厚生労働大臣が

定める疾病等を有する患者以外の患者（当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に訪問診療を行う場合の当該患者（以下この区分番号において「同一建物居住者」という。）を除く。）であって通院が困難なものに対して、当該患者に対する在宅医療を担う他の保険医療機関からの求めに応じて計画的な医学管理の下に定期的に訪問して共同で診療を行った場合に、1から3までのいずれかを最初に算定した日から起算して1年以内に、患者1人につき1から3までを合わせて2回に限り算定する。

3 3のイについては、在宅療養後方支援病院（許可病床数が500床未満の病院に限る。）が、介護保険法第8条第11項に規定する特定施設、同条第20項に規定する地域密着型特定施設又は特別養護老人ホームにおいて療養を行っている別に厚生労働大臣が定める疾病等を有する患者以外の患者（同一建物居住者に限る。）であって、通院が困難なものに対して、3のロについては、在宅で療養を行っている別に厚生労働大臣が定める疾病等を有する患者以外の患者（同一建物居住者に限る。）であって通院が困難なもの（3のイを算定するものを除く。）に対して、当該患者に対する在宅医療を担う他の保険医療機関からの求めに応じて計画的な医学管理の下に定期的に訪問して共同で診療を行った場合に、1から3までのいずれかを最初に算定した日から

【新設】

(新設)



- 起算して1年以内に、患者1人につき1から3までを合わせて2回に限り算定する。
- 4 注1から注3までの規定にかかわらず、在宅療養後方支援病院が、別に厚生労働大臣が定める疾病等を有する患者に対して行った場合については、1から3までのいずれかを最初に算定した日から起算して1年以内に、患者1人につき1から3までを合わせて12回に限り算定する。
- 5 往診又は訪問診療に要した交通費は、患家の負担とする。

C 0 1 3 在宅患者訪問褥瘡管理指導料 750点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、重点的な褥瘡管理を行う必要が認められる患者（在宅での療養を行っているものに限る。）に対して、患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医、管理栄養士、看護師又は連携する他の保険医療機関等の看護師が共同して、褥瘡管理に関する計画的な指導管理を行った場合には、初回のカンファレンスから起算して6月以内に限り、当該患者1人につき2回に限り所定点数を算定する。
- 2 区分番号C 0 0 1に掲げる在宅患者訪問診療料、区分番号C 0 0 5に掲げる在宅患者訪問看護・指導料又は区分番号C 0 0 9に掲げ

第2節 在宅療養指導管理料

第1款 在宅療養指導管理料

通則

【通則の見直し】

3 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院から患者の紹介を受けた保険医療機関が、在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院が行う在宅療養指導管理と異なる在宅療養指導管理を行った場合（C102に規定する指導管理とC102-2に規定する指導管理、C103に規定する指導管理とC107に規定する指導管理又はC107-2に規定する指導管理、C104に規定する指導管理とC105に規定する指導管理、C104に規定する指導管理とC105-2に規定する指導管理、C105に規定する指導管理とC105-2に規定する指導管理、C105-2に規定する指導管理とC109に規定する指導管理、C107に規定する指導管理とC107-2に規定する指導管理、C108に規定する指導管理とC110に規定する指導管理、C108-2に規定する指導管理とC110に規定する指導管理及びC109に規定する指導管理とC114に規定する指導管理の組

3 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院から患者の紹介を受けた保険医療機関が、在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院が行う在宅療養指導管理と異なる在宅療養指導管理を行った場合（紹介が行われた月に限る。）及び在宅療養後方支援病院が、別に厚生労働大臣の定める患者に対して当該保険医療機関と連携する他の保険医療機関と異なる在宅療養指導管理を行った場合（C102に規定する指導管理とC102-2に規定する指導管理、C103に規定する指導管理とC107に規定する指導管理又はC107-2に規定する指導管理、C104に規定する指導管理とC105に規定する指導管理、C104に規定する指導管理とC105-2に規定する指導管理、C105-2に規定する指導管理とC109に規定する指導管理、C107に規定する指導管理とC107-2に規定する指導管理、C108に規定する指導管理とC110に規定する指導管理、C108-2に規定する指導管理とC110に規定する指導管理及びC109に規定する指導管理とC114に規定する指導管理の組

る在宅患者訪問栄養食事指導料は別に算定できない。ただし、カンファレンスを行う場合にあっては、この限りでない。

	<p>合せを除く。)には、紹介が行われた月に限り、それぞれの保険医療機関において、本款各区分に掲げる在宅療養指導管理料を算定できるものとする。</p>	<p>8に規定する指導管理とC110に規定する指導管理、C108-2に規定する指導管理とC110に規定する指導管理及びC109に規定する指導管理とC114に規定する指導管理の組合せを除く。)には、それぞれの保険医療機関において、本款各区分に掲げる在宅療養指導管理料を算定できるものとする。</p>																	
C101 在宅自己注射指導管理料																			
<p>【項目の見直し】</p> <table> <tr> <td>1 複雑な場合</td> <td>1,230点</td> <td>→</td> <td>1 複雑な場合</td> <td>1,230点</td> </tr> <tr> <td>2 1以外の場合</td> <td>820点</td> <td></td> <td>2 1以外の場合</td> <td></td> </tr> </table> <p>注 別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して、自己注射に関する指導管理を行った場合に算定する。</p>	1 複雑な場合	1,230点	→	1 複雑な場合	1,230点	2 1以外の場合	820点		2 1以外の場合		<table> <tr> <td>イ 月3回以下の場合</td> <td>100点</td> </tr> <tr> <td>ロ 月4回以上の場合</td> <td>190点</td> </tr> <tr> <td>ハ 月8回以上の場合</td> <td>290点</td> </tr> <tr> <td>ニ 月28回以上の場合</td> <td>810点</td> </tr> </table> <p>注1 別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して、自己注射に関する指導管理を行った場合に算定する。ただし、同一月に第2章第6部の通則6に規定する外来化学療法加算を算定している患者については、当該管理料を算定できない。</p>	イ 月3回以下の場合	100点	ロ 月4回以上の場合	190点	ハ 月8回以上の場合	290点	ニ 月28回以上の場合	810点
1 複雑な場合	1,230点	→	1 複雑な場合	1,230点															
2 1以外の場合	820点		2 1以外の場合																
イ 月3回以下の場合	100点																		
ロ 月4回以上の場合	190点																		
ハ 月8回以上の場合	290点																		
ニ 月28回以上の場合	810点																		

【注の追加】

(追加)

注2 初回の指導を行った日の属する月から起算して3月以内の期間に当該指導管理を行った場合には、導入初期加算として、3月を限度として、500点を所定点数に加算する。

【注の追加】

(追加)

注3 処方の内容に変更があった場合には、注2の規定にかかわらず、当該指導を行った日の属する月から起算して1月を限度として、1回に限り導入初期加算を算定できる。

【新設】

(新設)

C 1 1 0 - 4 在宅仙骨神経刺激療法指導管理料
810点

注 便失禁のコントロールのため植込型仙骨神経刺激装置を植え込んだ後に、患者の同意を得て、在宅において、自己による便失禁管理を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅便失禁管理に関する指導管理を行った場合に算定する。

第2款 在宅療養指導管理材料加算

C 1 5 2 間歇注入シリンジポンプ加算

【注の見直し】

注 別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して、間歇注入シリンジポンプを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

注 別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して、間歇注入シリンジポンプを使用した場合に、2月に2回に限り第1款の所定点数に加算する。

【新設】

(新設)

C 1 5 2 - 2 持続血糖測定器加算

- | | |
|-----------|--------|
| 1 2個以下の場合 | 1,320点 |
| 2 4個以下の場合 | 2,640点 |
| 3 5個以上の場合 | 3,300点 |

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して、持続血糖測定器を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

2 当該患者に対して、プログラム付きシリンジポンプ又はプログラム付きシリンジポンプ以外のシリンジポンプを用いて、トランスマッターを使用した場合は、第1款の所定点数にそれぞれ3,230点又は2,230点を加算する。ただし、この場合において、区分番号C 1 5 2に掲げる間歇注入シリンジポンプ加算は算定できない。

項 目	現 行	改 正 案
第2章 特掲診療料		
第3部 検査		
第1節 検体検査料		
第1款 検体検査実施料		
通則		
【通則の見直し】	<p>1 入院中の患者以外の患者について、緊急のために、保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において、当該保険医療機関内において検体検査を行った場合は、第1款の各区分の所定点数に1日につき110点を加算する。ただし、この場合において、同一日に第3号の加算は別に算定できない。</p>	<p>1 入院中の患者以外の患者について、緊急のために、保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において、当該保険医療機関内において検体検査を行った場合は、第1款の各区分の所定点数に1日につき200点を加算する。ただし、この場合において、同一日に第3号の加算は別に算定できない。</p>
D 0 0 6 出血・凝固検査		
【注の見直し】	<p>注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の14から26までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。</p> <p>イ 3項目又は4項目 530点</p>	<p>注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の14から31までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。</p> <p>イ 3項目又は4項目 530点</p>

	□ 5項目以上 744点		□ 5項目以上 722点												
D 008 内分泌学的検査	<p>【注の見直し】</p> <p>注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の11から29までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。</p> <table> <tbody> <tr> <td>イ 3項目以上 5項目以下</td> <td>410点</td> </tr> <tr> <td>ロ 6項目又は7項目</td> <td>630点</td> </tr> <tr> <td>ハ 8項目以上</td> <td>900点</td> </tr> </tbody> </table>	イ 3項目以上 5項目以下	410点	ロ 6項目又は7項目	630点	ハ 8項目以上	900点	<p>→</p>	<p>注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の12から41までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。</p> <table> <tbody> <tr> <td>イ 3項目以上 5項目以下</td> <td>410点</td> </tr> <tr> <td>ロ 6項目又は7項目</td> <td>623点</td> </tr> <tr> <td>ハ 8項目以上</td> <td>900点</td> </tr> </tbody> </table>	イ 3項目以上 5項目以下	410点	ロ 6項目又は7項目	623点	ハ 8項目以上	900点
イ 3項目以上 5項目以下	410点														
ロ 6項目又は7項目	630点														
ハ 8項目以上	900点														
イ 3項目以上 5項目以下	410点														
ロ 6項目又は7項目	623点														
ハ 8項目以上	900点														
D 009 腫瘍マーカー	<p>【注の見直し】</p> <p>注2 患者から1回に採取した血液等を用いて本区分の2から15までに掲げる検査を2項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。</p> <table> <tbody> <tr> <td>イ 2項目</td> <td>230点</td> </tr> <tr> <td>ロ 3項目</td> <td>290点</td> </tr> <tr> <td>ハ 4項目以上</td> <td>420点</td> </tr> </tbody> </table>	イ 2項目	230点	ロ 3項目	290点	ハ 4項目以上	420点	<p>→</p>	<p>注2 患者から1回に採取した血液等を用いて本区分の2から21までに掲げる検査を2項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。</p> <table> <tbody> <tr> <td>イ 2項目</td> <td>230点</td> </tr> <tr> <td>ロ 3項目</td> <td>290点</td> </tr> <tr> <td>ハ 4項目以上</td> <td>420点</td> </tr> </tbody> </table>	イ 2項目	230点	ロ 3項目	290点	ハ 4項目以上	420点
イ 2項目	230点														
ロ 3項目	290点														
ハ 4項目以上	420点														
イ 2項目	230点														
ロ 3項目	290点														
ハ 4項目以上	420点														
D 010 特殊分析	<p>【注の見直し】</p> <p>注 当該保険医療機関内において、当該検査を行った場合に患者1人につき月1回に限り算定する。</p>	<p>→</p>	<p>注 保険医療機関内において、当該検査を行った場合に患者1人につき月1回に限り算定する。</p>												

D 014 自己抗体検査

【注の見直し】

注 本区分の9から11までに掲げる検査を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。

注 本区分の9から12まで及び16（抗ARS抗体に限る。）に掲げる検査を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。

D 023 微生物核酸同定・定量検査

【注の見直し】

7
注 H PV核酸検出については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、細胞診によりベセスダ分類がASC-USと判定された患者に対して行った場合に限り算定する。

7
注 H PV核酸検出及びH PV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、細胞診によりベセスダ分類がASC-USと判定された患者に対して行った場合に限り算定する。

D 025 基本的検体検査実施料（1日につき）

【注の見直し】

注2 次に掲げる検体検査の費用は所定点数に含まれるものとする。
イ～ヌ（略）
ル 感染症免疫学的検査
梅毒血清反応（STS）定性、抗ストレプトリジンO（ASO）定性、抗ストレプ

注2 次に掲げる検体検査の費用は所定点数に含まれるものとする。
イ～ヌ（略）
ル 感染症免疫学的検査
梅毒血清反応（STS）定性、抗ストレプトリジンO（ASO）定性、抗ストレプ

	<p>トリジンO（A S O）半定量、抗ストレプ トリジンO（A S O）定量、トキソplaズマ抗体定性、トキソplaズマ抗体半定量、 梅毒トレポネーマ抗体定性、梅毒血清反応（S T S）、梅毒トレポネーマ抗体半定量、 梅毒トレポネーマ抗体定量及びH I V－1抗体 ヲ～ヨ（略）</p>	<p>トリジンO（A S O）半定量、抗ストレプ トリジンO（A S O）定量、トキソplaズマ抗体定性、トキソplaズマ抗体半定量、 梅毒トレポネーマ抗体定性、梅毒血清反応（S T S）半定量、梅毒血清反応（S T S）定量、梅毒トレポネーマ抗体半定量、梅毒トレポネーマ抗体定量及びH I V－1抗体 ヲ～ヨ（略）</p>
第2款 検体検査判断料		
第3節 生体検査料		
D 2 0 6 心臓カテーテル法による諸検査（一連の検査について）	<p>【注の見直し】</p> <p>注3 血管内超音波検査、血管内光断層撮影又は冠動脈血流予備能測定検査を実施した場合は、所定点数に400点を加算する。</p>	<p>→</p> <p>注3 血管内超音波検査又は血管内光断層撮影を実施した場合は、400点を所定点数に加算する。</p> <p>4 冠動脈血流予備能測定検査を実施した場合は、600点を所定点数に加算する。</p>
D 2 0 8 心電図検査	<p>【項目の削除】</p> <p>4 バリストカルジオグラフ 90点</p> <p>注 2方向以上の記録による場合は所定点数に90点を加算する。</p>	<p>→ (削除)</p>

D 2 1 1 - 3 時間内歩行試験

【注の見直し】

注2 区分番号D 0 0 7の35に掲げる血液ガス分析、区分番号D 2 0 0に掲げるスパイログラフィー等検査及び区分番号D 2 2 0からD 2 2 3-2までに掲げる諸監視であって、時間内歩行試験と同一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。

→
注2 区分番号D 2 0 0に掲げるスパイログラフィー等検査及び区分番号D 2 2 0からD 2 2 3-2までに掲げる諸監視であって、時間内歩行試験と同一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。

D 2 3 6 - 2 光トポグラフィー

【注の追加】

(追加)

→
注1 2について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

D 2 5 6 眼底カメラ撮影

【注の見直し】

注1 使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を加算する。

→
注1 使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を加算する。(1のロの場合を除く。)

D 2 8 7 内分泌負荷試験

【注の見直し】

注2 負荷試験に伴って行った注射、採血及び検体測定の費用は、採血回数及び測定回数にかかわらず、所定点数に含まれるものとする。

→
注2 負荷試験に伴って行った注射、採血及び検体測定の費用は、採血回数及び測定回数にかかわらず、所定点数に含まれるものとする。

D 292 体外からの計測によらない
諸検査

【注の見直し】

注1 同一のラジオアイソトープを用いて区分番号D 292若しくはD 293に掲げる検査又は区分番号E 100からE 101-3までに掲げる核医学診断のうちいずれか2以上を行った場合の検査料又は核医学診断料は、主たる検査又は核医学診断に係るいずれかの所定点数のみにより算定する。

ただし、区分番号D 419の5に掲げる副腎静脈サンプリングを行った場合は、当該検査の費用は別に算定できる。

通則

【通則の追加】

(追加)

5 緊急のために休日に内視鏡検査を行った場合又はその開始時間が保険医療機関の表示する診療時間以外の時間若しくは深夜である内視鏡検査（区分番号D 324及びD 325に掲げるものを除く。）を行った場合において、当該内視鏡検査の費用は、次に掲げる点数を、それぞれ所定点数に加算した点数により算定する。

イ 休日加算

所定点数の100分の80に相当する点数

ロ 時間外加算（入院中の患者以外の患者に対して行われる場合に限る。）

		<p>所定点数の100分の40に相当する点数</p> <p>ハ 深夜加算 所定点数の100分の80に相当する点数</p> <p>ニ イからハまでにかかわらず、区分番号A 0 0 0 に掲げる初診料の注7のただし書に規定する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して、その開始時間が同注のただし書に規定する時間である内視鏡検査を行った場合 所定点数の100分の40に相当する点数</p>
第4節 診断穿刺・検体採取料	D 4 1 9 その他の検体採取	<p>【注の新設】</p> <p>(新設) → 5</p> <p>注 1 カテーテルの種類、挿入回数によらず一律として算定し、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、全て所定点数に含まれるものとする。</p> <p>2 エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、区分番号E 4 0 0 に掲げるフィルムの所定点数により算定する。</p>

別表1

第3部 検査

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考			
		改正前	改正後					
第1節 検体検査料								
第1款 検体検査実施料								
(尿・糞便等検査)								
D000	尿中一般物質定性半定量検査	26	→	26	D000			
D001	尿中特殊物質定性定量検査			D001				
D001 1	尿蛋白	7	→	7	D001 1			
D001 2	VMA定性(尿)	9	→	9	D001 2			
D001 2	Bence Jones蛋白定性(尿)	9	→	9	D001 2			
D001 2	尿グルコース	9	→	9	D001 2			
D001 3	ウロビリノゲン(尿)	16	→	16	D001 3			
D001 3	先天性代謝異常症スクリーニングテスト(尿)	16	→	16	D001 3			
D001 3	尿浸透圧	16	→	16	D001 3			
D001 4	ポルフィリン症スクリーニングテスト(尿)	17	→	17	D001 4			
D001 5	N-アセチルグルコサミニダーゼ(NAG)(尿)	41	→	41	D001 5			
D001 6	アルブミン定性(尿)	49	→	49	D001 6			
D001 7	黄体形成ホルモン(LH)定性(尿)	72	→	72	D001 7			
D001 7	フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)(尿)	72	→	72	D001 7			
D001 8	アルブミン定量(尿)	113	→	110	D001 8			
D001 9	トランスフェリン(尿)	115	→	112	D001 9			
D001 9	ウロポルフィリン(尿)	115	→	112	D001 9			
D001 9	δアミノレブリン酸(δ-ALA)(尿)	115	→	112	D001 9			
D001 9	ポリアミン(尿)	115	→	115	D001 10			
D001 10	ミオイノシトール(尿)	120	→	120	D001 11			
D001 11	コプロポルフィリン(尿)	149	→	145	D001 12			
D001 12	ポルフォビリノゲン(尿)	200	→	194	D001 13			
D001 12	総ヨウ素(尿)	200	→	194	D001 13			

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D001 13	IV型コラーゲン(尿)	210	→ 204	D001 14	
D001 13	L型脂肪酸結合蛋白(L-FABP)(尿)	210	→ 210	D001 15	
D002	尿沈渣(鏡検法)	27	→ 27	D002	
D002 注	尿沈渣染色標本加算	9	→ 9	D002 注	
D002-2	尿沈渣(フローサイトメトリー法)	24	→ 24	D002-2	
D003	糞便検査			D003	
D003 1	虫卵検出(集卵法)(糞便)	15	→ 15	D003 1	
D003 1	ウロビリン(糞便)	15	→ 15	D003 1	
D003 2	糞便塗抹顕微鏡検査(虫卵、脂肪及び消化状況観察を含む。)	20	→ 20	D003 2	
D003 3	虫体検出(糞便)	23	→ 23	D003 3	
D003 4	糞便中脂質	25	→ 25	D003 4	
D003 5	糞便中ヘモグロビン定性	37	→ 37	D003 5	
D003 6	虫卵培養(糞便)	40	→ 40	D003 6	
D003 7	糞便中ヘモグロビン	41	→ 41	D003 7	
D003 8	糞便中ヘモグロビン及びトランスフェリン定性・定量	56	→ 56	D003 8	
D003 9	キモトリプシン(糞便)	80	→ 80	D003 9	
D004	穿刺液・採取液検査			D004	
D004 1	酸度測定(胃液)	15	→ 15	D004 1	
D004 2	ヒューナー検査	20	→ 20	D004 2	
D004 3	胃液又は十二指腸液一般検査	55	→ 55	D004 3	
D004 4	髄液一般検査	62	→ 62	D004 4	
D004 5	精液一般検査	70	→ 70	D004 5	
D004 6	頸管粘液一般検査	75	→ 75	D004 6	
D004 7	顆粒球エラスターゼ定性(子宮頸管粘液)	100	→ 100	D004 7	
D004 7	IgE定性(涙液)	100	→ 100	D004 7	
D004 8	顆粒球エラスターゼ(子宮頸管粘液)	133	→ 129	D004 8	
D004 9	乳酸デヒドログナーゼ(LD)半定量(涙分泌液)	170	→ 170	D004 9	
D004 10	マイクロバブルテスト	200	→ 200	D004 10	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D004 11	Ⅱ型プロコラーゲン-C-プロペプチド(コントロカルシン)(関節液)	300	→	300	D004 11
D004 12	肺サーファクタント蛋白-A(SP-A)(羊水)	380	→	380	D004 12
D004 13	IgGインデックス	459	→	445	D004 13
D004 14	オリゴクローナルバンド	560	→	543	D004 14
D004 15	ミエリン塩基性蛋白(MBP)(髄液)	620	→	601	D004 15
D004 16	リン酸化タウ蛋白(髄液)	680	→	660	D004 16
D004 16	タウ蛋白(髄液)	680	→	660	D004 16
D004-2	悪性腫瘍組織検査			D004-2	
D004-2 1	悪性腫瘍遺伝子検査			D004-2 1	
- -	イ EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法)	-	→	2,500	D004-2 1 (新設)
D004-2 1	ロ EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法以外)	2,100	→	2,100	D004-2 1 (名称の変更)
D004-2 1	ハ K-ras遺伝子検査	2,100	→	2,100	D004-2 1
D004-2 1	ニ EWS-Fli1遺伝子検査	2,100	→	2,100	D004-2 1
D004-2 1	ホ TLS-CHOP遺伝子検査	2,100	→	2,100	D004-2 1
D004-2 1	ヘ SYT-SSX遺伝子検査	2,100	→	2,100	D004-2 1
D004-2 1	ト c-kit遺伝子検査	2,500	→	2,500	D004-2 1
D004-2 1	チ マイクロサテライト不安定性検査	2,100	→	2,100	D004-2 1
D004-2 1	リ センチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査	2,100	→	2,100	D004-2 1
D004-2 2	抗悪性腫瘍剤感受性検査	2,500	→	2,500	D004-2 2
(血液学的検査)					
D005	血液形態・機能検査			D005	
D005 1	赤血球沈降速度(ESR)	9	→	9	D005 1
D005 2	網赤血球数	12	→	12	D005 2
D005 3	血液浸透圧	15	→	15	D005 3
D005 3	好酸球(鼻汁・喀痰)	15	→	15	D005 3
D005 3	末梢血液像(自動機械法)	15	→	15	D005 3
D005 4	好酸球数	17	→	17	D005 4
D005 5	末梢血液一般検査	21	→	21	D005 5

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D005 6	末梢血液像(鏡検法)	25	→	25	D005 6
D005 6	注 特殊染色を併せて行った場合の加算(特殊染色ごとに)	27	→	27	D005 6
D005 7	血中微生物検査	40	→	40	D005 7
D005 8	赤血球抵抗試験	45	→	45	D005 8
D005 9	ヘモグロビンA1 _C (HbA1 _C)	49	→	49	D005 9
D005 10	自己溶血試験	50	→	50	D005 10
D005 10	血液粘稠度	50	→	50	D005 10
D005 11	ヘモグロビンF(HbF)	60	→	60	D005 11
D005 12	デオキシチミジンキナーゼ(TK)活性	240	→	233	D005 12
D005 13	ターミナルデオキシヌクレオチジルトランスクレアーゼ(TdT)	250	→	250	D005 13
D005 14	骨髄像	880	→	854	D005 14
D005 14	注 特殊染色を併せて行った場合の加算(特殊染色ごとに)	40	→	40	D005 14
D005 15	造血器腫瘍細胞抗原検査(一連につき)	1,000	→	1,000	D005 15
D006	出血・凝固検査			D006	
D006 1	出血時間	15	→	15	D006 1
D006 2	プロトロンビン時間(PT)	18	→	18	D006 2
D006 2	全血凝固時間	18	→	18	D006 2
D006 2	トロンボテスト	18	→	18	D006 2
D006 3	血餅収縮能	19	→	19	D006 3
D006 3	毛細血管抵抗試験	19	→	19	D006 3
D006 4	フィブリノゲン半定量	23	→	23	D006 4
D006 4	フィブリノゲン定量	23	→	23	D006 4
D006 4	クリオフィブリノゲン	23	→	23	D006 4
D006 5	トロンビン時間	25	→	25	D006 5
D006 6	蛇毒試験	28	→	28	D006 6
D006 6	トロンボエラストグラフ	28	→	28	D006 6
D006 6	ヘパリン抵抗試験	28	→	28	D006 6
D006 7	活性化部分トロンボプラスチン時間(APTT)	29	→	29	D006 7

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D006 7	ヘパプラスチンテスト	29	→	29	D006 7
D006 8	血小板凝集能	50	→	50	D006 8
D006 9	血小板粘着能	64	→	64	D006 9
D006 10	アンチトロンビン活性	70	→	70	D006 10
D006 10	アンチトロンビン抗原	70	→	70	D006 10
D006 11	フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)定性	80	→	80	D006 11
D006 11	フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)半定量	80	→	80	D006 11
D006 11	フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)定量	80	→	80	D006 11
D006 11	プラスミン	80	→	80	D006 11
D006 11	プラスミン活性	80	→	80	D006 11
D006 11	α_1 -アンチトリプシン	80	→	80	D006 11
D006 12	フィブリンモノマー複合体定性	93	→	93	D006 12
D006 13	プラスミノゲン活性	100	→	100	D006 13
D006 13	プラスミノゲン抗原	100	→	100	D006 13
D006 13	凝固因子インヒビター定性(クロスマキシング試験)	100	→	100	D006 13
D006 14	フィブリノゲン分解産物(FgDP)	120	→	116	D006 14
D006 15	Dダイマー定性	137	→	133	D006 15
D006 15	Dダイマー半定量	137	→	137	D006 17
D006 16	α_2 -マクログロブリン	140	→	138	D006 18
D006 16	プラスミンインヒビター(アンチプラスミン)	140	→	136	D006 16
D006 16	von Willebrand因子(VWF)活性	140	→	136	D006 16
D006 17	PIVKA-II	147	→	143	D006 19
D006 17	Dダイマー	147	→	143	D006 19
D006 18	凝固因子インヒビター	160	→	155	D006 20
D006 18	von Willebrand因子(VWF)抗原	160	→	155	D006 20
D006 19	プロテインS活性	170	→	170	D006 22
D006 19	プロテインS抗原	170	→	170	D006 22
D006 19	プラスミン・プラスミンインヒビター複合体(PIC)	170	→	165	D006 21

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D006 20	血小板第4因子(PF ₄)	180	→ 178	D006 24	
D006 20	β-トロンボグロブリン(β-TG)	180	→ 177	D006 23	
D006 21	プロトロンビンフラグメントF1+2	196	→ 193	D006 25	
D006 22	トロンビン・アンチトロンビン複合体(TAT)	200	→ 194	D006 26	
D006 23	トロンボモジュリン	215	→ 209	D006 27	
D006 24	フィブリノーマー複合体	240	→ 233	D006 28	
D006 24	凝固因子(第Ⅱ因子、第V因子、第VII因子、第VIII因子、第IX因子、第X因子、第XI因子、第XII因子、第XIII因子)	240	→ 233	D006 28	
D006 25	プロテインC活性	260	→ 260	D006 30	
D006 25	プロテインC抗原	260	→ 252	D006 29	
D006 25	tPA・PAI-1複合体	260	→ 252	D006 29	
D006 26	フィブリノペプチド	300	→ 300	D006 31	
D006 注	包括項目:3項目又は4項目	530	→ 530	D006 注	
D006 注	包括項目:5項目以上	744	→ 722	D006 注	
D006-2	造血器腫瘍遺伝子検査	2,100	→ 2,100	D006-2	
D006-3	Major BCR-ABL1 mRNA	1,200	→ 1,200	D006-3	
D006-4	遺伝学的検査	4,000	→ 3,880	D006-4	
D006-5	染色体検査(すべての費用を含む。)	2,730	→ 2,730	D006-5	
D006-5 注	分染法加算	400	→ 397	D006-5 注	
D006-6	免疫関連遺伝子再構成	2,520	→ 2,520	D006-6	
D006-7	UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型	2,100	→ 2,100	D006-7	
D006-8	サイトケラチン19(KRT19) mRNA検出	2,400	→ 2,400	D006-8	
D006-9	WT1 mRNA	2,520	→ 2,520	D006-9	
- -	CCR4タンパク(フローサイトメリー法)	-	→ 10,000	D006-10	(新設)
(生化学的検査(I))					
D007	血液化学検査			D007	
D007 1	総ビリルビン	11	→ 11	D007 1	
D007 1	直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン	11	→ 11	D007 1	
D007 1	総蛋白	11	→ 11	D007 1	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D007 1	アルブミン	11	→	11	D007 1
D007 1	尿素窒素	11	→	11	D007 1
D007 1	クレアチニン	11	→	11	D007 1
D007 1	尿酸	11	→	11	D007 1
D007 1	アルカリホスファターゼ(ALP)	11	→	11	D007 1
D007 1	コリンエステラーゼ(ChE)	11	→	11	D007 1
D007 1	γ-グルタミルトランスフェラーゼ(γ-GT)	11	→	11	D007 1
D007 1	中性脂肪	11	→	11	D007 1
D007 1	ナトリウム及びクロール	11	→	11	D007 1
D007 1	カリウム	11	→	11	D007 1
D007 1	カルシウム	11	→	11	D007 1
D007 1	マグネシウム	11	→	11	D007 1
D007 1	膠質反応	11	→	11	D007 1
D007 1	クレアチシン	11	→	11	D007 1
D007 1	グルコース	11	→	11	D007 1
D007 1	乳酸デヒドロゲナーゼ(LD)	11	→	11	D007 1
D007 1	エステル型コレステロール	11	→	11	D007 1
D007 1	アミラーゼ	11	→	11	D007 1
D007 1	ロイシンアミノペプチダーゼ(LAP)	11	→	11	D007 1
D007 1	クレアチンキナーゼ(CK)	11	→	11	D007 1
D007 1	アルドラーゼ	11	→	11	D007 1
D007 1	遊離コレステロール	11	→	11	D007 1
D007 1	鉄(Fe)	11	→	11	D007 1
D007 1	血中ケトン体・糖・クロール検査(試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極によるもの)	11	→	11	D007 1
- -	不飽和鉄結合能(UIBC)(比色法)	-	→	11	D007 1 (項目の分割)
- -	総鉄結合能(TIBC)(比色法)	-	→	11	D007 1 (項目の分割)
D007 2	リン脂質	15	→	15	D007 2
D007 3	遊離脂肪酸	16	→	16	D007 3

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D007 4	HDL—コレステロール	17	→	17	D007 4
D007 4	前立腺酸ホスファターゼ	17	→	17	D007 4
D007 4	無機リン及びリン酸	17	→	17	D007 4
D007 4	総コレステロール	17	→	17	D007 4
D007 4	アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ(AST)	17	→	17	D007 4
D007 4	アラニンアミノトランスフェラーゼ(ALT)	17	→	17	D007 4
D007 5	LDL—コレステロール	18	→	18	D007 5
D007 5	蛋白分画	18	→	18	D007 5
D007 6	銅(Cu)	23	→	23	D007 6
D007 7	リパーゼ	24	→	24	D007 7
D007 8	イオン化カルシウム	26	→	26	D007 8
D007 9	マンガン(Mn)	27	→	27	D007 9
D007 10	ムコ蛋白	29	→	29	D007 10
D007 11	ケトン体	30	→	30	D007 11
D007 12	不飽和鉄結合能(UIBC)(RIA法)	31	→	31	D007 12 (項目の分割)
D007 12	総鉄結合能(TIBC)(RIA法)	31	→	31	D007 12 (項目の分割)
D007 13	アデノシンデアミナーゼ(ADA)	32	→	32	D007 13
D007 14	グアナーゼ	35	→	35	D007 14
D007 15	有機モノカルボン酸	47	→	47	D007 15
D007 15	胆汁酸	47	→	47	D007 15
D007 16	ALPアイソザイム	48	→	48	D007 16
D007 16	アミラーゼアイソザイム	48	→	48	D007 16
D007 16	γ-GTアイソザイム	48	→	48	D007 16
D007 16	LDアイソザイム	48	→	48	D007 16
D007 16	重炭酸塩	48	→	48	D007 16
D007 17	ASTアイソザイム	49	→	49	D007 17
D007 17	リポ蛋白分画	49	→	49	D007 17
D007 18	アンモニア	50	→	50	D007 18

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D007 19	CKアイソザイム	55	→	55	D007 19
D007 19	グリコアルブミン	55	→	55	D007 19
D007 20	コレステロール分画	57	→	57	D007 20
D007 21	ケトン体分画	59	→	59	D007 21
D007 22	カタラーゼ	60	→	60	D007 22
D007 23	レシチン・コレステロール・アシルトランスフェラーゼ(L-CAT)	70	→	70	D007 23
D007 24	グルコースー6-リン酸デヒドロゲナーゼ(G-6-PD)	80	→	80	D007 24
D007 24	リポ蛋白分画(PAGディスク電気泳動法)	80	→	80	D007 24
D007 24	1, 5-アンヒドロ-D-グルシトール(1, 5AG)	80	→	80	D007 24
D007 24	グリココール酸	80	→	80	D007 24
D007 25	CK-MB	90	→	90	D007 25
D007 26	アポリポ蛋白	94	→	94	D007 26
D007 27	膵分泌性トリプシンインヒビター(PSTI)	95	→	95	D007 27
D007 27	LDアイソザイム1型	95	→	95	D007 27
D007 28	ALPアイソザイム及び骨型アルカリホスファターゼ(BAP)	96	→	96	D007 28
D007 29	シスチンアミノペプチダーゼ(CAP)	100	→	100	D007 29
D007 30	ヘパリン	110	→	108	D007 31
D007 30	リポ蛋白(a)	110	→	107	D007 30
D007 31	心筋トロポニンI	120	→	120	D007 33
D007 31	KL-6	120	→	120	D007 33
D007 31	フェリチン半定量	120	→	116	D007 32
D007 31	フェリチン定量	120	→	116	D007 32
D007 31	エタノール	120	→	116	D007 32
D007 31	ペントシジン	120	→	120	D007 33
D007 31	イヌリン	120	→	120	D007 33
D007 32	アルミニウム(Al)	127	→	123	D007 34
D007 33	肺サーファクタント蛋白-A(SP-A)	130	→	130	D007 36
D007 33	心筋トロポニンT(TnT)定性・定量	130	→	126	D007 35

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D007 33	ガラクトース	130	→	130	D007 36
D007 33	シスタチンC	130	→	126	D007 35
- -	リポ ⁶ 蛋白分画(HPLC法)	-	→	130	D007 36 (新設)
D007 34	肺サーファクタント蛋白-D(SP-D)	140	→	140	D007 37
D007 35	血液ガス分析	150	→	146	D007 38
D007 35	亜鉛(Zn)	150	→	146	D007 38
D007 35	ミオグロビン定性	150	→	150	D007 39
D007 35	ミオグロビン定量	150	→	150	D007 39
D007 35	心臓由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP)定性	150	→	150	D007 39
D007 35	心臓由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP)定量	150	→	150	D007 39
D007 35	プロコラーゲン-III-ペプチド(P-III-P)	150	→	146	D007 38
D007 35	IV型コラーゲン	150	→	146	D007 38
D007 35	アルブミン非結合型ビリルビン	150	→	150	D007 39
D007 35	ピルビン酸キナーゼ(PK)	150	→	150	D007 39
D007 36	アンギオテンシンI 転換酵素(ACE)	160	→	155	D007 40
D007 36	IV型コラーゲン・7S	160	→	155	D007 40
D007 36	ビタミンB ₁₂	160	→	155	D007 40
D007 37	葉酸	170	→	165	D007 41
D007 38	ALPアイソザイム(PAG電気泳動法)	180	→	180	D007 42
D007 39	アセトアミノフェン	190	→	190	D007 44
D007 39	腎分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型(IGFBP-1)定性	190	→	190	D007 44
D007 39	ヒアルロン酸	190	→	184	D007 43
D007 39	心室筋ミオシン軽鎖 I	190	→	184	D007 43
D007 40	レムナント様リポ蛋白コレステロール(RLP-C)	200	→	194	D007 45
D007 40	トリプシン	200	→	194	D007 45
D007 40	マロンジアルデヒド修飾LDL(MDA-LDL)	200	→	200	D007 46
D007 41	赤血球コプロポルフィリン	210	→	210	D007 48
D007 41	ホスフォリパーゼA ₂ (PLA ₂)	210	→	204	D007 47

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D007 42	リポ蛋白リバーゼ(LPL)	230	→	223	D007 49
D007 42	肝細胞増殖因子(HGF)	230	→	227	D007 50
D007 42	CKアイソフォーム	230	→	230	D007 51
D007 42	プロリルヒドロキシラーゼ(PH)	230	→	230	D007 51
D007 43	2, 5-オリゴアデニル酸合成酵素活性	250	→	250	D007 52
D007 43	α-フェトプロテイン(AFP)定性(腫瘍液)	250	→	250	D007 52
D007 44	ビタミンB ₁	270	→	262	D007 53
D007 45	ビタミンB ₂	276	→	268	D007 54
D007 46	赤血球プロトポルフィリン	280	→	280	D007 55
D007 47	プロカルシトニン(PCT)半定量	320	→	320	D007 57
D007 47	プロカルシトニン(PCT)定量	320	→	310	D007 56
- -	プレセプシン定量	-	→	320	D007 57 (新設)
D007 48	ビタミンC	330	→	320	D007 57
D007 49	1, 25-ジヒドロキシビタミンD ₃	400	→	400	D007 58
D007 注	包括項目:5項目以上7項目以下	93	→	93	D007 注
D007 注	包括項目:8項目又は9項目	102	→	99	D007 注
D007 注	包括項目:10項目以上	121	→	117	D007 注

(生化学的検査(II))

D008	内分泌学的検査			D008	
D008 1	ヒト総毛性ゴナドトロピン(HCG)定性	55	→	55	D008 1
D008 2	11-ハイドロキシコルチコステロイド(11-OHCS)	60	→	60	D008 2
D008 3	ホモバニリン酸(HVA)	69	→	69	D008 3
D008 4	バニールマンデル酸(VMA)	90	→	90	D008 4
D008 5	5-ハイドロキシインドール酢酸(5-HIAA)	95	→	95	D008 5
D008 6	プロラクチン(PRL)	98	→	98	D008 6
D008 7	レニン活性	108	→	105	D008 7
D008 8	トリヨードサイロニン(T ₃)	113	→	110	D008 8
D008 8	レニン定量	113	→	113	D008 10

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D008 9	甲状腺刺激ホルモン(TSH)	115	→	112	D008 9
D008 9	ガストリン	115	→	112	D008 9
D008 10	サイロキシン(T_4)	118	→	114	D008 11
D008 10	インスリン(IRI)	118	→	114	D008 11
D008 11	成長ホルモン(GH)	123	→	119	D008 12
D008 11	卵胞刺激ホルモン(FSH)	123	→	119	D008 12
D008 11	C-ペプチド(CPR)	123	→	119	D008 12
D008 11	黄体形成ホルモン(LH)	123	→	119	D008 12
D008 12	アルドステロン	137	→	133	D008 13
D008 12	テストステロン	137	→	133	D008 13
D008 13	脳性Na利尿ペプチド(BNP)	140	→	140	D008 16
D008 13	サイロキシン結合能(TBC)	140	→	140	D008 16
D008 13	遊離サイロキシン(FT_4)	140	→	136	D008 14
D008 13	抗グルタミ酸デカルボキシラーゼ抗体(抗GAD抗体)	140	→	136	D008 14
D008 13	遊離トリヨードサイロニン(FT_3)	140	→	136	D008 14
D008 13	コルチゾール	140	→	136	D008 14
D008 13	サイロキシン結合グロブリン(TBG)	140	→	136	D008 14
D008 13	サイログロブリン	140	→	137	D008 15
D008 13	脳性Na利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)	140	→	140	D008 16
D008 14	カルシトニン	147	→	143	D008 17
D008 15	ヒト胎盤性ラクトゲン(HPL)	150	→	146	D008 18
D008 15	ヒト総毛性ゴナドトロピン(HCG)半定量	150	→	150	D008 19
D008 15	ヒト総毛性ゴナドトロピン(HCG)定量	150	→	146	D008 18
D008 15	ヒト総毛性ゴナドトロピン- β サブユニット(HCG- β)	150	→	146	D008 18
D008 15	グルカゴン	150	→	150	D008 19
D008 16	I型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTX)	160	→	160	D008 20
D008 16	酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ(TRACP-5b)	160	→	160	D008 20
D008 17	プロゲステロン	167	→	162	D008 21

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D008 18	オステオカルシン(OC)	170	→	170	D008 26
D008 18	骨型アルカリホスファターゼ(BAP)	170	→	165	D008 22
D008 18	インタクト I 型プロコラーゲン-N-プロペプチド(Intact P I NP)	170	→	168	D008 25
- -	I 型プロコラーゲン-N-プロペプチド(P I NP)	-	→	170	D008 26 (新設)
D008 18	I 型コラーゲン架橋C-テロペプチド-β異性体(β-CTX)(尿)	170	→	170	D008 26
D008 18	セクレチン	170	→	170	D008 26
D008 18	低単位ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)半定量	170	→	170	D008 26
D008 18	遊離テストステロン	170	→	166	D008 23
D008 18	I 型コラーゲン架橋C-テロペプチド-β異性体(β-CTX)	170	→	170	D008 26
D008 18	低カルボキシル化オステオカルシン(ucOC)	170	→	167	D008 24
D008 19	サイクリックAMP(cAMP)	180	→	175	D008 27
D008 19	エストリオール(E ₃)	180	→	180	D008 28
D008 19	エストロゲン半定量	180	→	180	D008 28
D008 19	エストロゲン定量	180	→	180	D008 28
D008 19	副甲状腺ホルモン関連蛋白C端フラグメント(C-PTHrP)	180	→	180	D008 28
D008 20	副甲状腺ホルモン(PTH)	186	→	180	D008 28
D008 20	カテコールアミン分画	186	→	180	D008 28
D008 21	デヒドロエピアンドロステロン硫酸抱合体(DHEA-S)	190	→	184	D008 29
D008 22	エストラジオール(E ₂)	196	→	190	D008 30
D008 23	デオキシビリジノリン(DPD)(尿)	200	→	200	D008 32
D008 23	副甲状腺ホルモン関連蛋白(PTHrP)	200	→	194	D008 31
D008 23	17-ケトジエニックステロイド(17-KGS)	200	→	200	D008 32
D008 24	副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)	216	→	210	D008 33
D008 24	カテコールアミン	216	→	210	D008 33
D008 25	17-ケトジエニックステロイド分画(17-KGS分画)	220	→	220	D008 35
D008 25	17-ケトステロイド分画(17-KS分画)	220	→	213	D008 34
D008 25	エリスロポエチン	220	→	213	D008 34
D008 25	17α-ヒドロキシプロゲステロン(17α-OHP)	220	→	213	D008 34

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D008 25	抗IA-2抗体	220	→	213	D008 34
D008 25	プレグナンジオール	220	→	213	D008 34
D008 26	ソマトメジンC	235	→	234	D008 37
D008 26	抗利尿ホルモン(ADH)	235	→	235	D008 38
D008 27	メタネフリン	240	→	233	D008 36
D008 27	心房性Na利尿ペプチド(ANP)	240	→	233	D008 36
D008 27	メタネフリン・ノルメタネフリン分画	240	→	233	D008 36
D008 28	プレグナントリオール	250	→	243	D008 39
D008 28	ノルメタネフリン	250	→	250	D008 40
D008 29	インスリン様成長因子結合蛋白3型(IGFBP-3)	280	→	280	D008 41
D008 注	包括項目:3項目以上5項目以下	410	→	410	D008 注
D008 注	包括項目:6項目又は7項目	630	→	623	D008 注
D008 注	包括項目:8項目以上	900	→	900	D008 注
D009	腫瘍マーカー			D009	
D009 1	尿中BTA	80	→	80	D009 1
D009 2	癌胎児性抗原(CEA)	113	→	110	D009 2
D009 3	α-フェトプロテイン(AFP)	115	→	112	D009 3
D009 3	組織ポリペプタイド抗原(TPA)	115	→	112	D009 3
D009 3	扁平上皮癌関連抗原(SCC抗原)	115	→	112	D009 3
D009 4	DUPAN-2	130	→	126	D009 4
D009 4	NCC-ST-439	130	→	126	D009 4
D009 4	CA15-3	130	→	126	D009 4
D009 4	前立腺酸ホスファターゼ抗原(PAP)	130	→	126	D009 4
D009 5	エラスターーゼ1	135	→	131	D009 5
D009 6	前立腺特異抗原(PSA)	140	→	136	D009 6
D009 6	CA19-9	140	→	136	D009 6
D009 7	塩基性フェトプロテイン(BFP)	150	→	150	D009 8
D009 7	CA72-4	150	→	146	D009 7

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D009 7	CA50	150	→	150	D009 8
D009 7	SPan-1	150	→	146	D009 7
D009 7	シリルTn抗原(STN)	150	→	146	D009 7
D009 7	神経特異エノラーゼ(NSE)	150	→	146	D009 7
D009 7	PIVKA-II 半定量	150	→	150	D009 8
D009 7	PIVKA-II 定量	150	→	150	D009 8
D009 8	核マトリックスプロテイン22(NMP22)定性(尿)	160	→	160	D009 10
D009 8	核マトリックスプロテイン22(NMP22)定量(尿)	160	→	155	D009 9
D009 8	シリルLe ^x -i抗原(SLX)	160	→	155	D009 9
D009 8	CA125	160	→	155	D009 9
D009 8	サイトケラチン8・18(尿)	160	→	160	D009 10
D009 9	シリルLe ^x 抗原(CSLEX)	170	→	170	D009 13
D009 9	遊離型PSA比(PSA F/T比)	170	→	165	D009 11
D009 9	BCA225	170	→	165	D009 11
D009 9	I型プロコラーゲン-C-ペプチド(PICP)	170	→	170	D009 13
D009 9	I型コラーゲン-C-テロペプチド(ICTP)	170	→	170	D009 13
D009 9	SP1	170	→	170	D009 13
D009 9	抗p53抗体	170	→	166	D009 12
D009 10	サイトケラチン19フラグメント(シフラー)	180	→	175	D009 14
D009 10	ガストリン放出ペプチド前駆体(ProGRP)	180	→	175	D009 14
D009 11	遊離型フコース(尿)	190	→	190	D009 16
D009 11	CA602	190	→	190	D009 16
D009 11	α-フェトプロテインレクチン分画(AFP-L3%)	190	→	190	D009 16
D009 11	CA54/61	190	→	184	D009 15
D009 11	癌関連ガラクトース転移酵素(GAT)	190	→	184	D009 15
D009 12	γ-セミノプロテイン(γ-Sm)	200	→	194	D009 17
D009 12	CA130	200	→	200	D009 18
D009 12	ヒト绒毛性ゴナドトロピンβ 分画コアフラグメント(HCG β -CF)(尿)	200	→	200	D009 18

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D009 13	膵癌胎児性抗原(POA)	220	→	220	D009 19
D009 14	癌胎児性抗原(CEA)定性(乳頭分泌液)	320	→	320	D009 20
D009 14	癌胎児性抗原(CEA)半定量(乳頭分泌液)	320	→	320	D009 20
D009 14	HER2蛋白(乳頭分泌液)	320	→	320	D009 20
D009 14	HER2蛋白	320	→	320	D009 20
D009 15	可溶性インターロイキン-2レセプター(sIL-2R)	460	→	460	D009 21
D009 注	包括項目:2項目	230	→	230	D009 注
D009 注	包括項目:3項目	290	→	290	D009 注
D009 注	包括項目:4項目以上	420	→	420	D009 注
D010	特殊分析			D010	
D010 1	糖分析(尿)	38	→	38	D010 1
D010 2	結石分析	120	→	120	D010 2
D010 3	チロシン	200	→	200	D010 3
D010 4	総分岐鎖アミノ酸／チロシンモル比(BTR)	300	→	291	D010 4
D010 5	アミノ酸			D010 5	
D010 5	イ 1種類につき	320	→	310	D010 5
D010 5	ロ 5種類以上	1,274	→	1,236	D010 5
D010 6	アミノ酸定性	350	→	350	D010 6
D010 7	脂肪酸分画	450	→	437	D010 7
D010 8	先天性代謝異常症検査	1,200	→	1,200	D010 8
(免疫学的検査)					
D011	免疫血液学的検査			D011	
D011 1	ABO血液型	21	→	21	D011 1
D011 1	Rh(D)血液型	21	→	21	D011 1
D011 2	Coombs試験			D011 2	
D011 2	イ 直接	30	→	30	D011 2
D011 2	ロ 間接	34	→	34	D011 2
D011 3	Rh(その他の因子)血液型	160	→	160	D011 3

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D011 4	不規則抗体	167	→	162	D011 4
D011 5	ABO血液型関連糖転移酵素活性	200	→	200	D011 5
D011 6	血小板関連IgG(PA-IgG)	210	→	204	D011 6
D011 7	ABO血液型亜型	260	→	260	D011 7
D011 8	抗血小板抗体	270	→	262	D011 8
- -	血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体(IgG、IgM及びIgA抗体)	-	→	390	D011 9 (新設)
- -	血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体(IgG抗体)	-	→	390	D011 9 (新設)
D012	感染症免疫学的検査			D012	
D012 1	梅毒血清反応(STS)定性	15	→	15	D012 1
D012 1	抗ストレプトリジンO(ASO)定性	15	→	15	D012 1
D012 1	抗ストレプトリジンO(ASO)半定量	15	→	15	D012 1
D012 1	抗ストレプトリジンO(ASO)定量	15	→	15	D012 1
D012 2	トキソプラズマ抗体定性	26	→	26	D012 2
D012 2	トキソプラズマ抗体半定量	26	→	26	D012 2
D012 3	抗ストレプトキナーゼ(ASK)定性	29	→	29	D012 3
D012 3	抗ストレプトキナーゼ(ASK)半定量	29	→	29	D012 3
D012 4	梅毒トレポネーマ抗体定性	32	→	32	D012 4
D012 4	マイコプラズマ抗体定性	32	→	32	D012 4
D012 4	マイコプラズマ抗体半定量	32	→	32	D012 4
D012 5	連鎖球菌多糖体抗体(ASP)半定量	34	→	34	D012 5 (名称変更)
D012 5	梅毒血清反応(STS)半定量	34	→	34	D012 5 (項の分割)
- -	梅毒血清反応(STS)定量	-	→	34	D012 5 (項の分割)
D012 6	梅毒トレポネーマ抗体半定量	53	→	53	D012 6
D012 6	梅毒トレポネーマ抗体定量	53	→	53	D012 6
D012 7	アデノウイルス抗原定性(糞便)	60	→	60	D012 7
D012 7	迅速ウレアーゼ試験定性	60	→	60	D012 7
D012 8	ロタウイルス抗原定性(糞便)	65	→	65	D012 8
D012 8	ロタウイルス抗原定量(糞便)	65	→	65	D012 8

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D012 9	ヘルコバクター・ピロリ抗体定性・半定量	70	→	70	D012 9
D012 9	クラミドフィラ・ニューモニエIgG抗体	70	→	70	D012 9
D012 10	クラミドフィラ・ニューモニエIgA抗体	75	→	75	D012 10
D012 11	ウイルス抗体価(定性・半定量・定量)(1項目当たり)	79	→	79	D012 11
D012 12	クロストリジウム・ディフィシル抗原定性	80	→	80	D012 12
D012 12	ヘルコバクター・ピロリ抗体	80	→	80	D012 12
D012 12	百日咳菌抗体定性	80	→	80	D012 12
D012 12	百日咳菌抗体半定量	80	→	80	D012 12
D012 13	HTLV-I 抗体定性	85	→	85	D012 13
D012 13	HTLV-I 抗体半定量	85	→	85	D012 13
D012 14	トキソプラズマ抗体	93	→	93	D012 14
D012 15	トキソプラズマIgM抗体	95	→	95	D012 15
D012 16	抗デオキシリボヌクレアーゼB(ADNaseB) 半定量	100	→	100	D012 16 (名称の変更)
D012 16	溶連菌エステラーゼ抗体(ASE)	100	→	100	D012 16
D012 17	抗酸菌抗体定性	120	→	120	D012 19
D012 17	抗酸菌抗体定量	120	→	116	D012 17
D012 17	HIV-1抗体	120	→	118	D012 18
D012 18	HIV-1, 2抗体定性	127	→	123	D012 20
D012 18	HIV-1, 2抗体半定量	127	→	123	D012 20
D012 18	HIV-1, 2抗体定量	127	→	127	D012 21
D012 18	HIV-1, 2抗原・抗体同時測定定性	127	→	123	D012 20
D012 18	HIV-1, 2抗原・抗体同時測定定量	127	→	123	D012 20
D012 19	A群β溶連菌迅速試験定性	140	→	136	D012 22
D012 19	ノイラミニダーゼ定性	140	→	140	D012 23 (名称の変更)
D012 20	カンジダ抗原定性	148	→	144	D012 24
D012 20	カンジダ抗原半定量	148	→	144	D012 24
D012 20	カンジダ抗原定量	148	→	144	D012 24
D012 21	肺炎球菌抗原定性(尿・髄液)	150	→	146	D012 25

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D012 21	ヘモフィルス・インフルエンザb型(Hib)抗原定性(尿・髄液)	150	→ 146	D012 25	
D012 21	インフルエンザウイルス抗原定性	150	→ 149	D012 26	
D012 21	ヘルコバクター・ピロリ抗原定性	150	→ 146	D012 25	
D012 21	RSウイルス抗原定性	150	→ 146	D012 25	
D012 21	梅毒トレポネーマ抗体(FTA-ABS試験)定性	150	→ 146	D012 25	(項目の分割)
- -	梅毒トレポネーマ抗体(FTA-ABS試験)半定量	-	→ 146	D012 25	(項目の分割)
D012 21	ノロウイルス抗原定性	150	→ 150	D012 27	
- -	インフルエンザ菌(無莢膜型)抗原定性	-	→ 150	D012 27	(新設)
- -	マイコプラズマ抗原定性(免疫クロマト法)	-	→ 150	D012 27	(新設)
- -	ヒトメタニューモウイルス抗原定性	-	→ 150	D012 27	(新設)
D012 22	D-アラビニトール	160	→ 160	D012 28	
D012 22	クラミドフィラ・ニューモニエIgM抗体	160	→ 160	D012 28	
D012 23	大腸菌O157抗原定性	170	→ 170	D012 30	
D012 23	クラミジア・トラコマチス抗原定性	170	→ 165	D012 29	
D012 23	アスペルギルス抗原	170	→ 165	D012 29	
D012 23	マイコプラズマ抗原定性(FA法)	170	→ 170	D012 30	(名称の変更)
D012 24	淋菌抗原定性	180	→ 180	D012 32	
D012 24	大腸菌O157抗体定性	180	→ 175	D012 31	
D012 24	単純ヘルペスウイルス抗原定性	180	→ 180	D012 32	
D012 24	大腸菌血清型別	180	→ 180	D012 32	
D012 25	HTLV-I 抗体	186	→ 180	D012 32	
D012 26	クリプトコックス抗原定性	190	→ 190	D012 34	
D012 26	クリプトコックス抗原半定量	190	→ 184	D012 33	
D012 27	ブルセラ抗体定性	210	→ 210	D012 36	(項目の分割)
- -	ブルセラ抗体半定量	-	→ 210	D012 36	(項目の分割)
D012 27	アデノウイルス抗原定性(糞便を除く。)	210	→ 204	D012 35	
D012 27	単純ヘルペスウイルス抗原定性(角膜)	210	→ 210	D012 36	
- -	単純ヘルペスウイルス抗原定性(性器)	-	→ 210	D012 36	(新設)

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D012 27	肺炎球菌莢膜抗原定性(尿・髄液)	210	→	210	D012 36 (新設)
D012 27	肺炎球菌細胞壁抗原定性	210	→	204	D012 35
D012 27	アニサキスIgG・IgA抗体	210	→	210	D012 36
D012 27	レプトスピラ抗体	210	→	210	D012 36
D012 28	グロブリンクラス別クラミジア・トラコマチス抗体	216	→	210	D012 36
D012 29	ツツガムシ抗体定性	220	→	220	D012 38
D012 29	ツツガムシ抗体半定量	220	→	213	D012 37
D012 29	(1→3)-β-D-グルカン	220	→	213	D012 37
D012 29	サイトメガロウイルス抗体	220	→	220	D012 38
D012 30	赤痢アメーバ抗体半定量	230	→	223	D012 39
D012 30	グロブリンクラス別ウイルス抗体価(1項目当たり)	230	→	223	D012 39
D012 31	レジオネラ抗原定性(尿)	240	→	233	D012 40
D012 31	水痘ウイルス抗原定性(上皮細胞)	240	→	240	D012 41
D012 32	エンドトキシン	270	→	262	D012 42
D012 32	ボレリア・ブルグドルフェリ抗体	270	→	270	D012 43
D012 33	HIV-1抗体(ウエスタンプロット法)	280	→	280	D012 44
D012 34	百日咳菌抗体	294	→	285	D012 45
D012 35	結核菌群抗原定性	300	→	291	D012 46
D012 35	ダニ特異IgG抗体	300	→	300	D012 47
D012 35	Weil-Felix反応	300	→	300	D012 47
D012 36	HIV-2抗体(ウエスタンプロット法)	380	→	380	D012 48
D012 37	サイトメガロウイルスpp65抗原定性	410	→	398	D012 49
D012 38	HTLV-I 抗体(ウエスタンプロット法)	441	→	440	D012 50
D012 39	HIV抗原	600	→	600	D012 51
- -	抗トリコスポロン・アサヒ抗体	-	→	900	D012 52 (新設)
D013	肝炎ウイルス関連検査			D013	
D013 1	HBs抗原定性・半定量	29	→	29	D013 1
D013 2	HBs抗体定性	32	→	32	D013 2

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D013 2	HBs抗体半定量	32	→	32	D013 2
D013 3	HBs抗原	88	→	88	D013 3
D013 3	HBs抗体	88	→	88	D013 3
D013 4	HBe抗原	110	→	107	D013 4
D013 4	HBe抗体	110	→	107	D013 4
D013 5	HCV抗体定性・定量	120	→	116	D013 5
D013 5	HCVコア蛋白	120	→	116	D013 5
D013 6	HBc抗体半定量・定量	150	→	146	D013 6
D013 6	HA-IgM抗体	150	→	146	D013 6
D013 6	HA抗体	150	→	146	D013 6
D013 6	HBc-IgM抗体	150	→	146	D013 6
D013 6	HCVコア抗体	150	→	146	D013 6
D013 7	HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体定性	160	→	160	D013 7
D013 7	HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体半定量	160	→	160	D013 7
D013 8	HE-IgA抗体定性	210	→	210	D013 8
D013 9	HCV血清群別判定	240	→	233	D013 9
D013 10	HBVコア関連抗原(HBcrAg)	290	→	281	D013 10
D013 11	デルタ肝炎ウイルス抗体	330	→	330	D013 11
D013 12	HCV特異抗体価	340	→	340	D013 12
D013 12	HBVジェノタイプ判定	340	→	340	D013 12
D013 注	包括項目:3項目	290	→	290	D013 注
D013 注	包括項目:4項目	360	→	360	D013 注
D013 注	包括項目:5項目以上	484	→	469	D013 注
D014	自己抗体検査			D014	
D014 1	寒冷凝集反応	11	→	11	D014 1
D014 2	リウマトイド因子(RF)半定量	30	→	30	D014 2
D014 2	リウマトイド因子(RF)定量	30	→	30	D014 2
D014 3	抗サイログロブリン抗体半定量	37	→	37	D014 3

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D014 3	抗甲状腺マイクロゾーム抗体半定量	37	→	37	D014 3
D014 4	Donath-Landsteiner試験	55	→	55	D014 4
D014 5	LEテスト定性	68	→	68	D014 5
D014 6	抗核抗体(蛍光抗体法を除く。)	110	→	110	D014 6
D014 6	抗インスリン抗体	110	→	110	D014 6
D014 7	抗核抗体(蛍光抗体法)定性	113	→	110	D014 6
D014 7	抗核抗体(蛍光抗体法)半定量	113	→	110	D014 6
D014 7	抗核抗体(蛍光抗体法)定量	113	→	110	D014 6
D014 8	抗ガラクトース欠損IgG抗体定性	120	→	120	D014 8
D014 8	抗ガラクトース欠損IgG抗体定量	120	→	120	D014 8
D014 8	マトリックスマタロプロテイナーゼ-3(MMP-3)	120	→	116	D014 7
D014 9	抗Jo-1抗体定性	150	→	146	D014 9
D014 9	抗Jo-1抗体半定量	150	→	146	D014 9
D014 9	抗Jo-1抗体定量	150	→	146	D014 9
D014 9	抗サイログロブリン抗体	150	→	146	D014 9
D014 9	抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体	150	→	146	D014 9
D014 9	抗RNP抗体定性	150	→	146	D014 9
D014 9	抗RNP抗体半定量	150	→	146	D014 9
D014 9	抗RNP抗体定量	150	→	146	D014 9
D014 10	抗Sm抗体定性	167	→	162	D014 10
D014 10	抗Sm抗体半定量	167	→	162	D014 10
D014 10	抗Sm抗体定量	167	→	162	D014 10
D014 10	抗SS-B/La抗体定性	167	→	162	D014 10
D014 10	抗SS-B/La抗体半定量	167	→	162	D014 10
D014 10	抗SS-B/La抗体定量	167	→	162	D014 10
D014 10	抗Scl-70抗体定性	167	→	162	D014 10
D014 10	抗Scl-70抗体半定量	167	→	162	D014 10
D014 10	抗Scl-70抗体定量	167	→	162	D014 10

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D014 11	抗SS-A/Ro抗体定性	170	→	165	D014 11
D014 11	抗SS-A/Ro抗体半定量	170	→	165	D014 11
D014 11	抗SS-A/Ro抗体定量	170	→	165	D014 11
D014 11	抗RNAポリメラーゼIII抗体	170	→	170	D014 12
D014 11	C ₁ q結合免疫複合体	170	→	165	D014 11
D014 12	抗DNA抗体定性	178	→	178	D014 14
D014 12	抗DNA抗体定量	178	→	173	D014 13
D014 13	抗セントロメア抗体定性	190	→	190	D014 16
D014 13	抗セントロメア抗体定量	190	→	184	D014 15
- -	抗ARS抗体	-	→	190	D014 16 (新設)
D014 14	モノクローナルRF結合免疫複合体	200	→	194	D014 17
D014 15	抗ミトコンドリア抗体定性	206	→	200	D014 18 (項目の分割)
- -	抗ミトコンドリア抗体半定量	-	→	200	D014 18 (項目の分割)
D014 15	抗ミトコンドリア抗体定量	206	→	206	D014 20
D014 16	C ₃ d結合免疫複合体	210	→	210	D014 21
D014 16	IgG型リウマトイド因子	210	→	204	D014 19
D014 16	抗シトルリン化ペプチド抗体定性	210	→	210	D014 21
D014 16	抗シトルリン化ペプチド抗体定量	210	→	210	D014 21
D014 17	抗カルジオリビンβ ₂ グリコプロテインI複合体抗体	230	→	223	D014 22
D014 17	抗LKM-1抗体	230	→	223	D014 22
D014 18	抗カルジオリビン抗体	250	→	243	D014 23
D014 18	抗TSHレセプター抗体(TRAb)	250	→	243	D014 23
D014 19	抗デスマグレイン3抗体	270	→	270	D014 24
D014 19	抗BP180-NC16a抗体	270	→	270	D014 24
D014 20	ループスアンチコアグラント定性	290	→	290	D014 26
D014 20	ループスアンチコアグラント定量	290	→	281	D014 25
D014 20	抗好中球細胞質抗体(ANCA)定性	290	→	290	D014 26
D014 20	抗好中球細胞質プロテイナーゼ3抗体(PR3-ANCA)	290	→	281	D014 25

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D014 20	抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体(MPO-ANCA)	290	→	281	D014 25
D014 20	抗糸球体基底膜抗体(抗GBM抗体)	290	→	281	D014 25
D014 21	抗デスマグレイン1抗体	300	→	300	D014 27
D014 22	甲状腺刺激抗体(TSAb)	350	→	350	D014 28
D014 23	IgG ₄	400	→	388	D014 29
D014 24	抗GM1IgG抗体	460	→	460	D014 30
D014 24	抗GQ1bIgG抗体	460	→	460	D014 30
D014 25	抗アセチルコリンレセプター抗体(抗AChR抗体)	900	→	873	D014 31
D014 26	抗グルタミン酸レセプター抗体	1,000	→	970	D014 32
- -	抗アクアポリン4抗体	-	→	1,000	D014 33 (新設)
- -	抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体	-	→	1,000	D014 33 (新設)
D014 注	包括項目:2項目	320	→	320	D014 注
D014 注	包括項目:3項目以上	490	→	490	D014 注
D015	血漿蛋白免疫学的検査			D015	
D015 1	C反応性蛋白(CRP)定性	16	→	16	D015 1
D015 1	C反応性蛋白(CRP)	16	→	16	D015 1
D015 2	赤血球コプロポルフィリン定性	30	→	30	D015 2
D015 2	グルコースー6ーホスファターゼ(G-6-Pase)	30	→	30	D015 2
D015 3	グルコースー6ーリン酸デヒドロゲナーゼ(G-6-PD)定性	34	→	34	D015 3
D015 3	赤血球プロトポルフィリン定性	34	→	34	D015 3
D015 4	血清補体値(CH ₅₀)	38	→	38	D015 4
D015 4	免疫グロブリン	38	→	38	D015 4
D015 5	クリオグロブリン定性	42	→	42	D015 5
D015 5	クリオグロブリン定量	42	→	42	D015 5
D015 6	血清アミロイドA蛋白(SAA)	47	→	47	D015 6
D015 7	トランスフェリン(Tf)	60	→	60	D015 7
D015 8	C ₃	70	→	70	D015 8
D015 8	C ₄	70	→	70	D015 8

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D015 9	セルロプラスミン	90	→	90	D015 9
D015 10	非特異的IgE半定量	100	→	100	D015 10
D015 10	非特異的IgE定量	100	→	100	D015 10
D015 11	特異的IgE半定量・定量	110	→	110	D015 11
D015 12	β_2 -マイクログロブリン	115	→	112	D015 12
D015 12	トランスサイレチン(プレアルブミン)	115	→	112	D015 12
D015 13	レチノール結合蛋白(RBP)	140	→	140	D015 13
D015 14	α_1 -マイクログロブリン	150	→	146	D015 14
D015 14	ハプトグロビン(型補正を含む。)	150	→	146	D015 14
D015 15	C ₃ プロアクチベータ	160	→	160	D015 15
D015 16	アレルゲン刺激性遊離ヒスタミン(HRT)	168	→	163	D015 16
D015 17	ヘモペキシン	180	→	180	D015 17
D015 18	APRスコア定性	200	→	194	D015 18
D015 18	アトピー鑑別試験定性	200	→	194	D015 18
D015 18	TARC	200	→	194	D015 18
D015 19	癌胎児性フィプロネクチン定性(頸管腔分泌液)	210	→	204	D015 19
D015 20	Bence Jones蛋白同定(尿)	220	→	213	D015 20
D015 21	免疫電気泳動法(同一検体に対して一連につき)	240	→	240	D015 21
D015 22	C ₁ インアクチベータ	290	→	281	D015 22
D015 23	免疫グロブリンL鎖 κ/λ 比	340	→	330	D015 23
D015 24	免疫グロブリン遊離L鎖 κ/λ 比	400	→	400	D015 24
D015 25	結核菌特異的インターフェロン- γ 産生能	630	→	630	D015 25
D016	細胞機能検査			D016	
D016 1	B細胞表面免疫グロブリン	170	→	165	D016 1
D016 2	顆粒球機能検査(種目数にかかわらず一連につき)	200	→	200	D016 2
D016 3	T細胞・B細胞百分率	210	→	204	D016 3
D016 3	T細胞サブセット検査(一連につき)	210	→	204	D016 3
D016 4	顆粒球スクリーニング検査(種目数にかかわらず一連につき)	220	→	220	D016 4

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D016 5	赤血球表面抗原検査	270	→ 270	D016 5	
D016 6	リンパ球刺激試験(LST)(一連につき)	350	→ 350	D016 6	
(微生物学的検査)					
D017	排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査			D017	
D017 1	蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置等を使用するもの	50	→ 50	D017 1	
D017 1注	集菌塗抹法加算	32	→ 32	D017 1	
D017 2	保温装置使用アメーバ検査	45	→ 45	D017 2	
D017 3	その他のもの	50	→ 61	D017 3	
D018	細菌培養同定検査			D018	
D018 1	口腔、気道又は呼吸器からの検体	160	→ 160	D018 1	
D018 2	消化管からの検体	160	→ 160	D018 2	
D018 3	血液又は穿刺液	190	→ 190	D018 3	
D018 4	泌尿器又は生殖器からの検体	150	→ 150	D018 4	
D018 5	その他の部位からの検体	140	→ 140	D018 5	
D018 6	簡易培養	60	→ 60	D018 6	
D018 注	嫌気性培養加算	120	→ 120	D018 注	
D019	細菌薬剤感受性検査			D019	
D019 1	1菌種	170	→ 170	D019 1	
D019 2	2菌種	220	→ 220	D019 2	
D019 3	3菌種以上	280	→ 280	D019 3	
D019-2	酵母様真菌薬剤感受性検査	150	→ 150	D019-2	
D020	抗酸菌分離培養検査			D020	
D020 1	抗酸菌分離培養(液体培地法)	230	→ 260	D020 1	
D020 2	抗酸菌分離培養(それ以外のもの)	210	→ 210	D020 2	
D021	抗酸菌同定(種目数にかかわらず一連につき)	370	→ 370	D021	
D022	抗酸菌薬剤感受性検査(培地数に関係なく)	380	→ 380	D022	
D023	微生物核酸同定・定量検査			D023	
D023 1	細菌核酸検出(白血球)(1菌種あたり)	130	→ 130	D023 1	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D023 2	淋菌核酸検出	210	→ 204	D023 2	
D023 2	クラミジア・トラコマチス核酸検出	210	→ 204	D023 2	
D023 3	HBV核酸定量	290	→ 287	D023 3	
D023 4	淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出	300	→ 291	D023 4	
D023 4	レジオネラ核酸検出	300	→ 292	D023 5	
D023 4	マイコプラズマ核酸検出	300	→ 300	D023 6	
D023 5	HCV核酸検出	360	→ 360	D023 7	
D023 5	HPV核酸検出	360	→ 360	D023 7	
- -	HPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)	-	→ 360	D023 7	(新設)
D023 6	インフルエンザ核酸検出	410	→ 410	D023 8	
D023 6	抗酸菌核酸同定	410	→ 410	D023 8	
D023 6	結核菌群核酸検出	410	→ 410	D023 8	
D023 7	マイコバクテリウム・アビウム及びイントラセルラー(MAC)核酸検出	421	→ 421	D023 9	
D023 8	HCV核酸定量	450	→ 450	D023 10	
D023 8	HBV核酸プレコア変異及びコアプロモーター変異検出	450	→ 450	D023 10	
D023 8	ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出	450	→ 450	D023 10	
D023 8	SARSコロナウィルス核酸検出	450	→ 450	D023 10	
D023 9	HIV-1核酸定量	520	→ 520	D023 11	
D023 9	注 濃縮前処理加算	130	→ 130	D023 11	
D023 10	結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出	850	→ 850	D023 12	
- -	結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出	-	→ 850	D023 12	(新設)
- -	結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出	-	→ 850	D023 12	(新設)
D023 11	HPVジェノタイプ判定	2,000	→ 2,000	D023 13	
D023 12	HIVジェノタイプ薬剤耐性	6,000	→ 6,000	D023 14	
D023-2	その他の微生物学的検査			D023-2	
D023-2 1	黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2'(PBP2')定性	55	→ 55	D023-2 1	
D023-2 2	尿素呼気試験(UBT)	70	→ 70	D023-2 2	
D023-2 3	腸炎ビブリオ耐熱性溶血毒(TDH)定性	150	→ 150	D023-2 3	(名称の変更)

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D023-2 4	大腸菌ベロトキシン定性	200	→ 194	D023-2 4	
D024	動物使用検査	170	→ 170	D024	
(基本的検査実施料)					
D025	基本的検査実施料(1日につき)			D025	
D025 1	基本的検査実施料(4週間以内)	140	→ 140	D025 1	
D025 2	基本的検査実施料(4週間超え)	110	→ 110	D025 2	
第2款 検査判断料					
D026	検査判断料			D026	
D026 1	尿・糞便等検査判断料	34	→ 34	D026 1	
D026 2	血液学的検査判断料	125	→ 125	D026 2	
D026 3	生化学的検査(I)判断料	144	→ 144	D026 3	
D026 4	生化学的検査(II)判断料	144	→ 144	D026 4	
D026 5	免疫学的検査判断料	144	→ 144	D026 5	
D026 6	微生物学的検査判断料	150	→ 150	D026 6	
D026 注	検査管理加算(I)	40	→ 40	D026 注	
D026 注	検査管理加算(II)	100	→ 100	D026 注	
D026 注	検査管理加算(III)	300	→ 300	D026 注	
D026 注	検査管理加算(IV)	500	→ 500	D026 注	
D027	基本的検査判断料	604	→ 604	D027	
第3節 生体検査料					
(呼吸循環機能検査等)					
D200	スパイログラフィー等検査			D200	
D200 1	肺気量分画測定(安静換気量測定及び最大換気量測定を含む。)	90	→ 90	D200 1	
D200 2	フローボリュームカーブ(強制呼出曲線を含む。)	100	→ 100	D200 2	
D200 3	機能的残気量測定	140	→ 140	D200 3	
D200 4	呼気ガス分析	100	→ 100	D200 4	
D200 5	左右別肺機能検査	1,010	→ 1,010	D200 5	
D201	換気力学的検査			D201	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D201 1	呼吸抵抗測定			D201 1	
D201 1	イ 広域周波オシレーション法を用いた場合	150	→ 150	D201 1	
D201 1	ロ その他の場合	60	→ 60	D201 1	
D201 2	コンプライアンス測定、気道抵抗測定、肺粘性抵抗測定、1回呼吸法による吸気分布検査	135	→ 135	D201 2	
D202	肺内ガス分布			D202	
D202 1	指標ガス洗い出し検査	135	→ 135	D202 1	
D202 2	クロージングボリューム測定	135	→ 135	D202 2	
D203	肺胞機能検査			D203	
D203 1	肺拡散能力検査	150	→ 150	D203 1	
D203 2	死腔量測定、肺内シャント検査	135	→ 135	D203 2	
D204	基礎代謝測定	85	→ 85	D204	
D205	呼吸機能検査等判断料	140	→ 140	D205	
D206	心臓カテーテル法による諸検査(一連の検査について)			D206	
D206 1	右心カテーテル	3,600	→ 3,600	D206 1	
D206 2	左心カテーテル	4,000	→ 4,000	D206 2	
D207	体液量等測定			D207	
D207 1	体液量測定	60	→ 60	D207 1	
D207 1	細胞外液量測定	60	→ 60	D207 1	
D207 2	血流量測定	100	→ 100	D207 2	
D207 2	皮弁血流検査	100	→ 100	D207 2	
D207 2	循環血流量測定(色素希釈法によるもの)	100	→ 100	D207 2	
D207 2	電子授受式発消色性インジケーター使用皮膚表面温度測定	100	→ 100	D207 2	
D207 3	心拍出量測定	150	→ 150	D207 3	
D207 3	循環時間測定	150	→ 150	D207 3	
D207 3	循環血液量測定(色素希釈法以外によるもの)	150	→ 150	D207 3	
D207 3	脳循環測定(色素希釈法によるもの)	150	→ 150	D207 3	
D207 4	血管内皮機能検査(一連につき)	200	→ 200	D207 4	
D207 5	脳循環測定(笑気法によるもの)	1,350	→ 1,350	D207 5	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D208	心電図検査			D208	
D208 1	四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導	130 → 130	D208 1		
D208 2	ベクトル心電図	150 → 150	D208 2		
D208 2	体表ヒス束心電図	150 → 150	D208 2		
D208 3	携帯型発作時心電図記憶伝達装置使用心電図検査	150 → 150	D208 3		
D208 4	バリストカルジオグラフ	90 → -	- -	(削除)	
D208 5	加算平均心電図による心室遅延電位測定	200 → 200	D208 4		
D208 6	その他(6誘導以上)	90 → 90	D208 5		
D209	負荷心電図検査			D209	
D209 1	四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導	320 → 320	D209 1		
D209 2	その他(6誘導以上)	190 → 190	D209 2		
D210	ホルター型心電図検査			D210	
D210 1	30分又はその端数を増すごとに	90 → 90	D210 1		
D210 2	8時間を超えた場合	1,500 → 1,500	D210 2		
D210-2	体表面心電図、心外膜興奮伝播図	1,500 → 1,500	D210-2		
D210-3	植込型心電図検査	90 → 90	D210-3		
D210-4	T波オルタナンス検査	1,100 → 1,100	D210-4		
D211	トレッドミルによる負荷心肺機能検査、サイクルエルゴメーターによる心肺機能検査	800 → 800	D211		
D211-2	喘息運動負荷試験	800 → 800	D211-2		
D211-3	時間内歩行試験	560 → 200	D211-3		
D212	リアルタイム解析型心電図	500 → 500	D212		
D212-2	携帯型発作時心電図記録計使用心電図検査	500 → 500	D212-2		
D213	心音図検査	150 → 150	D213		
D214	脈波図、心機図、ポリグラフ検査			D214	
D214 1	1検査	60 → 60	D214 1		
D214 2	2検査	80 → 80	D214 2		
D214 3	3又は4検査	130 → 130	D214 3		
D214 4	5又は6検査	180 → 180	D214 4		

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D214 5	7検査以上	220	→	220	D214 5
D214 6	血管伸展性検査	100	→	100	D214 6
D214-2	エレクトロキモグラフ	260	→	260	D214-2
(超音波検査等)					
D215	超音波検査(記録に要する費用を含む。)			D215	
D215 1	Aモード法	150	→	150	D215 1
D215 2	断層撮影法(心臓超音波検査を除く。)			D215 2	
D215 2	イ 胸腹部	530	→	530	D215 2
D215 2	ロ その他(頭頸部、四肢、体表、末梢血管等)	350	→	350	D215 2
D215 3	心臓超音波検査			D215 3	
D215 3	イ 経胸壁心エコー法	880	→	880	D215 3
D215 3	ロ Mモード法	500	→	500	D215 3
D215 3	ハ 経食道心エコー法	1,500	→	1,500	D215 3
D215 3	ニ 胎児心エコー法	1,000	→	1,000	D215 3
D215 3	ホ 負荷心エコー法	1,680	→	1,680	D215 3
D215 4	ドプラ法(1日につき)			D215 4	
D215 4	イ 胎児心音観察、末梢血管血行動態検査	20	→	20	D215 4
D215 4	ロ 脳動脈血流速度連続測定	150	→	150	D215 4
D215 4	ハ 脳動脈血流速度マッピング法	400	→	400	D215 4
D215 5	血管内超音波法	3,600	→	3,600	D215 5
D215 注	造影剤使用加算	150	→	150	D215 注
D215 注	パルスドプラ法加算	200	→	200	D215 注
D215-2	肝硬度測定	200	→	200	D215-2
D216	サーモグラフィー検査(記録に要する費用を含む。)	200	→	200	D216
D216 注	負荷検査加算	100	→	100	D216 注
D216-2	残尿測定検査			D216-2	
D216-2 1	超音波検査によるもの	55	→	55	D216-2 1
D216-2 2	導尿によるもの	45	→	45	D216-2 2

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D217	骨塩定量検査			D217	
D217 1	DEXA法による腰椎撮影	360	→ 360	D217 1	
D217 注	大腿骨同時撮影加算	90	→ 90	D217 注	
D217 2	MD法	140	→ 140	D217 2	
D217 2	SEXA法等	140	→ 140	D217 2	
D217 3	超音波法	80	→ 80	D217 3	
(監視装置による諸検査)					
D218	分娩監視装置による諸検査			D218	
D218 1	1時間以内の場合	400	→ 400	D218 1	
D218 2	1時間を超え1時間30分以内の場合	550	→ 550	D218 2	
D218 3	1時間30分を超えた場合	700	→ 700	D218 3	
D219	ノンストレステスト(一連につき)	200	→ 200	D219	
D220	呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ(ハートスコープ)、カルジオタコスコープ			D220	
D220 1	1時間以内又は1時間につき	50	→ 50	D220 1	
D220 2	3時間を超えた場合(1日につき)			D220 2	
D220 2	イ 7日以内の場合	150	→ 150	D220 2	
D220 2	ロ 7日を超えて14日以内の場合	130	→ 130	D220 2	
D220 2	ハ 14日を超えた場合	50	→ 50	D220 2	
D221	削除			D221	
D221-2	筋肉コンパートメント内圧測定	620	→ 620	D221-2	
D222	経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定			D222	
D222 1	1時間以内又は1時間につき	100	→ 100	D222 1	
D222 2	5時間を超えた場合(1日につき)	600	→ 600	D222 2	
D223	経皮的動脈血酸素飽和度測定(1日につき)	30	→ 30	D223	
D223-2	終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定(一連につき)	100	→ 100	D223-2	
D224	終末呼気炭酸ガス濃度測定(1日につき)	100	→ 100	D224	
D225	観血的動脈圧測定(カテーテルの挿入に要する費用及びエックス線透視の費用を含む。)			D225	
D225 1	1時間以内の場合	130	→ 130	D225 1	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D225 2	1時間を超えた場合(1日につき)	260	→	260	D225 2
D225-2	非観血的連続血圧測定(1日につき)	100	→	100	D225-2
D225-3	24時間自由行動下血圧測定	200	→	200	D225-3
D225-4	ヘッドアップティルト試験	980	→	980	D225-4
D226	中心静脈圧測定(1日につき)			D226	
D226 1	4回以下の場合	100	→	100	D226 1
D226 2	5回以上の場合	200	→	200	D226 2
D227	頭蓋内圧持続測定			D227	
D227 1	1時間以内又は1時間につき	125	→	125	D227 1
D227 2	3時間を超えた場合(1日につき)	500	→	500	D227 2
D228	深部体温計による深部体温測定(1日につき)	100	→	100	D228
D229	前額部、胸部、手掌部又は足底部体表面体温測定による末梢循環不全状態観察(1日につき)	100	→	100	D229
D230	観血的肺動脈圧測定			D230	
D230 1	1時間以内又は1時間につき	150	→	150	D230 1
D230 2	2時間を超えた場合(1日につき)	450	→	450	D230 2
D231	人工肺臓(一連につき)	5,000	→	5,000	D231
D231-2	皮下連続式グルコース測定(一連につき)	700	→	700	D231-2
D232	食道内圧測定検査	650	→	650	D232
D233	直腸肛門機能検査			D233	
D233 1	1項目行った場合	800	→	800	D233 1
D233 2	2項目以上行った場合	1,200	→	1,200	D233 2
D234	胃・食道内24時間pH測定	1,000	→	1,300	D234
(脳波検査等)					
D235	脳波検査(過呼吸、光及び音刺激による負荷検査を含む。)	600	→	600	D235
D235 注	睡眠賦活検査又は薬物賦活検査加算	250	→	250	D235 注
D235-2	長期継続頭蓋内脳波検査(1日につき)	500	→	500	D235-2
D235-3	長期脳波ビデオ同時記録検査(1日につき)	900	→	900	D235-3
D236	脳誘発電位検査(脳波検査を含む。)			D236	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D236 1	体性感覚誘発電位	670	→	670	D236 1
D236 2	視覚誘発電位	670	→	670	D236 2
D236 3	聴性誘発反応検査、脳波聴力検査、脳幹反応聴力検査、中間潜時反応聴力検査	670	→	670	D236 3
D236 4	聴性定常反応	800	→	800	D236 4
D236-2	光トポグラフィー	670	→	-	D236-2
- -	脳外科手術の術前検査に使用するもの	-	→	670	D236-2 1
- -	抑うつ症状の鑑別診断の補助に使用するもの			D236-2 2	(新設)
- -	イ 地域の精神科救急医療体制を確保するために必要な協力等を行っている精神保健指定医による場合	-	→	400	D236-2 2 (新設)
- -	ロ イ以外の場合	-	→	200	D236-2 2 (新設)
D236-3	脳磁図	5,100	→	5,100	D236-3
D237	終夜睡眠ポリグラフィー			D237	
D237 1	携帶用装置を使用した場合	720	→	720	D237 1
D237 2	多点感圧センサーを有する睡眠評価装置を使用した場合	250		250	D237 2
D237 3	1及び2以外の場合	3,300	→	3,300	D237 3
D237-2	反復睡眠潜時試験(MSLT)	5,000	→	5,000	D237-2
D238	脳波検査判断料	180	→	180	D238
(神経・筋検査)					
D239	筋電図検査			D239	
D239 1	筋電図(1肢につき(針電極にあっては1筋につき))	200	→	200	D239 1
D239 2	誘発筋電図(神経伝導速度測定を含む。)(1神経につき)	150	→	150	D239 2
D239 3	中枢神経磁気刺激による誘発筋電図(一連につき)	400	→	400	D239 3
D239-2	電流知覚閾値測定(一連につき)	200	→	200	D239-2
D239-3	神経学的検査	400	→	400	D239-3
-	全身温熱発汗試験	-	→	600	D239-4 (新設)
D240	神経・筋負荷テスト			D240	
D240 1	テンションテスト(ワゴスチグミン眼筋力テストを含む。)	130	→	130	D240 1
D240 2	瞳孔薬物負荷テスト	130	→	130	D240 2
D240 3	乏血運動負荷テスト(乳酸測定等を含む。)	200	→	200	D240 3

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D241	神経・筋検査判断料	180	→	180	D241
D242	尿水力学的検査			D242	
D242 1	膀胱内圧測定	260	→	260	D242 1
D242 2	尿道圧測定図	260	→	260	D242 2
D242 3	尿流測定	205	→	205	D242 3
D242 4	括約筋筋電図	310	→	310	D242 4
(耳鼻咽喉科学的検査)					
D243	削除			D243	
D244	自覺的聴力検査			D244	
D244 1	標準純音聴力検査	350	→	350	D244 1
D244 1	自記オージオメーターによる聴力検査	350	→	350	D244 1
D244 2	標準語音聴力検査	350	→	350	D244 2
D244 2	ことばのききとり検査	350	→	350	D244 2
D244 3	簡易聴力検査			D244 3	
D244 3	イ 気導純音聴力検査	110	→	110	D244 3
D244 3	ロ その他(種目数にかかわらず一連につき)	40	→	40	D244 3
D244 4	後迷路機能検査(種目数にかかわらず一連につき)	400	→	400	D244 4
D244 5	内耳機能検査(種目数にかかわらず一連につき)	400	→	400	D244 5
D244 5	耳鳴検査(種目数にかかわらず一連につき)	400	→	400	D244 5
D244 6	中耳機能検査(種目数にかかわらず一連につき)	150	→	150	D244 6
D244-2	補聴器適合検査			D244-2	
D244-2 1	1回目	1,300	→	1,300	D244-2 1
D244-2 2	2回目以降	700	→	700	D244-2 2
D245	鼻腔通気度検査	300	→	300	D245
D246	アコースティックオトスコープを用いた鼓膜音響反射率検査	100	→	100	D246
D247	他覚的聴力検査又は行動観察による聴力検査			D247	
D247 1	鼓膜音響インピーダンス検査	290	→	290	D247 1
D247 2	チンパノメトリー	340	→	340	D247 2

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D247 3	耳小骨筋反射検査	450	→	450	D247 3
D247 4	遊戯聴力検査	450	→	450	D247 4
D247 5	耳音響放射(OAE)検査			D247 5	
D247 5	イ 自発耳音響放射(SOAE)	100	→	100	D247 5
D247 5	ロ その他の場合	300	→	300	D247 5
D248	耳管機能測定装置を用いた耳管機能測定	450	→	450	D248
D249	蜗電図	750	→	750	D249
D250	平衡機能検査			D250	
D250 1	標準検査(一連につき)	20	→	20	D250 1
D250 2	刺激又は負荷を加える特殊検査(1種目につき)	120	→	120	D250 2
D250 3	頭位及び頭位変換眼振検査	—	→	—	D250 3
D250 3	イ 赤外線CCDカメラ等による場合	300	→	300	D250 3
D250 3	ロ その他の場合	140	→	140	D250 3
D250 4	電気眼振図(誘導数にかかわらず一連につき)			D250 4	
D250 4	イ 皿電極により4誘導以上の記録を行った場合	400	→	400	D250 4
D250 4	ロ その他の場合	260	→	260	D250 4
D250 5	重心動搖計	250	→	250	D250 5
D250 5	下肢加重検査	250	→	250	D250 5
D250 5	フォースプレート分析	250	→	250	D250 5
D250 5	動作分析検査	250	→	250	D250 5
D250 注	パワー・ベクトル分析加算	200	→	200	D250 注
D250 注	刺激又は負荷をえた場合の加算	120	→	120	D250 注
D251	音声言語医学的検査			D251	
D251 1	喉頭ストロボスコピ一	450	→	450	D251 1
D251 2	音響分析	450	→	450	D251 2
D251 3	音声機能検査	450	→	450	D251 3
D252	扁桃マッサージ法	40	→	40	D252
D253	嗅覚検査			D253	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D253 1	基準嗅覚検査	450	→ 450	D253 1	
D253 2	静脈性嗅覚検査	45	→ 45	D253 2	
D254	電気味覚検査(一連につき)	300	→ 300	D254	
(眼科学的検査)					
D255	精密眼底検査(片側)	56	→ 56	D255	
D255-2	汎網膜硝子体検査(片側)	150	→ 150	D255-2	
D256	眼底カメラ撮影			D256	
D256 1	通常の方法の場合	56	→ -	D256 1	(項目の分割)
- -	イ アナログ撮影	-	→ 54	D256 1	
- -	ロ デジタル撮影	-	→ 58	D256 1	
D256 2	蛍光眼底法の場合	400	→ 400	D256 2	
D256 3	自発蛍光撮影法の場合	510	→ 510	D256 3	
D256 注	広角眼底撮影加算	100	→ 100	D256 注	
D256-2	眼底三次元画像解析	200	→ 200	D256-2	
D257	細隙燈顕微鏡検査(前眼部及び後眼部)	112	→ 112	D257	
D258	網膜電位図(ERG)	230	→ 230	D258	
D258-2	網膜機能精密電気生理検査(多局所網膜電位図)	500	→ 500	D258-2	
D259	精密視野検査(片側)	38	→ 38	D259	
D260	量的視野検査(片側)			D260	
D260 1	動的量的視野検査	195	→ 195	D260 1	
D260 2	静的量的視野検査	290	→ 290	D260 2	
D261	屈折検査	69	→ 69	D261	
D262	調節検査	70	→ 70	D262	
D263	矯正視力検査			D263	
D263 1	眼鏡処方せんの交付を行う場合	69	→ 69	D263 1	
D263 2	1以外の場合	69	→ 69	D263 2	
D264	精密眼圧測定	82	→ 82	D264	
D264 注	水分の多量摂取、薬剤の注射、点眼、暗室試験等の負荷により測定加算	55	→ 55	D264 注	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D265	角膜曲率半径計測	84	→ 84	D265	
D265-2	角膜形状解析検査	105	→ 105	D265-2	
D266	光覚検査	42	→ 42	D266	
D267	色覚検査			D267	
D267 1	アノマロスコープ又は色相配列検査を行った場合	70	→ 70	D267 1	
D267 2	1以外の場合	48	→ 48	D267 2	
D268	眼筋機能精密検査及び輻輳検査	48	→ 48	D268	
D269	眼球突出度測定	38	→ 38	D269	
D269-2	光学的眼軸長測定	150	→ 150	D269-2	
D270	削除			D270	
D270-2	ロービジョン検査判断料	250	→ 250	D270-2	
D271	角膜知覚計検査	38	→ 38	D271	
D272	両眼視機能精密検査	48	→ 48	D272	
D272	立体視検査(三杆法又はステレオテスト法による)	48	→ 48	D272	
D272	網膜対応検査(残像法又はバゴリニ線條試験による)	48	→ 48	D272	
D273	細隙燈顕微鏡検査(前眼部)	48	→ 48	D273	
D274	前房隅角検査	38	→ 38	D274	
D275	圧迫隅角検査	76	→ 76	D275	
D276	網膜中心血管圧測定			D276	
D276 1	簡単なもの	42	→ 42	D276 1	
D276 2	複雑なもの	100	→ 100	D276 2	
D277	涙液分泌機能検査	38	→ 38	D277	
D277	涙管通水・通色素検査	38	→ 38	D277	
D278	眼球電位図(EOG)	260	→ 260	D278	
D279	角膜内皮細胞顕微鏡検査	160	→ 160	D279	
D280	レーザー前房蛋白細胞数検査	160	→ 160	D280	
D281	瞳孔機能検査(電子瞳孔計使用)	160	→ 160	D281	
D282	中心フリッカー試験	38	→ 38	D282	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D282-2 1	PL(Preferential Looking)法	100	→ 100	D282-2 1	
D282-2 2	乳幼児視力測定(テラーカード等によるもの)	60	→ 60	D282-2 2	
D282-3	コンタクトレンズ検査料			D282-3	
D282-3 1	コンタクトレンズ検査料1	200	→ 200	D282-3 1	
D282-3 2	コンタクトレンズ検査料2	56	→ 56	D282-3 2	
(皮膚科学的検査)					
D282-4	ダーモスコピー	72	→ 72	D282-4	
(臨床心理・神経心理検査)					
D283	発達及び知能検査			D283	
D283 1	操作が容易なもの	80	→ 80	D283 1	
D283 2	操作が複雑なもの	280	→ 280	D283 2	
D283 3	操作と処理が極めて複雑なもの	450	→ 450	D283 3	
D284	人格検査			D284	
D284 1	操作が容易なもの	80	→ 80	D284 1	
D284 2	操作が複雑なもの	280	→ 280	D284 2	
D284 3	操作と処理が極めて複雑なもの	450	→ 450	D284 3	
D285	認知機能検査その他の心理検査			D285	
D285 1	操作が容易なもの	80	→ 80	D285 1	
D285 2	操作が複雑なもの	280	→ 280	D285 2	
D285 3	操作と処理が極めて複雑なもの	450	→ 450	D285 3	
(負荷試験等)					
D286	肝及び腎のクリアランステスト	150	→ 150	D286	
D286-2	イヌリンクリアランス測定	1,280	→ 1,280	D286-2	
D287	内分泌負荷試験			D287	
D287 1	下垂体前葉負荷試験			D287 1	
D287 1	イ 成長ホルモン(GH)(一連として)	1,200	→ 1,200	D287 1	
D287 1	ロ ゴナドトロピン(LH及びFSH)(一連として月1回)	1,600	→ 1,600	D287 1	
D287 1	ハ 甲状腺刺激ホルモン(TSH)(一連として月1回)	1,200	→ 1,200	D287 1	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D287 1	ニ プロラクチン(PRL)(一連として月1回)	1,200	→ 1,200	D287 1	
D287 1	ホ 副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)(一連として月1回)	1,200	→ 1,200	D287 1	
D287 2	下垂体後葉負荷試験(一連として月1回)	1,200	→ 1,200	D287 2	
D287 3	甲状腺負荷試験(一連として月1回)	1,200	→ 1,200	D287 3	
D287 4	副甲状腺負荷試験(一連として月1回)	1,200	→ 1,200	D287 4	
D287 5	副腎皮質負荷試験			D287 5	
D287 5	イ 鉱質コルチコイド(一連として月1回)	1,200	→ 1,200	D287 5	
D287 5	ロ 糖質コルチコイド(一連として月1回)	1,200	→ 1,200	D287 5	
D287 6	性腺負荷試験(一連として月1回)	1,200	→ 1,200	D287 6	
D288	糖負荷試験			D288	
D288 1	常用負荷試験(血糖及び尿糖検査を含む。)	200	→ 200	D288 1	
D288 2	耐糖能精密検査(常用負荷試験及び血中インスリン測定又は常用負荷試験及び血中C-ペプチド測定を行った場合)、グルカゴン負荷試験	900	→ 900	D288 2	
D289	その他の機能テスト			D289	
D289 1	睥機能テスト(PFDテスト)	100	→ 100	D289 1	
D289 2	肝機能テスト(ICG1回又は2回法、BSP2回法)	100	→ 100	D289 2	
D289 2	ビリルビン負荷試験	100	→ 100	D289 2	
D289 2	馬尿酸合成試験	100	→ 100	D289 2	
D289 2	フィッシュバーグ	100	→ 100	D289 2	
D289 2	水利尿試験	100	→ 100	D289 2	
D289 2	アジスカウント(Addis尿沈渣定量検査)	100	→ 100	D289 2	
D289 2	モーゼンタール法	100	→ 100	D289 2	
D289 2	キシローゼ試験	100	→ -	-	(削除)
D289 2	ヨードカリ試験	100	→ 100	D289 2	
D289 3	胆道機能テスト	700	→ 700	D289 3	
D289 3	胃液分泌刺激テスト	700	→ 700	D289 3	
D289 4	セクレチン試験	3,000	→ 3,000	D289 4	
D290	卵管通気・通水・通色素検査	100	→ 100	D290	
D290	ルビンテスト	100	→ 100	D290	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D290-2	尿失禁定量テスト(パッドテスト)	100 → 100		D290-2	
D291	皮内反応検査、ヒナルゴンテスト、鼻アレルギー誘発試験、過敏性転嫁検査、薬物光線貼布試験、最小紅斑量(MED)測定			D291	
D291 1	21箇所以内的場合(1箇所につき)	16 → 16		D291 1	
D291 2	22箇所以上の場合(一連につき)	350 → 350		D291 2	
D291-2	小児食物アレルギー負荷検査	1,000 → 1,000		D291-2	
D291-3	内服・点滴誘発試験	1,000 → 1,000		D291-3	
(ラジオアイソotopeを用いた諸検査)					
D292	体外からの計測によらない諸検査			D292	
D292 1	循環血液量測定	480 → 480		D292 1	
D292 1	血漿量測定	480 → 480		D292 1	
D292 2	血球量測定	800 → 800		D292 2	
D292 3	吸収機能検査	1,550 → 1,550		D292 3	
D292 3	赤血球寿命測定	1,550 → 1,550		D292 3	
D292 4	造血機能検査	2,600 → 2,600		D292 4	
D292 4	血小板寿命測定	2,600 → 2,600		D292 4	
D293	シンチグラム(画像を伴わないもの)			D293	
D293 1	甲状腺ラジオアイソotope摂取率(一連につき)	365 → 365		D293 1	
D293 2	レノグラム	575 → 575		D293 2	
D293 2	肝血流量(ヘパトグラム)	575 → 575		D293 2	
D293 3	心機能検査(心拍出量測定を含む。)	990 → -		- -	(削除)
D293 4	肺局所機能検査	1,820 → -		- -	(削除)
D293 4	脳局所血流検査	1,820 → -		- -	(削除)
D294	ラジオアイソotope検査判断料	110 → 110		D294	
(内視鏡検査)					
D295	関節鏡検査(片側)	600 → 600		D295	
D296	喉頭直達鏡検査	190 → 190		D296	
D296-2	鼻咽腔直達鏡検査	220 → 220		D296-2	
D297	削除			D297	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D298	嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイバースコピー(部位を問わず一連につき)	600	→ 600	D298	
D298-2	内視鏡下嚥下機能検査	600	→ 600	D298-2	
D299	喉頭ファイバースコピー	600	→ 600	D299	
D300	中耳ファイバースコピー	240	→ 240	D300	
D300-2	顎関節鏡検査(片側)	1,000	→ 1,000	D300-2	
D301	気管支鏡検査	500	→ 500	D301	
D301	気管支カメラ	500	→ 500	D301	
D302	気管支ファイバースコピー	2,500	→ 2,500	D302	
D303	胸腔鏡検査	6,000	→ 6,000	D303	
D304	縦隔鏡検査	7,000	→ 7,000	D304	
D305	食道鏡検査	400	→ 400	D305	
D305	食道カメラ	400	→ 400	D305	
D306	食道ファイバースコピー	800	→ 800	D306	
D306 注	粘膜点墨法を行った場合の加算	60	→ 60	D306 注	
D306 注	狭帯域光強調加算	200	→ 200	D306 注	
D307	胃鏡検査	500	→ 500	D307	
D307	ガストロカメラ	500	→ 500	D307	
D308	胃・十二指腸ファイバースコピー	1,140	→ 1,140	D308	
D308 注	胆管・膵管造影法を行った場合の加算	600	→ 600	D308 注	
D308 注	粘膜点墨法を行った場合の加算	60	→ 60	D308 注	
D308 注	胆管・膵管鏡を用いて行った場合の加算	600	→ 600	D308 注	
D308 注	狭帯域光強調加算	200	→ 200	D308 注	
D309	胆道ファイバースコピー	1,400	→ 1,400	D309	
D310	小腸内視鏡検査			D310	(名称の変更)
- -	ダブルバルーン内視鏡によるもの	-	→ 7,000	D310 1	(新設)
D310 1	シングルバルーン内視鏡によるもの	3,000	→ 3,000	D310 2	(名称の変更)
D310 2	カプセル型内視鏡によるもの	1,700	→ 1,700	D310 3	
D310 3	その他のもの	1,700	→ 1,700	D310 4	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D310 注	粘膜点墨法を行った場合の加算	60	→ 60	D310 注	
- -	消化管通過性検査	-	→ 600	D310-2	(新設)
D311	直腸鏡検査	300	→ 300	D311	
D311-2	肛門鏡検査	200	→ 200	D311-2	
D312	直腸ファイバースコピー	550	→ 550	D312	
D312 注	粘膜点墨法を行った場合の加算	60	→ 60	D312 注	
D313	大腸内視鏡検査			D313	(名称の変更)
- -	ファイバースコピーによるもの			D313 1	
D313 1	イ S状結腸	900	→ 900	D313 1	
D313 2	ロ 下行結腸及び横行結腸	1,350	→ 1,350	D313 1	
D313 3	ハ 上行結腸及び盲腸	1,550	→ 1,550	D313 1	
- -	カプセル型内視鏡によるもの	-	→ 1,550	D313 2	(新設)
D313 注	粘膜点墨法を行った場合の加算	60	→ 60	D313 注	
D313 注	狭帯域光強調加算	200	→ 200	D313 注	
D314	腹腔鏡検査	1,800	→ 1,800	D314	
D315	腹腔ファイバースコピー	1,800	→ 1,800	D315	
D316	クルドスコピー	400	→ 400	D316	
D317	膀胱尿道ファイバースコピー	950	→ 950	D317	
D317-2	膀胱尿道鏡検査	890	→ 890	D317-2	
D318	尿管カテーテル法(ファイバースコープによるもの)(両側)	1,000	→ 1,000	D318	
D319	腎孟尿管ファイバースコピー(片側)	1,500	→ 1,500	D319	
D320	ヒステロスコピー	220	→ 220	D320	
D321	コルポスコピー	150	→ 150	D321	
D322	子宮ファイバースコピー	800	→ 800	D322	
D323	乳管鏡検査	800	→ 800	D323	
D324	血管内視鏡検査	1,700	→ 1,700	D324	
D325	肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、脾臓カテーテル法	3,600	→ 3,600	D325	
第4節 診断穿刺・検体採取料					

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D400	血液採取(1日につき)			D400	
D400 1	静脈	16	→ 20	D400 1	
D400 2	その他	6	→ 6	D400 2	
D400 注	6歳未満の乳幼児加算	14	→ 14	D400 注	
D401	脳室穿刺	500	→ 500	D401	
D401 注	6歳未満の乳幼児加算	100	→ 100	D401 注	
D402	後頭下穿刺	300	→ 300	D402	
D402 注	6歳未満の乳幼児加算	100	→ 100	D402 注	
D403	腰椎穿刺(脳脊髄圧測定を含む。)	150	→ 220	D403	
D403	胸椎穿刺(脳脊髄圧測定を含む。)	150	→ 220	D403	
D403	頸椎穿刺(脳脊髄圧測定を含む。)	150	→ 220	D403	
D403 注	6歳未満の乳幼児加算	100	→ 100	D403 注	
D404	骨髓穿刺			D404	
D404 1	胸骨	260	→ 260	D404 1	
D404 2	その他	280	→ 280	D404 2	
D404 注	6歳未満の乳幼児加算	100	→ 100	D404 注	
D404-2	骨髓生検	730	→ 730	D404-2	
D404-2 注	6歳未満の乳幼児加算	100	→ 100	D404-2 注	
D405	関節穿刺(片側)	100	→ 100	D405	
D405 注	3歳未満の乳幼児加算	100	→ 100	D405 注	
D406	上顎洞穿刺(片側)	60	→ 60	D406	
D406-2	扁桃周囲炎又は扁桃周囲膿瘍における試験穿刺(片側)	180	→ 180	D406-2	
D407	腎嚢胞又は水腎症穿刺	240	→ 240	D407	
D407 注	6歳未満の乳幼児加算	100	→ 100	D407 注	
D408	ダグラス窩穿刺	240	→ 240	D408	
D409	リンパ節等穿刺又は針生検	200	→ 200	D409	
D409-2	センチネルリンパ節生検			D409-2	
D409-2 1	併用法	5,000	→ 5,000	D409-2 1	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D409-2 2	単独法	3,000 → 3,000		D409-2 2	
D410	乳腺穿刺又は針生検(片側)			D410	
D410 1	生検針によるもの	650	→ 650	D410 1	
D410 2	その他	200	→ 200	D410 2	
D411	甲状腺穿刺又は針生検	150	→ 150	D411	
D412	経皮的針生検法(透視、心電図検査及び超音波検査を含む。)	1,600	→ 1,600	D412	
D413	前立腺針生検法	1,400	→ 1,400	D413	
D414	内視鏡下生検法(1臓器につき)	310	→ 310	D414	
D414-2	超音波内視鏡下穿刺吸引生検法(EUS-FNA)	4,000	→ 4,000	D414-2	
D415	経気管肺生検法	4,000	→ 4,000	D415	
D415 注	ガイドシース加算	500	→ 500	D415 注	
D415 注	CT透視下気管支鏡検査加算	1,000	→ 1,000	D415 注	
D415-2	超音波気管支鏡下穿刺吸引生検法(EBUS-TBNA)	5,500	→ 5,500	D415-2	
D416	臓器穿刺、組織採取			D416	
D416 1	開胸によるもの	9,070	→ 9,070	D416 1	
D416 2	開腹によるもの(腎を含む。)	5,550	→ 5,550	D416 2	
D416 注	6歳未満の乳幼児加算	2,000	→ 2,000	D416 注	
D417	組織試験採取、切採法			D417	
D417 1	皮膚、筋肉(皮下、筋膜、腱及び腱鞘を含み、心筋を除く。)	500	→ 500	D417 1	
D417 2	骨、骨盤、脊椎	2,300	→ 2,300	D417 2	
D417 3	眼			D417 3	
D417 3	イ 後眼部	650	→ 650	D417 3	
D417 3	ロ その他(前眼部を含む。)	350	→ 350	D417 3	
D417 4	耳	400	→ 400	D417 4	
D417 5	鼻、副鼻腔	400	→ 400	D417 5	
D417 6	口腔	400	→ 400	D417 6	
D417 7	咽頭、喉頭	650	→ 650	D417 7	
D417 8	甲状腺	650	→ 650	D417 8	

旧区分番号	新検査項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
D417 9	乳腺	650	→	650	D417 9
D417 10	直腸	650	→	650	D417 10
D417 11	精巣(睾丸)、精巣上体(副睾丸)	400	→	400	D417 11
D417 12	末梢神経	620	→	620	D417 12
D417 13	心筋	5,000	→	5,000	D417 13
D417 注	6歳未満の乳幼児加算	100	→	100	D417 注
D418	子宮腔部等からの検体採取			D418	
D418 1	子宮頸管粘液採取	40	→	40	D418 1
D418 2	子宮腔部組織採取	200	→	200	D418 2
D418 3	子宮内膜組織採取	370	→	370	D418 3
D419	その他の検体採取			D419	
D419 1	胃液・十二指腸液採取(一連につき)	180	→	180	D419 1
D419 2	胸水・腹水採取(簡単な液検査を含む。)	180	→	180	D419 2
D419 3	動脈血採取(1日につき)	50	→	50	D419 3
D419 4	前房水採取	350	→	350	D419 4
- -	副腎静脈サンプリング(一連につき)	-	→	4,800	D419 5 (新設)

別表2

第3部 検査 (名称を変更する項目)

旧区分番号	旧検査項目名	新区分番号	新検査項目名
D004-2 1	イ EGFR遺伝子検査	D004-2 1	ロ EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法以外)
D012 5	連鎖球菌多糖体抗体(ASP)	D012 5	連鎖球菌多糖体抗体(ASP)半定量
D012 16	抗デオキシリボヌクレアーゼB(ADNaseB)	D012 16	抗デオキシリボヌクレアーゼB(ADNaseB)半定量
D012 19	ノイラミニダーゼ	D012 23	ノイラミニダーゼ定性
D012 23	マイコプラズマ抗原	D012 30	マイコプラズマ抗原定性(FA法)
D023-2 3	腸炎ビブリオ耐熱性溶血毒(TDH)	D023-2 3	腸炎ビブリオ耐熱性溶血毒(TDH)定性
D310	小腸ファイバースコピー	D310	小腸内視鏡検査
D310 1	バルーン内視鏡によるもの	D310 2	シングルバルーン内視鏡によるもの
D313	大腸ファイバースコピー	D313	大腸内視鏡検査

別表3

第3部 検査 (1つの検査を複数に分ける項目)

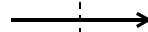
旧区分番号	旧検査項目名	新区分番号	新検査項目名
D007 12	不飽和鉄結合能(UIBC)	D007 1	不飽和鉄結合能(UIBC)(比色法)
		D007 12	不飽和鉄結合能(UIBC)(RIA法)
D007 12	総鉄結合能(TIBC)	D007 1	総鉄結合能(TIBC)(比色法)
		D007 12	総鉄結合能(TIBC)(RIA法)
D012 5	梅毒血清反応(STS)	D012 5	梅毒血清反応(STS)半定量
		D012 5	梅毒血清反応(STS)定量
D012 21	梅毒トレポネーマ抗体(FTA-ABS試験)	D012 25	梅毒トレポネーマ抗体(FTA-ABS試験)定性
		D012 25	梅毒トレポネーマ抗体(FTA-ABS試験)半定量
D012 27	ブルセラ抗体	D012 36	ブルセラ抗体定性
		D012 36	ブルセラ抗体半定量
D014 15	抗ミトコンドリア抗体定性	D014 18	抗ミトコンドリア抗体定性
		D014 18	抗ミトコンドリア抗体半定量
D256 1	通常の方法の場合	D256 1	通常の方法の場合
		D256 1	イ アナログ撮影
		D256 1	ロ デジタル撮影

項 目	現 行	改 正 案
第2章 特掲診療料		
第4部 画像診断		
第2節 核医学診断料		
通則		
【通則の見直し】	<p>1 同一のラジオアイソotopeを用いて、区分番号D 2 9 2に掲げる体外からの計測によらない諸検査若しくは区分番号D 2 9 3に掲げるシンチグラム（画像を伴わないもの）の項に掲げる検査又は区分番号E 1 0 0からE 1 0 1－3までに掲げる核医学診断のうちいずれか2以上を行った場合は、主たる検査又は核医学診断に係るいずれかの所定点数のみにより算定する。</p>	<p>1 同一のラジオアイソotopeを用いて、区分番号D 2 9 2に掲げる体外からの計測によらない諸検査若しくは区分番号D 2 9 3に掲げるシンチグラム（画像を伴わないもの）の項に掲げる検査又は区分番号E 1 0 0からE 1 0 1－4までに掲げる核医学診断のうちいずれか2以上を行った場合は、主たる検査又は核医学診断に係るいずれかの所定点数のみにより算定する。</p>
【通則の見直し】	<p>2 核医学診断の費用は、区分番号E 1 0 0からE 1 0 1－3までに掲げる各区分の所定点数及び区分番号E 1 0 2に掲げる核医学診断の所定点数を合算した点数により算定する。</p>	<p>2 核医学診断の費用は、区分番号E 1 0 0からE 1 0 1－5までに掲げる各区分の所定点数及び区分番号E 1 0 2に掲げる核医学診断の所定点数を合算した点数により算定する。</p>
【新設】	(新設)	E 1 0 1－4 ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影（一連の検査につき）

【新設】

E 1 0 2 核医学診断

(新設)



E 1 0 1 - 5 乳房用ポジトロン断層撮影

4,000点

- 注 1 $^{18}\text{F}\text{ D G}$ の合成及び注入に要する費用は、所定点数に含まれる。
- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

9,160点

- 注 1 $^{18}\text{F}\text{ D G}$ の合成及び注入に要する費用は、所定点数に含まれる。
- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

【項目の見直し】

1 区分番号E 101-2に掲げるポジトロン断層撮影及びE 101-3に掲げるポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（一連の検査につき）の場合 450点

1 区分番号E 101-2に掲げるポジトロン断層撮影、E 101-3に掲げるポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（一連の検査につき）、E 101-4に掲げるポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影（一連の検査につき）及びE 101-5に掲げる乳房用ポジトロン断層撮影の場合 450点

第3節 コンピューター断層撮影診断料

E 200 コンピューター断層撮影
(CT撮影) (一連につき)

【点数の見直し】

1 CT撮影
イ 64列以上のマルチスライス型の機器による場合 950点
ロ 16列以上64列未満のマルチスライス型の機器による場合 900点
ハ 4列以上16列未満のマルチスライス型の機器による場合 780点
ニ イ、ロ又はハ以外の場合 600点

1,000点
900点
770点
580点

【注の見直し】

注7 CT撮影のイ及びロについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、大腸のCT撮影（炭酸ガス等の

注7 CT撮影のイ又はロについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、大腸のCT撮影（炭酸ガス等の

E 202 磁気共鳴コンピューター断層撮影 (MRI撮影) (一連につき)

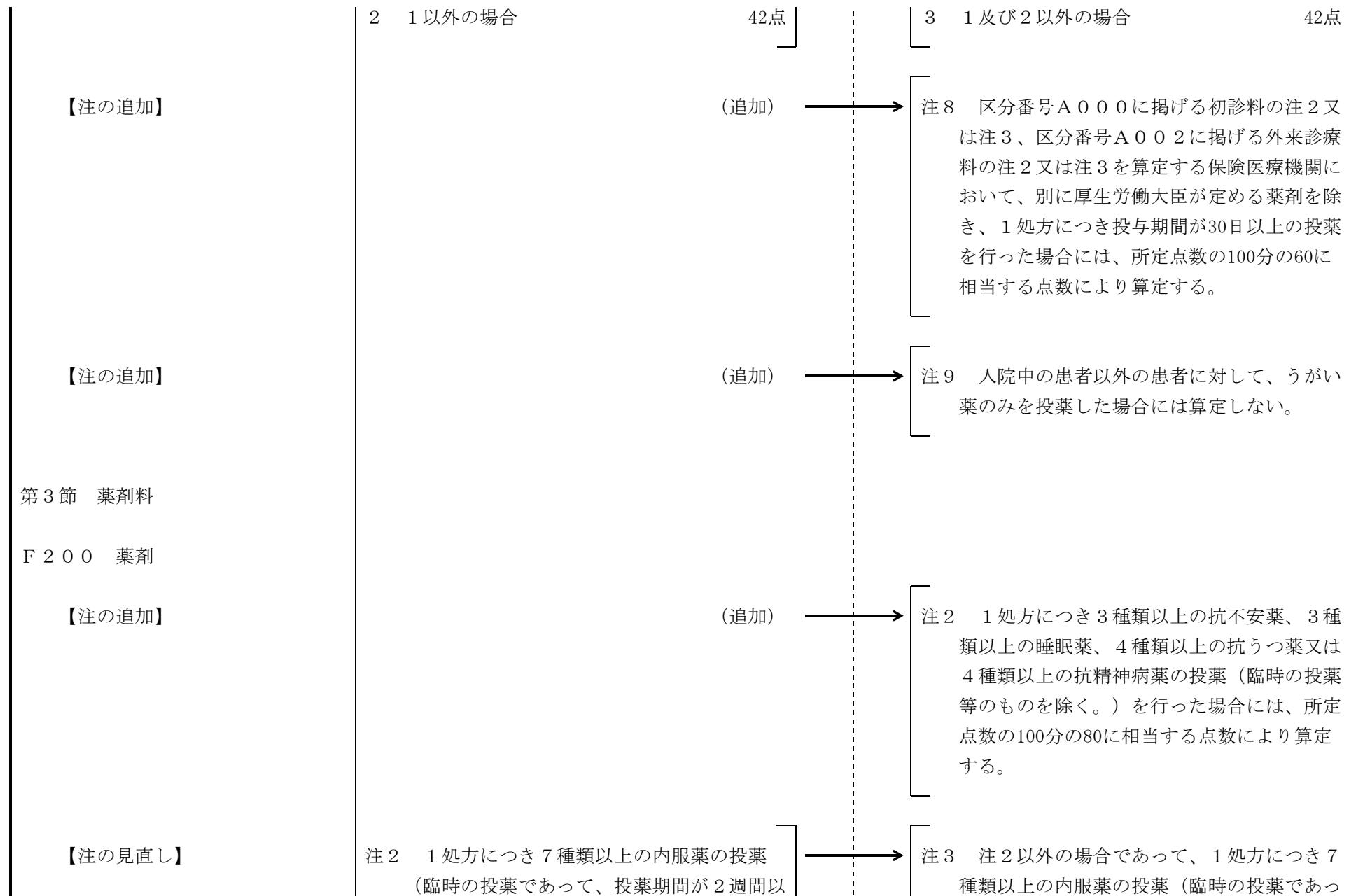
【点数の見直し】

- | | |
|--------------------------|--------|
| 1 3テスラ以上の機器による場合 | 1,400点 |
| 2 1.5テスラ以上3テスラ未満の機器による場合 | 1,330点 |
| 3 1又は2以外の場合 | 950点 |

注入を含む。)を行った場合は、大腸CT撮影加算として、所定点数に600点を加算する。この場合において、造影剤注入手技料及び麻酔料（区分番号L008に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を除く。）は、所定点数に含まれるものとする。

1,600点
1,330点
920点

項 目	現 行	改 正 案
第2章 特掲診療料		
第5部 投薬		
第1節 調剤料		
F 0 0 0 調剤料		
【注の追加】	(追加) →	注2 入院中の患者以外の患者に対して、うがい薬のみを投薬した場合には算定しない。
第2節 処方料		
F 1 0 0 処方料		
【項目の見直し】		
1 7種類以上の内服薬の投薬（臨時の投薬であって、投薬期間が2週間以内のものを除く。）を行った場合 29点	→	1 3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬、4種類以上の抗うつ薬又は4種類以上の抗精神病薬の投薬（臨時の投薬等のものを除く。）を行った場合 20点 2 1以外の場合であって、7種類以上の内服薬の投薬（臨時の投薬であって、投薬期間が2週間以内のもの及び区分番号A 0 0 1に掲げる再診料の注12に掲げる地域包括診療加算を算定するものを除く。）を行った場合 29点



内のものを除く。)を行った場合には、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

て、投薬期間が2週間以内のもの及び区分番号A 0 0 1に掲げる再診料の注12に掲げる地域包括診療加算又は区分番号B 0 0 1－2－9に掲げる地域包括診療料を算定するものを除く。)を行った場合には、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

【注の追加】

(追加)

注4 区分番号A 0 0 0に掲げる初診料の注2又は注3、区分番号A 0 0 2に掲げる外来診療料の注2又は注3を算定する保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める薬剤を除き、1処方につき投与期間が30日以上の投薬を行った場合には、所定点数の100分の60に相当する点数により算定する。

【注の追加】

(追加)

注7 入院中の患者以外の患者に対して、うがい薬のみを投薬した場合には算定しない。

第5節 処方せん料

F 4 0 0 処方せん料

【項目の見直し】

1 7種類以上の内服薬の投薬（臨時の投薬であ

1 3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬、4種類以上の抗うつ薬又は4種類以上の抗精神病薬の投薬（臨時の投薬等のものを除く。）を行った場合 30点
2 1以外の場合であって、7種類以上の内服薬

	って、投薬期間が2週間以内のものを除く。)を行った場合	40点		の投薬（臨時の投薬であって、投薬期間が2週間以内のもの及び区分番号A001に掲げる再診料の注12に掲げる地域包括診療加算を算定するものを除く。）を行った場合	40点
2	1以外の場合	68点	3	1及び2以外の場合	68点
			(追加)	注2 区分番号A000に掲げる初診料の注2又は注3、区分番号A002に掲げる外来診療料の注2又は注3を算定する保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める薬剤を除き、1処方につき投与期間が30日以上の投薬を行った場合には、所定点数の100分の60に相当する点数により算定する。	
			(追加)	注8 入院中の患者以外の患者に対して、うがい薬のみを投薬した場合には算定しない。	
第6節 調剤技術基本料					
F500 調剤技術基本料					
【注の追加】			(追加)	注5 入院中の患者以外の患者に対して、うがい薬のみを投薬した場合には算定しない。	

項 目	現 行	改 正 案
<p>第2章 特掲診療料</p> <p>第6部 注射</p> <p>通則</p> <p>【通則の見直し】</p>	<p>6 区分番号G 0 0 0に掲げる皮内、皮下及び筋肉内注射、G 0 0 1に掲げる静脈内注射、G 0 0 2に掲げる動脈注射、G 0 0 3に掲げる抗悪性腫瘍剤局所持続注入、G 0 0 3—3に掲げる肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入、G 0 0 4に掲げる点滴注射、G 0 0 5に掲げる中心静脈注射又はG 0 0 6に掲げる植込型カテーテルによる中心静脈栄養について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、悪性腫瘍等の患者であるものに対して、治療の開始に当たり注射の必要性、危険性等について文書により説明を行った上で化学療法を行った場合は、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を、それぞれ1日につき前各号により算定した点数に加算する。</p> <p>(略)</p>	 <p>6 区分番号G 0 0 1に掲げる静脈内注射、G 0 0 2に掲げる動脈注射、G 0 0 3に掲げる抗悪性腫瘍剤局所持続注入、G 0 0 3—3に掲げる肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入、G 0 0 4に掲げる点滴注射、G 0 0 5に掲げる中心静脈注射又はG 0 0 6に掲げる植込型カテーテルによる中心静脈注射について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、悪性腫瘍等の患者であるものに対して、治療の開始に当たり注射の必要性、危険性等について文書により説明を行った上で化学療法を行った場合は、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を、それぞれ1日につき前各号により算定した点数に加算する。この場合において、同一月に区分番号C 1 0 1に掲げる在宅自己注射指導管理料は算定できない。</p> <p>(略)</p>

第1節 注射料

第1款 注射実施料

G 0 0 6 植込型カテーテルによる中心静脈栄養（1日につき）

【名称の見直し】

植込型カテーテルによる中心静脈栄養（1日につき）

植込型カテーテルによる中心静脈注射（1日につき）

【注の追加】

(追加)

注 1 区分番号C 1 0 4に掲げる在宅中心静脈栄養法指導管理料を算定している患者に対して行った中心静脈注射の費用は算定しない。

【注の追加】

(追加)

注 2 区分番号C 1 0 8に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理料又は区分番号C 1 0 8-2に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料を算定している患者について、区分番号C 0 0 1に掲げる在宅患者訪問診療料を算定する日に併せて行った中心静脈注射の費用は算定しない。

【注の追加】

(追加)

注 3 6歳未満の乳幼児に対して行った場合には、50点を所定点数に加算する。

G 0 2 0 無菌製剤処理料

【注の見直し】

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、動脈注射、抗悪性腫瘍剤局所持続注入、肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入、点滴注射、中心静脈注射又は植込型カテーテルによる中心静脈栄養を行う際に、別に厚生労働大臣が定める患者に対して使用する薬剤について、必要があって無菌製剤処理が行われた場合は、当該患者に係る区分に従い1日につき所定点数を算定する。

→

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、動脈注射、抗悪性腫瘍剤局所持続注入、肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入、点滴注射、中心静脈注射又は植込型カテーテルによる中心静脈注射を行う際に、別に厚生労働大臣が定める患者に対して使用する薬剤について、必要があって無菌製剤処理が行われた場合は、当該患者に係る区分に従い1日につき所定点数を算定する。

項 目	現 行	改 正 案
<p>第2章 特掲診療料</p> <p>第7部 リハビリテーション</p> <p>通則</p> <p>【通則の見直し】</p>	<p>5 区分番号 J 117 に掲げる鋼線等による直達牽引（2日目以降。観血的に行った場合の手技料を含む。）、区分番号 J 118 に掲げる介達牽引、区分番号 J 118-2 に掲げる矯正固定、区分番号 J 118-3 に掲げる変形機械矯正術、区分番号 J 119 に掲げる消炎鎮痛等処置、区分番号 J 119-2 に掲げる腰部又は胸部固定帶固定、区分番号 J 119-3 に掲げる低出力レーザー照射又は区分番号 J 119-4 に掲げる肛門処置を併せて行った場合は、心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料、呼吸器リハビリテーション料、がん患者リハビリテーション料又は集団コミュニケーション療法料の所定点数に含まれるものとする。</p>	<p>5 区分番号 J 117 に掲げる鋼線等による直達牽引（2日目以降。観血的に行った場合の手技料を含む。）、区分番号 J 118 に掲げる介達牽引、区分番号 J 118-2 に掲げる矯正固定、区分番号 J 118-3 に掲げる変形機械矯正術、区分番号 J 119 に掲げる消炎鎮痛等処置、区分番号 J 119-2 に掲げる腰部又は胸部固定帶固定、区分番号 J 119-3 に掲げる低出力レーザー照射又は区分番号 J 119-4 に掲げる肛門処置を併せて行った場合は、心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料、呼吸器リハビリテーション料、がん患者リハビリテーション料、集団コミュニケーション療法料又は認知症患者リハビリテーション料の所定点数に含まれるものとする。</p>

H 0 0 0 心大血管疾患リハビリテーション料

【点数の見直し】

1 心大血管疾患リハビリテーション料(I) (1単位)	200点	→	205点
2 心大血管疾患リハビリテーション料(II) (1単位)	100点		105点

H 0 0 1 脳血管疾患等リハビリテーション料

【点数の見直し】

1 脳血管疾患等リハビリテーション料(I) (1単位) イ ロ以外の場合	245点	→	245点
ロ 廃用症候群の場合	235点		180点
2 脳血管疾患等リハビリテーション料(II) (1単位) イ ロ以外の場合	200点		200点
ロ 廃用症候群の場合	190点		146点
3 脳血管疾患等リハビリテーション料(III) (1単位) イ ロ以外の場合	100点		100点
ロ 廃用症候群の場合	100点		77点

【注の見直し】

注2 注1 本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のものに対してリハビリテーションを行った場合は、それぞれ発症、手術又は急性増悪から30日に限り、早期

→

注2 注1 本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のもの又は入院中の患者以外の患者（脳卒中の患者であって、当該保険医療機関を退院したもの又は他の保険

リハビリテーション加算として、1単位につき30点を所定点数に加算する。

医療機関を退院したもの（区分番号B005-2に掲げる地域連携診療計画管理料又は区分番号B005-3に掲げる地域連携診療計画退院時指導料を算定した患者に限る。）に対してリハビリテーションを行った場合は、それぞれ発症、手術又は急性増悪から30日に限り、早期リハビリテーション加算として、1単位につき30点を所定点数に加算する。

【注の見直し】

注3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のものに対してリハビリテーションを行った場合は、それぞれ発症、手術又は急性増悪から14日に限り、初期加算として、1単位につき45点を更に所定点数に加算する。

注3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のもの又は入院中の患者以外の患者（脳卒中の患者であって、当該保険医療機関を退院したもの又は他の保険医療機関を退院したもの（区分番号B005-2に掲げる地域連携診療計画管理料又は区分番号B005-3に掲げる地域連携診療計画退院時指導料を算定した患者に限る。）に限る。）に対してリハビリテーションを行った場合は、それぞれ発症、手術又は急性増悪から14日に限り、初期加算として、1単位につき45点を更に所定点数に加算する。

【注の見直し】

注4 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者に対

注4 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者に対

して、必要があつてそれぞれ発症、手術又は急性増悪から180日を超えてリハビリテーションを行つた場合は、1月13単位に限り、算定できるものとする。この場合において、当該患者が要介護被保険者等である場合には、注1に規定する施設基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を算定する。

イ 脳血管疾患等リハビリテーション料(I)

(1単位)

- | | |
|--------------|------|
| (1) (2)以外の場合 | 221点 |
| (2) 廃用症候群の場合 | 212点 |

ロ 脳血管疾患等リハビリテーション料(II)

(1単位)

- | | |
|--------------|------|
| (1) (2)以外の場合 | 180点 |
| (2) 廃用症候群の場合 | 171点 |

ハ 脳血管疾患等リハビリテーション料(III)

(1単位)

- | | |
|--------------|-----|
| (1) (2)以外の場合 | 90点 |
| (2) 廃用症候群の場合 | 90点 |

して、必要があつてそれぞれ発症、手術又は急性増悪から180日を超えてリハビリテーションを行つた場合は、1月13単位に限り、算定できるものとする。この場合において、当該患者が要介護被保険者等である場合には、注1に規定する施設基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を算定する。

イ 脳血管疾患等リハビリテーション料(I)

(1単位)

- | | |
|--------------|------|
| (1) (2)以外の場合 | 221点 |
| (2) 廃用症候群の場合 | 162点 |

ロ 脳血管疾患等リハビリテーション料(II)

(1単位)

- | | |
|--------------|------|
| (1) (2)以外の場合 | 180点 |
| (2) 廃用症候群の場合 | 131点 |

ハ 脳血管疾患等リハビリテーション料(III)

(1単位)

- | | |
|--------------|-----|
| (1) (2)以外の場合 | 90点 |
| (2) 廃用症候群の場合 | 69点 |

【注の追加】

(追加)

注5 注4の場合において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関が、入院中の患者以外の患者（要介護被保険者等に限る。）に対して注4に規定するリハビリテーションを行つた場合には、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

H 0 0 2 運動器リハビリテーション
料

【点数の見直し】

1 運動器リハビリテーション料(I) (1単位)	175点	→	180点
2 運動器リハビリテーション料(II) (1単位)	165点		170点
3 運動器リハビリテーション料(III) (1単位)	80点		85点

【注の削除】

注2 運動器リハビリテーション料(I)に係る届出を行った保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して個別療法であるリハビリテーションを行った場合には、注1の規定にかかわらず、運動器リハビリテーション料(II)を算定する。

【注の見直し】

注3 注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のものに対してリハビリテーションを行った場合は、それぞれ発症、手術又は急性増悪から30日に限り、早期リハビリテーション加算として、1単位につき30点を所定点数に加算する。

注2 注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のもの又は入院中の患者以外の患者（大腿骨頸部骨折の患者であって、当該保険医療機関を退院したもの又は他の保険医療機関を退院したもの（区分番号B 0 0 5 - 2に掲げる地域連携診療計画管理料又は区分番号B 0 0 5 - 3に掲げる地域連携診療計画退院時指導料を算定した患者に限る。）に限る。）に対してリハビリテーションを行った場合は、それぞれ発症、手術又は

		急性増悪から30日に限り、早期リハビリテーション加算として、1単位につき30点を所定点数に加算する。
【注の見直し】	注4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のものに対してリハビリテーションを行った場合は、それぞれ発症、手術又は急性増悪から14日に限り、初期加算として、1単位につき45点を更に所定点数に加算する。	注3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のもの又は入院中の患者以外の患者（大腿骨頸部骨折の患者であって、当該保険医療機関を退院したもの又は他の保険医療機関を退院したもの（区分番号B005-2に掲げる地域連携診療計画管理料又は区分番号B005-3に掲げる地域連携診療計画退院時指導料を算定した患者に限る。）に限る。）に対してリハビリテーションを行った場合は、それぞれ発症、手術又は急性増悪から14日に限り、初期加算として、1単位につき45点を更に所定点数に加算する。
【注の見直し】	注5 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者に対して、必要があつてそれぞれ発症、手術又は急性増悪から150日を超えてリハビリテーションを行った場合は、1月13単位に限り、算定できるものとする。この場合において、当該患者が要介護被保険者等である場合には、注1に規定する施設基準に係る区分に従い、	注4 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者に対して、必要があつてそれぞれ発症、手術又は急性増悪から150日を超えてリハビリテーションを行った場合は、1月13単位に限り、算定できるものとする。この場合において、当該患者が要介護被保険者等である場合には、注1に規定する施設基準に係る区分に従い、

次に掲げる点数を算定する。

イ 運動器リハビリテーション料(I)

(1単位) 158点

ロ 運動器リハビリテーション料(II)

(1単位) 149点

ハ 運動器リハビリテーション料(III)

(1単位) 80点

次に掲げる点数を算定する。

イ 運動器リハビリテーション料(I)

163点

ロ 運動器リハビリテーション料(II)

154点

ハ 運動器リハビリテーション料(III)

85点

【注の追加】

(追加)

注5 注4の場合において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関が、入院中の患者（要介護被保険者等に限る。）に対して注4に規定するリハビリテーションを行った場合には、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

H 0 0 3 呼吸器リハビリテーション 料

【点数の見直し】

1 呼吸器リハビリテーション料(I) (1単位)

170点

2 呼吸器リハビリテーション料(II) (1単位)

80点

175点

85点

H 0 0 3 - 2 リハビリテーション総
合計画評価料

【注の見直し】

注 心大血管疾患リハビリテーション料(I)、脳血管疾患等リハビリテーション料(I)、脳血管疾患等リハビリテーション料(II)、運動器リハビリテーション料(I)、運動器リハビリテーション料(II)、呼吸器リハビリテーション料(I)又はがん患者リハビリテーション料に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届出を行った保険医療機関において、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の多職種が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該計画に基づき心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料、呼吸器リハビリテーション料又はがん患者リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションを行った場合に、患者1人につき1月に1回を限度として算定する。

→
注1 心大血管疾患リハビリテーション料(I)、脳血管疾患等リハビリテーション料(I)、脳血管疾患等リハビリテーション料(II)、運動器リハビリテーション料(I)、運動器リハビリテーション料(II)、呼吸器リハビリテーション料(I)、がん患者リハビリテーション料又は認知症患者リハビリテーション料に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届出を行った保険医療機関において、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の多職種が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該計画に基づき心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料、呼吸器リハビリテーション料、がん患者リハビリテーション料又は認知症患者リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションを行った場合に、患者1人につき1月に1回に限り算定する。

【注の追加】

(追加)

→
注2 当該保険医療機関の保険医、看護師等が、患者等を訪問し、当該患者（区分番号A308に掲げる回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者に限る。）の退院後の住

【注の追加】

(追加)

環境等を評価した上で、当該計画を策定した場合に、入院時訪問指導加算として、入院中1回に限り、150点を所定点数に加算する。

注3 区分番号H003-3に掲げるリハビリテーション総合計画提供料を算定した患者（区分番号H001に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料の注2及び注3に規定する加算又は区分番号H002に掲げる運動器リハビリテーション料の注2及び注3に規定する加算を算定している入院中の患者以外の患者（他の保険医療機関を退院したものに限る。）に限る。）である場合には算定できない。

【新設】

(新設)

H003-3 リハビリテーション総合計画提供料 100点
注 退院時に区分番号B005-2に掲げる地域連携診療計画管理料又は区分番号B005-3に掲げる地域連携診療計画退院時指導料を算定した患者（入院中に区分番号H003-2に掲げるリハビリテーション総合計画評価料を算定した場合に限る。）について、患者の同意を得た上で退院後のリハビリテーションを担う他の保険医療機関にリハビリテーション計画を文書により提供し、発症、手術又は急性増悪から14日以内に退院した場合に限り、退院時に1回を限度として算定する。

H004 摂食機能療法（1日につき
）

【注の追加】

(追加)

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、鼻腔栄養を実施している患者又は胃瘻を造設している患者に対して実施した場合は、治療開始日から起算して6月以内に限り、経口摂取回復促進加算として、185点を所定点数に加算する。

H007 障害児（者）リハビリテー
ション料（1単位）

【点数の見直し】

- 1 6歳未満の患者の場合
- 2 6歳以上18歳未満の患者の場合
- 3 18歳以上の患者の場合

220点
190点
150点

225点
195点
155点

H007-2 がん患者リハビリテー
ション料（1単位）

【点数の見直し】

200点 → 205点

【新設】

(新設)

H007-3 認知症患者リハビリテーション料
(1日につき) 240点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、重度認知症の状態にある患者（区分番号A314に掲げる認知症治療病棟入院料を算定するもの又は認知症に関する専門の保険医療機関に入院しているものに限る。）に対して、個別療法であるリハビリテーションを20分以上行った場合に、入院した日から起算して1月に限り、週3回を限度として算定する。

項 目	現 行	改 正 案
第2章 特掲診療料		
第8部 精神科専門療法		
第1節 精神科専門療法料		
I 0 0 2 通院・在宅精神療法（1回につき）		
【項目の見直し】		
		→
1 区分番号A 0 0 0に掲げる初診料を算定する初診の日において、地域の精神科救急医療体制を確保するために必要な協力等を行っている精神保健指定医等が通院・在宅精神療法を行った場合	700点	1 通院精神療法 イ 区分番号A 0 0 0に掲げる初診料を算定する初診の日において、地域の精神科救急医療体制を確保するために必要な協力等を行っている精神保健指定医等が通院精神療法を行った場合
2 1以外の場合		600点
イ 30分以上の場合	400点	ロ イ以外の場合 (1) 30分以上の場合
ロ 30分未満の場合	330点	400点
		(2) 30分未満の場合
		330点
2 在宅精神療法		
		イ 区分番号A 0 0 0に掲げる初診料を算定する初診の日において、地域の精神科救急医療体制を確保するために必要な協力等を行っている精神保健指定医等が在宅精神療法を行った場合
		600点
		ロ 地域の精神科救急医療体制を確保するために必要な協力等を行っている精神保健指定医

【注の見直し】

注1 入院中の患者以外の患者について、退院後4週間以内の期間に行われる場合にあっては週2回を、その他の場合にあっては週1回をそれぞれ限度として算定する。ただし、区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料を算定している患者については算定しない。

等が60分以上の在宅精神療法を行った場合
(イに該当する場合を除く。) 540点
ハ イ及びロ以外の場合
(1) 30分以上の場合 400点
(2) 30分未満の場合 330点

【注の見直し】

注3 20歳未満の患者に対して通院・在宅精神療法を行った場合（初診の日から起算して1年以内（区分番号A311-4に掲げる児童・思春期精神科入院医療管理料に係る届出を行った保険医療機関において、16歳未満の患者に対して行った場合は2年以内）の期間に行った場合に限る。）は、所定点数に200点を加算する。

注3 20歳未満の患者に対して通院・在宅精神療法を行った場合（当該保険医療機関の精神科を最初に受診した日から1年以内（区分番号A311-4に掲げる児童・思春期精神科入院医療管理料に係る届出を行った保険医療機関において、16歳未満の患者に対して行った場合は2年以内）の期間に行った場合に限る。）は、350点を所定点数に加算する。

【注の見直し】

注4 2のイについては、抗精神病薬を服用している患者について、客観的な指標による当該薬剤の副作用の評価を行った場合は、特定薬剤副作用評価加算として、月1回に限り所定

注4 1のロの(1)、2のロ及び2のハの(1)については、抗精神病薬を服用している患者について、客観的な指標による当該薬剤の副作用の評価を行った場合は、特定薬剤副作用評価加

	点数に25点を加算する。	算として、月1回に限り25点を所定点数に加算する。ただし、区分番号I002-2に掲げる精神科継続外来支援・指導料の注4に規定する加算を算定する月は、算定しない。
I002-2 精神科継続外来支援・指導料（1日につき） 【注の見直し】	注2 当該患者に対して、1回の処方において、3剤以上の抗不安薬又は3剤以上の睡眠薬を投与した場合には、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。	注2 当該患者に対して、1回の処方において、3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬、4種類以上の抗うつ薬又は4種類以上の抗精神病薬を投与した場合（臨時の投薬等を除く。）には、算定しない。
I004 心身医学療法（1回につき） 【注の見直し】	注5 20歳未満の患者に対して心身医学療法を行った場合は、所定点数に所定点数の100分の100に相当する点数を加算する。	注5 20歳未満の患者に対して心身医学療法を行った場合は、所定点数に所定点数の100分の200に相当する点数を加算する。
I008-2 精神科ショート・ケア（1日につき） 【注の見直し】	注3 当該療法を最初に算定した日から起算して3年を超える期間に行われる場合にあっては、週5日を限度として算定する。	注3 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から

		起算して1年を超える期間に行われる場合にあっては、週5日を限度として算定する。
【注の見直し】	注4 当該療法を最初に算定した日から起算して1年以内の期間に行われる場合にあっては、早期加算として、所定点数に20点を加算する。	注4 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から起算して1年以内の期間に行われる場合にあっては、早期加算として、20点を所定点数に加算する。
I 0 0 9 精神科デイ・ケア（1日に つき）		
【注の見直し】	注3 当該療法を最初に算定した日から起算して3年を超える期間に行われる場合にあっては、週5日を限度として算定する。	注3 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から起算して1年を超える期間に行われる場合にあっては、週5日を限度として算定する。
【注の見直し】	注4 当該療法を最初に算定した日から起算して1年以内の期間に行われる場合にあっては、早期加算として、所定点数に50点を加算する。	注4 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から起算して1年以内の期間に行われる場合にあっては、早期加算として、50点を所定点数に加算する。

I 0 1 0 精神科ナイト・ケア（1日につき）

【注の見直し】

注 2 当該療法を最初に算定した日から起算して3年を超える期間に行われる場合にあっては、週5日を限度として算定する。

注 2 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から起算して1年を超える期間に行われる場合にあっては、週5日を限度として算定する。

【注の見直し】

注 3 当該療法を最初に算定した日から起算して1年以内の期間に行われる場合にあっては、早期加算として、所定点数に50点を加算する。

注 3 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から起算して1年以内の期間に行われる場合にあっては、早期加算として、50点を所定点数に加算する。

I 0 1 0 - 2 精神科デイ・ナイト・ケア（1日につき）

【注の見直し】

注 2 当該療法を最初に算定した日から起算して3年を超える期間に行われる場合にあっては、週5日を限度として算定する。

注 2 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から起算して1年を超える期間に行われる場合にあっては、週5日を限度として算定する。

【注の見直し】

注 3 当該療法を最初に算定した日から起算して1年以内の期間に行われる場合にあっては、

注 3 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナ

I 0 1 2 精神科訪問看護・指導料

【項目の見直し】

早期加算として、所定点数に50点を加算する。

ト・ケアのいずれかを最初に算定した日から起算して1年以内の期間に行われる場合にあっては、早期加算として、50点を所定点数に加算する。

1 (略)

2 (略)

3 精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)

イ 保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士による場合

- (1) 週3日目まで 30分以上の場合 445点
- (2) 週3日目まで 30分未満の場合 340点
- (3) 週4日目以降 30分以上の場合 545点
- (4) 週4日目以降 30分未満の場合 415点

ロ 准看護師による場合

- (1) 週3日目まで 30分以上の場合 395点
- (2) 週3日目まで 30分未満の場合 300点
- (3) 週4日目以降 30分以上の場合 495点
- (4) 週4日目以降 30分未満の場合 375点

1 (略)

2 (略)

3 精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)

イ 保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士による場合

- (1) 同一日に2人
 - ① 週3日目まで 30分以上の場合 575点
 - ② 週3日目まで 30分未満の場合 440点
 - ③ 週4日目以降 30分以上の場合 675点
 - ④ 週4日目以降 30分未満の場合 525点
- (2) 同一日に3人以上
 - ① 週3日目まで 30分以上の場合 288点
 - ② 週3日目まで 30分未満の場合 220点
 - ③ 週4日目以降 30分以上の場合 338点
 - ④ 週4日目以降 30分未満の場合 263点

ロ 准看護師による場合

- (1) 同一日に2人
 - ① 週3日目まで 30分以上の場合 525点
 - ② 週3日目まで 30分未満の場合 400点
 - ③ 週4日目以降 30分以上の場合 625点
 - ④ 週4日目以降 30分未満の場合 485点
- (2) 同一日に3人以上

- ① 週3日目まで 30分以上の場合 263点
- ② 週3日目まで 30分未満の場合 200点
- ③ 週4日目以降 30分以上の場合 313点
- ④ 週4日目以降 30分未満の場合 243点

【注の見直し】

注3 3については、入院中の患者以外の精神障害者である患者又はその家族等（同一建物居住者に限り、注2に規定する患者を除く。）に対して、当該患者を診察した精神科を標榜する保険医療機関の保健師、看護師等を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合に、精神科訪問看護・指導料(1)、区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料（3を除く。）及び区分番号C005-1-2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料（3を除く。）を算定する日と合わせて週3回（当該患者の退院後3月以内の期間において行われる場合にあっては、週5回）に限り算定する。ただし、当該患者が服薬中断等により急性増悪した場合であって、医師が必要と認め指示した場合には、当該急性増悪した日から7日以内の期間について、1日につき1回に限り算定することができる。

注3 3については、入院中の患者以外の精神障害者である患者又はその家族等（同一建物居住者に限り、注2に規定する患者を除く。）に対して、当該患者を診察した精神科を標榜する保険医療機関の保健師、看護師等を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合に、精神科訪問看護・指導料(1)、区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料（3を除く。）及び区分番号C005-1-2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料（3を除く。）を算定する日と合わせて週3回（当該患者の退院後3月以内の期間において行われる場合にあっては、週5回）に限り、患者1人につきそれぞれ所定点数を算定する。ただし、当該患者が服薬中断等により急性増悪した場合であって、医師が必要と認め指示した場合には、当該急性増悪した日から7日以内の期間について、1日につき1回に限り算定することができる。

【注の追加】

(追加)

注12 1及び3については、区分番号I016に掲げる精神科重症患者早期集中支援管理料を算定する患者に対して、当該患者に対する診

【新設】

(新設)

療を担う保険医療機関（訪問看護を行うものに限る。）の保険医が必要と認めて、1日に2回又は3回以上の精神科訪問看護・指導を行った場合には、精神科複数回訪問加算として、それぞれ450点又は800点を所定点数に加算する。

- I 016 精神科重症患者早期集中支援管理料
(月1回)
- 1 精神科重症患者早期集中支援管理料1
イ 同一建物居住者以外の場合 1,800点
ロ 同一建物居住者の場合
(1) 特定施設等に入居する者の場合 900点
(2) (1)以外の場合 450点
- 2 精神科重症患者早期集中支援管理料2
イ 同一建物居住者以外の場合 1,480点
ロ 同一建物居住者の場合
(1) 特定施設等に入居する者の場合 740点
(2) (1)以外の場合 370点

注1 1のイについては、在宅で療養を行っている別に厚生労働大臣が定める患者（当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に訪問診療を行う場合の当該患者（以下この区分番号において「同一建物居住者」という。）を除く。）であって通院が困難な患者に対して、1のロの(1)については、介護保険法第8条第11項に規定する特定施設、同条第20項に規定する地域

密着型特定施設又は特別養護老人ホームにおいて療養を行っている別に厚生労働大臣が定める患者（同一建物居住者に限る。）であって通院が困難な患者に対して、1のロの(2)については、在宅で療養を行っている別に厚生労働大臣が定める患者（同一建物居住者に限る。）であって通院が困難な患者に対して、当該保険医療機関（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものに限る。）の精神保健指定医等が、患者又はその家族の同意を得て、計画的な医学管理の下に、定期的な訪問診療及び訪問看護を行っている場合に、6月に限り、当該患者1人につき月1回に限り算定する。

2 2のイについては、在宅で療養を行っている別に厚生労働大臣が定める患者（同一建物居住者を除く。）であって通院が困難な患者に対して、2のロの(1)については、介護保険法第8条第11項に規定する特定施設、同条第20項に規定する地域密着型特定施設又は特別養護老人ホームにおいて療養を行っている別に厚生労働大臣が定める患者（同一建物居住者に限る。）であって通院が困難な患者に対して、2のロの(2)については、在宅で療養を行っている別に厚生労働大臣が定める患者（同一建物居住者に限る。）であって通院が困難な患者に対して、当該保険医療機関（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たも

のに限る。) の精神保健指定医等が当該保険医療機関とは別の訪問看護ステーションの看護師等と連携し、患者又はその家族の同意を得て、計画的な医学管理の下に、定期的な訪問診療を行っている場合に、6月に限り、当該患者1人につき月1回に限り算定する。

3 精神科重症患者早期集中支援管理料を算定した場合は、区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料、区分番号B001の5に掲げる小児科療養指導料、区分番号B001の6に掲げるてんかん指導料、区分番号B001の7に掲げる難病外来指導管理料、区分番号B001の8に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料、区分番号B001の18に掲げる小児悪性腫瘍患者指導管理料、区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料、区分番号C002-2に掲げる特定施設入居時等医学総合管理料、区分番号C003に掲げる在宅がん医療総合診療料、区分番号C007に掲げる訪問看護指示料、区分番号C010に掲げる在宅患者連携指導料、区分番号C109に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料及び区分番号I012-2に掲げる精神科訪問看護指示料は算定しない。

4 精神科重症患者早期集中支援管理に要した交通費は、患家の負担とする。

項 目	現 行	改 正 案
<p>第2章 特掲診療料</p> <p>第9部 処置</p> <p>通則</p> <p>【通則の見直し】</p>	<p>5 入院中の患者以外の患者に対し、緊急のために、休日に処置を行った場合又はその開始時間が保険医療機関の表示する診療時間以外の時間若しくは深夜である処置を行った場合において、当該処置の所定点数が150点以上のときの処置の費用は、それぞれ所定点数の100分の80又は100分の40若しくは100分の80に相当する点数を加算した点数により算定する。ただし、区分番号A 0 0 0に掲げる初診料の注5のただし書に規定する保険医療機関にあっては、その開始時間が同注のただし書に規定する時間である処置を行った場合は、所定点数の100分の40に相当する点数を加算する。</p>	<p>5 緊急のために休日に処置を行った場合又はその開始時間が保険医療機関の表示する診療時間以外の時間若しくは深夜である処置を行った場合において、当該処置の費用は、次に掲げる点数を、それぞれ所定点数に加算した点数により算定する。</p> <p>イ 処置の所定点数が1,000点以上の場合であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合</p> <p>(1) 休日加算 1 所定点数の100分の160に相当する点数</p> <p>(2) 時間外加算 1（入院中の患者以外の患者に対して行われる場合に限る。） 所定点数の100分の80に相当する点数</p> <p>(3) 深夜加算 1 所定点数の100分の160に相当する点数</p> <p>(4) (1)から(3)までにかかわらず、区分番号A 0 0 0に掲げる初診料の注7のただし書に規定する保険医療機関において、入</p>

第1節 処置料

J 0 0 0 創傷処置

【注の追加】

(追加)

注 3 5について、6歳未満の乳幼児の場合は、50点を加算する。

院中の患者以外の患者に対して、その開始時間が同注のただし書に規定する時間である処置を行った場合

所定点数の100分の80に相当する点数
ロ 処置の所定点数が150点以上の場合であつて、入院中の患者以外の患者に対して行われる場合（イに該当する場合を除く。）

(1) 休日加算 2

所定点数の100分の80に相当する点数

(2) 時間外加算 2

所定点数の100分の40に相当する点数

(3) 深夜加算 2

所定点数の100分の80に相当する点数

(4) (1)から(3)までにかかわらず、区分番号 A 0 0 0 に掲げる初診料の注 7 のただし書に規定する保険医療機関において、その開始時間が同注のただし書に規定する時間である処置を行った場合

所定点数の100分の40に相当する点数

J 001 热傷処置

【注の追加】

(追加)

注 4 4 及び 5 については、6 歳未満の乳幼児
の場合は、50点を加算する。

J 003 局所陰圧閉鎖処置（1 日
につき）

【名称の見直し】

局所陰圧閉鎖処置（1 日につき）

局所陰圧閉鎖処置（入院）（1 日につき）

【新設】

(新設)

J 003-2 局所陰圧閉鎖処置（入院外）
(1 日につき)

- | | |
|------------------------------------|------|
| 1 100平方センチメートル未満 | 240点 |
| 2 100平方センチメートル以上200平方セン
チメートル未満 | 270点 |
| 3 200平方センチメートル以上 | 330点 |

注 初回の貼付に限り、1 にあっては1,690点
を、2 にあっては2,650点を、3 にあっては
3,300点を、それぞれ所定点数に加算する。

J 007 頸椎、胸椎又は腰椎穿刺

【点数の見直し】

150点

220点

J 017-2 リンパ管腫局所注入

【注の新設】

(新設) → 注 6歳未満の乳幼児の場合は、50点を加算する。

【新設】

(新設) → J 034-2 EDチューブ挿入術 180点

J 038 人工腎臓（1日につき）

【点数の見直し】

1 慢性維持透析を行った場合

イ 4時間未満の場合 2,040点

ロ 4時間以上5時間未満の場合 2,205点

ハ 5時間以上の場合 2,340点

2 慢性維持透析濾過（複雑なもの）を行った場合 2,255点

1 慢性維持透析を行った場合

イ 4時間未満の場合 2,030点

ロ 4時間以上5時間未満の場合 2,195点

ハ 5時間以上の場合 2,330点

2 慢性維持透析濾過（複雑なもの）を行った場合 2,245点

J 042 腹膜灌流（1日につき）

【注の追加】

(追加)

注 2 6歳未満の乳幼児の場合は、導入期の14日の間又は15日目以降30日目までの間に限り、注 1 の規定にかかわらず、それぞれ1日につき1,000点又は500点を加算する。

J 043-3 ストーマ処置（1日
につき）

【注の追加】

(追加) → 注3 6歳未満の乳幼児の場合は、50点を加算す
る。

J 044 救命のための気管内挿管

【注の新設】

(新設) → 注 6歳未満の乳幼児の場合は、50点を加算す
る。

【新設】

(新設) → J 047-2 心腔内除細動 3,500点

【新設】

(新設) → J 070-4 磁気による膀胱等刺激法 70点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合
しているものとして地方厚生局長等に届け出
た保険医療機関において行われる場合に限り
算定する。

項 目	現 行	改 正 案
<p>第2章 特掲診療料</p> <p>第10部 手術</p> <p>通則</p> <p>【通則の見直し】</p>	<p>4 区分番号K007（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、K136-2、K180の3、K181、K181-2、K190、K190-2、K254の1、K280-2、K328、K443の3、K444の4、K476（注1又は注2に規定する加算を算定する場合に限る。）、K514-4、K514-6、K548、K595-2、K597からK600まで、K603からK604-2まで、K605-2、K605-4、K615-2、K636-2、K678、K695-2、K697-5、K697-7、K702-2、K709-3、K709-5、K721-4、K754-3、K768、K769-3、K772-3、K773-3、K773-4、K780、K780-2、K800-3、K803-2、K823-5、K841-4、K843-2、K843-3及びK910-2に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適</p>	 <p>4 区分番号K007（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、K022の1、K059の4、K136-2、K169（注1又は注2に規定する加算を算定する場合に限る。）、K180の3、K181、K181-2、K190、K190-2、K190-6、K190-7、K254の1、K260-2、K268の5、K280-2、K281-2、K328からK328-3まで、K340-7、K443の3、K444の4、K476（注1又は注2に規定する加算を算定する場合に限る。）、K476-4、K514-4、K514-6、K546、K548、K549、K555-2、K562-2、K595（注2に規定する加算を算定する場合に限る。）、K595-2、K597からK600まで、K603からK604-2まで、K605-2、K605-4、K615-2、K617-5、K627-3、K627-4、K636-2、K642-3、K</p>

合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

643-2、K656-2、K678、K695-2、K697-5、K697-7、K699-2、K702-2、K709-3、K709-5、K721-4、K754-3、K768、K769-3、K772-3、K773-3、K773-4、K780、K780-2、K785-2、K800-3、K802-4、K803-2、K803-3、K823-5、K841-4、K843-2、K843-3、K879-2、K910-2及びK910-3に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

【通則の見直し】

7 区分番号K138、K142の6、K145、K147、K149、K150、K151-2、K154からK155まで、K163からK164-2まで、K166、K169、K172からK174まで、K178、K180、K191、K192、K239、K241、K243、K245、K259、K261、K268、K269、K275からK282まで、K346、K386、K393の1、K397、K398の2、K425からK426-2まで、K511の3、K

7 区分番号K138、K142の6、K145、K147、K149、K150、K151-2、K154、K154-2、K155、K163からK164-2まで、K166、K169、K172からK174まで、K178、K180、K191、K192、K239、K241、K243、K245、K259、K261、K268、K269、K275からK281まで、K282、K346、K386、K393の1、K397、K398の2、K425からK426-2まで

519、K528、K535、K554からK558まで、K562からK572まで、K573の2、K574からK587まで、K589からK591まで、K601、K610の1、K616-3、K633の4及び5、K634、K636、K639、K644、K664、K666、K666-2、K674、K684、K697-5、K716の1、K716-2、K717、K726、K729からK729-3まで、K734からK735まで、K735-3、K751の1及び2、K751-2、K756、K756-2、K775、K805、K812-2並びにK913に掲げる手術を手術時体重が1,500グラム未満の児又は新生児（手術時体重が1,500グラム未満の児を除く。）に対して実施する場合には、それぞれ当該手術の所定点数の100分の400又は100分の300に相当する点数を加算する。

【通則の見直し】

8 3歳未満の乳幼児又は3歳以上6歳未満の児に対して手術（区分番号K618に掲げる中心静脈栄養用植込型カテーテル設置を除く。）を行った場合は、当該手術の所定点数に所定点数の100分の100又は100分の50に相当する点数を加算する。ただし、前号に規定する加算を算定する場合は算定しない。

、K511の3、K519、K528、K535、K554からK558まで、K562からK572まで、K573の2、K574からK587まで、K589からK591まで、K601、K610の1、K616-3、K633の4及び5、K634、K636、K639、K644、K664、K666、K666-2、K674、K684、K697-5、K716の1、K716-2、K717、K726、K729からK729-3まで、K734からK735まで、K735-3、K751の1及び2、K751-2、K756、K756-2、K775、K805、K812-2並びにK913に掲げる手術を手術時体重が1,500グラム未満の児又は新生児（手術時体重が1,500グラム未満の児を除く。）に対して実施する場合には、それぞれ当該手術の所定点数の100分の400又は100分の300に相当する点数を加算する。

8 3歳未満の乳幼児又は3歳以上6歳未満の児に対して手術（区分番号K618に掲げる中心静脈注射用植込型カテーテル設置を除く。）を行った場合は、当該手術の所定点数に所定点数の100分の100又は100分の50に相当する点数を加算する。ただし、前号に規定する加算を算定する場合は算定しない。

【通則の見直し】

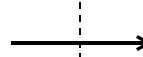
12 入院中の患者以外の患者に対し、緊急のために、休日に手術を行った場合又はその開始時間が保険医療機関の表示する診療時間以外の時間若しくは深夜である手術（区分番号K914に掲げる脳死臓器提供管理料を除く。）を行った場合の手術料は、それぞれ所定点数の100分の80又は100分の40若しくは100分の80に相当する点数を加算した点数により算定し、入院中の患者に対し、緊急のために、休日に手術を行った場合又はその開始時間が深夜である手術を行った場合は、それぞれ所定点数の100分の80に相当する点数を加算した点数により算定する。ただし、区分番号A000に掲げる初診料の注5のただし書に規定する保険医療機関にあっては、入院中の患者以外の患者に対し、その開始時間が同注5のただし書に規定する時間である手術を行った場合は、所定点数の100分の40に相当する点数を加算する。

→ 12 緊急のために休日に手術を行った場合又はその開始時間が保険医療機関の表示する診療時間以外の時間若しくは深夜である手術（区分番号K914に掲げる脳死臓器提供管理料及び区分番号K915に掲げる生体臓器提供管理料を除く。）を行った場合において、当該手術の費用は、次に掲げる点数を、それぞれ所定点数に加算した点数により算定する。
イ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合
(1) 休日加算1
所定点数の100分の160に相当する点数
(2) 時間外加算1（入院中の患者以外の患者に対して行われる場合に限る。）
所定点数の100分の80に相当する点数
(3) 深夜加算1
所定点数の100分の160に相当する点数
(4) (1)から(3)までにかかわらず、区分番号A000に掲げる初診料の注7のただし書に規定する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して、その開始時間が同注7のただし書に規定する時間である手術を行った場合
所定点数の100分の80に相当する点数

- ロ イ以外の保険医療機関において行われる場合
- (1) 休日加算 2
所定点数の100分の80に相当する点数
- (2) 時間外加算 2 (入院中の患者以外の患者に対して行われる場合に限る。)
所定点数の100分の40に相当する点数
- (3) 深夜加算 2
所定点数の100分の80に相当する点数
- (4) (1)から(3)までにかかわらず、区分番号 A 0 0 0 に掲げる初診料の注 7 のただし書に規定する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して、その開始時間が同注のただし書に規定する時間である手術を行った場合
所定点数の100分の40に相当する点数

【通則の追加】

(追加)



16 区分番号 K 6 6 4 に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

【通則の追加】

(追加)

17 歯科医師による周術期口腔機能管理の実施後
1月以内に、第6款（顔面・口腔・頸部）、第
7款（胸部）及び第9款（腹部）に掲げる悪性
腫瘍手術又は第8款（心・脈管（動脈及び静脈
は除く。））に掲げる手術をそれぞれ全身麻酔
下で実施した場合は、周術期口腔機能管理後手
術加算として、100点を所定点数に加算する。

第1節 手術料

第1款 皮膚・皮下組織

K 0 0 2 デブリードマン

【注の追加】

(追加)

注4 水圧式デブリードマンを実施した場合は
、一連の治療につき1回に限り、水圧式デ
ブリードマン加算として、2,500点を所定点
数に加算する。

第2款 筋骨格系・四肢・体幹

K 0 5 4 骨切り術

【注の新設】

(新設)

注 先天異常による上腕又は前腕の骨の変形を
矯正することを目的とする骨切り術において
、患者適合型の変形矯正ガイドを用いて実施

K 0 5 7 変形治癒骨折矯正手術

【注の新設】

(新設)

した場合は、患者適合型変形矯正ガイド加算として、6,000点を所定点数に加算する。

K 1 4 2 脊椎固定術、椎弓切除術
、椎弓形成術（多椎間又は
多椎弓の場合を含む。）

【注の見直し】

注 椎間又は椎弓が併せて2以上の場合、1椎間又は1椎弓を増すごとに、その術式ごとにそれぞれ所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は椎間又は椎弓を併せて4を超えないものとする。

→

注1 椎間又は椎弓が併せて2以上の場合、1椎間又は1椎弓を追加すごとに、追加した当該椎間又は当該椎弓に実施した手術のうち主たる手術の所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は椎間又は椎弓を併せて4を超えないものとする。
2 2から4までに掲げる手術の所定点数には、注1の規定にかかわらず、当該手術を実施した椎間に隣接する椎弓に係る5及び6に掲げる手術の所定点数が含まれる。

第3款 神経系・頭蓋

K 1 6 9 頭蓋内腫瘍摘出術

【注の新設】

(新設)

- 注 1 脳腫瘍覚醒下マッピングを用いて実施した場合は、脳腫瘍覚醒下マッピング加算として、4,500点を所定点数に加算する。
- 2 原発性悪性脳腫瘍に対する頭蓋内腫瘍摘出術において、タラポルフィンナトリウムを投与した患者に対しPDT半導体レーザを用いて光線力学療法を実施した場合は、原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算として、10,000点を所定点数に加算する。

K 1 7 7 脳動脈瘤頸部クリッピング

【注の見直し】

注 2 頭蓋外・頭蓋内血管吻合を併せて行った場合は、バイパス術併用加算として、所定点数に8,030点を加算する。

注 2 頭蓋外・頭蓋内血管吻合を併せて行った場合は、バイパス術併用加算として、16,060点を所定点数に加算する。

第5款 耳鼻咽喉

【新設】

(新設)

K 3 4 0 - 4 内視鏡下鼻・副鼻腔手術II型（副鼻腔单洞手術） 10,000点

注 自家腸骨片を充填した場合は3,150点を加算

第6款 顔面・口腔・頸部

K 450 咽石摘出術（一連につき
）

【注の新設】

(新設)

する。

注 2又は3の場合であって内視鏡を用いた場合、1,000点を所定点数に加算する。

第7款 胸部

【新設】

(新設)

K 502-4 拡大胸腺摘出術 31,710点

注 重症筋無力症に対して実施された場合に限り算定する。

【新設】

(新設)

K 502-5 胸腔鏡下拡大胸腺摘出術 58,950点

注 重症筋無力症に対して実施された場合に限り算定する。

K 5 1 4 肺悪性腫瘍手術

【項目の追加】

(追加)

9 胸膜肺全摘

92,000点

注 9については、悪性びまん性胸膜中皮腫に対して実施した場合に限り算定する。

第8款 心・脈管

【新設】

(新設)

K 5 5 5-2 経皮的大動脈弁置換術

37,430点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

K 5 5 7-3 弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術

【注の新設】

(新設)

注 過去に心臓弁手術を行ったものに対して弁手術を行った場合には、心臓弁再置換術加算として、所定点数に区分番号K 5 5 5 弁置換術の所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

K 560 大動脈瘤切除術（吻合又は移植を含む。）

【注の新設】

(新設)

注 過去に心臓弁手術を行ったものに対して弁手術を行った場合には、心臓弁再置換術加算として、所定点数に区分番号K 555弁置換術の所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

K 581 肺動脈閉鎖症手術

【注の新設】

(新設)

注 2については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

K 583 大血管転位症手術

【注の新設】

(新設)

注 4については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

K 584 修正大血管転位症手術

【注の新設】

(新設)

注 2については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

K 586 単心室症又は三尖弁閉鎖症手術

【注の新設】

(新設)

注 2については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

K 595 経皮的カテーテル心筋焼灼術

【注の追加】

(追加)

注 2 磁気ナビゲーション法により行った場合は、磁気ナビゲーション加算として、5,000点を所定点数に加算する。

【新設】

(新設)

K 617-5 内視鏡下下肢静脈瘤不全穿通枝切離術 10,200点

【新設】

(新設)

K 6 2 7 - 3 腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節
群郭清術 26,460点

注 泌尿器がんから転移したものに対して実施
した場合に限り算定する。

【新設】

(新設)

K 6 2 7 - 4 腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節
群郭清術 39,720点

注 精巣がんから転移したものに対して実施し
た場合に限り算定する。

第9款 腹部

【新設】

(新設)

K 6 9 9 - 2 体外衝撃波腎石破碎術（一連に
つき） 19,300点

注 破碎した腎石を内視鏡を用いて除去した場
合は、内視鏡的腎石除去加算として、一連に
つき1回に限り5,640点を所定点数に加算す
る。

第10款 尿路系・副腎

【新設】

(新設)

K 8 0 2 - 6 腹腔鏡下膀胱脱手術 34,980点

注 メッシュを使用した場合に算定する。

第11款 性器

【新設】

(新設)

K 9 1 0 - 3 胎児胸腔・羊水腔シャント術
(一連につき) 10,800点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

第2節 輸血料

K 9 2 0 - 2 輸血管理料

【注の追加】

(追加)

注3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において貯血式自己血輸血を実施した場合は、貯血式自己血輸血管理体制加算として、50点を所定点数に加算する。

第3節 手術医療機器等加算

K 930 脊髄誘発電位測定等加算

【注の削除】

注 脳、脊椎、脊髄又は大動脈瘤の手術に当たって、脊髄誘発電位測定等を行った場合に算定する。

(削除)

K 934 副鼻腔手術用内視鏡加算

【注の見直し】

注 区分番号K 349からK 365までに掲げる手術に当たって、内視鏡を使用した場合に算定する。

注 区分番号K 350からK 352まで、K 352-3、K 362-2及びK 365に掲げる手術に当たって、内視鏡を使用した場合に算定する。

K 934-2 副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算

【注の見直し】

注 区分番号K 349からK 365までに掲げる手術に当たって、副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器を使用した場合に算定する。

注 区分番号K 340-3からK 340-7及びK 349からK 365までに掲げる手術に当たって、副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器を使用した場合に算定する。

K 9 3 6 自動縫合器加算

【注の見直し】

注 区分番号K 4 8 8 - 4、K 5 1 1、K 5 1
3、K 5 1 4、K 5 1 4 - 2、K 5 1 7、K
5 2 2 - 3、K 5 2 5、K 5 2 9、K 5 3 1
からK 5 3 2 - 2まで、K 6 5 4 - 3からK
6 5 5 - 2まで、K 6 5 5 - 4、K 6 5 7、
K 6 5 7 - 2、K 7 0 2からK 7 0 3まで、
K 7 1 1 - 2、K 7 1 6、K 7 1 9からK 7
1 9 - 3まで、K 7 1 9 - 5、K 7 3 2の2
、K 7 3 5、K 7 3 5 - 3、K 7 3 9、K 7
3 9 - 3、K 7 4 0、K 7 4 0 - 2、K 8 0
3及びK 8 1 7の3に掲げる手術に当たって
、自動縫合器を使用した場合に算定する。

→

注 区分番号K 4 8 8 - 4、K 5 1 1、K 5 1
3、K 5 1 4、K 5 1 4 - 2、K 5 1 7、K
5 2 2 - 3、K 5 2 4 - 2、K 5 2 5、K 5
2 9、K 5 3 1からK 5 3 2 - 2まで、K 6
5 4 - 3の2からK 6 5 5 - 2まで、K 6 5
5 - 4、K 6 5 7、K 6 5 7 - 2、K 6 7 4
、K 6 7 5の2からK 6 7 5の5まで、K 6
7 7、K 6 7 7 - 2、K 6 8 0、K 6 9 5の
4からK 6 9 5の7まで、K 6 9 6、K 7 0
2からK 7 0 3まで、K 7 0 5、K 7 0 6、
K 7 1 1 - 2、K 7 1 6、K 7 1 9からK 7
1 9 - 3まで、K 7 1 9 - 5、K 7 3 2の2
、K 7 3 5、K 7 3 5 - 3、K 7 3 9、K 7
3 9 - 3、K 7 4 0、K 7 4 0 - 2、K 8 0
3及びK 8 1 7の3に掲げる手術に当たって
、自動縫合器を使用した場合に算定する。

K 9 3 6 - 2 自動吻合器加算

【注の見直し】

注 区分番号K 5 2 2 - 3、K 5 2 5、K 5 2
9、K 5 3 1からK 5 3 2 - 2まで、K 6 5
5、K 6 5 5 - 2、K 6 5 5 - 4、K 6 5 7
、K 6 5 7 - 2、K 7 0 2、K 7 0 3、K 7
1 9の3、K 7 1 9 - 2の2、K 7 3 9、K
7 4 0、K 7 4 0 - 2、K 8 0 3及びK 8 1

→

注 区分番号K 5 2 2 - 3、K 5 2 5、K 5 2
9、K 5 3 1からK 5 3 2 - 2まで、K 6 5
5、K 6 5 5 - 2、K 6 5 5 - 4、K 6 5 7
、K 6 5 7 - 2、K 7 0 2、K 7 0 3、K 7
1 9の3、K 7 1 9 - 2の2、K 7 1 9 - 3
、K 7 3 9、K 7 4 0、K 7 4 0 - 2、K 8

K 939 画像等手術支援加算

【注の見直し】

7の3に掲げる手術に当たって、自動吻合器を使用した場合に算定する。

03及びK 817の3に掲げる手術に当たって、自動吻合器を使用した場合に算定する。

1 ナビゲーションによるもの 2,000点

注 区分番号K 055-2、K 055-3、K 080の1、K 081の1、K 082の1、K 082-3の1、K 131-2、K 134-2、K 140からK 141-2まで、K 142(6を除く。)、K 142-3、K 151-2、K 154-2、K 158、K 161、K 167、K 169からK 172まで、K 174の1、K 191からK 193まで、K 235、K 236、K 313、K 314、K 342、K 343、K 349からK 365まで、K 695、K 695-2及びK 697-4に掲げる手術に当たって、ナビゲーションによる支援を行った場合に算定する。

1 ナビゲーションによるもの 2,000点

注 区分番号K 055-2、K 055-3、K 080の1、K 081の1、K 082の1、K 082-3の1、K 131-2、K 134-2、K 140からK 141-2まで、K 142(6を除く。)、K 142-3、K 151-2、K 154-2、K 158、K 161、K 167、K 169からK 172まで、K 174の1、K 191からK 193まで、K 235、K 236、K 313、K 314、K 340-3からK 340-7まで、K 342、K 343、K 349からK 365まで、K 695、K 695-2及びK 697-4に掲げる手術に当たって、ナビゲーションによる支援を行った場合に算定する。

【項目の追加】

(追加)

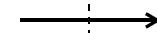
3 患者適合型手術支援ガイドによるもの

2,000点

注 区分番号K 082及びK 082-3に掲げる手術に当たって、患者適合型手術支援ガイドによる支援を行った場合に算定する。

【新設】

(新設)



K 9 3 9 - 5 胃瘻造設時嚥下機能評価加算

2,500点

注 1 区分番号 K 6 6 4 に掲げる手術に当たつて、嚥下機能評価等を実施した場合に算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において実施される場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

別表1

第10部 手術

旧区分番号	新手術項目名	点数		新区分番号	備考			
		改正前	改正後					
第1節 手術料								
第1款 皮膚・皮下組織								
(皮膚、皮下組織)								
K000	創傷処理			K000				
1	筋肉、臓器に達するもの(長径5センチメートル未満)	1,250	→	1,250	1			
2	筋肉、臓器に達するもの(長径5センチメートル以上10センチメートル未満)	1,680	→	1,680	2			
3	筋肉、臓器に達するもの(長径10センチメートル以上)	2,000	→	2,000	3			
4	筋肉、臓器に達しないもの(長径5センチメートル未満)	470	→	470	4			
5	筋肉、臓器に達しないもの(長径5センチメートル以上10センチメートル未満)	850	→	850	5			
6	筋肉、臓器に達しないもの(長径10センチメートル以上)	1,320	→	1,320	6			
K000-2	小児創傷処理(6歳未満)			K000-2				
1	筋肉、臓器に達するもの(長径2.5センチメートル未満)	1,250	→	1,250	1			
2	筋肉、臓器に達するもの(長径2.5センチメートル以上5センチメートル未満)	1,400	→	1,400	2			
3	筋肉、臓器に達するもの(長径5センチメートル以上10センチメートル未満)	1,850	→	1,850	3			
4	筋肉、臓器に達するもの(長径10センチメートル以上)	2,860	→	2,860	4			
5	筋肉、臓器に達しないもの(長径2.5センチメートル未満)	450	→	450	5			
6	筋肉、臓器に達しないもの(長径2.5センチメートル以上5センチメートル未満)	500	→	500	6			
7	筋肉、臓器に達しないもの(長径5センチメートル以上10センチメートル未満)	950	→	950	7			
8	筋肉、臓器に達しないもの(長径10センチメートル以上)	1,450	→	1,450	8			
K001	皮膚切開術			K001				
1	長径10センチメートル未満	470	→	470	1			
2	長径10センチメートル以上20センチメートル未満	820	→	820	2			
3	長径20センチメートル以上	1,470	→	1,470	3			
K002	デブリードマン			K002				
1	100平方センチメートル未満	1,020	→	1,020	1			
2	100平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満	2,990	→	2,990	2			

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
	3	3,000平方センチメートル以上	6,250	→ 7,600	3	
K003		皮膚、皮下、粘膜下血管腫摘出術(露出部)			K003	
	1	長径3センチメートル未満	3,480	→ 3,480		1
	2	長径3センチメートル以上6センチメートル未満	9,180	→ 9,180		2
K004	3	長径6センチメートル以上	17,810	→ 17,810	K004	3
		皮膚、皮下、粘膜下血管腫摘出術(露出部以外)				
	1	長径3センチメートル未満	2,110	→ 2,110		1
K005	2	長径3センチメートル以上6センチメートル未満	4,360	→ 4,070	K005	2
	3	長径6センチメートル以上	9,480	→ 9,480		3
		皮膚、皮下腫瘍摘出術(露出部)				
K006	1	長径2センチメートル未満	1,660	→ 1,660	K006	1
	2	長径2センチメートル以上4センチメートル未満	3,670	→ 3,670		2
	3	長径4センチメートル以上	4,360	→ 4,360		3
K006-2		皮膚、皮下腫瘍摘出術(露出部以外)			K006-2	
	1	長径3センチメートル未満	1,280	→ 1,280		1
	2	長径3センチメートル以上6センチメートル未満	3,230	→ 3,230		2
K006-3	3	長径6センチメートル以上	4,160	→ 4,160	K006-3	3
		鶏眼・胼胝切除術(露出部で縫合を伴うもの)				
	1	長径2センチメートル未満	1,660	→ 1,660		1
K006-4	2	長径2センチメートル以上4センチメートル未満	3,670	→ 3,670	K006-4	2
	3	長径4センチメートル以上	4,360	→ 4,360		3
		鶏眼・胼胝切除術(露出部以外で縫合を伴うもの)				
K006-4	1	長径3センチメートル未満	1,280	→ 1,280	K006-4	1
	2	長径3センチメートル以上6センチメートル未満	3,230	→ 3,230		2
	3	長径6センチメートル以上	4,160	→ 4,160		3
K006-4		皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術(一連につき)			K006-4	
	1	長径3センチメートル未満の良性皮膚腫瘍	1,280	→ 1,280		1
	2	長径3センチメートル未満の悪性皮膚腫瘍	2,050	→ 2,050		2

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K007	3	長径3センチメートル以上6センチメートル未満の良性又は悪性皮膚腫瘍	3,230	→ 3,230	K007	3
	4	長径6センチメートル以上の良性又は悪性皮膚腫瘍	4,160	→ 4,160		4
		皮膚悪性腫瘍切除術				
	1	広汎切除	28,210	→ 28,210		1
K007-2	2	単純切除	11,000	→ 11,000	K007-2	2
		経皮的放射線治療用金属マーカー留置術	10,000	→ 10,000		
K008		腋臭症手術			K008	
	1	皮弁法	5,730	→ 5,730		1
	2	皮膚有毛部切除術	3,000	→ 3,000		2
	3	その他もの	1,660	→ 1,660		3
(形成)						
K009		皮膚剥削術			K009	
	1	25平方センチメートル未満	1,490	→ 1,490		1
	2	25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	4,370	→ 4,370		2
	3	100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満	9,060	→ 9,060		3
K010	4	200平方センチメートル以上	13,640	→ 13,640	K010	4
		瘢痕拘縮形成手術				
	1	顔面	12,660	→ 12,660		1
K011	2	その他	8,060	→ 8,060	K011	2
		顔面神経麻痺形成手術				
	1	静的なもの	19,110	→ 19,110		1
K012	2	動的なもの	58,500	→ 58,500	K012	2
		削除				
K013		分層植皮術			K013	
	1	25平方センチメートル未満	3,520	→ 3,520		1
	2	25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	6,270	→ 6,270		2
	3	100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満	9,000	→ 9,000		3
	4	200平方センチメートル以上	25,820	→ 25,820		4

旧区分番号	新手術項目名	点数		新区分番号	備考	
		改正前	改正後			
K013-2	全層植皮術			K013-2		
	1 25平方センチメートル未満	10,000	→ 10,000		1	
	2 25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	12,500	→ 12,500		2	
	3 100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満	28,210	→ 28,210		3	
K014	4 200平方センチメートル以上	40,290	→ 40,290	K014	4	
	皮膚移植術(生体・培養)	6,110	→ 6,110			
K014-2	皮膚移植術(死体)			K014-2		
	1 200平方センチメートル未満	6,750	→ 6,750		1	
K015	2 200平方センチメートル以上500平方センチメートル未満	9,000	→ 9,000	K015	2	
	3 500平方センチメートル以上1,000平方センチメートル未満	13,490	→ 13,490		3	
	4 1,000平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満	32,920	→ 32,920		4	
	5 3,000平方センチメートル以上	37,610	→ 37,610		5	
	皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術					
K016	1 25平方センチメートル未満	3,760	→ 3,760	K016	1	
	2 25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	11,440	→ 11,440		2	
	3 100平方センチメートル以上	20,280	→ 20,280		3	
K017	動脈(皮)弁術、筋(皮)弁術	41,120	→ 41,120	K017	【項目の見直し】	
	遊離皮弁術(顕微鏡下血管柄付きのもの)	74,240	→ -	K017		
	乳房再建術の場合	-	→ 84,050			
	その他の場合	-	→ 84,050			
K018	削除			K018		
K019	複合組織移植術	15,210	→ 15,210	K019		
K020	自家遊離複合組織移植術(顕微鏡下血管柄付きのもの)	110,700	→ 110,700	K020		
K021	粘膜移植術			K021		
	1 4平方センチメートル未満	6,510	→ 6,510		1	
	2 4平方センチメートル以上	7,080	→ 7,080		2	
K021-2	粘膜弁手術			K021-2		
	1 4平方センチメートル未満	11,600	→ 11,600		1	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考			
			改正前	改正後					
K022	2	4平方センチメートル以上	12,260	→ 12,260	2	【項目の見直し】			
		組織拡張器による再建手術(一連につき)	17,580	→ -					
		乳房(再建手術)の場合	-	→ 17,580					
		その他の場合	-	→ 17,580					
K022-2	1	象皮病根治手術			K022-2				
		大腿	27,380	→ 27,380					
		下腿	19,100	→ 19,100					
第2款 筋骨格系・四肢・体幹									
(筋膜、筋、腱、腱鞘)									
K023		筋膜切離術、筋膜切開術	840	→ 840	K023				
		筋切離術	3,080	→ 3,080					
K024		股関節内転筋切離術	4,410	→ 4,410	K024				
		股関節筋群解離術	12,140	→ 12,140					
K025		股関節周囲筋腱解離術(変形性股関節症)	16,700	→ 16,700	K025				
		筋炎手術							
K026	1	腸腰筋、殿筋、大腿筋	2,060	→ 2,060	K026				
		その他の筋	1,210	→ 1,210					
K027	2	腱鞘切開術(関節鏡下によるものを含む。)	2,050	→ 2,050	K027				
		筋肉内異物摘出術	2,840	→ 2,840					
K028		四肢・躯幹軟部腫瘍摘出術			K028				
		肩、上腕、前腕、大腿、下腿、躯幹	7,390	→ 7,390					
K029	1	手、足	3,750	→ 3,750	K029				
		四肢・躯幹軟部悪性腫瘍手術							
K030	2	肩、上腕、前腕、大腿、下腿、躯幹	20,620	→ 20,620	K030				
		手、足	12,870	→ 12,870					
K031	1	削除			K031				
		筋膜移植術							
K032	2	指(手、足)	7,890	→ 7,890	K032				
K033	1				K033				

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K034	2	その他のもの 腱切離・切除術(関節鏡下によるものを含む。)	10,310	→ 10,310	2	
K035		腱剥離術(関節鏡下によるものを含む。)	4,290	→ 4,290	K034	
K035-2		腱滑膜切除術	11,430	→ 11,430	K035	
K036		削除	8,790	→ 7,550	K035-2	
K037		腱縫合術			K036	
K037-2		アキレス腱断裂手術	11,320	→ 11,320	K037	
K038		腱延長術	8,710	→ 8,710	K037-2	
K039	1	腱移植術(人工腱形成術を含む。) 指(手、足)	10,750	→ 10,750	K038	
K040	2	その他のもの	13,610	→ 13,610	K039	
K040		腱移行術	18,080	→ 18,080	1	
K040	1	指(手、足)	13,610	→ 13,610	2	
K040	2	その他のもの	18,080	→ 18,080	K040	
K040-2		指伸筋腱脱臼観血的整復術	13,610	→ 13,610	1	
K041		削除			2	
(四肢骨)						
K042		骨穿孔術	1,730	→ 1,730	K042	
K043		骨搔爬術			K043	
K043	1	肩甲骨、上腕、大腿	11,150	→ 11,150	1	
K043	2	前腕、下腿	6,700	→ 6,700	2	
K043	3	鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	3,590	→ 3,590	3	
K043-2		骨関節結核瘻孔摘出術			K043-2	
K043-2	1	肩甲骨、上腕、大腿	11,150	→ 11,150	1	
K043-2	2	前腕、下腿	6,700	→ 6,700	2	
K043-2	3	鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	3,590	→ 3,590	3	
K043-3		骨髓炎手術(骨結核手術を含む。)			K043-3	
K043-3	1	肩甲骨、上腕、大腿	11,150	→ 11,150	1	

旧区分番号	新手術項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
K044	2 前腕、下腿	6,700	→ 6,700	K044	2
	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他 骨折非観血的整復術	3,590	→ 3,590		3
	1 肩甲骨、上腕、大腿	1,600	→ 1,600		1
K045	2 前腕、下腿	1,780	→ 1,780	K045	2
	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他 骨折経皮的鋼線刺入固定術	1,440	→ 1,440		3
	1 肩甲骨、上腕、大腿	7,060	→ 7,060		1
K046	2 前腕、下腿	4,100	→ 4,100	K046	2
	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他 骨折観血的手術	1,660	→ 1,660		3
	1 肩甲骨、上腕、大腿	18,810	→ 18,810		1
K046-2	2 前腕、下腿、手舟状骨	14,810	→ 14,810	K046-2	2
	3 鎖骨、膝蓋骨、手(舟状骨を除く。)、足、指(手、足)その他 観血的整復固定術(インプラント周囲骨折に対するもの)	9,480	→ 9,480		3
	1 肩甲骨、上腕、大腿	21,710	→ 21,710		1
K047	2 前腕、下腿	17,090	→ 17,090	K047	2
	3 手、足、指(手、足) 難治性骨折電磁波電気治療法(一連につき)	10,940	→ 10,940		3
	12,500 → 12,500 難治性骨折超音波治療法(一連につき)	12,500	→ 12,500		K047-2
K047-2	難治性骨折超音波治療法(一連につき)	12,500	→ 12,500	K047-2	
K047-3	超音波骨折治療法(一連につき)	5,000	→ 4,620	K047-3	
K048	骨内異物(挿入物を含む。)除去術			K048	
	1 頭蓋、顔面(複数切開を要するもの)	12,100	→ 12,100		1
	2 その他の頭蓋、顔面、肩甲骨、上腕、大腿	7,870	→ 7,870		2
	3 前腕、下腿	5,200	→ 5,200		3
K049	4 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他 骨部分切除術	3,620	→ 3,620	K049	4
	1 肩甲骨、上腕、大腿	5,900	→ 5,900		1

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K050	2	前腕、下腿	4,410	→ 4,410	K050	2
	3	鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	3,280	→ 3,280		3
		腐骨摘出術				
K051	1	肩甲骨、上腕、大腿	14,960	→ 14,960	K051	1
	2	前腕、下腿	10,430	→ 10,430		2
	3	鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	3,420	→ 3,420		3
K051-2		骨全摘術			K051-2	
	1	肩甲骨、上腕、大腿	27,890	→ 27,890		1
	2	前腕、下腿	13,050	→ 13,050		2
K052	3	鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	5,160	→ 5,160	K052	3
		中手骨又は中足骨摘除術(2本以上)	5,160	→ 5,160		
		骨腫瘍切除術				
K052-2	1	肩甲骨、上腕、大腿	17,410	→ 17,410	K052-2	1
	2	前腕、下腿	9,370	→ 9,370		2
	3	鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	4,340	→ 4,340		3
K052-3		多発性軟骨性外骨腫摘出術			K052-3	
	1	肩甲骨、上腕、大腿	17,410	→ 17,410		1
	2	前腕、下腿	9,370	→ 9,370		2
K053	3	鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	4,340	→ 4,340		3
		多発性骨腫摘出術			K053	
	1	肩甲骨、上腕、大腿	17,410	→ 17,410		1
K054	2	前腕、下腿	9,370	→ 9,370		2
	3	鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	4,340	→ 4,340		3
		骨悪性腫瘍手術				
K054	1	肩甲骨、上腕、大腿	32,550	→ 32,550	K054	1
	2	前腕、下腿	26,260	→ 26,260		2
	3	鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	18,810	→ 18,810		3
K054		骨切り術			K054	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
	1	肩甲骨、上腕、大腿	28,210	→ 28,210	1	
	2	前腕、下腿	20,620	→ 20,620	2	
	3	鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	7,930	→ 7,930	3	
K055		削除			K055	
K055-2		大腿骨頭回転骨切り術	44,070	→ 44,070	K055-2	
K055-3		大腿骨近位部(転子間を含む。)骨切り術	37,570	→ 37,570	K055-3	
K056		偽関節手術			K056	
	1	肩甲骨、上腕、大腿	28,210	→ 28,210	1	
	2	前腕、下腿、手舟状骨	26,030	→ 26,030	2	
	3	鎖骨、膝蓋骨、手(舟状骨を除く。)、足、指(手、足)その他	14,500	→ 14,500	3	
K056-2		難治性感染性偽関節手術(創外固定器によるもの)	48,820	→ 48,820	K056-2	
K057		変形治癒骨折矯正手術			K057	
	1	肩甲骨、上腕、大腿	31,270	→ 31,270	1	
	2	前腕、下腿	27,550	→ 27,550	2	
	3	鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	15,770	→ 15,770	3	
K058		骨長調整手術			K058	
	1	骨端軟骨発育抑制術	16,340	→ 16,340	1	
	2	骨短縮術	14,960	→ 14,960	2	
	3	骨延長術(指(手、足))	16,390	→ 16,390	3	
	4	骨延長術(指(手、足)以外)	26,700	→ 26,700	4	
K059		骨移植術(軟骨移植術を含む。)			K059	
	1	自家骨移植	14,030	→ 14,030	1	
	2	同種骨移植(生体)	16,730	→ 20,770	2	
	3	同種骨移植(非生体)	14,770	→ 18,300	3	
		自家培養軟骨移植術	—	→ 14,030	4	【項目の追加】
K059-2		関節鏡下自家骨軟骨移植術	16,190	→ 16,190	K059-2	
(四肢関節、韌帶)						
K060		関節切開術			K060	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K060-2	1	肩、股、膝	3,600	→ 3,600	1	
	2	胸鎖、肘、手、足	1,280	→ 1,280	2	
	3	肩鎖、指(手、足)	680	→ 680	3	
K060-3	肩甲関節周囲沈着石灰摘出術			3,600	→ 3,600	K060-2
	化膿性又は結核性関節炎搔爬術					K060-3
K061	1	肩、股、膝	20,020	→ 20,020	1	
	2	胸鎖、肘、手、足	13,130	→ 13,130	2	
	3	肩鎖、指(手、足)	3,330	→ 3,330	3	
関節脱臼非観血的整復術					K061	
K062	1	肩、股、膝	1,580	→ 1,500	1	
	2	胸鎖、肘、手、足	1,300	→ 1,300	2	
	3	肩鎖、指(手、足)、小児肘内障	800	→ 800	3	
K063	先天性股関節脱臼非観血的整復術(両側)				K062	
	1	リーメンビューゲル法	2,050	→ 2,050	1	
	2	その他	2,950	→ 2,950	2	
K064	先天性股関節脱臼観血的整復術				K063	
	関節内異物(挿入物を含む。)除去術				K064	
	1	肩、股、膝	28,210	→ 28,210	1	
K065	2	胸鎖、肘、手、足	18,810	→ 18,810	2	
	3	肩鎖、指(手、足)	15,080	→ 15,080	3	
	関節鏡下関節内異物(挿入物を含む。)除去術				K064	
K065-2	1	肩、股、膝	12,430	→ 12,430	1	
	2	胸鎖、肘、手、足	4,600	→ 4,600	2	
	3	肩鎖、指(手、足)	2,950	→ 2,950	3	
関節鏡下関節内異物(挿入物を含む。)除去術					K065-2	
	1	肩、股、膝	13,950	→ 13,950	1	
	2	胸鎖、肘、手、足	12,300	→ 12,300	2	
	3	肩鎖、指(手、足)	7,930	→ 7,930	3	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K066	1	関節滑膜切除術			K066	
		肩、股、膝	17,750	→ 17,750		1
		胸鎖、肘、手、足	11,200	→ 11,200		2
K066-2	3	肩鎖、指(手、足)	7,930	→ 7,930	K066-2	3
		関節鏡下関節滑膜切除術				
		肩、股、膝	17,610	→ 17,610		1
K066-3	2	胸鎖、肘、手、足	17,030	→ 17,030	K066-3	2
		肩鎖、指(手、足)	16,060	→ 16,060		3
		滑液膜摘出術				
K066-4	1	肩、股、膝	17,750	→ 17,750	K066-4	1
		胸鎖、肘、手、足	11,200	→ 11,200		2
		肩鎖、指(手、足)	7,930	→ 7,930		3
K066-5	3	関節鏡下滑液膜摘出術			K066-4	
		肩、股、膝	17,610	→ 17,610		1
		胸鎖、肘、手、足	17,030	→ 17,030		2
K066-6	2	肩鎖、指(手、足)	16,060	→ 16,060	K066-5	3
		膝蓋骨滑液囊切除術				
		11,200	→ 11,200			
K066-7	3	関節鏡下膝蓋骨滑液囊切除術	17,030	→ 17,030	K066-6	
		掌指関節滑膜切除術	7,930	→ 7,930		
		16,060	→ 16,060			
K066-8	1	関節鏡下掌指関節滑膜切除術			K066-7	
		関節鼠摘出手術				
		肩、股、膝	13,000	→ 13,000		1
K067	2	胸鎖、肘、手、足	10,580	→ 10,580	K066-8	2
		肩鎖、指(手、足)	3,970	→ 3,970		3
		関節鏡下関節鼠摘出手術				
K067-2	1	肩、股、膝	17,780	→ 17,780	K067-2	1
		胸鎖、肘、手、足	19,100	→ 19,100		2
		肩鎖、指(手、足)	12,000	→ 12,000		3

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K068		半月板切除術	9,200	→ 9,200	K068	
K068-2		関節鏡下半月板切除術	16,390	→ 15,090	K068-2	
K069		半月板縫合術	11,200	→ 11,200	K069	
K069-2		関節鏡下三角線維軟骨複合体切除・縫合術	15,210	→ 15,210	K069-2	
K069-3		関節鏡下半月板縫合術	18,810	→ 18,810	K069-3	
K070		ガングリオン摘出術			K070	
	1	手、足、指(手、足)	3,050	→ 3,050	1	
	2	その他(ヒグローム摘出術を含む。)	3,190	→ 3,190	2	
K071		削除			K071	
K072		関節切除術			K072	
	1	肩、股、膝	19,270	→ 19,270	1	
	2	胸鎖、肘、手、足	16,070	→ 16,070	2	
	3	肩鎖、指(手、足)	5,670	→ 5,670	3	
K073		関節内骨折観血的手術			K073	
	1	肩、股、膝、肘	20,760	→ 20,760	1	【項目の見直し】
	2	胸鎖、手、足	17,070	→ 17,070	2	【項目の見直し】
	3	肩鎖、指(手、足)	10,370	→ 10,370	3	
K073-2		関節鏡下関節内骨折観血的手術			K073-2	
	1	肩、股、膝	25,200	→ 25,200	1	
	2	胸鎖、肘、手、足	18,910	→ 18,910	2	
	3	肩鎖、指(手、足)	11,970	→ 11,970	3	
K074		靭帯断裂縫合術			K074	
	1	十字靭帶	17,070	→ 17,070	1	
	2	膝側副靭帶	16,560	→ 16,560	2	
	3	指(手、足)その他の靭帶	7,600	→ 7,600	3	
K074-2		関節鏡下靭帯断裂縫合術			K074-2	
	1	十字靭帶	21,970	→ 21,970	1	
	2	膝側副靭帶	16,510	→ 16,510	2	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K075	3	指(手、足)その他の靭帶 非観血的関節授動術	15,720	→ 15,720	3	
	1	肩、股、膝	1,320	→ 1,320	K075	1
K076	2	胸鎖、肘、手、足	1,260	→ 1,260	2	
	3	肩鎖、指(手、足) 観血的関節授動術	490	→ 490	K076	3
K077	1	肩、股、膝	38,890	→ 38,890	1	
	2	胸鎖、肘、手、足	28,210	→ 28,210	2	
K078	3	肩鎖、指(手、足) 観血的関節制動術	8,460	→ 8,460	K077	3
	1	肩、股、膝	27,380	→ 27,380	1	
K079	2	胸鎖、肘、手、足	15,560	→ 15,560	2	
	3	肩鎖、指(手、足)	5,550	→ 5,550	K078	3
K079-2	1	靭帶断裂形成手術	21,640	→ 21,640	1	
	2	肩、股、膝	18,590	→ 18,590	2	
K080	3	胸鎖、肘、手、足	7,200	→ 7,200	K079	3
	1	肩鎖、指(手、足)	28,210	→ 28,210	1	
K079-2	2	十字靭帶	18,810	→ 18,810	2	
	3	膝側副靭帶	16,350	→ 16,350	3	
K080	4	指(手、足)その他の靭帶	34,980	→ 34,980	K079-2	1
	1	関節鏡下靭帶断裂形成手術	17,280	→ 17,280	2	
K080	2	十字靭帶	16,390	→ 16,390	3	
	3	膝側副靭帶	17,550	→ 17,550	4	
K080	4	指(手、足)その他の靭帶	45,720	→ 45,720	K080	1
	1	内側膝蓋大腿靭帶	肩、股、膝			
K080						

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K080-2	2	胸鎖、肘、手、足	28,210	→ 28,210	2	
	3	肩鎖、指(手、足)	13,740	→ 13,740		3
K080-3		内反足手術	25,930	→ 25,930	K080-2 K080-3	
		肩腱板断裂手術				
K080-4	1	簡単なもの	18,700	→ 18,700	1	
	2	複雑なもの	24,310	→ 24,310		2
K080-5		関節鏡下肩腱板断裂手術			K080-4	
	1	簡単なもの	27,040	→ 27,040		1
K081	2	複雑なもの	35,150	→ 35,150	2	
		関節鏡下肩関節唇形成術	32,160	→ 32,160		K080-5
K082		人工骨頭挿入術			K081	
	1	肩、股	19,500	→ 19,500		1
K082-2	2	肘、手、足	18,810	→ 18,810	2	
	3	指(手、足)	9,070	→ 9,070		3
K082-3		人工関節置換術			K082	
	1	肩、股、膝	37,690	→ 37,690		1
K083	2	胸鎖、肘、手、足	28,210	→ 28,210	2	
	3	肩鎖、指(手、足)	13,310	→ 13,310		3
K083-2		人工関節抜去術			K082-2	
	1	肩、股、膝	30,230	→ 30,230		1
K083-3	2	胸鎖、肘、手、足	20,620	→ 20,620	2	
	3	肩鎖、指(手、足)	13,950	→ 13,950		3
K083-4		人工関節再置換術			K082-3	
	1	肩、股、膝	54,810	→ 54,810		1
K083-5	2	胸鎖、肘、手、足	34,190	→ 34,190	2	
	3	肩鎖、指(手、足)	19,940	→ 19,940		3
K083-6		鋼線等による直達牽引(初日。観血的に行った場合の手技料を含む。)(1局所につき)	2,510	→ 2,510	K083	
		内反足足板挺子固定	2,030	→ 2,030		K083-2

旧区分番号	新手術項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
(四肢切断、離断、再接合)					
K084	四肢切断術			K084	
	1 肩甲帶	36,500	→ 36,500		1
	2 上腕、前腕、手、大腿、下腿、足	24,320	→ 24,320		2
K084-2	3 指(手、足)	3,330	→ 3,330	K084-2	3
	肩甲帶離断術	36,500	→ 36,500		
	四肢関節離断術				K085
K085	1 肩、股、膝	26,030	→ 26,030	K085	1
	2 肘、手、足	11,360	→ 11,360		2
	3 指(手、足)	3,330	→ 3,330		3
K086	断端形成術(軟部形成のみのもの)			K086	
	1 指(手、足)	2,770	→ 2,770		1
	2 その他	3,300	→ 3,300		2
K087	断端形成術(骨形成を要するもの)			K087	
	1 指(手、足)	7,410	→ 7,410		1
	2 その他	10,630	→ 10,630		2
K088	切断四肢再接合術			K088	
	1 四肢	144,680	→ 144,680		1
	2 指(手、足)	81,900	→ 81,900		2
(手、足)					
K089	爪甲除去術	640	→ 640	K089	
	ひょう疽手術				K090
K090	1 軟部組織のもの	990	→ 990	K090	1
	2 骨、関節のもの	1,280	→ 1,280		2
K090-2	風棘手術	990	→ 990	K090-2	
	陷入爪手術				K091
K091	1 簡単なもの	1,400	→ 1,400	K091	1
	2 爪床爪母の形成を伴う複雑なもの	2,490	→ 2,490		2

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K092		削除			K092	
K093		手根管開放手術	4,110	→ 4,110	K093	
K093-2		関節鏡下手根管開放手術	12,000	→ 10,400	K093-2	
K094		足三関節固定(ランプリヌディ)手術	25,350	→ 25,350	K094	
K095		削除			K095	
K096		手掌、足底腱膜切離・切除術			K096	
	1	鏡視下によるもの	3,580	→ 4,340	1	
	2	その他のもの	2,750	→ 2,750	2	
K096-2		体外衝撃波疼痛治療術(一連につき)	5,000	→ 5,000	K096-2	
K097		手掌、足底異物摘出術	3,190	→ 3,190	K097	
K098		手掌屈筋腱縫合術	11,090	→ 11,090	K098	
K099		指瘢痕拘縮手術	6,880	→ 6,880	K099	
K099-2		デュピイトレン拘縮手術			K099-2	
	1	1指	10,430	→ 10,430	1	
	2	2指から3指	22,480	→ 22,480	2	
	3	4指以上	29,740	→ 29,740	3	
K100		多指症手術			K100	
	1	軟部形成のみのもの	2,640	→ 2,640	1	
	2	骨関節、腱の形成を要するもの	13,250	→ 13,250	2	
K101		合指症手術			K101	
	1	軟部形成のみのもの	7,320	→ 7,320	1	
	2	骨関節、腱の形成を要するもの	13,910	→ 13,910	2	
K101-2		指癒着症手術			K101-2	
	1	軟部形成のみのもの	7,320	→ 7,320	1	
	2	骨関節、腱の形成を要するもの	13,910	→ 13,910	2	
K102		巨指症手術			K102	
	1	軟部形成のみのもの	8,330	→ 8,330	1	
	2	骨関節、腱の形成を要するもの	15,390	→ 15,390	2	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K103	1	屈指症手術、斜指症手術			K103	
		軟部形成のみのもの	11,510	→ 11,510		1
K104	2	骨関節、腱の形成を要するもの	15,390	→ 15,390	K104	
		削除				
K105		裂手、裂足手術	25,350	→ 25,350	K105	
K106		母指化手術	32,370	→ 32,370	K106	
K107		指移植手術	95,630	→ 95,630	K107	
K108		母指対立再建術	16,650	→ 16,650	K108	
K109		神経血管柄付植皮術(手、足)	40,460	→ 40,460	K109	
K110		第四足指短縮症手術	10,790	→ 10,790	K110	
K110-2		第一足指外反症矯正手術	10,790	→ 10,790	K110-2	
K111		削除			K111	
(脊柱、骨盤)						
K112		腸骨窩膿瘍切開術	4,670	→ 4,670	K112	
		腸骨窩膿瘍搔爬術	11,600	→ 11,600		
K113		削除			K113	
K114					K114	
K115					K115	
K116		脊椎、骨盤骨搔爬術	17,580	→ 15,610	K116	
K117		脊椎脱臼非観血的整復術	2,570	→ 2,570	K117	
		頸椎非観血的整復術	2,570	→ 2,570		
K117-2			2,570	→ 2,570	K117-2	
K117-3		椎間板ヘルニア徒手整復術	2,570	→ 2,570	K117-3	
K118		脊椎、骨盤脱臼観血的手術	28,210	→ 28,210	K118	
K119		仙腸関節脱臼観血的手術	24,320	→ 24,320	K119	
K120		恥骨結合離開観血的手術	7,890	→ 7,890	K120	
K120-2		恥骨結合離開非観血的整復固定術	1,580	→ 1,580	K120-2	
K121		骨盤骨折非観血的整復術	2,570	→ 2,570	K121	
K122					K122	
K123		削除			K123	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K124		腸骨翼骨折観血的手術	15,760	→ 15,760	K124	
K125		骨盤骨折観血的手術(腸骨翼骨折を除く。)	29,190	→ 29,190	K125	
K126		脊椎、骨盤骨(軟骨)組織採取術(試験切除によるもの)			K126	
	1	棘突起、腸骨翼	3,150	→ 3,150	1	
	2	その他のもの	4,510	→ 4,510	2	
		自家培養軟骨組織採取術	—	→ 4,510	K126-2	【新設】
K127		削除			K127	
K128		脊椎、骨盤内異物(挿入物)除去術	12,770	→ 12,770	K128	
K129から K131まで		削除			K129から K131まで	
K131-2		内視鏡下椎弓切除術	15,730	→ 15,730	K131-2	
K132		削除			K132	
K133		黄色靭帯骨化症手術	28,730	→ 28,730	K133	
K134		椎間板摘出術			K134	
	1	前方摘出術	34,810	→ 34,810	1	
	2	後方摘出術	23,520	→ 23,520	2	
	3	側方摘出術	28,210	→ 28,210	3	
	4	経皮的髓核摘出術	16,810	→ 15,310	4	
K134-2		内視鏡下椎間板摘出(切除)術			K134-2	
	1	前方摘出術	75,600	→ 75,600	1	
	2	後方摘出術	33,540	→ 30,390	2	
K135		脊椎、骨盤腫瘍切除術	33,290	→ 33,290	K135	
K136		脊椎、骨盤悪性腫瘍手術	69,980	→ 69,980	K136	
K136-2		腫瘍脊椎骨全摘術	93,300	→ 93,300	K136-2	
K137		骨盤切断術	48,650	→ 48,650	K137	
K138		脊椎披裂手術			K138	
	1	神経処置を伴うもの	26,700	→ 26,700	1	
	2	その他のもの	16,510	→ 16,510	2	
K139		脊椎骨切り術	52,460	→ 52,460	K139	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考				
			改正前	改正後						
K140		骨盤骨切り術	33,630	→ 33,630	K140					
K141		臼蓋形成手術	28,220	→ 28,220	K141					
K141-2		寛骨臼移動術	36,400	→ 36,400	K141-2					
K141-3		脊椎制動術	16,810	→ 16,810	K141-3					
K142		脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術(多椎間又は多椎弓の場合を含む。)			K142					
1		前方椎体固定	37,240	→ 37,240	1					
2		後方又は後側方固定	29,900	→ 29,900	2					
3		後方椎体固定	37,420	→ 37,420	3					
4		前方後方同時固定	75,000	→ 66,590	4					
5		椎弓切除	12,100	→ 12,100	5					
6		椎弓形成	21,700	→ 21,700	6					
K142-2		脊椎側彎症手術			K142-2					
1		固定術	48,650	→ 48,650	1					
2		矯正術			2					
イ		初回挿入	112,260	→ 112,260	イ					
ロ		交換術	48,650	→ 48,650	ロ					
ハ		伸展術	20,540	→ 20,540	ハ					
K142-3		内視鏡下脊椎固定術(胸椎又は腰椎前方固定)	101,910	→ 101,910	K142-3					
K142-4		経皮的椎体形成術	19,960	→ 19,960	K142-4					
K143		仙腸関節固定術	29,190	→ 29,190	K143					
K144		体外式脊椎固定術	27,510	→ 25,800	K144					
		第3款 神經系・頭蓋								
本款各区分に掲げる手術に当たって神經内視鏡を使用した場合の費用は、所定点数に含まれるものとする。										
(頭蓋、脳)										
K145		穿頭脳室ドレナージ術	1,940	→ 1,940	K145					
K146		頭蓋開溝術	14,430	→ 14,430	K146					
K147		穿頭術(トレパナチオン)	1,840	→ 1,840	K147					
K148		試験開頭術	15,850	→ 15,850	K148					

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K149	1	減圧開頭術			K149	
		キアリ奇形、脊髄空洞症の場合	28,210	→ 28,210	1	
K150	2	その他の場合	24,000	→ 24,000	2	
		脳膿瘍排膿術	21,470	→ 21,470	K150	
K151		削除			K151	
K151-2		広範囲頭蓋底腫瘍切除・再建術	193,060	→ 193,060	K151-2	
K152		耳性頭蓋内合併症手術	49,520	→ 49,520	K152	
K152-2		耳科的硬脳膜外膿瘍切開術	49,520	→ 49,520	K152-2	
K153		鼻性頭蓋内合併症手術	45,970	→ 45,970	K153	
K154		機能的定位脳手術			K154	
K154-2	1	片側の場合	59,180	→ 52,300	1	
	2	両側の場合	78,750	→ 78,750	2	
K154-2		顕微鏡使用によるてんかん手術(焦点切除術、側頭葉切除術、脳梁離断術)	131,630	→ 131,630	K154-2	
		定位脳腫瘍生検術	—	→ 18,220	K154-3	【新設】
K155		脳切截術(開頭して行うもの)	13,620	→ 13,620	K155	
K156		延髄における脊髄視床路切截術	40,950	→ 40,950	K156	
K157		三叉神経節後線維切截術	32,280	→ 32,280	K157	
K158		視神経管開放術	35,150	→ 35,150	K158	
K159		顔面神経減圧手術(乳様突起経由)	44,500	→ 44,500	K159	
K159-2		顔面神経管開放術	44,500	→ 44,500	K159-2	
K160		脳神経手術(開頭して行うもの)	37,620	→ 37,620	K160	
K160-2		頭蓋内微小血管減圧術	43,920	→ 43,920	K160-2	
K161		頭蓋骨腫瘍摘出術	23,490	→ 23,490	K161	
K162		頭皮、頭蓋骨悪性腫瘍手術	31,270	→ 31,270	K162	
K163		頭蓋骨膜下血腫摘出術	10,460	→ 10,460	K163	
K164		頭蓋内血腫除去術(開頭して行うもの)			K164	
K164	1	硬膜外のもの	36,970	→ 36,970	1	
	2	硬膜下のもの	37,620	→ 33,790	2	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K164-2	3	脳内のもの 慢性硬膜下血腫穿孔洗浄術	47,020 → 10,900	47,020 → 10,900	3	
K164-3		脳血管塞栓(血栓)摘出術	37,560 → —	37,560 → —	K164-2	
K164-4		定位的脳内血腫除去術 内視鏡下脳内血腫除去術	20,620 → —	18,220 → 33,820	K164-3	K164-4
					K164-5	【新設】
K165		脳内異物摘出術	45,630 → —	45,630 → —	K165	
K166		脳膿瘍全摘術	36,500 → —	36,500 → —	K166	
K167		頭蓋内腫瘍摘出術	61,720 → —	61,720 → —	K167	
K168		脳切除術	35,150 → —	35,150 → —	K168	
K169	1	頭蓋内腫瘍摘出術 松果体部腫瘍	158,100 → —	158,100 → —	K169	
	2	その他のもの	132,130 → —	132,130 → —	1	2
K170		経耳的聴神経腫瘍摘出術	76,890 → —	76,890 → —	K170	
K171		経鼻的下垂体腫瘍摘出術	83,700 → —	83,700 → —	K171	
K171-2		内視鏡下経鼻的下垂体腫瘍摘出術	108,470 → —	108,470 → —	K171-2	
K172		脳動脈奇形摘出術	149,830 → —	149,830 → —	K172	
K173		脳・脳膜脱手術	31,270 → —	31,270 → —	K173	
K174		水頭症手術	—	—	K174	
	1	脳室穿破術(神経内視鏡手術によるもの)	38,840 → —	38,840 → —	1	
	2	シャント手術	24,310 → —	24,310 → —	2	
K174-2		髄液シャント抜去術	1,680 → —	1,680 → —	K174-2	
K175		脳動脈瘤被包術	—	—	K175	
	1	1箇所	71,320 → —	71,320 → —	1	
	2	2箇所以上	94,040 → —	94,040 → —	2	
K176		脳動脈瘤流入血管クリッピング(開頭して行うもの)	—	—	K176	
	1	1箇所	82,730 → —	82,730 → —	1	
	2	2箇所以上	108,200 → —	108,200 → —	2	
K177		脳動脈瘤頸部クリッピング	—	—	K177	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
	1	1箇所	114,070	→ 114,070	1	
	2	2箇所以上	128,400	→ 128,400	2	
K178		脳血管内手術			K178	
	1	1箇所	63,270	→ 63,270	1	
	2	2箇所以上	81,800	→ 81,800	2	
	3	脳血管内ステントを用いるもの	79,850	→ 79,850	3	
K178-2		経皮的脳血管形成術	33,150	→ 33,150	K178-2	
K178-3		経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術			K178-3	
	1	頭蓋内脳血管の場合	30,230	→ 30,230	1	
	2	頸部脳血管の場合(内頸動脈、椎骨動脈)	18,760	→ 18,760	2	
		経皮的脳血栓回収術	—	→ 30,230	K178-4	【新設】
K179		髄液漏閉鎖術	39,380	→ 39,380	K179	
K180		頭蓋骨形成手術			K180	
	1	頭蓋骨のみのもの	16,450	→ 16,450	1	
	2	硬膜形成を伴うもの	23,660	→ 23,660	2	
	3	骨移動を伴うもの	40,950	→ 40,950	3	
K181		脳刺激装置植込術(頭蓋内電極植込術を含む。)			K181	
	1	片側の場合	59,180	→ 59,180	1	
	2	両側の場合	71,350	→ 71,350	2	
K181-2		脳刺激装置交換術	15,690	→ 14,270	K181-2	
K181-3		頭蓋内電極抜去術	12,880	→ 12,880	K181-3	
K181-4		迷走神経刺激装置植込術	22,140	→ 22,140	K181-4	
K181-5		迷走神経刺激装置交換術	4,000	→ 4,000	K181-5	
(脊髄、末梢神経、交感神経)						
K182		神経縫合術			K182	
	1	指(手、足)	12,640	→ 12,640	1	
	2	その他のもの	24,510	→ 24,510	2	
K182-2		神経交差縫合術			K182-2	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
	1	指(手、足)	36,320	→ 36,320	1	
	2	その他のもの	46,180	→ 46,180	2	
		神経再生誘導術	—	→ 12,640	K182-3	【新設】
K183		脊髄硬膜切開術	23,490	→ 23,490	K183	
		空洞・くも膜下腔シャント術(脊髄空洞症に対するもの)	—	→ 23,490	K183-2	【新設】
K184		減圧脊髄切開術	24,510	→ 24,510	K184	
K185		脊髄切截術	35,150	→ 35,150	K185	
K186		脊髄硬膜内神経切断術	35,150	→ 35,150	K186	
K187		脊髄視床路切截術	36,840	→ 36,840	K187	
K188		神経剥離術			K188	
	1	鏡視下によるもの	14,170	→ 14,170	1	
	2	その他のもの	10,900	→ 10,900	2	
K189		脊髄ドレナージ術	340	→ 340	K189	
K190		脊髄刺激装置植込術	40,280	→ 40,280	K190	
K190-2		脊髄刺激装置交換術	13,610	→ 13,610	K190-2	
K190-3		重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用植込型ポンプ設置術	33,750	→ 33,750	K190-3	
K190-4		重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用植込型ポンプ交換術	5,070	→ 5,070	K190-4	
K190-5		重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用植込型ポンプ薬剤再充填	650	→ 650	K190-5	
		仙骨神経刺激装置植込術	—	→ 40,280	K190-6	【新設】
		仙骨神経刺激装置交換術	—	→ 13,610	K190-7	【新設】
K191		脊髄腫瘍摘出術			K191	
	1	髄外のもの	59,500	→ 59,500	1	
	2	髄内のもの	118,230	→ 118,230	2	
K192		脊髄血管腫摘出術	106,460	→ 106,460	K192	
K193		神経腫切除術			K193	
	1	指(手、足)	5,770	→ 5,770	1	
	2	その他のもの	10,770	→ 10,770	2	
K193-2		レックリングハウゼン病偽神経腫切除術(露出部)			K193-2	

旧区分番号	新手術項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
K193-3	1 長径2センチメートル未満	1,660	→ 1,660	1	
	2 長径2センチメートル以上4センチメートル未満	3,670	→ 3,670	2	
	3 長径4センチメートル以上	4,360	→ 4,360	3	
	レックリングハウゼン病偽神経腫切除術(露出部以外)			K193-3	
K194	1 長径3センチメートル未満	1,280	→ 1,280	1	
	2 長径3センチメートル以上6センチメートル未満	3,230	→ 3,230	2	
	3 長径6センチメートル以上	4,160	→ 4,160	3	
	神経捻除術			K194	
	1 後頭神経	4,410	→ 4,410	1	
K194-2	2 上眼窩神経	4,410	→ 4,410	2	
	3 眼窩下神経	4,410	→ 4,410	3	
	4 おとがい神経	4,410	→ 4,410	4	
	5 下顎神経	7,750	→ 7,750	5	
	横隔神経麻痺術	4,410	→ 4,410	K194-2	
K194-3	眼窩下孔部神経切断術	4,410	→ 4,410	K194-3	
K194-4	おとがい孔部神経切断術	4,410	→ 4,410	K194-4	
K195	交感神経切除術			K195	
K195-2	1 頸動脈周囲	7,930	→ 7,930	1	
	2 股動脈周囲	7,750	→ 7,750	2	
K195-2	尾動脈腺摘出術	7,750	→ 7,750	K195-2	
K196	交感神経節切除術			K196	
K196-2	1 頸部	23,660	→ 23,660	1	
	2 胸部	16,340	→ 16,340	2	
	3 腰部	16,240	→ 16,240	3	
K196-2	胸腔鏡下交感神経節切除術(両側)	18,500	→ 18,500	K196-2	
K196-3	ストッフェル手術	12,490	→ 12,490	K196-3	
K196-4	閉鎖神経切除術	12,490	→ 12,490	K196-4	
K196-5	末梢神経遮断(挫滅又は切断)術(浅腓骨神経、深腓骨神経、後脛骨神経又は腓腹神経に限る。)	12,490	→ 12,490	K196-5	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
改正前	改正後					
K197		神経移行術	23,660	→ 23,660	K197	
K198		神経移植術	23,520	→ 23,520	K198	
第4款 眼						
(涙道)						
K199		涙点、涙小管形成術	550	→ 550	K199	
K200		涙囊切開術	690	→ 690	K200	
K200-2		涙点プラグ挿入術、涙点閉鎖術	630	→ 630	K200-2	
K201		先天性鼻涙管閉塞開放術	3,720	→ 3,720	K201	
K202	1	涙管チューブ挿入術			K202	
	2	涙道内視鏡を用いるもの	2,350	→ 2,350	1	
	2	その他のもの	1,810	→ 1,810	2	
K203		涙囊摘出術	4,590	→ 4,590	K203	
K204		涙囊鼻腔吻合術	23,490	→ 23,490	K204	
K205		涙囊瘻管閉鎖術	3,720	→ 3,720	K205	
K206		涙小管形成手術	16,730	→ 16,730	K206	
(眼瞼)						
K207		瞼縁縫合術(瞼板縫合術を含む。)	1,580	→ 1,580	K207	
K208		麦粒腫切開術	410	→ 410	K208	
K209		眼瞼膿瘍切開術	470	→ 470	K209	
K209-2		外眞切開術	470	→ 470	K209-2	
K210		削除			K210	
K211		睫毛電気分解術(毛根破壊)	560	→ 560	K211	
K212		兎眼矯正術	6,700	→ 6,700	K212	
K213		マイボーム腺梗塞摘出術、マイボーム腺切開術	360	→ 360	K213	
K214		霰粒腫摘出術	580	→ 580	K214	
K215		瞼板切除術(巨大霰粒腫摘出)	1,580	→ 1,440	K215	
K215-2		眼瞼結膜腫瘍手術	5,140	→ 5,140	K215-2	
K216		眼瞼結膜悪性腫瘍手術	11,900	→ 11,900	K216	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K217	1	眼瞼内反症手術 縫合法			K217	
		皮膚切開法	1,660 → 1,660		1	
	2	眼瞼外反症手術	2,160 → 2,160		2	
K218		眼瞼下垂症手術	3,670 → 3,670		K218	
K219	1	眼瞼拳筋前転法			K219	
		筋膜移植法	7,200 → 7,200		1	
	3	その他のもの	18,530 → 18,530		2	
(結膜)						
K220		結膜縫合術	1,260 → 1,260		K220	
K221		結膜結石除去術			K221	
1		少數のもの(1眼瞼ごと)	260 → 260		1	
	2	多数のもの	390 → 390		2	
K222		結膜下異物除去術	390 → 390		K222	
K223		結膜囊形成手術			K223	
K223-2	1	部分形成	2,460 → 2,250		1	
	2	皮膚及び結膜の形成	13,610 → 13,610		2	
	3	全部形成(皮膚又は粘膜の移植を含む。)	16,730 → 16,730		3	
K223-2		内眞形成術	16,730 → 16,730		K223-2	
K224		翼状片手術(弁の移植を要するもの)	4,130 → 3,650		K224	
K225		結膜腫瘍冷凍凝固術	800 → 800		K225	
K225-2		結膜腫瘍摘出術	6,890 → 6,290		K225-2	
K225-3		結膜肉芽腫摘除術	800 → 800		K225-3	
(眼窩、涙腺)						
K226		眼窩膿瘍切開術	1,390 → 1,390		K226	
K227		眼窩骨折観血の手術(眼窩プローアウト骨折手術を含む。)	14,940 → 14,940		K227	
K228		眼窩骨折整復術	26,520 → 26,520		K228	
K229		眼窩内異物除去術(表在性)	9,580 → 8,240		K229	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K230	1	眼窩内異物除去術(深在性) 視神經周囲、眼窩尖端	24,960	→ 24,960	K230	
		その他	13,310	→ 13,310	1	
	K231 及び K232	削除			2	
	K233	眼窩内容除去術	16,980	→ 16,980	K231 及び K232	
K234		眼窩内腫瘍摘出術(表在性)	7,640	→ 6,770	K234	
K235		眼窩内腫瘍摘出術(深在性)	45,230	→ 45,230	K235	
K236		眼窩悪性腫瘍手術	51,940	→ 51,940	K236	
K237		眼窩縁形成手術(骨移植によるもの)	17,700	→ 17,700	K237	
(眼球、眼筋)						
K238	1	削除			K238	
		眼球内容除去術	5,110	→ 5,110	K239	
		削除			K240	
		眼球摘出術	3,670	→ 3,670	K241	
		斜視手術			K242	
	2	前転法	4,280	→ 4,280	1	
		後転法	4,200	→ 4,200	2	
		前転法及び後転法の併施	10,970	→ 10,970	3	
	3	斜筋手術	11,170	→ 9,970	4	
	4	直筋の前後転法及び斜筋手術の併施	12,300	→ 12,300	5	
K243		義眼台包埋術	6,680	→ 6,680	K243	
K244		眼筋移動術	21,750	→ 19,330	K244	
K245		眼球摘出及び組織又は義眼台充填術	7,330	→ 7,330	K245	
(角膜、強膜)						
K246	1	角膜・強膜縫合術	2,980	→ 2,980	K246	
		削除			K247	
		角膜新生血管手術(冷凍凝固術を含む。)	980	→ 980	K248	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K248-2		顎微鏡下角膜抜糸術	980	→ 950	K248-2	
K249		角膜潰瘍搔爬術、角膜潰瘍焼灼術	990	→ 990	K249	
K250		角膜切開術	990	→ 990	K250	
K251		削除			K251	
K252		角膜・強膜異物除去術	650	→ 640	K252	
K253		削除			K253	
K254		治療的角膜切除術			K254	
1		エキシマレーザーによるもの(角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。)	10,000	→ 10,000	1	
2		その他のもの	2,650	→ 2,650	2	
K255		強角膜瘻孔閉鎖術	10,010	→ 10,010	K255	
K256		角膜潰瘍結膜被覆術	2,650	→ 2,650	K256	
K257		角膜表層除去併用結膜被覆術	6,920	→ 6,920	K257	
K258		削除			K258	
K259		角膜移植術	54,800	→ 54,800	K259	
K260		強膜移植術	18,810	→ 18,810	K260	
		羊膜移植術	—	→ 6,750	K260-2	【新設】
K261		角膜形成手術	3,060	→ 3,060	K261	
K262		削除			K262	
(ぶどう膜)						
K263 及び		削除			K263 及び	
K264					K264	
K265		虹彩腫瘍切除術	14,600	→ 14,600	K265	
K266		毛様体腫瘍切除術、脈絡膜腫瘍切除術	26,780	→ 26,780	K266	
K267		削除			K267	
K268		緑内障手術			K268	
1		虹彩切除術	4,740	→ 4,740	1	
2		流出路再建術	21,300	→ 19,020	2	
3		濾過手術	25,930	→ 23,600	3	
4		緑内障治療用インプラント挿入術(プレートのないもの)	35,480	→ 34,480	4	【項目の見直し】

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K269		緑内障治療用インプラント挿入術(プレートのあるもの)	—	→ 45,480	5	【項目の見直し】
K270		虹彩整復・瞳孔形成術	4,730	→ 4,730	K269	
K271		虹彩光凝固術	7,710	→ 6,620	K270	
K272		毛様体光凝固術	4,670	→ 4,670	K271	
K273		毛様体冷凍凝固術	2,160	→ 2,160	K272	
		隅角光凝固術	8,970	→ 8,970	K273	
(眼房、網膜)						
K274		前房、虹彩内異物除去術	10,230	→ 8,800	K274	
K275		網膜復位術	34,940	→ 34,940	K275	
K276		網膜光凝固術			K276	
	1	通常のもの(一連につき)	11,200	→ 10,020	1	
	2	その他特殊なもの(一連につき)	18,100	→ 15,960	2	
K277		網膜冷凍凝固術	15,750	→ 15,750	K277	
K277-2		黄斑下手術	47,150	→ 47,150	K277-2	
(水晶体、硝子体)						
K278		硝子体注入・吸引術	1,900	→ 1,900	K278	
K279		硝子体切除術	16,500	→ 15,560	K279	
K280		硝子体茎頭微鏡下離断術			K280	
	1	網膜付着組織を含むもの	39,970	→ 38,950	1	
	2	その他のもの	30,750	→ 29,720	2	
K280-2		網膜付着組織を含む硝子体切除術(眼内内視鏡を用いるもの)	47,780	→ 47,780	K280-2	
K281		増殖性硝子体網膜症手術	54,860	→ 54,860	K281	
		網膜再建術	—	→ 69,880	K281-2	【新設】
K282		水晶体再建術			K282	
	1	眼内レンズを挿入する場合			1	
	イ	縫着レンズを挿入するもの	17,440	→ 17,440	イ	
	ロ	その他のもの	12,100	→ 12,100	ロ	
	2	眼内レンズを挿入しない場合	7,430	→ 7,430	2	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
	3	計画的後嚢切開を伴う場合	18,150	→ 18,150	3	
K282-2		後発白内障手術	1,520	→ 1,380	K282-2	
K283		削除			K283	
K284		硝子体置換術	6,890	→ 6,890	K284	
第5款 耳鼻咽喉						
(外耳)						
K285		耳介血腫開窓術	380	→ 380	K285	
K286		外耳道異物除去術			K286	
	1	単純なもの	220	→ 220	1	
	2	複雑なもの	790	→ 710	2	
K287		先天性耳瘻管摘出術	3,900	→ 3,900	K287	
K288		副耳(介)切除術	2,240	→ 2,240	K288	
K289		耳茸摘出術	830	→ 830	K289	
K290		外耳道骨増生(外骨腫)切除術	7,670	→ 7,670	K290	
K290-2		外耳道骨腫切除術	7,670	→ 7,670	K290-2	
K291		耳介腫瘍摘出術	5,320	→ 4,730	K291	
K292		外耳道腫瘍摘出術(外耳道真珠腫手術を含む。)	6,530	→ 6,330	K292	
K293		耳介悪性腫瘍手術	16,390	→ 16,390	K293	
K294		外耳道悪性腫瘍手術(悪性外耳道炎手術を含む。)	30,420	→ 30,420	K294	
K295		耳後瘻孔閉鎖術	3,340	→ 3,340	K295	
K296		耳介形成手術			K296	
	1	耳介軟骨形成を要するもの	14,570	→ 14,570	1	
	2	耳介軟骨形成を要しないもの	8,910	→ 8,910	2	
K297		外耳道形成手術	15,550	→ 15,550	K297	
K298		外耳道造設術・閉鎖症手術	29,410	→ 29,410	K298	
K299		小耳症手術			K299	
	1	軟骨移植による耳介形成手術	56,140	→ 56,140	1	
	2	耳介挙上	12,290	→ 12,290	2	

旧区分番号	新手術項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
(中耳)					
K300	鼓膜切開術	690	→	690	K300
K301	鼓室開放術	6,070	→	6,070	K301
K302	上鼓室開放術	8,620	→	8,620	K302
K303	上鼓室乳突洞開放術	17,910	→	17,910	K303
K304	乳突洞開放術(アントロトミー)	8,850	→	8,850	K304
K305	乳突削開術	17,750	→	17,750	K305
K306	錐体部手術	33,120	→	33,120	K306
K307	削除				K307
K308	耳管内チューブ挿入術	1,420	→	1,420	K308
K308-2	耳管狭窄ビニール管挿入術	1,420	→	1,420	K308-2
K309	鼓膜(排液、換気)チューブ挿入術	2,670	→	2,670	K309
K310	乳突充填術	6,230	→	6,230	K310
K311	鼓膜穿孔閉鎖術(一連につき)	1,580	→	1,580	K311
K312	鼓膜鼓室肉芽切除術	3,020	→	3,020	K312
K313	中耳、側頭骨腫瘍摘出術	33,970	→	33,970	K313
K314	中耳悪性腫瘍手術				K314
1	切除	35,490	→	35,490	1
	側頭骨摘出術	68,640	→	68,640	2
K315	鼓室神経叢切除、鼓索神経切断術	9,900	→	9,900	K315
K316	S状洞血栓(静脈炎)手術	22,480	→	22,480	K316
K317	中耳根治手術	30,760	→	30,760	K317
K318	鼓膜形成手術	18,100	→	18,100	K318
K319	鼓室形成手術	42,770	→	42,770	K319
K320	アブミ骨摘出術・可動化手術	32,140	→	32,140	K320
(内耳)					
K321	内耳開窓術	31,970	→	31,970	K321
K322	経迷路の内耳道開放術	64,930	→	64,930	K322

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K323		内リンパ囊開放術	28,210	→ 28,210	K323	
K324		削除			K324	
K325		迷路摘出術			K325	
	1	部分摘出(膜迷路摘出術を含む。)	24,510	→ 24,510	1	
	2	全摘出	38,890	→ 38,890	2	
K326		削除			K326	
K327		内耳窓閉鎖術	24,600	→ 23,250	K327	
K328		人工内耳植込術	40,810	→ 40,810	K328	
		植込型骨導補聴器移植術	—	→ 8,850	K328-2	【新設】
		植込型骨導補聴器交換術	—	→ 1,840	K328-3	【新設】
(鼻)						
K329		鼻中隔膿瘍切開術	620	→ 620	K329	
K330		鼻中隔血腫切開術	820	→ 820	K330	
K331		鼻腔粘膜焼灼術	900	→ 900	K331	
K331-2		下甲介粘膜焼灼術	900	→ 900	K331-2	
K331-3		下甲介粘膜レーザー焼灼術(両側)	2,910	→ 2,910	K331-3	
K332		削除			K332	
K333		鼻骨骨折整復固定術	2,130	→ 2,130	K333	
K333-2		鼻骨脱臼整復術	1,640	→ 1,640	K333-2	
K333-3		鼻骨骨折徒手整復術	1,640	→ 1,640	K333-3	
K334		鼻骨骨折観血的手術	5,720	→ 5,720	K334	
K334-2		鼻骨変形治癒骨折矯正術	19,100	→ 19,100	K334-2	
K335		鼻中隔骨折観血的手術	2,740	→ 2,740	K335	
K335-2		上顎洞鼻内手術(スツルマン氏、吉田氏変法を含む。)	2,740	→ 2,740	K335-2	
K335-3		上顎洞鼻外手術	2,740	→ 2,740	K335-3	
K336		鼻内異物摘出術	690	→ 690	K336	
K337		鼻前庭囊胞摘出術	4,150	→ 4,150	K337	
K338		鼻甲介切除術			K338	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
	1	高周波電気凝固法によるもの	900	→ 900	1	
	2	その他のもの	1,520	→ 1,820	2	
K338-2		削除			K338-2	
K339		粘膜下下鼻甲介骨切除術	2,590	→ 2,960	K339	
K340		鼻茸摘出術	2,180	→ 1,090	K340	
K340-2		出血性鼻茸摘出術	6,860	→ 6,860	K340-2	
		内視鏡下鼻・副鼻腔手術 I型(副鼻腔自然口開窓術)	—	→ 3,600	K340-3	【新設】
		内視鏡下鼻・副鼻腔手術 II型(副鼻腔单洞手術)	—	→ 10,000	K340-4	【新設】
		内視鏡下鼻・副鼻腔手術 III型(選択的(複数洞)副鼻腔手術)	—	→ 24,500	K340-5	【新設】
		内視鏡下鼻・副鼻腔手術 IV型(汎副鼻腔手術)	—	→ 31,990	K340-6	【新設】
		内視鏡下鼻・副鼻腔手術 V型(拡大副鼻腔手術)	—	→ 40,000	K340-7	【新設】
K341		上顎洞性後鼻孔ポリープ切除術	3,020	→ 1,510	K341	
K342		鼻副鼻腔腫瘍摘出術	14,110	→ 14,110	K342	
K343		鼻副鼻腔悪性腫瘍手術			K343	
	1	切除	20,870	→ 20,870	1	
	2	全摘	42,470	→ 42,470	2	
K344		経鼻腔的翼突管神経切除術	26,530	→ 26,530	K344	
K345		萎縮性鼻炎手術(両側)	18,250	→ 18,250	K345	
K346		後鼻孔閉鎖症手術			K346	
	1	単純なもの(膜性閉鎖)	3,640	→ 3,640	1	
	2	複雑なもの(骨性閉鎖)	27,040	→ 27,040	2	
K347		鼻中隔矯正術	6,860	→ 6,860	K347	
K347-2		変形外鼻手術	16,390	→ 16,390	K347-2	
(副鼻腔)						
K348		削除			K348	
K349		上顎洞開窓術	2,600	→ 1,300	K349	
K350		前頭洞充填術	11,000	→ 11,000	K350	
K351		上顎洞血瘤腫手術	13,520	→ 13,520	K351	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K352		上頸洞根治手術	6,660	→ 6,660	K352	
K352-2		鼻内上頸洞根治手術	6,660	→ 3,330	K352-2	
K352-3		副鼻腔炎術後出血止血法	6,660	→ 6,660	K352-3	
K353		鼻内篩骨洞根治手術	8,330	→ 4,170	K353	
K354		篩骨洞根治手術	15,560	→ 7,780	K354	
K355		鼻内前頭洞根治手術	9,660	→ 4,830	K355	
K356		前頭洞根治手術	16,290	→ —	K356	【項目の削除】 【新設】
		鼻外前頭洞手術	—	→ 16,290	K356-2	
K357		鼻内蝶形洞根治手術	6,380	→ 3,190	K357	
K358		上頸洞篩骨洞根治手術	18,850	→ 9,430	K358	
K359		前頭洞篩骨洞根治手術	18,810	→ 9,410	K359	
K360		篩骨洞蝶形洞根治手術	18,810	→ 9,410	K360	
K361		上頸洞篩骨洞蝶形洞根治手術	21,060	→ 10,530	K361	
K362		上頸洞篩骨洞前頭洞根治手術	23,520	→ 11,760	K362	
K362-2		経上頸洞的顎動脈結紮術	26,030	→ 26,030	K362-2	
K363		前頭洞篩骨洞蝶形洞根治手術	26,870	→ 13,440	K363	
K364		汎副鼻腔根治手術	28,990	→ 14,500	K364	
K365		経上頸洞的翼突管神経切除術	28,210	→ 28,210	K365	
K366		削除			K366	
(咽頭、扁桃)						
K367		咽後膿瘍切開術	1,900	→ 1,900	K367	
K368		扁桃周囲膿瘍切開術	1,830	→ 1,830	K368	
K369		咽頭異物摘出術			K369	
	1	簡単なもの	420	→ 420	1	
	2	複雑なもの	2,100	→ 2,100	2	
K370		アデノイド切除術	1,600	→ 1,600	K370	
K371		上咽頭腫瘍摘出術			K371	
	1	経口腔によるもの	4,460	→ 4,460	1	

旧区分番号	新手術項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
K371-2	2 経鼻腔によるもの	5,060	→ 5,060	2	
	3 経副鼻腔によるもの	8,270	→ 8,270	3	
	4 外切開によるもの	15,080	→ 15,080	4	
	上咽頭ポリープ摘出術			K371-2	
	1 経口腔によるもの	4,460	→ 4,460	1	
	2 経鼻腔によるもの	5,060	→ 5,060	2	
K372	3 経副鼻腔によるもの	8,270	→ 8,270	3	
	4 外切開によるもの	15,080	→ 15,080	4	
	中咽頭腫瘍摘出術			K372	
	1 経口腔によるもの	2,710	→ 2,710	1	
	2 外切開によるもの	14,430	→ 14,430	2	
	下咽頭腫瘍摘出術			K373	
K373	1 経口腔によるもの	7,290	→ 7,290	1	
	2 外切開によるもの	14,820	→ 14,820	2	
K374	咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。)	28,970	→ 28,970	K374	
K375	鼻咽腔線維腫手術			K375	
K375-2	1 切除	8,030	→ 8,030	1	
	2 摘出	31,430	→ 31,430	2	
K376	鼻咽腔閉鎖術	21,630	→ 21,630	K375-2	
K376	上咽頭悪性腫瘍手術	28,210	→ 28,210	K376	
K377	口蓋扁桃手術			K377	
K377	1 切除	1,430	→ 1,430	1	
	2 摘出	3,600	→ 3,600	2	
K378	舌扁桃切除術	1,230	→ 1,230	K378	
K379	副咽頭間隙腫瘍摘出術			K379	
K379-2	1 経頸部によるもの	26,000	→ 26,000	1	
	2 経側頭下窓によるもの(下顎離断によるものを含む。)	48,000	→ 48,000	2	
	副咽頭間隙悪性腫瘍摘出術			K379-2	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K380	1	経頸部によるもの	39,000	→ 39,000	1	
	2	経側頭下窓によるもの(下顎離断によるものを含む。)	75,000	→ 75,000	2	
		過長茎状突起切除術	5,880	→ 5,880	K380	
		上咽頭形成手術	10,110	→ 10,110	K381	
		咽頭瘻閉鎖術	12,770	→ 12,770	K382	
K382-2		咽頭皮膚瘻孔閉鎖術	12,770	→ 12,770	K382-2	
(喉頭、気管)						
K383		喉頭切開・截開術	13,420	→ 13,420	K383	
K384		喉頭膿瘍切開術	2,140	→ 2,140	K384	
K384-2		深頸部膿瘍切開術	4,000	→ 4,000	K384-2	
K385		喉頭浮腫乱切術	2,040	→ 2,040	K385	
K386		気管切開術	2,570	→ 2,570	K386	
K387		喉頭粘膜焼灼術(直達鏡によるもの)	2,860	→ 2,860	K387	
K388		喉頭粘膜下異物挿入術	3,890	→ 3,630	K388	
K388-2		喉頭粘膜下軟骨片挿入術	11,410	→ 11,410	K388-2	
K389		喉頭・声帯ポリープ切除術			K389	
1		間接喉頭鏡によるもの	2,990	→ 2,990	1	
	2	直達喉頭鏡又はファイバースコープによるもの	4,300	→ 4,300	2	
K390		喉頭異物摘出術			K390	
1		直達鏡によらないもの	2,920	→ 2,920	1	
	2	直達鏡によるもの	5,250	→ 5,250	2	
K391		気管異物除去術			K391	
1		直達鏡によるもの	5,320	→ 5,320	1	
	2	開胸手術によるもの	37,690	→ 37,690	2	
K392		喉頭蓋切除術	3,190	→ 3,190	K392	
K392-2		喉頭蓋囊腫摘出術	3,190	→ 3,190	K392-2	
K393		喉頭腫瘍摘出術			K393	
1		間接喉頭鏡によるもの	3,420	→ 3,420	1	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K394	2	直達鏡によるもの 喉頭悪性腫瘍手術	4,310	→ 4,310	2	
	1	切除	41,710	→ 38,800	1	
K395	2	全摘 喉頭、下咽頭悪性腫瘍手術(頸部、胸部、腹部等の操作による再建を含む。)	52,220	→ 52,220	2	
K396		気管切開孔閉鎖術	113,880	→ 113,880	K395	
K396-2		気管縫合術	1,040	→ 1,040	K396	
K397		喉頭横隔膜切除術(ステント挿入固定術を含む。)	1,040	→ 1,040	K396-2	
K398		喉頭狭窄症手術	13,390	→ 13,390	K397	
	1	前方開大術	21,290	→ 21,290	K398	
	2	前壁形成手術	20,450	→ 20,450	1	
	3	Tチューブ挿入術	11,700	→ 11,700	2	
K399		気管狭窄症手術	32,620	→ 32,620	3	
K400		喉頭形成手術			K399	
	1	人工形成材料挿置術、軟骨片挿置術	32,620	→ 32,620	K400	
K401	2	筋弁転位術、軟骨転位術、軟骨除去術	21,130	→ 18,750	1	
		気管口狭窄拡大術	28,510	→ 28,510	2	
K402		縦隔気管口形成手術	2,690	→ 2,690	K401	
K403		気管形成手術(管状気管、気管移植等)	76,040	→ 76,040	K402	
	1	頸部からのもの	76,040	→ 76,040	K403	
	2	開胸又は胸骨正中切開によるもの	43,430	→ 43,430	1	
K403-2		嚥下機能手術	76,040	→ 76,040	2	
	1	輪状咽頭筋切断術	18,810	→ 18,810	K403-2	
	2	喉頭挙上術	18,370	→ 18,370	1	
	3	喉頭気管分離術	28,210	→ 28,210	2	
	4	喉頭全摘術	28,210	→ 28,210	3	
			28,210	→ 28,210	4	
第6款 顔面・口腔・頸部						
(歯、歯肉、歯槽部、口蓋)						

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K404	1	抜歯手術(1歯につき)			K404	
		乳歯	130	→ 130		1
		前歯	150	→ 150		2
		臼歯	260	→ 260		3
		難抜歯	470	→ 470		4
K405	5	埋伏歯	1,050	→ 1,050	K405	
		削除				
K406		口蓋腫瘍摘出術			K406	
K407	1	口蓋粘膜に限局するもの	520	→ 520	K407	1
		口蓋骨に及ぶもの	8,050	→ 8,050		2
		顎・口蓋裂形成手術				
		軟口蓋のみのもの	14,520	→ 14,520		1
		硬口蓋に及ぶもの	24,170	→ 24,170		2
K407-2	3	顎裂を伴うもの			K407-2	3
		片側	25,170	→ 25,170		イ
		両側	29,040	→ 29,040		ロ
		軟口蓋形成手術	9,700	→ 9,700		
(口腔前庭、口腔底、頬粘膜、舌)						
K408		口腔底膿瘍切開術	700	→ 700	K408	
K409		口腔底腫瘍摘出術	6,800	→ 6,800	K409	
K410		口腔底悪性腫瘍手術	24,050	→ 24,050	K410	
K411		頬粘膜腫瘍摘出術	4,730	→ 4,460	K411	
K412		頬粘膜悪性腫瘍手術	22,490	→ 22,490	K412	
K413	1	舌腫瘍摘出術			K413	
		粘液嚢胞摘出術	1,220	→ 1,220		1
K414	2	その他のもの	3,140	→ 2,940	K414	2
		舌根甲状腺腫摘出術	8,520	→ 8,520		
K414-2		甲状腺管嚢胞摘出術	8,520	→ 8,520	K414-2	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K415	1	舌悪性腫瘍手術 切除	18,810	→ 18,810	K415	
		亜全摘	64,160	→ 64,160	1	
	2	削除			2	
		舌形成手術(巨舌症手術)	7,590	→ 7,590	K416 及び K417	
		舌繫痕性短縮矯正術	2,650	→ 2,650	K418	
		頬、口唇、舌小帯形成手術	560	→ 560	K418-2	
		削除			K419	
(顔面)						
K421	1	口唇腫瘍摘出術 粘液囊胞摘出術	910	→ 910	K421	
		その他のもの	3,370	→ 3,050	1	
	2	口唇悪性腫瘍手術	28,210	→ 28,210	2	
K422	1	頬腫瘍摘出術 粘液囊胞摘出術			K422	
		その他のもの	910	→ 910	K423	
	2	頬悪性腫瘍手術	4,380	→ 4,380	1	
K423	1	口腔、頸、顔面悪性腫瘍切除術	17,900	→ 17,900	2	
		口唇裂形成手術(片側)	89,100	→ 89,100	K424	
	2	口唇のみの場合	13,180	→ 13,180	K425	
K424	2	口唇裂鼻形成を伴う場合	18,810	→ 18,810	K426	
		鼻腔底形成を伴う場合	22,140	→ 22,140	1	
	3	口唇裂形成手術(両側)			2	
K425	1	口唇のみの場合	18,810	→ 18,810	3	
		口唇裂鼻形成を伴う場合	23,790	→ 23,790	K426-2	
	3	鼻腔底形成を伴う場合	33,290	→ 33,290	1	
(顔面骨、頸関節)						
K427		頬骨骨折觀血的整復術	15,090	→ 15,090	K427	

旧区分番号	新手術項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
K427-2	頸骨変形治癒骨折矯正術	35,100	→ 35,100	K427-2	
K428	下顎骨折非観血的整復術	1,240	→ 1,240	K428	
K429	下顎骨折観血的手術			K429	
1	片側	13,000	→ 13,000	1	
2	両側	24,840	→ 24,840	2	
K429-2	下顎関節突起骨折観血的手術			K429-2	
1	片側	28,210	→ 28,210	1	
2	両側	47,020	→ 47,020	2	
K430	顎関節脱臼非観血的整復術	410	→ 410	K430	
K431	顎関節脱臼観血的手術	23,830	→ 23,830	K431	
K432	上顎骨折非観血的整復術	1,570	→ 1,570	K432	
K433	上顎骨折観血的手術	15,220	→ 15,220	K433	
K434	顔面多発骨折観血的手術	34,520	→ 34,520	K434	
K434-2	顔面多発骨折変形治癒矯正術	41,420	→ 41,420	K434-2	
K435	術後性上顎囊胞摘出術	6,660	→ 6,660	K435	
K436	顎骨腫瘍摘出術			K436	
1	長径3センチメートル未満	2,820	→ 2,820	1	
2	長径3センチメートル以上	11,160	→ 11,160	2	
K437	下顎骨部分切除術	14,940	→ 14,940	K437	
K438	下顎骨離断術	23,600	→ 23,600	K438	
K439	下顎骨悪性腫瘍手術			K439	
1	切除	32,550	→ 32,550	1	
2	切断	43,410	→ 43,410	2	
K440	上顎骨切除術	15,310	→ 15,310	K440	
K441	上顎骨全摘術	33,120	→ 33,120	K441	
K442	上顎骨悪性腫瘍手術			K442	
1	搔爬	7,640	→ 7,640	1	
2	切除	28,210	→ 28,210	2	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K443	3	全摘 上顎骨形成術	56,130	→ 56,130	3	
	1	単純な場合	21,130	→ 21,130	K443	1
	2	複雑な場合及び2次の再建の場合	41,370	→ 41,370		2
	3	骨移動を伴う場合	72,900	→ 72,900		3
K444		下顎骨形成術			K444	
	1	おとがい形成の場合	6,490	→ 6,490		1
	2	短縮又は伸長の場合	22,310	→ 22,310		2
		2については、両側を同時に行った場合	3,000	→ 3,000		
	3	再建の場合	36,080	→ 36,080		3
K444-2	4	骨移動を伴う場合	54,210	→ 54,210		4
		下顎骨延長術			K444-2	
	1	片側	22,310	→ 22,310		1
	2	両側	33,460	→ 33,460		2
K445		顎関節形成術	40,870	→ 40,870	K445	
K446		顎関節授動術			K446	
K447	1	徒手の授動術(ハンピングを併用した場合)	990	→ 990		1
	2	顎関節鏡下授動術	7,310	→ 7,310		2
	3	開放授動術	22,820	→ 22,820		3
K447		顎関節円板整位術			K447	
	1	顎関節鏡下円板整位術	18,810	→ 18,810		1
	2	開放円板整位術	27,300	→ 27,300		2

(唾液腺)

K448		がま腫切開術	820	→ 820	K448	
K449		唾液腺膿瘍切開術	900	→ 900	K449	
K450		唾石摘出術(一連につき)			K450	【名称の見直し】
	1	表在性のもの	640	→ 640		1
	2	深在性のもの	3,770	→ 3,770		2

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
	3	腺体内に存在するもの	7,200	→ 6,550	3	
K451		がま腫摘出術	5,950	→ 5,950	K451	
K452		舌下腺腫瘍摘出術	5,990	→ 5,990	K452	
K453		頸下腺腫瘍摘出術	9,480	→ 9,480	K453	
K454		頸下腺摘出術	9,670	→ 9,670	K454	
K455		頸下腺悪性腫瘍手術	28,210	→ 28,210	K455	
K456		削除			K456	
K457		耳下腺腫瘍摘出術			K457	
	1	耳下腺浅葉摘出術	27,210	→ 27,210	1	
	2	耳下腺深葉摘出術	31,100	→ 31,100	2	
K458		耳下腺悪性腫瘍手術			K458	
	1	切除	28,210	→ 28,210	1	
	2	全摘	37,620	→ 37,620	2	
K459		唾液腺管形成手術	11,360	→ 11,360	K459	
K460		唾液腺管移動術			K460	
	1	上顎洞内へのもの	11,360	→ 11,360	1	
	2	結膜囊内へのもの	14,070	→ 14,070	2	
(甲状腺、副甲状腺(上皮小体))						
K461		甲状腺部分切除術、甲状腺腫摘出術			K461	
	1	片葉のみの場合	8,480	→ 8,480	1	
	2	両葉の場合	10,760	→ 10,760	2	
K462		バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	20,800	→ 20,800	K462	
K463		甲状腺悪性腫瘍手術			K463	
	1	切除	24,180	→ 24,180	1	
	2	全摘及び亜全摘	30,810	→ 30,810	2	
K464		副甲状腺(上皮小体)腺腫過形成手術			K464	
	1	副甲状腺(上皮小体)摘出術	15,680	→ 15,680	1	
	2	副甲状腺(上皮小体)全摘術(一部筋肉移植)	33,790	→ 33,790	2	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K465		副甲状腺(上皮小体)悪性腫瘍手術(広汎)	39,000	→ 39,000	K465	
(その他の頸部)						
K466		斜角筋切断術	3,760	→ 3,760	K466	
K467		頸瘻、頸囊摘出術	11,430	→ 11,430	K467	
K468		頸肋切除術	10,580	→ 10,580	K468	
K469		頸部郭清術			K469	
1		片側	20,960	→ 20,960	1	
		両側	28,900	→ 28,900		2
K470		頸部悪性腫瘍手術	35,830	→ 35,830	K470	
K471		筋性斜頸手術	3,720	→ 3,720	K471	
第7款 胸部						
(乳腺)						
K472		乳腺膿瘍切開術	820	→ 820	K472	
K473		削除			K473	
K474		乳腺腫瘍摘出術			K474	
1		長径5センチメートル未満	2,660	→ 2,660	1	
		長径5センチメートル以上	6,730	→ 6,730		2
K474-2		乳管腺葉区域切除術	12,820	→ 12,820	K474-2	
K474-3		乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術(一連につき)	6,300	→ 6,240	K474-3	
K475		乳房切除術	6,040	→ 6,040	K475	
K475-2		乳癌冷凍凝固摘出術	6,040	→ 6,040	K475-2	
K476		乳腺悪性腫瘍手術			K476	
1		単純乳房切除術(乳腺全摘術)	14,820	→ 14,820	1	
		乳房部分切除術(腋窩部郭清を伴わないもの)	28,210	→ 28,210		2
		乳房切除術(腋窩部郭清を伴わないもの)	22,520	→ 22,520		3
		乳房部分切除術(腋窩部郭清を伴うもの(内視鏡下によるものを含む。))	42,350	→ 42,350		4
		乳房切除術(腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの)・胸筋切除を併施しないもの	42,350	→ 42,350		5
		乳房切除術(腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの)・胸筋切除を併施するもの	42,350	→ 42,350		6

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K476-2	7	拡大乳房切除術(胸骨旁、鎖骨上、下窩など郭清を併施するもの) 陥没乳頭形成術、再建乳房乳頭形成術	52,820 7,350	→ 52,820 → 7,350	7	
K476-3	1	動脈(皮)弁及び筋(皮)弁を用いた乳房再建術(乳房切除後) 一次的に行うもの	42,710	→ 42,710	K476-3	【名称の見直し】 【名称の見直し】
	2	二次的に行うもの ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)	53,560 —	→ 53,560 → 25,000	1 2 K476-4	【名称の見直し】 【新設】
(胸壁)						
K477		胸壁膿瘍切開術	700	→ 700	K477	
K478		肋骨・胸骨カリエス又は肋骨骨髓炎手術	7,460	→ 7,460	K478	
K479		削除			K479	
K480		胸壁冷膿瘍手術	7,670	→ 7,670	K480	
K480-2		流注膿瘍切開搔爬術	7,670	→ 7,670	K480-2	
K481		肋骨骨折観血的手術	7,830	→ 7,830	K481	
K482		肋骨切除術			K482	
	1	第1肋骨	16,900	→ 16,900	1	
	2	その他の肋骨	4,300	→ 4,300	2	
K483		胸骨切除術、胸骨骨折観血手術	12,120	→ 12,120	K483	
K484		胸壁悪性腫瘍摘出術			K484	
	1	胸壁形成手術を併施するもの	47,860	→ 47,860	1	
	2	その他のもの	28,210	→ 28,210	2	
K484-2		胸骨悪性腫瘍摘出術			K484-2	
	1	胸壁形成手術を併施するもの	43,750	→ 43,750	1	
	2	その他のもの	28,210	→ 28,210	2	
K485		胸壁腫瘍摘出術	12,960	→ 12,960	K485	
K486		胸壁瘻手術	23,520	→ 23,520	K486	
K487		漏斗胸手術			K487	
	1	胸骨挙上法によるもの	28,210	→ 28,210	1	
	2	胸骨翻転法によるもの	33,970	→ 33,970	2	

旧区分番号	新手術項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
3	胸腔鏡によるもの (胸腔、胸膜)	39,260	→ 39,260	3	
K488	試験開胸術	10,800	→ 10,800	K488	
K488-2	試験的開胸開腹術	17,380	→ 17,380	K488-2	
K488-3	胸腔鏡下試験開胸術	13,500	→ 13,500	K488-3	
K488-4	胸腔鏡下試験切除術	13,500	→ 13,500	K488-4	
K489から K492まで	削除			K489から K492まで	
K493	骨膜外、胸膜外充填術	23,520	→ 23,520	K493	
K494	胸腔内(胸膜内)血腫除去術	15,350	→ 15,350	K494	
K495	削除			K495	
K496	釀膿胸膜、胸膜肺臍切除術			K496	
1	1肺葉に相当する範囲以内のもの	26,340	→ 26,340	1	
2	1肺葉に相当する範囲を超えるもの	33,150	→ 33,150	2	
K496-2	胸腔鏡下釀膿胸膜又は胸膜肺臍切除術	51,850	→ 51,850	K496-2	
K496-3	胸膜外肺剥皮術			K496-3	
1	1肺葉に相当する範囲以内のもの	26,340	→ 26,340	1	
2	1肺葉に相当する範囲を超えるもの	33,150	→ 33,150	2	
K496-4	胸腔鏡下膿胸腔搔爬術	32,690	→ 32,690	K496-4	
K497	膿胸腔有茎筋肉弁充填術	38,610	→ 38,610	K497	
K497-2	膿胸腔有茎大網充填術	49,650	→ 49,650	K497-2	
K498	胸郭形成手術(膿胸手術の場合)			K498	
1	肋骨切除を主とするもの	42,020	→ 42,020	1	
2	胸膜肺臍切除を併施するもの	49,200	→ 49,200	2	
K499	胸郭形成手術(肺切除後遺残腔を含む。)	15,830	→ 15,830	K499	
K500	削除			K500	
K501	乳糜胸手術	12,530	→ 12,530	K501	
K501-2	胸腔・腹腔シャントバルブ設置術	12,530	→ 12,530	K501-2	
K501-3	胸腔鏡下胸管結紮術(乳糜胸手術)	15,230	→ 15,230	K501-3	

旧区分番号	新手術項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
(縦隔)					
K502	縦隔腫瘍、胸腺摘出術	37,000	→ 37,000	K502	
K502-2	縦隔切開術			K502-2	
	1 頸部からのもの	6,390	→ 6,390		1 【項目の見直し】
	2 肋骨切断によるもの、旁胸骨又は旁脊柱によるもの	17,580	→ —		【項目の削除】
	3 経胸腔によるもの、経腹によるもの	20,050	→ 20,050		2
K502-3	胸腔鏡下縦隔切開術	26,750	→ 26,750	K502-3	
	拡大胸腺摘出術	—	→ 31,710	K502-4	【新設】
	胸腔鏡下拡大胸腺摘出術	—	→ 58,950	K502-5	【新設】
K503	縦隔郭清術	37,010	→ 37,010	K503	
K504	縦隔悪性腫瘍手術			K504	
	1 単純摘出	37,000	→ 37,000		1
	2 広汎摘出	56,020	→ 56,020		2
	胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術	—	→ 58,950	K504-2	【新設】
(気管支、肺)					
K505 及び K506	削除			K505 及び K506	
K507	肺膿瘍切開排膿術	28,210	→ 28,210	K507	
K508	気管支狭窄拡張術(気管支鏡によるもの)	10,150	→ 10,150	K508	
K508-2	気管・気管支ステント留置術			K508-2	
	1 硬性鏡によるもの	9,360	→ 9,360		1
	2 軟性鏡によるもの	8,960	→ 8,960		2
K509	気管支異物除去術			K509	
	1 直達鏡によるもの	9,260	→ 9,260		1
	2 開胸手術によるもの	45,650	→ 45,650		2
K509-2	気管支肺胞洗浄術	4,800	→ 4,800	K509-2	
K509-3	気管支内視鏡的放射線治療用マーカー留置術	10,000	→ 10,000	K509-3	
	気管支瘻孔閉鎖術	—	→ 4,560	K509-4	【新設】

旧区分番号	新手術項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
K510	気管支腫瘍摘出術(気管支鏡又は気管支ファイバースコープによるもの)	6,700	→ 6,700	K510	
K510-2	光線力学療法			K510-2	
1	早期肺がん(0期又は1期に限る。)に対するもの	8,710	→ 8,710	1	
2	その他のもの	8,710	→ 8,710	2	
K510-3	気管支鏡下レーザー腫瘍焼灼術	8,710	→ 8,710	K510-3	
K511	肺切除術			K511	
1	楔状部分切除	23,520	→ 23,520	1	
2	区域切除(1肺葉に満たないもの)	58,430	→ 58,430	2	
3	肺葉切除	58,350	→ 58,350	3	
4	複合切除(1肺葉を超えるもの)	64,850	→ 64,850	4	
5	1側肺全摘	59,830	→ 59,830	5	
6	気管支形成を伴う肺切除	76,230	→ 76,230	6	
K512	削除			K512	
K513	胸腔鏡下肺切除術			K513	
1	肺囊胞手術(楔状部分切除によるもの)	39,830	→ 39,830	1	
2	その他のもの	58,950	→ 58,950	2	
K513-2	胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術	58,950	→ 58,950	K513-2	
K513-3	胸腔鏡下良性胸壁腫瘍手術	58,950	→ 58,950	K513-3	
K513-4	胸腔鏡下肺縫縮術	58,950	→ 53,130	K513-4	
K514	肺悪性腫瘍手術			K514	
1	部分切除	60,350	→ 60,350	1	
2	区域切除	69,250	→ 69,250	2	
3	肺葉切除又は1肺葉を超えるもの	72,640	→ 72,640	3	
4	肺全摘	72,640	→ 72,640	4	
5	隣接臓器合併切除を伴う肺切除	78,400	→ 78,400	5	
6	気管支形成を伴う肺切除	80,460	→ 80,460	6	
7	気管分岐部切除を伴う肺切除	124,860	→ 124,860	7	
8	気管分岐部再建を伴う肺切除	127,130	→ 127,130	8	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K514-2		胸膜肺全摘 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術	—	→ 92,000	9	【項目の追加】
	1	部分切除	66,500	→ 60,170	1	
	2	区域切除	72,640	→ 72,640	2	
	3	肺葉切除又は1肺葉を超えるもの 移植用肺採取術(死体)(両側)	92,000	→ 92,000	3	
K514-3		移植用部分肺採取術(生体)	63,200	→ 63,200	K514-3	
K514-4		同種死体肺移植術	119,000	→ 119,000	K514-4	
K514-5		移植用部分肺移植術(死体)	52,680	→ 52,680	K514-5	
K514-6		生体部分肺移植術	100,980	→ 100,980	K514-6	
K515		肺剥皮術	29,640	→ 29,640	K515	
K516		気管支瘻閉鎖術	59,170	→ 59,170	K516	
K517		肺縫縮術	23,520	→ 23,520	K517	
K518		気管支形成手術			K518	
	1	楔状切除術	64,030	→ 64,030	1	
	2	輪状切除術	66,010	→ 66,010	2	
K519		先天性気管狭窄症手術	146,950	→ 146,950	K519	

(食道)

K520	1	食道縫合術(穿孔、損傷) 頸部手術	17,070	→ 17,070	K520	
	2	開胸手術	28,210	→ 28,210	1	
	3	開腹手術	17,750	→ 17,750	2	
K521		食道周囲膿瘍切開誘導術 開胸手術			K521	
	1	胸骨切開によるもの	26,030	→ 26,030	1	
	2	その他のもの(頸部手術を含む。)	16,900	→ 16,900	2	
	3	食道狭窄拡張術	6,600	→ 6,600	3	
K522	1	内視鏡によるもの			K522	
	2	食道ブジー法	9,450	→ 9,450	1	
			2,950	→ 2,950	2	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考	
			改正前	改正後			
K522-2	3	拡張用バルーンによるもの	12,480	→ 12,480	3		
		食道ステント留置術	6,300	→ 6,300	K522-2		
K522-3		食道空置バイパス作成術	54,020	→ 54,020	K522-3		
		食道異物摘出術			K523		
K523	1	頸部手術によるもの	25,350	→ 25,350	1		
		開胸手術によるもの	28,210	→ 28,210			
		開腹手術によるもの	27,720	→ 27,720			
	2	食道憩室切除術			K524		
		頸部手術によるもの	22,480	→ 22,480			
		開胸によるもの	31,430	→ 31,430			
K524		胸腔鏡下食道憩室切除術	34,130	→ 34,130	K524-2		
		食道切除再建術			K525		
K525	1	頸部、胸部、腹部の操作によるもの	77,040	→ 77,040	1		
		胸部、腹部の操作によるもの	69,690	→ 69,690			
		腹部の操作によるもの	51,420	→ 51,420			
	2	胸壁外皮膚管形成吻合術			K525-2		
		頸部、胸部、腹部の操作によるもの	77,040	→ 77,040			
		胸部、腹部の操作によるもの	69,690	→ 69,690			
K525-2	3	腹部の操作によるもの	51,420	→ 51,420	3		
		バイパスのみ作成する場合	45,230	→ 45,230			
		非開胸食道抜去術(消化管再建手術を併施するもの)	—	→ 69,690	K525-3		
						【新設】	
K526		食道腫瘍摘出術			K526		
		内視鏡によるもの	8,480	→ 8,480	1		
		開胸又は開腹手術によるもの	34,140	→ 34,140			
		腹腔鏡下、縦隔鏡下又は胸腔鏡下によるもの	50,250	→ 50,250			
K526-2		内視鏡的食道粘膜切除術			K526-2		
		早期悪性腫瘍粘膜切除術	8,840	→ 8,840			
		早期悪性腫瘍粘膜下層剥離術	22,100	→ 22,100			

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K526-3		内視鏡的表在性食道悪性腫瘍光線力学療法	11,490	→ 11,490	K526-3	
K527		食道悪性腫瘍手術(単に切除のみのもの)			K527	
	1	頸部食道の場合	47,530	→ 47,530	1	
	2	胸部食道の場合	56,950	→ 56,950	2	
K528		先天性食道閉鎖症根治手術	64,820	→ 64,820	K528	
K528-2		先天性食道狭窄症根治手術	51,220	→ 51,220	K528-2	
K529		食道悪性腫瘍手術(消化管再建手術を併施するもの)			K529	
	1	頸部、胸部、腹部の操作によるもの	122,540	→ 122,540	1	【項目の見直し】
	2	胸部、腹部の操作によるもの	101,490	→ 101,490	2	
	3	腹部の操作によるもの	69,840	→ 69,840	3	
		胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術			K529-2	【新設】
		頸部、胸部、腹部の操作によるもの	—	→ 125,240	1	
		胸部、腹部の操作によるもの	—	→ 104,190	2	
K530		食道アカラシア形成手術	32,710	→ 32,710	K530	
K530-2		腹腔鏡下食道アカラシア形成手術	44,500	→ 44,500	K530-2	
K531		食道切除後2次的再建術			K531	
	1	皮弁形成によるもの	43,920	→ 43,920	1	
	2	消化管利用によるもの	54,960	→ 54,960	2	
K532		食道・胃静脈瘤手術			K532	
	1	血行遮断術を主とするもの	34,240	→ 34,240	1	
	2	食道離断術を主とするもの	37,620	→ 37,620	2	
K532-2		食道静脈瘤手術(開腹)	34,240	→ 34,240	K532-2	
K532-3		腹腔鏡下食道静脈瘤手術(胃上部血行遮断術)	38,340	→ 38,340	K532-3	
K533		食道・胃静脈瘤硬化療法(内視鏡によるもの)(一連として)	8,990	→ 8,990	K533	
K533-2		内視鏡的食道・胃静脈瘤結紉術	8,990	→ 8,990	K533-2	
(横隔膜)						
K534	1	横隔膜縫合術 経胸又は経腹	27,890	→ 27,890	K534	
					1	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K534-2	2	経胸及び経腹 横隔膜レラクサチオ手術	37,620	→ 37,620	2	
	1	経胸又は経腹	27,890	→ 27,890	K534-2	1
K534-3	2	経胸及び経腹 胸腔鏡下(腹腔鏡下を含む。)横隔膜縫合術	37,620	→ 37,620	2	
		胸腔鏡下(腹腔鏡下を含む。)横隔膜縫合術	31,990	→ 31,990	K534-3	
K535		胸腹裂孔ヘルニア手術			K535	
	1	経胸又は経腹	26,870	→ 26,870	1	
K536	2	経胸及び経腹 後胸骨ヘルニア手術	35,490	→ 35,490	2	
		後胸骨ヘルニア手術	27,380	→ 27,380	K536	
K537		食道裂孔ヘルニア手術			K537	
	1	経胸又は経腹	27,380	→ 27,380	1	
K537-2	2	経胸及び経腹 腹腔鏡下食道裂孔ヘルニア手術	34,810	→ 34,810	2	
		腹腔鏡下食道裂孔ヘルニア手術	42,180	→ 42,180	K537-2	

第8款 心・脈管

(心、心膜、肺動静脈、冠血管等)

K538		心膜縫合術	9,180	→ 9,180	K538	
K538-2		心筋縫合止血術(外傷性)	11,800	→ 11,800	K538-2	
K539		心膜切開術	9,420	→ 9,420	K539	
K539-2		心膜囊胞、心膜腫瘍切除術	15,240	→ 15,240	K539-2	
K539-3		胸腔鏡下心膜開窓術	16,060	→ 16,060	K539-3	
K540		収縮性心膜炎手術	51,650	→ 51,650	K540	
K541		試験開心術	24,700	→ 24,700	K541	
K542		心腔内異物除去術	39,270	→ 39,270	K542	
K543		心房内血栓除去術	39,270	→ 39,270	K543	
K544		心腫瘍摘出術、心腔内粘液腫摘出術			K544	
1		単独のもの	60,600	→ 60,600	1	
2		冠動脈血行再建術(1吻合)を伴うもの	77,770	→ 77,770	2	
3		冠動脈血行再建術(2吻合以上)を伴うもの	91,910	→ 91,910	3	

旧区分番号	新手術項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
K545	開胸心臓マッサージ	9,400	→ 9,400	K545	
K546	経皮的冠動脈形成術 急性心筋梗塞に対するもの 不安定狭心症に対するもの その他のもの	22,000 — — —	→ — → 32,000 → 22,000 → 19,300	K546 1 2 3	【項目の見直し】
K547	経皮的冠動脈粥腫切除術	23,950	→ 23,950	K547	
K548	経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)			K548	
1	高速回転式経皮経管アレクトミーカテーテルによるもの	24,500	→ 24,500	1	
2	エキシマレーザー血管形成用カテーテルによるもの	24,500	→ 24,500	2	
K549	経皮的冠動脈ステント留置術 急性心筋梗塞に対するもの 不安定狭心症に対するもの その他のもの	24,380 — — —	→ — → 34,380 → 24,380 → 21,680	K549 1 2 3	【項目の見直し】
K550	冠動脈内血栓溶解療法	17,410	→ 17,410	K550	
K550-2	経皮的冠動脈血栓吸引術	19,640	→ 19,640	K550-2	
K551	冠動脈形成術(血栓内膜摘除)			K551	
1	1箇所のもの	76,550	→ 76,550	1	
2	2箇所以上のもの	79,860	→ 79,860	2	
K552	冠動脈、大動脈バイパス移植術			K552	
1	1吻合のもの	71,570	→ 71,570	1	
2	2吻合以上のもの	89,250	→ 89,250	2	
K552-2	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないもの)			K552-2	
1	1吻合のもの	71,570	→ 71,570	1	
2	2吻合以上のもの	91,350	→ 91,350	2	
	自家血管の採取料	1,680	→ 1,680		
	自家血管の採取料(小児)	1,850	→ 1,850		
K553	心室瘤切除術(梗塞切除を含む。)			K553	
1	単独のもの	63,390	→ 63,390	1	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K553-2	2	冠動脈血行再建術(1吻合)を伴うもの	80,060	→ 80,060	2	
	3	冠動脈血行再建術(2吻合以上)を伴うもの	100,200	→ 100,200	3	
		左室形成術、心室中隔穿孔閉鎖術、左室自由壁破裂修復術			K553-2	
	1	単独のもの	114,300	→ 114,300	1	
K554	2	冠動脈血行再建術(1吻合)を伴うもの	147,890	→ 147,890	2	
	3	冠動脈血行再建術(2吻合以上)を伴うもの	167,180	→ 167,180	3	
		弁形成術			K554	
	1	1弁のもの	79,860	→ 79,860	1	
K555	2	2弁のもの	93,170	→ 93,170	2	
	3	3弁のもの	106,480	→ 106,480	3	
		弁置換術			K555	
	1	1弁のもの	85,500	→ 85,500	1	
K556	2	2弁のもの	100,200	→ 100,200	2	
	3	3弁のもの	114,510	→ 114,510	3	
		経皮の大動脈弁置換術	—	→ 37,430	K555-2	【新設】
		大動脈弁狭窄直視下切開術	42,940	→ 42,940	K556	
K556-2		経皮の大動脈弁拡張術	37,430	→ 37,430	K556-2	
K557		大動脈弁上狭窄手術	71,570	→ 71,570	K557	
K557-2		大動脈弁下狭窄切除術(線維性、筋肥厚性を含む。)	78,260	→ 78,260	K557-2	
K557-3		弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術	129,380	→ 129,380	K557-3	
K557-4		ダムス・ケー・スタンセル(DKS)吻合を伴う大動脈狭窄症手術	115,750	→ 115,750	K557-4	
K558		ロス手術(自己肺動脈弁組織による大動脈基部置換術)	192,920	→ 192,920	K558	
K559		閉鎖式僧帽弁交連切開術	38,450	→ 38,450	K559	
K559-2		経皮の僧帽弁拡張術	34,930	→ 34,930	K559-2	
K560	1 イ ロ	大動脈瘤切除術(吻合又は移植を含む。)			K560	
		上行大動脈			1	
		大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの	114,510	→ 114,510	イ	
		人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術	128,820	→ 128,820	ロ	

旧区分番号	新手術項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
ハ ニ 2 3 イ ロ ハ ニ 4 5 6 7	自己弁温存型大動脈基部置換術	148,860	→ 148,860	ハ	
	その他のもの	100,200	→ 100,200	ニ	
	弓部大動脈	114,510	→ 114,510	2	
	上行大動脈及び弓部大動脈の同時手術			3	
	大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの	187,370	→ 187,370	イ	
	人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術	210,790	→ 210,790	ロ	
	自己弁温存型大動脈基部置換術	243,580	→ 243,580	ハ	
	その他のもの	171,760	→ 171,760	ニ	
	下行大動脈	89,250	→ 89,250	4	
	胸腹部大動脈	249,750	→ 249,750	5	
K561	腹部大動脈(分枝血管の再建を伴うもの)	59,080	→ 59,080	6	
	腹部大動脈(その他のもの)	52,000	→ 52,000	7	
	ステントグラフト内挿術			K561	
	胸部大動脈	56,560	→ 56,560	1	
	腹部大動脈	49,440	→ 49,440	2	
	腸骨動脈	43,830	→ 43,830	3	
	動脈管開存症手術			K562	
K562	経皮的動脈管開存閉鎖術	16,510	→ 16,510	1	
	動脈管開存閉鎖術(直視下)	22,000	→ 22,000	2	
	胸腔鏡下動脈管開存閉鎖術	—	→ 27,400	K562-2	【新設】
K563	肺動脈絞扼術	39,410	→ 39,410	K563	
K564	血管輪又は重複大動脈弓離断手術	43,150	→ 43,150	K564	
K565	巨大側副血管手術(肺内肺動脈統合術)	71,550	→ 71,550	K565	
K566	体動脈肺動脈短絡手術(ブロック手術、ウォーターストン手術)	44,670	→ 44,670	K566	
K567	大動脈縮窄(離断)症手術			K567	
1	単独のもの	57,250	→ 57,250	1	
2	心室中隔欠損症手術を伴うもの	100,200	→ 100,200	2	
3	複雑心奇形手術を伴うもの	173,620	→ 173,620	3	

旧区分番号	新手術項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
K567-2	経皮の大動脈形成術	37,430	→ 37,430	K567-2	
K568	大動脈肺動脈中隔欠損症手術			K568	
1	単独のもの	80,840	→ 80,840	1	
2	心内奇形手術を伴うもの	97,690	→ 97,690	2	
K569	三尖弁手術(エプスタイン氏奇形、ワール氏病手術)	90,120	→ 90,120	K569	
K570	肺動脈狭窄症、純型肺動脈弁閉鎖症手術			K570	
1	肺動脈弁切開術(単独のもの)	32,500	→ 32,500	1	
2	右室流出路形成又は肺動脈形成を伴うもの	74,460	→ 74,460	2	
K570-2	経皮的肺動脈弁拡張術	31,280	→ 31,280	K570-2	
K570-3	経皮的肺動脈形成術	31,280	→ 31,280	K570-3	
K571	肺静脈還流異常症手術			K571	
1	部分肺静脈還流異常	50,970	→ 50,970	1	
2	総肺静脈還流異常	109,310	→ —	2	【項目の見直し】
	心臓型	—	→ 109,310		
	その他のもの	—	→ 129,310		
K572	肺静脈形成術	58,930	→ 58,930	K572	
K573	心房中隔欠損作成術			K573	
1	経皮的心房中隔欠損作成術(ラシュキンド法)	11,660	→ 11,660	1	
2	心房中隔欠損作成術	33,540	→ 33,540	2	
K574	心房中隔欠損閉鎖術			K574	
1	単独のもの	39,130	→ 39,130	1	
2	肺動脈弁狭窄を合併するもの	45,130	→ 45,130	2	
K574-2	経皮的心房中隔欠損閉鎖術	31,850	→ 31,850	K574-2	
K575	三心房心手術	68,940	→ 68,940	K575	
K576	心室中隔欠損閉鎖術			K576	
1	単独のもの	52,320	→ 52,320	1	
2	肺動脈絞扼術後肺動脈形成を伴うもの	65,830	→ 65,830	2	
3	大動脈弁形成を伴うもの	66,060	→ 66,060	3	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K577	4	右室流出路形成を伴うもの バルサルバ洞動脈瘤手術	71,570	→ 71,570	4	
	1	単独のもの	71,570	→ 71,570	K577	1
K578	2	大動脈閉鎖不全症手術を伴うもの 右室二腔症手術	85,880	→ 85,880	2	
		不完全型房室中隔欠損症手術	80,490	→ 80,490	K578	
K579	1	心房中隔欠損パッチ閉鎖術(単独のもの)	60,330	→ 60,330	K579	1
	2	心房中隔欠損パッチ閉鎖術及び弁形成術を伴うもの	66,060	→ 66,060		2
		完全型房室中隔欠損症手術			K579-2	
	1	心房及び心室中隔欠損パッチ閉鎖術を伴うもの	107,350	→ 107,350		1
K579-2	2	ファロー四徴症手術を伴うもの	192,920	→ 192,920		2
		ファロー四徴症手術			K580	
K580	1	右室流出路形成術を伴うもの	71,000	→ 71,000		1
	2	末梢肺動脈形成術を伴うもの	94,060	→ 94,060		2
K581		肺動脈閉鎖症手術			K581	
	1	単独のもの	100,200	→ 100,200		1
	2	ラステリ手術を伴うもの	173,620	→ 173,620		2
	3	巨大側副血管術を伴うもの	231,500	→ 231,500		3
K582		両大血管右室起始症手術			K582	
	1	単独のもの	85,880	→ 85,880		1
	2	右室流出路形成を伴うもの	128,820	→ 128,820		2
	3	心室中隔欠損閉鎖術及び大血管血流転換を伴うもの(タウシッヒ・ビング奇形手術)	192,920	→ 192,920		3
K583		大血管転位症手術			K583	
	1	心房内血流転換手術(マスターード・セニング手術)	114,510	→ 114,510		1
	2	大血管血流転換術(ジャテーン手術)	144,690	→ 144,690		2
	3	心室中隔欠損閉鎖術を伴うもの	173,620	→ 173,620		3
K584	4	ラステリ手術を伴うもの	154,330	→ 154,330	K584	4
		修正大血管転位症手術				

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
	1	心室中隔欠損パッチ閉鎖術	85,790	→ 85,790	1	
	2	根治手術(ダブルスイッチ手術)	201,630	→ 201,630	2	
K585		総動脈幹症手術	143,860	→ 143,860	K585	
K586		単心室症又は三尖弁閉鎖症手術			K586	
	1	両方向性グレン手術	71,570	→ 71,570	1	
	2	フォンタン手術	85,880	→ 85,880	2	
	3	心室中隔造成術	181,350	→ 181,350	3	
K587		左心低形成症候群手術(ノルウッド手術)	179,310	→ 179,310	K587	
K588		冠動脈瘻開胸的遮断術	53,240	→ 53,240	K588	
K589		冠動脈起始異常症手術	85,880	→ 85,880	K589	
K590		心室憩室切除術	76,710	→ 76,710	K590	
K591		心臓脱手術	113,400	→ 113,400	K591	
K592		肺動脈塞栓除去術	48,880	→ 48,880	K592	
K592-2		肺動脈血栓内膜摘除術	135,040	→ 135,040	K592-2	
K593		肺静脈血栓除去術	39,270	→ 39,270	K593	
K594		不整脈手術			K594	
	1	副伝導路切斷術	89,250	→ 89,250	1	
	2	心室頻拍症手術	147,890	→ 147,890	2	
	3	メイズ手術	98,640	→ 98,640	3	
K595		経皮的カテーテル心筋焼灼術			K595	
	1	心房中隔穿刺又は心外膜アプローチを伴うもの	40,760	→ 40,760	1	
	2	その他のもの	34,370	→ 34,370	2	
K595-2		経皮的中隔心筋焼灼術	24,390	→ 24,390	K595-2	
K596		体外ペースメーリング術	3,370	→ 3,370	K596	
K597		ペースメーカー移植術			K597	
	1	心筋電極の場合	15,060	→ 15,060	1	
	2	経静脈電極の場合	7,820	→ 9,520	2	
K597-2		ペースメーカー交換術	4,000	→ 4,000	K597-2	

旧区分番号	新手術項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
K597-3	植込型心電図記録計移植術	1,260	→ 1,260	K597-3	
K597-4	植込型心電図記録計摘出術	840	→ 840	K597-4	
K598	両心室ペースメーカー移植術	31,510	→ 31,510	K598	
K598-2	両心室ペースメーカー交換術	5,000	→ 5,000	K598-2	
K599	植込型除細動器移植術	31,510	→ 31,510	K599	
K599-2	植込型除細動器交換術	6,000	→ 6,000	K599-2	
K599-3	両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術	32,000	→ 32,000	K599-3	
K599-4	両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術	6,000	→ 6,000	K599-4	
K599-5	経静脈電極抜去術(レーザーシースを用いるもの)	28,600	→ 28,600	K599-5	
K600	大動脈バルーンパンピング法(IABP法)(1日につき)			K600	
1	初日	8,780	→ 8,780	1	
2	2日目以降	3,680	→ 3,680	2	
K601	人工心肺(1日につき)			K601	
1	初日	24,500	→ 24,500	1	
	初日に、補助循環、選択的冠灌流又は逆行性冠灌流を併せて行った場合	4,800	→ 4,800		
	初日に選択的脳灌流を併せて行った場合	7,000	→ 7,000		
2	2日目以降	3,000	→ 3,000	2	
K602	経皮的心肺補助法(1日につき)			K602	
1	初日	11,100	→ 11,100	1	
2	2日目以降	3,120	→ 3,120	2	
K603	補助人工心臓(1日につき)			K603	
1	初日	54,370	→ 54,370	1	
2	2日目以降30日目まで	5,000	→ 5,000	2	
3	31日目以降	4,000	→ 4,000	3	
K604	植込型補助人工心臓(拍動流型)			K604	
1	初日(1日につき)	58,500	→ 58,500	1	
2	2日目以降30日目まで(1日につき)	5,000	→ 5,000	2	
3	31日目以降90日目まで(1日につき)	4,000	→ 4,000	3	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K604-2	4	91日目以降(1月につき) 植込型補助人工心臓(非拍動流型)	6,000	→ 6,000	4	
	1	初日(1日につき)	58,500	→ 58,500	1	
	2	2日目以降30日目まで(1日につき)	5,000	→ 5,000	2	
	3	31日目以降90日目まで(1日につき)	2,780	→ 2,780	3	
	4	91日目以降(1日につき)	1,500	→ 1,500	4	
K605		移植用心採取術	62,720	→ 62,720	K605	
K605-2		同種心移植術	192,920	→ 192,920	K605-2	
K605-3		移植用心肺採取術	100,040	→ 100,040	K605-3	
K605-4		同種心肺移植術	286,010	→ 286,010	K605-4	
(動脈)						
K606		血管露出術	530	→ 530	K606	
K607		血管結紮術			K607	
1		開胸又は開腹を伴うもの	10,550	→ 10,550	1	
		その他のもの	3,130	→ 3,130	2	
K607-2		血管縫合術(簡単なもの)	3,130	→ 3,130	K607-2	
K607-3		上腕動脈表在化法	5,000	→ 5,000	K607-3	
K608		動脈塞栓除去術			K608	
1		開胸又は開腹を伴うもの	28,560	→ 28,560	1	
		その他のもの(観血的なもの)	11,180	→ 11,180	2	
K608-2		外シャント血栓除去術	1,680	→ 1,680	K608-2	
K608-3		内シャント血栓除去術	3,130	→ 3,130	K608-3	
K609		動脈血栓内膜摘出術			K609	
1		大動脈に及ぶもの	40,950	→ 40,950	1	
		内頸動脈	43,880	→ 43,880	2	
		その他のもの	25,860	→ 25,860	3	
K609-2		経皮的頸動脈ステント留置術	38,930	→ 34,740	K609-2	
K610		動脈形成術、吻合術			K610	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
	1	頭蓋内動脈	70,980	→ 81,720	1	
K610-2	2	胸腔内動脈(大動脈を除く。)	47,790	→ 47,790	2	
	3	腹腔内動脈(大動脈を除く。)	47,790	→ 47,790	3	
	4	指(手、足)の動脈	15,340	→ 15,340	4	
	5	その他の動脈	18,080	→ 18,080	5	
		脳新生血管造成術	52,550	→ 52,550	K610-2	
		内シャント又は外シャント設置術	18,080	→ 18,080	K610-3	
		四肢の血管吻合術	18,080	→ 18,080	K610-4	
		血管吻合術及び神経再接合術(上腕動脈、正中神經及び尺骨神經)	18,080	→ 18,080	K610-5	
		抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用植込型カテーテル設置			K611	
	1	開腹して設置した場合	17,940	→ 17,940	1	
K611	2	四肢に設置した場合	16,250	→ 16,250	2	
	3	頭頸部その他に設置した場合	16,640	→ 16,640	3	
		末梢動靜脈瘻造設術	7,760	→ 7,760	K612	
K612		腎血管性高血圧症手術(経皮的腎血管拡張術)	31,840	→ 31,840	K613	
K613		血管移植術、バイパス移植術			K614	
K614	1	大動脈	70,700	→ 70,700	1	
	2	胸腔内動脈	64,050	→ 64,050	2	
	3	腹腔内動脈	56,560	→ 56,560	3	
	4	頭、頸部動脈	55,050	→ 55,050	4	
	5	下腿、足部動脈	62,670	→ 62,670	5	
	6	その他の動脈	30,290	→ 30,290	6	
K615		血管塞栓術(頭部、胸腔、腹腔内血管等)			K615	【名称の見直し】
K615	1	止血術	19,260	→ 19,260	1	
		選択的動脈化学塞栓術	—	→ 18,220	2	【項目の追加】
	2	その他のもの	16,930	→ 16,930	3	
K615-2		経皮的大動脈遮断術	1,390	→ 1,390	K615-2	
K616		四肢の血管拡張術・血栓除去術	20,540	→ 20,540	K616	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K616-2		頸動脈球摘出術	10,800	→ 10,800	K616-2	
K616-3		経皮的胸部血管拡張術(先天性心疾患術後に限る。)	24,550	→ 24,550	K616-3	
K616-4		経皮的シャント拡張術・血栓除去術	18,080	→ 18,080	K616-4	
(静脈)						
K617	1	下肢静脈瘤手術			K617	
		抜去切除術	10,200	→ 10,200	1	
		硬化療法(一連として)	1,720	→ 1,720	2	
		高位結紮術	3,130	→ 3,130	3	
K617-2		大伏在静脈抜去術	11,020	→ 11,020	K617-2	
K617-3		静脈瘤切除術(下肢以外)	1,820	→ 1,820	K617-3	
K617-4		下肢静脈瘤血管内焼灼術	14,360	→ 14,360	K617-4	
K618		内視鏡下下肢静脈瘤不全穿通枝切離術	—	→ 10,200	K617-5	【新設】
		中心静脈注射用植込型カテーテル設置			K618	【名称の見直し】
K619	1	四肢に設置した場合	10,500	→ 10,500	1	
		頭頸部その他に設置した場合	10,800	→ 10,800	2	
	2	静脈血栓摘出術			K619	
	1	開腹を伴うもの	22,070	→ 22,070	1	
K619-2	2	その他のもの(観血的なもの)	13,100	→ 13,100	2	
		総腸骨静脈及び股静脈血栓除去術	32,100	→ 32,100	K619-2	
K620		下大静脈フィルター留置術	10,160	→ 10,160	K620	
K620-2		下大静脈フィルター除去術	6,190	→ 6,190	K620-2	
K621		門脈体循環静脈吻合術(門脈圧亢進症手術)	40,650	→ 40,650	K621	
K622		胸管内頸静脈吻合術	37,620	→ 37,620	K622	
K623	静脈形成術、吻合術				K623	
	1	胸腔内静脈	25,200	→ 25,200	1	
	2	腹腔内静脈	25,200	→ 25,200	2	
	3	指(手、足)の静脈	12,970	→ —		【項目の削除】
	4	その他の静脈	16,140	→ 16,140	3	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K623-2		脾腎静脈吻合術 (リンパ管、リンパ節)	21,220	→ 21,220	K623-2	
K624		削除			K624	
K625		リンパ管腫摘出術			K625	
	1	長径5センチメートル未満	10,910	→ 10,910	1	
	2	長径5センチメートル以上	16,390	→ 16,390	2	
K626		リンパ節摘出術			K626	
	1	長径3センチメートル未満	1,200	→ 1,200	1	
	2	長径3センチメートル以上	2,880	→ 2,880	2	
K626-2		リンパ節膿瘍切開術	910	→ 910	K626-2	
K627		リンパ節群郭清術			K627	
	1	頸下部又は舌下部(浅在性)	9,060	→ 9,060	1	
	2	頸部(深在性)	18,250	→ 18,250	2	
	3	鎖骨上窩及び下窩	12,050	→ 12,050	3	
	4	腋窩	17,750	→ 17,750	4	
	5	胸骨旁	18,250	→ 18,250	5	
	6	鼠径部及び股部	7,370	→ 7,370	6	
	7	後腹膜	37,620	→ 37,620	7	
	8	骨盤	24,360	→ 24,360	8	
K627-2		腹腔鏡下骨盤内リンパ節群郭清術	28,460	→ 28,460	K627-2	
		腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術	—	→ 26,460	K627-3	【新設】
		腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術	—	→ 39,720	K627-4	【新設】
K628		リンパ管吻合術	34,450	→ 34,450	K628	
第9款 腹部						
(腹壁、ヘルニア)						
K629		削除			K629	
K630		腹壁膿瘍切開術			K630	
K631		腹壁瘻手術	1,270	→ 1,270	K631	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K632	1	腹壁に限局するもの	1,820	→ 1,820	1	
	2	腹腔に通ずるもの	8,390	→ 8,390	2	
		腹壁腫瘍摘出術			K632	
K633	1	形成手術を必要としない場合	4,310	→ 4,310	1	
	2	形成手術を必要とする場合	11,210	→ 11,210	2	
		ヘルニア手術			K633	
K633-2	1	腹壁瘢痕ヘルニア	8,450	→ 8,450	1	
	2	半月状線ヘルニア、白線ヘルニア、腹直筋離開	6,200	→ 6,200	2	
	3	臍ヘルニア	4,200	→ 4,200	3	
	4	臍帶ヘルニア	18,810	→ 18,810	4	
	5	鼠径ヘルニア	6,000	→ 6,000	5	
	6	大腿ヘルニア	8,860	→ 8,860	6	
	7	腰ヘルニア	8,590	→ 8,590	7	
	8	骨盤部ヘルニア(閉鎖孔ヘルニア、坐骨ヘルニア、会陰ヘルニア)	18,810	→ 18,810	8	
	9	内ヘルニア	18,810	→ 18,810	9	
K633-2		腹腔鏡下ヘルニア手術			K633-2	
	1	腹壁瘢痕ヘルニア	13,770	→ 13,770	1	
	2	大腿ヘルニア	15,460	→ 15,460	2	
K634		腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両側)	22,960	→ 22,960	K634	
(腹膜、後腹膜、腸間膜、網膜)						
K635		胸水・腹水濾過濃縮再静注法	2,810	→ 3,470	K635	
K635-2		腹腔・靜脈シャントバルブ設置術	6,730	→ 6,730	K635-2	
K635-3		連続携行式腹膜灌流用カテーテル腹腔内留置術	12,000	→ 12,000	K635-3	
K636		試験開腹術	5,550	→ 5,550	K636	
K636-2		ダメージコントロール手術	9,370	→ 9,370	K636-2	
K636-3		腹腔鏡下試験開腹術	11,320	→ 11,320	K636-3	
K636-4		腹腔鏡下試験切除術	11,320	→ 11,320	K636-4	
K637		限局性腹腔膿瘍手術			K637	

旧区分番号	新手術項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
K637-2	1 横隔膜下膿瘍	10,690	→ 10,690	1	
	2 ダグラス窩膿瘍	5,710	→ 5,710	2	
	3 虫垂周囲膿瘍	5,340	→ 5,340	3	
	4 その他のもの	8,330	→ 8,330	4	
	経皮的腹腔膿瘍ドレナージ術	10,800	→ 10,800	K637-2	
	骨盤腹膜外膿瘍切開排膿術	3,290	→ 3,290	K638	
	急性汎発性腹膜炎手術	12,000	→ 12,000	K639	
	結核性腹膜炎手術	12,000	→ 12,000	K639-2	
	腹腔鏡下汎発性腹膜炎手術	16,460	→ 16,460	K639-3	
	腸間膜損傷手術			K640	
K640	1 縫合、修復のみのもの	10,390	→ 10,390	1	
	2 腸管切除を伴うもの	24,440	→ 24,440	2	
	大網切除術	8,720	→ 8,720	K641	
	大網、腸間膜、後腹膜腫瘍摘出術			K642	
	1 腸切除を伴わないもの	11,910	→ 11,910	1	
K642	2 腸切除を伴うもの	28,210	→ 28,210	2	
	腹腔鏡下後腹膜腫瘍摘出術	32,310	→ 32,310	K642-2	
	腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術	—	→ 30,310	K642-3	【新設】
K643	後腹膜悪性腫瘍手術	48,510	→ 48,510	K643	
	腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫瘍手術	—	→ 50,610	K643-2	【新設】
K644	臍腸管瘻手術			K644	
	1 腸管切除を伴わないもの	5,260	→ 5,260	1	
	2 腸管切除を伴うもの	18,280	→ 18,280	2	
K645	骨盤内臓全摘術	120,980	→ 120,980	K645	
(胃、十二指腸)					
K646	胃血管結紮術(急性胃出血手術)	11,360	→ 11,360	K646	
K647	胃縫合術(大網充填術又は被覆術を含む。)	12,190	→ 12,190	K647	
K647-2	腹腔鏡下胃、十二指腸潰瘍穿孔縫合術	22,460	→ 22,460	K647-2	

旧区分番号	新手術項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
K648	胃切開術	9,970	→ 9,970	K648	
K649	胃吊上げ固定術(胃下垂症手術)、胃捻転症手術	11,800	→ 11,800	K649	
	腹腔鏡下胃吊上げ固定術(胃下垂症手術)、胃捻転症手術	—	→ 15,900	K649-2	【新設】
K650	削除			K650	
K651	内視鏡的胃、十二指腸ステント留置術	7,590	→ 9,210	K651	
K652	胃、十二指腸憩室切除術・ポリープ切除術(開腹によるもの)	11,530	→ 11,530	K652	
K653	内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術			K653	
1	早期悪性腫瘍粘膜切除術	6,460	→ 6,460	1	
2	早期悪性腫瘍粘膜下層剥離術	18,370	→ 18,370	2	
3	早期悪性腫瘍ポリープ切除術	6,230	→ 6,230	3	
4	その他のポリープ・粘膜切除術	5,200	→ 5,200	4	
K653-2	食道・胃内異物除去摘出術(マグネットカテーテルによるもの)	3,200	→ 3,200	K653-2	
K653-3	内視鏡的食道及び胃内異物摘出術	3,200	→ 3,200	K653-3	
K653-4	内視鏡的表在性胃悪性腫瘍光線力学療法	6,460	→ 6,460	K653-4	
K653-5	内視鏡的胃、十二指腸狭窄拡張術	12,480	→ 12,480	K653-5	
K654	内視鏡的消化管止血術	4,600	→ 4,600	K654	
K654-2	胃局所切除術	11,530	→ 11,530	K654-2	
K654-3	腹腔鏡下胃局所切除術	20,400	→ —	K654-3	【項目の見直し】
	内視鏡処置を併施するもの	—	→ 26,500	1	
	その他のもの	—	→ 20,400	2	
K655	胃切除術			K655	
1	単純切除術	28,210	→ 28,210	1	
2	悪性腫瘍手術	55,870	→ 55,870	2	
K655-2	腹腔鏡下胃切除術			K655-2	
1	単純切除術	34,950	→ 34,950	1	
2	悪性腫瘍手術	64,120	→ 64,120	2	
K655-3	十二指腸窓(内方)憩室摘出術	26,910	→ 26,910	K655-3	
K655-4	噴門側胃切除術			K655-4	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
	1	単純切除術	40,170	→ 40,170	1	
	2	悪性腫瘍切除術	71,630	→ 71,630	2	
		腹腔鏡下噴門側胃切除術			K655-5	【新設】
		単純切除術	—	→ 44,270	1	
		悪性腫瘍切除術	—	→ 75,730	2	
K656		胃縮小術	28,210	→ 28,210	K656	
		腹腔鏡下胃縮小術(スリーブ状切除によるもの)	—	→ 36,410	K656-2	【新設】
K657		胃全摘術			K657	
	1	単純全摘術	50,920	→ 50,920	1	
	2	悪性腫瘍手術	69,840	→ 69,840	2	
K657-2		腹腔鏡下胃全摘術			K657-2	
	1	単純全摘術	64,740	→ 64,740	1	
	2	悪性腫瘍手術	83,090	→ 83,090	2	
K658		削除			K658	
K659		食道下部迷走神経切除術(幹迷切)			K659	
	1	単独のもの	13,600	→ 13,600	1	
	2	ドレナージを併施するもの	19,000	→ 19,000	2	
	3	胃切除術を併施するもの	37,620	→ 37,620	3	
K659-2		腹腔鏡下食道下部迷走神経切断術(幹迷切)			K659-2	
K660		食道下部迷走神経選択的切除術			K660	
	1	単独のもの	19,500	→ 19,500	1	
	2	ドレナージを併施するもの	28,210	→ 28,210	2	
	3	胃切除術を併施するもの	37,620	→ 37,620	3	
K660-2		腹腔鏡下食道下部迷走神経選択的切除術			K660-2	
K661		胃冠状静脈結紮及び切除術	31,310	→ 31,310	K661	
K662		胃腸吻合術(プラウン吻合を含む。)	17,400	→ 17,400	K662	
K662-2		腹腔鏡下胃腸吻合術	13,600	→ 13,600	K662-2	
K663		十二指腸空腸吻合術	17,700	→ 17,700	K663	

旧区分番号	新手術項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
K664	胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。)	10,070	→ 6,070	K664	【名称の見直し】
K664-2	経皮経食道胃管挿入術(PTEG)	14,610	→ 14,610	K664-2	
K665	胃瘻閉鎖術	12,040	→ 12,040	K665	
	胃瘻抜去術	—	→ 2,000	K665-2	【新設】
K666	幽門形成術(粘膜外幽門筋切開術を含む。)	10,500	→ 10,500	K666	
K666-2	腹腔鏡下幽門形成術	17,060	→ 17,060	K666-2	
K667	噴門形成術	12,600	→ 15,440	K667	
K667-2	腹腔鏡下噴門形成術	37,620	→ 37,620	K667-2	
K667-3	腹腔鏡下食道噴門部縫縮術	15,190	→ 15,190	K667-3	
K668	胃横断術(静脈瘤手術)	28,210	→ 28,210	K668	
(胆囊、胆道)					
K669	胆管切開術	12,460	→ 12,460	K669	
K670	胆囊切開結石摘出術	11,800	→ 11,800	K670	
K671	胆管切開結石摘出術(チューブ挿入を含む。)			K671	
1	胆囊摘出を含むもの	28,210	→ 28,210	1	
2	胆囊摘出を含まないもの	24,440	→ 24,440	2	
K671-2	腹腔鏡下胆管切開結石摘出術			K671-2	
1	胆囊摘出を含むもの	35,470	→ 35,470	1	
2	胆囊摘出を含まないもの	33,610	→ 33,610	2	
K672	胆囊摘出術	20,960	→ 20,960	K672	
K672-2	腹腔鏡下胆囊摘出術	21,500	→ 21,500	K672-2	
K673	胆管形成手術(胆管切除術を含む。)	37,620	→ 37,620	K673	
K674	総胆管拡張症手術	36,400	→ 41,320	K674	
K675	胆囊悪性腫瘍手術			K675	
1	胆囊に限局するもの(リンパ節郭清を含む。)	38,910	→ 38,910	1	
2	肝切除(亜区域切除以上)を伴うもの	47,370	→ 47,370	2	
3	肝切除(葉以上)を伴うもの	77,450	→ 77,450	3	
4	脾頭十二指腸切除を伴うもの	101,590	→ 101,590	4	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K676	5	脾頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うもの 削除	209,520	→ 209,520	5	
K677		胆管悪性腫瘍手術	72,390	→ 72,390	K677	
K677-2		肝門部胆管悪性腫瘍手術			K677-2	
K678	1	血行再建あり	180,990	→ 180,990	1	
K678	2	血行再建なし	101,090	→ 101,090	2	
K679		体外衝撃波胆石破碎術(一連につき)	16,300	→ 16,300	K678	
K680		胆囊胃(腸)吻合術	11,580	→ 11,580	K679	
K681		総胆管胃(腸)吻合術	28,210	→ 28,210	K680	
K682		胆囊外瘻造設術	9,420	→ 9,420	K681	
K682		胆管外瘻造設術			K682	
K682-2	1	開腹によるもの	12,300	→ 12,300	1	
K682-2	2	経皮経肝によるもの	10,800	→ 10,800	2	
K683		経皮的胆管ドレナージ術	10,800	→ 10,800	K682-2	
K684		内視鏡的経鼻胆管ドレナージ術(ENBD)	10,800	→ 10,800	K682-3	
K684		超音波内視鏡下瘻孔形成術(腹腔内膿瘍に対するもの)	21,320	→ 21,320	K682-4	
K685		削除			K683	
K685		先天性胆道閉鎖症手術	60,000	→ 60,000	K684	
K685		内視鏡的胆道結石除去術			K685	
	1	胆道碎石術を伴うもの	12,780	→ 11,920	1	
	2	その他のもの	8,320	→ 8,320	2	
K686		内視鏡的胆道拡張術	15,510	→ 13,820	K686	
K687		内視鏡的乳頭切開術			K687	
	1	乳頭括約筋切開のみのもの	12,220	→ 11,270	1	
	2	胆道碎石術を伴うもの	27,550	→ 24,550	2	
K688		内視鏡的胆道ステント留置術	11,540	→ 11,540	K688	
K689		経皮経肝胆管ステント挿入術	12,270	→ 12,270	K689	
(肝)						

旧区分番号	新手術項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
K690	肝縫合術	17,400	→ 17,400	K690	
K691	肝膿瘍切開術			K691	
1	開腹によるもの	11,860	→ 11,860	1	
2	開胸によるもの	12,520	→ 12,520	2	
K691-2	経皮的肝膿瘍ドレナージ術	10,800	→ 10,800	K691-2	
K692	肝囊胞切開又は縫縮術	12,520	→ 12,520	K692	
K692-2	腹腔鏡下肝囊胞切開術	28,210	→ 28,210	K692-2	
K693	肝内結石摘出術(開腹)	28,210	→ 28,210	K693	
K694	肝囊胞、肝膿瘍摘出術	28,210	→ 28,210	K694	
K695	肝切除術			K695	
1	部分切除	36,340	→ 36,340	1	
2	亜区域切除	46,130	→ 46,130	2	
3	外側区域切除	46,130	→ 46,130	3	
4	1区域切除(外側区域切除を除く。)	49,750	→ 49,750	4	
5	2区域切除	76,210	→ 76,210	5	
6	3区域切除以上のもの	97,050	→ 97,050	6	
7	2区域切除以上であって、血行再建を伴うもの	126,230	→ 126,230	7	
K695-2	腹腔鏡下肝切除術			K695-2	
1	部分切除	50,600	→ 59,680	1	
2	外側区域切除	74,880	→ 74,880	2	
K696	肝内胆管(肝管)胃(腸)吻合術	28,210	→ 28,210	K696	
K697	肝内胆管外瘻造設術			K697	
1	開腹によるもの	18,810	→ 18,810	1	
2	経皮経肝によるもの	10,800	→ 10,800	2	
K697-2	肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法(一連として) 腹腔鏡によるもの その他のもの	17,410	→ -	K697-2	【項目の見直し】
		-	→ 18,710	1	
		-	→ 17,410	2	
K697-3	肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法(一連として)			K697-3	

旧区分番号	新手術項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
1	2センチメートル以内のもの	15,000	→	1	【項目の見直し】
	腹腔鏡によるもの	—	→ 16,300		
	その他のもの	—	→ 15,000		
2	2センチメートルを超えるもの	21,960	→	2	【項目の見直し】
	腹腔鏡によるもの	—	→ 23,260		
	その他のもの	—	→ 21,960		
K697-4	移植用部分肝採取術(生体)	72,000	→ 72,000	K697-4	
K697-5	生体部分肝移植術	129,560	→ 145,610	K697-5	
K697-6	移植用肝採取術(死体)	86,700	→ 86,700	K697-6	
K697-7	同種死体肝移植術	193,060	→ 193,060	K697-7	
(脾)					
K698	急性脾炎手術			K698	
	感染性壊死部切除を伴うもの	49,390	→ 49,390	1	
	その他のもの	28,210	→ 28,210	2	
K699	脾結石手術			K699	
	脾切開によるもの	28,210	→ 28,210	1	
	経十二指腸乳頭によるもの	28,210	→ 28,210	2	
体外衝撃波脾石破碎術(一連につき)			— → 19,300	K699-2	【新設】
K700	脾中央切除術	53,560	→ 53,560	K700	
K701	脾破裂縫合術	22,080	→ 22,080	K701	
K702	脾体尾部腫瘍切除術			K702	
	脾尾部切除術(腫瘍摘出術を含む。)の場合			1	
K702-1	脾同時切除の場合	21,200	→ 24,000	イ	
	脾温存の場合	21,750	→ 21,750	ロ	
K702-2	リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合	38,890	→ 46,880	2	
	周辺臓器(胃、結腸、腎、副腎等)の合併切除を伴う腫瘍切除術の場合	52,730	→ 52,730	3	
K702-3	血行再建を伴う腫瘍切除術の場合	55,870	→ 55,870	4	
	腹腔鏡下脾体尾部腫瘍切除術	36,730	→ 47,250	K702-2	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K703		脾頭部腫瘍切除術			K703	
	1	脾頭十二指腸切除術の場合	69,840	→ 77,950	1	
	2	リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合又は十二指腸温存脾頭切除術の場合	83,810	→ 83,810	2	
	3	周辺臓器(胃、結腸、腎、副腎等)の合併切除を伴う腫瘍切除術の場合	83,810	→ 83,810	3	
	4	血行再建を伴う腫瘍切除術の場合	128,230	→ 128,230	4	
K704		脾全摘術	91,990	→ 91,990	K704	
K705		脾囊胞胃(腸)吻合術	28,210	→ 28,210	K705	
K706		脾管空腸吻合術	37,620	→ 37,620	K706	
K707		脾囊胞外瘻造設術			K707	
	1	内視鏡によるもの	18,370	→ 18,370	1	
	2	開腹によるもの	12,460	→ 12,460	2	
K708		脾管外瘻造設術	18,810	→ 18,810	K708	
K708-2		脾管誘導手術	18,810	→ 18,810	K708-2	
K708-3		内視鏡の脾管ステント留置術	22,240	→ 22,240	K708-3	
K709		脾瘻閉鎖術	28,210	→ 28,210	K709	
K709-2		移植用脾採取術(死体)	63,310	→ 63,310	K709-2	
K709-3		同種死体脾移植術	112,570	→ 112,570	K709-3	
K709-4		移植用脾腎採取術(死体)	84,080	→ 84,080	K709-4	
K709-5		同種死体脾腎移植術	140,420	→ 140,420	K709-5	
(脾)						
K710		脾縫合術(部分切除を含む。)	24,410	→ 24,410	K710	
K711		脾摘出術	28,210	→ 28,210	K711	
K711-2		腹腔鏡下脾摘出術	37,060	→ 37,060	K711-2	
(空腸、回腸、盲腸、虫垂、結腸)						
K712		破裂腸管縫合術	10,400	→ 10,400	K712	
K713		腸切開術	9,650	→ 9,650	K713	
K714		腸管癒着症手術	12,010	→ 12,010	K714	
K714-2		腹腔鏡下腸管癒着剥離術	20,650	→ 20,650	K714-2	

旧区分番号	新手術項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
K715	腸重積症整復術			K715	
1	非観血的なもの	4,490	→ 4,490		1
2	観血的なもの	6,040	→ 6,040	K716	2
K716	小腸切除術				
1	悪性腫瘍手術以外の切除術	15,940	→ 15,940	K716-2	1
2	悪性腫瘍手術	34,150	→ 34,150		2
K716-2	腹腔鏡下小腸切除術			K716-2	
1	悪性腫瘍手術以外の切除術	31,370	→ 31,370		1
2	悪性腫瘍手術	37,380	→ 37,380	K717	2
K717	小腸腫瘍、小腸憩室摘出術(メッケル憩室炎手術を含む。)	18,810	→ 18,810		
K718	虫垂切除術			K718	
1	虫垂周囲膿瘍を伴わないもの	6,210	→ 6,210		1
2	虫垂周囲膿瘍を伴うもの	8,880	→ 8,880	K718-2	2
K718-2	腹腔鏡下虫垂切除術				
1	虫垂周囲膿瘍を伴わないもの	11,470	→ 11,470	K719	1
2	虫垂周囲膿瘍を伴うもの	18,380	→ 18,380		2
K719	結腸切除術			K719	
1	小範囲切除	22,140	→ 22,140		1
2	結腸半側切除	29,940	→ 29,940	K719-2	2
3	全切除、亜全切除又は悪性腫瘍手術	35,680	→ 35,680		3
K719-2	腹腔鏡下結腸切除術			K719-2	
1	小範囲切除、結腸半側切除	42,680	→ 42,680		1
2	全切除、亜全切除	51,750	→ 51,750	K719-3	2
K719-3	腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術	51,750	→ 51,750		
K719-4	ピックレル氏手術	13,700	→ 13,700	K719-4	
K719-5	全結腸・直腸切除囊肛門吻合術	42,510	→ 42,510		
K720	結腸腫瘍(回盲部腫瘍摘出術を含む。)、結腸憩室摘出術、結腸ポリープ切除術(開腹によるもの)	16,610	→ 16,610	K720	
K721	内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術				

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K721-2	1	長径2センチメートル未満	5,000	→ 5,000	1	
	2	長径2センチメートル以上	7,000	→ 7,000	2	
		内視鏡的大腸ポリープ切除術			K721-2	
	1	長径2センチメートル未満	5,000	→ 5,000	1	
K721-3	2	長径2センチメートル以上	7,000	→ 7,000	2	
		内視鏡的結腸異物摘出術	5,360	→ 5,360	K721-3	
		早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術	18,370	→ 18,370	K721-4	
K722		小腸結腸内視鏡的止血術	11,640	→ 10,390	K722	
K723		削除			K723	
K724		腸吻合術	9,330	→ 9,330	K724	
K725		腸瘻、虫垂瘻造設術	6,140	→ 6,140	K725	
K725-2		腹腔鏡下腸瘻、虫垂瘻造設術	12,080	→ 12,080	K725-2	
K726		人工肛門造設術	7,980	→ 7,980	K726	
K727		腹壁外腸管前置術	8,340	→ 8,340	K727	
K728		腸狭窄部切開縫合術	11,220	→ 11,220	K728	
K729		腸閉鎖症手術			K729	
K729-1	1	腸管切除を伴わないもの	12,190	→ 12,190	1	
	2	腸管切除を伴うもの	28,210	→ 28,210	2	
K729-2		多発性小腸閉鎖症手術	47,020	→ 47,020	K729-2	
K729-3		腹腔鏡下腸閉鎖症手術	32,310	→ 32,310	K729-3	
K730		小腸瘻閉鎖術			K730	
K730-1	1	腸管切除を伴わないもの	11,580	→ 11,580	1	
	2	腸管切除を伴うもの	17,900	→ 17,900	2	
K731		結腸瘻閉鎖術			K731	
K731-1	1	腸管切除を伴わないもの	11,750	→ 11,750	1	
	2	腸管切除を伴うもの	28,210	→ 28,210	2	
K732		人工肛門閉鎖術			K732	
K732-1	1	腸管切除を伴わないもの	11,470	→ 11,470	1	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K733	2	腸管切除を伴うもの	28,210	→ 28,210	2	
		盲腸縫縮術	4,400	→ 4,400		
		腸回転異常症手術	18,810	→ 18,810		
		腹腔鏡下腸回転異常症手術	22,910	→ 22,910		
		先天性巨大結腸症手術	50,830	→ 50,830		
		小腸・結腸狭窄部拡張術(内視鏡によるもの)	11,090	→ 11,090		
		腹腔鏡下先天性巨大結腸症手術	63,710	→ 63,710		
		下部消化管ステント留置術	9,100	→ 9,100		
		人工肛門形成術				
		開腹を伴うもの	10,030	→ 10,030		
	1	その他のもの	3,670	→ 3,670	1	
(直腸)						
K737		直腸周囲膿瘍切開術	2,690	→ 2,610	K737	
K738	1	直腸異物除去術			K738	
		経肛門(内視鏡によるもの)	6,700	→ 6,700		
		開腹によるもの	11,530	→ 11,530		
K739	2	直腸腫瘍摘出術(ポリープ摘出を含む。)			K739	
		経肛門	4,010	→ 4,010		
		経括約筋	9,940	→ 9,940		
		経腹及び経肛	18,810	→ 18,810		
K739-2		経肛門的内視鏡下手術(直腸腫瘍に限る。)	26,100	→ 26,100	K739-2	
K739-3		低侵襲経肛門の局所切除術(MITAS)	16,700	→ 16,700	K739-3	
K740	3	直腸切除・切断術			K740	
		切除術	42,850	→ 42,850		
		低位前方切除術	66,300	→ 66,300		
		超低位前方切除術(経肛門的結腸囊肛門吻合によるもの)	69,840	→ 69,840		
		切断術	77,120	→ 77,120		
K740-2		腹腔鏡下直腸切除・切断術			K740-2	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K740-3 K741 K742 K742-2	1	切除術	75,460	→ 75,460	1	
	2	低位前方切除術	83,930	→ 83,930	2	
	3	切断術	83,930	→ 83,930	3	
		削除			K740-3	
		直腸狭窄形成手術	28,210	→ 28,210	K741	
		直腸脱手術			K742	
	1	経会陰によるもの	8,410	→ 8,410	1	
	2	直腸挙上固定を行うもの	10,900	→ 10,900	2	
	3	骨盤底形成を行うもの	18,810	→ 18,810	3	
	4	腹会陰からのもの(腸切除を含む。)	37,620	→ 37,620	4	
		腹腔鏡下直腸脱手術	25,810	→ 25,810	K742-2	
(肛門、その周辺)						
K743 K743-2 K743-3 K743-4 K743-5 K743-6 K744 K745 K746	1	痔核手術(脱肛を含む。)			K743	
	1	硬化療法	1,380	→ 1,380	1	
	2	硬化療法(四段階注射法によるもの)	4,220	→ 4,010	2	
	3	結紮術、焼灼術、血栓摘出術	1,390	→ 1,390	3	
	4	根治手術	5,360	→ 5,190	4	
	5	PPH	11,260	→ 11,260	5	
		肛門括約筋切開術	1,380	→ 1,380	K743-2	
		脱肛根治手術	5,360	→ 5,360	K743-3	
		痔核手術後狭窄拡張手術	5,360	→ 5,360	K743-4	
		モルガニー氏洞及び肛門管切開術	3,750	→ 3,750	K743-5	
		肛門部皮膚剥離切除術	3,750	→ 3,750	K743-6	
		裂肛又は肛門潰瘍根治手術	3,110	→ 3,110	K744	
		肛門周囲膿瘍切開術	2,050	→ 2,050	K745	
		痔瘻根治手術			K746	
	1	単純なもの	3,750	→ 3,750	1	
	2	複雑なもの	8,120	→ 7,470	2	

旧区分番号	新手術項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
K746-2	高位直腸瘻手術	8,120	8,120	K746-2	
K747	肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、肛門尖圭コンジローム切除術	1,040	1,040	K747	
K748	肛門悪性腫瘍手術			K748	
1	切除	28,210	28,210	1	
2	直腸切断を伴うもの	70,680	70,680	2	
K749	肛門拡張術(観血的なもの)	1,630	1,630	K749	
K750	肛門括約筋形成手術			K750	
1	瘢痕切除又は縫縮によるもの	3,990	3,990	1	
2	組織置換によるもの	23,660	23,660	2	
K751	鎖肛手術			K751	
1	肛門膜状閉鎖切開	2,100	2,100	1	
2	会陰式	18,810	18,810	2	
3	仙骨会陰式	35,270	35,270	3	
4	腹会陰、腹仙骨式	62,660	62,660	4	
K751-2	仙尾部奇形腫手術	42,680	42,680	K751-2	
K751-3	腹腔鏡下鎖肛手術(腹会陰、腹仙骨式)	70,140	70,140	K751-3	
K752	肛門形成手術			K752	
1	肛門狭窄形成手術	5,580	5,210	1	
2	直腸粘膜脱形成手術	8,580	7,710	2	
K753	毛巣囊、毛巣瘻、毛巣洞手術	3,680	3,680	K753	

第10款 尿路系・副腎

(副腎)

K754	副腎摘出術(副腎部分切除術を含む。)	28,210	28,210	K754	
K754-2	腹腔鏡下副腎摘出術	40,100	40,100	K754-2	
K754-3	腹腔鏡下小切開副腎摘出術	34,390	34,390	K754-3	
K755	副腎腫瘍摘出術			K755	
1	皮質腫瘍	35,830	35,830	1	
2	髓質腫瘍(褐色細胞腫)	42,930	42,930	2	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K756		腹腔鏡下副腎髓質腫瘍摘出術(褐色細胞腫)	—	→ 47,030	K755-2	【新設】
K756-2		副腎悪性腫瘍手術	47,020	→ 47,020	K756	
		腹腔鏡下副腎悪性腫瘍手術	51,120	→ 51,120	K756-2	
(腎、腎孟)						
K757		腎破裂縫合術	37,620	→ 37,620	K757	
K757-2		腎破裂手術	38,270	→ 38,270	K757-2	
K758		腎周囲膿瘍切開術	3,480	→ 3,480	K758	
K759		腎切半術	37,620	→ 37,620	K759	
K760		癒合腎離断術	47,020	→ 47,020	K760	
K761		腎被膜剥離術(除神経術を含む。)	10,660	→ 10,660	K761	
K762		腎固定術	10,350	→ 10,350	K762	
K763		腎切石術	27,550	→ 27,550	K763	
K764		経皮的尿路結石除去術(経皮的腎瘻造設術を含む。)	32,800	→ 32,800	K764	
K765		経皮的腎孟腫瘍切除術(経皮的腎瘻造設術を含む。)	33,040	→ 33,040	K765	
K766		経皮的尿管拡張術(経皮的腎瘻造設術を含む。)	13,000	→ 13,000	K766	
K767		腎孟切石術	27,210	→ 27,210	K767	
K768		体外衝撃波腎・尿管結石破碎術(一連につき)	19,300	→ 19,300	K768	
K769		腎部分切除術	32,620	→ 32,620	K769	
K769-2		腹腔鏡下腎部分切除術	43,930	→ 43,930	K769-2	
K769-3		腹腔鏡下小切開腎部分切除術	42,900	→ 42,900	K769-3	
K770		腎囊胞切除縮小術	11,580	→ 11,580	K770	
K770-2		腹腔鏡下腎囊胞切除縮小術	18,850	→ 18,850	K770-2	
K770-3		腹腔鏡下腎囊胞切除術	20,360	→ 20,360	K770-3	
K771		経皮的腎囊胞穿刺術	1,490	→ 1,490	K771	
K772		腎摘出術	17,680	→ 17,680	K772	
K772-2		腹腔鏡下腎摘出術	54,250	→ 54,250	K772-2	
K772-3		腹腔鏡下小切開腎摘出術	40,240	→ 40,240	K772-3	
K773		腎(尿管)悪性腫瘍手術	42,770	→ 42,770	K773	

旧区分番号	新手術項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
K773-2	腹腔鏡下腎(尿管)悪性腫瘍手術	64,720	→ 64,720	K773-2	
K773-3	腹腔鏡下小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術	49,870	→ 49,870	K773-3	
K773-4	腎腫瘍凝固・焼灼術(冷凍凝固によるもの)	52,800	→ 52,800	K773-4	
K774	削除			K774	
K775	経皮的腎(腎孟)瘻造設術	15,440	→ 13,860	K775	
K776	腎(腎孟)皮膚瘻閉鎖術	25,350	→ 25,350	K776	
K777	腎(腎孟)腸瘻閉鎖術	28,210	→ 28,210	K777	
K778	腎孟形成手術	33,120	→ 33,120	K778	
K778-2	腹腔鏡下腎孟形成手術	51,600	→ 51,600	K778-2	
K779	移植用腎採取術(生体)	35,700	→ 35,700	K779	
K779-2	移植用腎採取術(死体)	43,400	→ 43,400	K779-2	
K779-3	腹腔鏡下移植用腎採取術(生体)	51,850	→ 51,850	K779-3	
K780	同種死体腎移植術	98,770	→ 98,770	K780	
K780-2	生体腎移植術	62,820	→ 62,820	K780-2	
(尿管)					
K781	経尿道的尿路結石除去術			K781	
1	レーザーによるもの	22,270	→ 22,270	1	
2	その他のもの	14,800	→ 14,800	2	
K781-2	ピンハンマー式尿路結石破碎術	7,770	→ 7,770	K781-2	
K782	尿管切石術			K782	
1	上部及び中部	10,310	→ 10,310	1	
2	膀胱近接部	15,310	→ 15,310	2	
K783	経尿道的尿管狭窄拡張術	20,930	→ 20,930	K783	
K783-2	経尿道的尿管ステント留置術	3,400	→ 3,400	K783-2	
K783-3	経尿道的尿管ステント抜去術	1,300	→ 1,300	K783-3	
K784	残存尿管摘出術	18,810	→ 18,810	K784	
K784-2	尿管剥離術	18,810	→ 18,810	K784-2	
K785	経尿道的腎孟尿管腫瘍摘出術	21,420	→ 21,420	K785	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
		腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術	—	→ 31,040	K785-2	【新設】
K786		尿管膀胱吻合術	19,370	→ 19,370	K786	
K787		尿管尿管吻合術	27,210	→ 27,210	K787	
K788		尿管腸吻合術	17,070	→ 17,070	K788	
K789		尿管腸膀胱吻合術	40,390	→ 40,390	K789	
K790		尿管皮膚瘻造設術	12,910	→ 12,910	K790	
K791		尿管皮膚瘻閉鎖術	25,860	→ 25,860	K791	
K792		尿管腸瘻閉鎖術	36,840	→ 36,840	K792	
K793		尿管腔瘻閉鎖術	28,210	→ 28,210	K793	
K794		尿管口形成手術	16,580	→ 16,580	K794	
K794-2		経尿道的尿管瘤切除術	15,500	→ 15,500	K794-2	
(膀胱)						
K795		膀胱破裂閉鎖術	11,170	→ 11,170	K795	
K796		膀胱周囲膿瘍切開術	3,300	→ 3,300	K796	
K797		膀胱内凝血除去術	2,980	→ 2,980	K797	
K798		膀胱結石、異物摘出術			K798	
	1	経尿道的手術	8,320	→ 8,320	1	
	2	膀胱高位切開術	3,150	→ 3,150	2	
K798-2		経尿道的尿管凝血除去術(バスケットワイヤーカテーテル使用)	8,320	→ 8,320	K798-2	
K799		膀胱壁切除術	9,260	→ 9,260	K799	
K800		膀胱憩室切除術	9,060	→ 9,060	K800	
K800-2		経尿道的電気凝固術	9,060	→ 9,060	K800-2	
K800-3		膀胱水圧拡張術	6,950	→ 6,410	K800-3	
K801		膀胱単純摘除術			K801	
	1	腸管利用の尿路変更を行うもの	48,650	→ 48,650	1	
	2	その他もの	44,790	→ 44,790	2	
K802		膀胱腫瘍摘出術	12,030	→ 10,610	K802	
K802-2		膀胱脱手術			K802-2	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K802-3	1	メッシュを使用するもの	30,880	→ 30,880	1	
	2	その他もの	16,860	→ 16,860	2	
		膀胱後腫瘍摘出術			K802-3	
	1	腸管切除を伴わないもの	11,100	→ 11,100	1	
	2	腸管切除を伴うもの	21,700	→ 21,700	2	
		腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術	—	→ 12,710	K802-4	【新設】
		腹腔鏡下膀胱部分切除術	—	→ 14,710	K802-5	【新設】
		腹腔鏡下膀胱脱手術	—	→ 34,980	K802-6	【新設】
K803		膀胱悪性腫瘍手術			K803	
	1	切除	29,190	→ 29,190	1	
	2	全摘(腸管等を利用して尿路変更を行わないもの)	66,890	→ 66,890	2	
	3	全摘(尿管S状結腸吻合を利用して尿路変更を行うもの)	80,160	→ 80,160	3	
	4	全摘(回腸又は結腸導管を利用して尿路変更を行うもの)	107,800	→ 107,800	4	
	5	全摘(代用膀胱を利用して尿路変更を行うもの)	110,600	→ 110,600	5	
	6	経尿道的手術			6	
	イ	電解質溶液利用のもの	12,300	→ 12,300	イ	
	ロ	その他のもの	10,400	→ 10,400	ロ	
		腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術	89,380	→ 89,380	K803-2	
K803-2		腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術	—	→ 87,380	K803-3	【新設】
		尿膜管摘出術	10,950	→ 10,950	K804	
		腹腔鏡下尿膜管摘出術	—	→ 15,050	K804-2	【新設】
K805		膀胱瘻造設術	3,530	→ 3,530	K805	
		膀胱皮膚瘻閉鎖術	7,870	→ 7,870	K806	
K806		膀胱腔瘻閉鎖術	25,180	→ 25,180	K807	
K807		膀胱腸瘻閉鎖術	25,180	→ 25,180	K808	
K808		膀胱子宫瘻閉鎖術	33,800	→ 33,800	K809	
K809		膀胱尿管逆流手術	23,520	→ 23,520	K809-2	
K809-2		腹腔鏡下膀胱内手術	32,000	→ 32,000	K809-3	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K810 K811 K812 K812-2	1 2	ボアリー氏手術	35,150	→ 35,150	K810	
		腸管利用膀胱拡大術	41,910	→ 41,910	K811	
		回腸(結腸)導管造設術	43,100	→ 43,100	K812	
		排泄腔外反症手術			K812-2	
		外反膀胱閉鎖術	64,030	→ 64,030		1
		膀胱腸裂閉鎖術	103,710	→ 103,710		2
(尿道)						
K813 K814 K815 K816 K817 K818 K819 K819-2 K820 K821	1 2 3 1 2 1 2 1 2 1	尿道周囲膿瘍切開術	1,160	→ 1,160	K813	
		外尿道口切開術	1,010	→ 1,010	K814	
		尿道結石、異物摘出術			K815	
		前部尿道	2,180	→ 2,180		1
		後部尿道	5,250	→ 5,250		2
		外尿道腫瘍切除術	2,180	→ 2,180	K816	
		尿道悪性腫瘍摘出術			K817	
		摘出	27,550	→ 27,550		1
		内視鏡による場合	20,110	→ 20,110		2
		尿路変更を行う場合	54,060	→ 54,060		3
K818	1 2	尿道形成手術			K818	
		前部尿道	17,030	→ 17,030		1
		後部尿道	37,700	→ 37,700		2
		尿道下裂形成手術	33,790	→ 33,790	K819	
K819-2		陰茎形成術	33,790	→ 33,790	K819-2	
		尿道上裂形成手術	39,000	→ 39,000	K820	
K821		尿道狭窄内視鏡手術	17,160	→ 15,040	K821	
K821-2 K821-3 K822 K823		尿道狭窄拡張術(尿道バルーンカテーテル)	14,200	→ 14,200	K821-2	
		尿道ステント前立腺部尿道拡張術	12,300	→ 12,300	K821-3	
		女子尿道脱手術	7,560	→ 7,560	K822	
		尿失禁手術			K823	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
	1	恥骨固定式膀胱頸部吊上術を行うもの	23,510	→ 23,510	1	
	2	その他もの	22,490	→ 20,680	2	
K823-2		尿失禁又は膀胱尿管逆流現象コラーゲン注入手術	23,320	→ 23,320	K823-2	
K823-3		膀胱尿管逆流症手術(治療用注入材によるもの)	23,320	→ 23,320	K823-3	
K823-4		腹腔鏡下尿失禁手術	32,440	→ 32,440	K823-4	
K823-5		人工尿道括約筋植込・置換術	23,920	→ 23,920	K823-5	
第11款 性器						
(陰茎)						
K824		陰茎尖圭コンジローム切除術	1,130	→ 1,130	K824	
K825		陰茎全摘術	16,630	→ 16,630	K825	
K826		陰茎切断術	5,850	→ 5,850	K826	
K826-2		陰茎折症手術	8,550	→ 8,550	K826-2	
K826-3		陰茎様陰核形成手術	5,850	→ 5,850	K826-3	
K827		陰茎悪性腫瘍手術			K827	
	1	陰茎切除	18,590	→ 18,590	1	
	2	陰茎全摘	36,500	→ 36,500	2	
K828		包茎手術			K828	
	1	背面切開術	740	→ 740	1	
	2	環状切除術	2,040	→ 2,040	2	
K828-2		陰茎持続勃起症手術			K828-2	
	1	亀頭一陰茎海綿体瘻作成術(ワインター法)によるもの	4,060	→ 4,060	1	
	2	その他のシャント術によるもの	18,600	→ 18,600	2	
(陰嚢、精巣、精巣上体、精管、精索)						
K829		精管切断、切除術(両側)	2,550	→ 2,550	K829	
K830		精巣摘出術	2,770	→ 2,770	K830	
K830-2		精巣外傷手術			K830-2	
	1	陰嚢内血腫除去術	3,200	→ 3,200	1	
	2	精巣白膜縫合術	3,400	→ 3,400	2	

旧区分番号	新手術項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
K831 及び K831-2	削除			K831 及び K831-2	
K832	精巣上体摘出術	4,200	→ 4,200	K832	
K833	精巣悪性腫瘍手術	12,300	→ 10,290	K833	
K834	精索靜脈瘤手術	2,480	→ 2,480	K834	
K834-2	腹腔鏡下内精巣靜脈結紮術	18,590	→ 18,590	K834-2	
K835	陰嚢水腫手術			K835	
1	交通性陰嚢水腫手術	3,620	→ 3,620	1	
2	その他	2,290	→ 2,290	2	
K836	停留精巣固定術	8,470	→ 8,470	K836	
K836-2	腹腔鏡下腹腔内停留精巣陰嚢内固定術	31,770	→ 31,770	K836-2	
K837	精管形成手術	11,310	→ 11,310	K837	
K838	精索捻転手術			K838	
1	対側の精巣固定術を伴うもの	8,570	→ 7,810	1	
2	その他のもの	8,230	→ 8,230	2	
(精嚢、前立腺)					
K839	前立腺膿瘍切開術	2,770	→ 2,770	K839	
K840	前立腺被膜下摘出術	15,920	→ 15,920	K840	
K841	経尿道的前立腺手術	18,500	→ -	K841	【項目の見直し】
	電解質溶液利用のもの	-	→ 20,400	1	
	その他のもの	-	→ 18,500	2	
K841-2	経尿道的レーザー前立腺切除術			K841-2	
1	ホルミウムレーザーを用いるもの	20,470	→ 20,470	1	
2	その他のもの	19,000	→ 19,000	2	
K841-3	経尿道的前立腺高溫度治療(一連につき)	5,000	→ 5,000	K841-3	
K841-4	焦点式高エネルギー超音波療法(一連につき)	5,000	→ 5,000	K841-4	
K842	削除			K842	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
改正前	改正後					
K843		前立腺悪性腫瘍手術	41,080	→ 41,080	K843	
K843-2		腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術	77,430	→ 77,430	K843-2	
K843-3		腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術	59,780	→ 59,780	K843-3	
(外陰、会陰)						
K844		バルトリン腺膿瘍切開術	790	→ 780	K844	
K845		処女膜切開術	790	→ 790	K845	
K846		処女膜切除術	980	→ 980	K846	
K847		輪状処女膜切除術	2,230	→ 2,230	K847	
K848		バルトリン腺嚢胞腫瘍摘出術(造袋術を含む。)	2,760	→ 2,760	K848	
K849		女子外性器腫瘍摘出術	2,340	→ 2,340	K849	
K850		女子外性器悪性腫瘍手術			K850	
1		切除	29,190	→ 29,190	1	
2		皮膚移植(筋皮弁使用)を行った場合	54,020	→ 54,020	2	
K850-2		膣絨毛性腫瘍摘出術	23,830	→ 23,830	K850-2	
K851		会陰形成手術			K851	
1		筋層に及ばないもの	2,330	→ 2,330	1	
2		筋層に及ぶもの	5,760	→ 5,760	2	
K851-2		外陰・膣血腫除去術	1,600	→ 1,600	K851-2	
K851-3		癒合陰唇形成手術			K851-3	
1		筋層に及ばないもの	2,330	→ 2,330	1	
2		筋層に及ぶもの	5,760	→ 5,760	2	
(膣)						
K852		膣壁裂創縫合術(分娩時を除く。)			K852	
1		前又は後壁裂創	2,760	→ 2,760	1	
2		前後壁裂創	5,410	→ 5,410	2	
3		膣円蓋に及ぶ裂創	8,280	→ 8,280	3	
4		直腸裂傷を伴うもの	31,940	→ 31,940	4	
K853		膣閉鎖術			K853	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K854	1	中央腔閉鎖術(子宮全脱)	6,370	→ 6,370	1	
	2	その他	2,580	→ 2,580	2	
K854-2		腔式子宮旁結合織炎(膿瘍)切開術	2,230	→ 2,230	K854	
		後腔円蓋切開(子宮外妊娠)	2,230	→ 2,230	K854-2	
K855		腔中隔切除術			K855	
	1	不全隔のもの	1,260	→ 1,260	1	
K856	2	全中隔のもの	2,540	→ 2,540	2	
		腔壁腫瘍摘出術	2,540	→ 2,540	K856	
K856-2		腔壁囊腫切除術	2,540	→ 2,540	K856-2	
		腔ポリープ切除術	1,040	→ 1,040	K856-3	
K856-4		腔壁尖圭コンジローム切除術	1,040	→ 1,040	K856-4	
		腔壁悪性腫瘍手術	29,190	→ 29,190	K857	
K857		腔腸瘻閉鎖術	31,940	→ 31,940	K858	
		造腔術、腔閉鎖症術			K859	
K859	1	拡張器利用によるもの	2,130	→ 2,130	1	
	2	遊離植皮によるもの	18,810	→ 18,810	2	
	3	腔断端挙上によるもの	28,210	→ 28,210	3	
	4	腸管形成によるもの	40,900	→ 40,900	4	
	5	筋皮弁移植によるもの	55,810	→ 55,810	5	
K859-2		腹腔鏡下造腔術	38,690	→ 38,690	K859-2	
		腔壁形成手術	7,160	→ 7,160	K860	
K860		腔断端挙上術(腔式、腹式)	29,190	→ 29,190	K860-2	

(子宮)

K861		子宮内膜搔爬術	1,180	→ 1,180	K861	
K862		クレニッヒ手術	7,710	→ 7,710	K862	
K863		腹腔鏡下子宮内膜症病巣除去術	20,610	→ 20,610	K863	
K863-2		子宮鏡下子宮中隔切除術、子宮内腔癒着切除術(癒着剥離術を含む。)	18,590	→ 18,590	K863-2	
K863-3		子宮鏡下子宮内膜焼灼術	17,810	→ 17,810	K863-3	

旧区分番号	新手術項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
K864	子宮位置矯正術			K864	
	1 アレキサンダー手術	4,040	→ 4,040		1
	2 開腹による位置矯正術	7,540	→ 7,540		2
K865	3 癒着剥離矯正術	14,070	→ 14,070	K865	3
	子宮脱手術				
	1 膜壁形成手術及び子宮位置矯正術	16,900	→ 16,900		1
K866	2 ハルバン・シャウタ手術	16,900	→ 16,900	K866	2
	3 マンチェスター手術	14,110	→ 14,110		3
	4 膜壁形成手術及び子宮全摘術(膜式、腹式)	28,210	→ 28,210		4
K866	子宮頸管ポリープ切除術	990	→ 990	K866	
K866-2	子宮腔部冷凍凝固術	990	→ 990	K866-2	
K867	子宮頸部(膜部)切除術	3,330	→ 3,330	K867	
K867-2	子宮腔部糜爛等子宮腔部乱切除術	470	→ 470	K867-2	
K867-3	子宮頸部摘出術(膜部切斷術を含む。)	3,330	→ 3,330	K867-3	
K867-4	子宮頸部異形成上皮又は上皮内癌レーザー照射治療	3,330	→ 3,330	K867-4	
K868から K870まで	削除			K868から K870まで	
K871	子宮息肉様筋腫摘出術(膜式)	3,980	→ 3,810		K871
K872	子宮筋腫摘出(核出)術			K872	
1	腹式	24,510	→ 24,510	1	
	膜式	14,290	→ 14,290		2
K872-2	腹腔鏡下子宮筋腫摘出(核出)術	37,620	→ 37,620	K872-2	
K872-3	子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術、子宮内膜ポリープ切除術	4,730	→ 4,730	K872-3	
K872-4	痕跡副角子宮手術			K872-4	
1	腹式	15,240	→ 15,240	1	
	膜式	8,450	→ 8,450		2
K872-5	子宮頸部初期癌又は異形成光線力学療法	8,450	→ 8,450	K872-5	
K873	子宮鏡下子宮筋腫摘出術	18,810	→ 17,100	K873	

旧区分番号	新手術項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
K874 及び K875	削除			K874 及び K875	
K876	子宮腔上部切断術	9,500	9,500	K876	
K876-2	腹腔鏡下子宮腔上部切断術	14,620	14,620	K876-2	
K877	子宮全摘術	28,210	28,210	K877	
K877-2	腹腔鏡下腔式子宮全摘術	42,050	42,050	K877-2	
K878	広韌帶内腫瘍摘出術	14,290	14,290	K878	
K878-2	腹腔鏡下広韌帶内腫瘍摘出術	28,130	28,130	K878-2	
K879	子宮悪性腫瘍手術	62,000	62,000	K879	
	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに限る。)	—	70,200	K879-2	【新設】
K880	削除			K880	
K881	腹壁子宮瘻手術	21,130	21,130	K881	
K882	重複子宮、双角子宮手術	22,980	22,980	K882	
K883	子宮頸管形成手術	3,590	3,590	K883	
K883-2	子宮頸管閉鎖症手術			K883-2	
1	非観血的	180	180	1	
2	観血的	3,590	3,590	2	
K884	奇形子宮形成手術(ストラスマン手術)	21,130	21,130	K884	
(子宮附属器)					
K885	腔式卵巣囊腫内容排除術	1,350	1,350	K885	
	経皮の卵巣囊腫内容排除術	—	1,490	K885-2	【新設】
K886	子宮附属器癒着剥離術(両側)			K886	
1	開腹によるもの	11,580	11,580	1	
2	腹腔鏡によるもの	21,370	21,370	2	
K887	卵巣部分切除術(腔式を含む。)			K887	
1	開腹によるもの	4,350	5,130	1	
2	腹腔鏡によるもの	18,810	18,810	2	
K887-2	卵管結紮術(腔式を含む。)(両側)			K887-2	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K887-3	1	開腹によるもの	4,350	→ 4,350	1	
	2	腹腔鏡によるもの	18,810	→ 18,810	2	
		卵管口切開術			K887-3	
K887-4	1	開腹によるもの	4,350	→ 4,350	1	
	2	腹腔鏡によるもの	18,810	→ 18,810	2	
		腹腔鏡下多嚢胞性卵巣焼灼術	20,620	→ 20,620	K887-4	
K888		子宮附属器腫瘍摘出術(両側)			K888	
	1	開腹によるもの	15,720	→ 15,720	1	
	2	腹腔鏡によるもの	25,940	→ 25,940	2	
K888-2		卵管全摘除術、卵管腫瘍全摘除術、子宮卵管留血腫手術(両側)			K888-2	
	1	開腹によるもの	12,460	→ 12,460	1	
	2	腹腔鏡によるもの	25,540	→ 25,540	2	
K889		子宮附属器悪性腫瘍手術(両側)	58,500	→ 58,500	K889	
		卵管形成手術(卵管・卵巣移植、卵管架橋等)	27,380	→ 27,380	K890	
K890-2		卵管鏡下卵管形成術	46,410	→ 46,410	K890-2	
		腹腔鏡下卵管形成術	42,120	→ 42,120	K890-3	

(産科手術)

K891		分娩時頸部切開術(縫合を含む。)	3,170	→ 3,170	K891	
K892		骨盤位娩出術	3,800	→ 3,800	K892	
K893		吸引娩出術	2,700	→ 2,550	K893	
K894		鉗子娩出術			K894	
	1	低位(出口)鉗子	2,700	→ 2,700	1	
	2	中位鉗子	4,760	→ 4,760	2	
K895		会陰(陰門)切開及び縫合術(分娩時)	1,530	→ 1,530	K895	
K896		会陰(膣壁)裂創縫合術(分娩時)			K896	
	1	筋層に及ぶもの	1,650	→ 1,650	1	
	2	肛門に及ぶもの	3,860	→ 3,860	2	
	3	膣円蓋に及ぶもの	4,320	→ 4,320	3	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K897	4	直腸裂創を伴うもの 頸管裂創縫合術(分娩時)	8,200 → 4,900	8,200 → 4,900	4	
K898		帝王切開術			K897	
	1	緊急帝王切開	22,160	20,140	1	
	2	選択帝王切開	22,160	20,140	2	
	3	前置胎盤を合併する場合又は32週未満の早産の場合	24,520	21,640	3	
K899		胎児縮小術(娩出術を含む。)	3,220	3,220	K899	
K900		臍帶還納術	1,240	1,240	K900	
K900-2		脱垂肢整復術	1,240	1,240	K900-2	
K901		子宮双手圧迫術(大動脈圧迫術を含む。)	2,460	2,460	K901	
K902		胎盤用手剥離術	2,350	2,350	K902	
K903		子宮破裂手術			K903	
	1	子宮全摘除を行うもの	29,190	29,190	1	
	2	子宮腔上部切断を行うもの	26,700	26,700	2	
	3	その他のもの	14,500	14,500	3	
K904		妊娠子宮摘出術(ポロ一手術)	33,120	33,120	K904	
K905		子宮内反症整復手術(腔式、腹式)			K905	
	1	非観血的	340	340	1	
	2	観血的	13,820	13,820	2	
K906		子宮頸管縫縮術			K906	
	1	マクドナルド法	1,740	1,680	1	
	2	シロッカー法又はラッシュ法	3,090	3,090	2	
	3	縫縮解除術(チューブ抜去術)	1,500	1,500	3	
K907		胎児外回転術	670	670	K907	
K908		胎児内(双合)回転術	1,190	1,190	K908	
K909		流産手術			K909	
	1	妊娠11週までの場合	1,910	2,000	1	
	2	妊娠11週を超える妊娠21週までの場合	5,470	5,110	2	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考
			改正前	改正後		
K909-2		子宮内容除去術(不全流産)	2,000	→ 1,980	K909-2	
K910		削除			K910	
K910-2		内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術	40,000	→ 40,000	K910-2	
		胎児胸腔・羊水腔シャント術(一連につき)	—	→ 10,800	K910-3	【新設】
K911		胞状奇胎除去術	4,280	→ 4,120	K911	
K912		子宮外妊娠手術			K912	
1		開腹によるもの	14,110	→ 14,110	1	
2		腹腔鏡によるもの	22,950	→ 22,950	2	
K913		新生児仮死蘇生術			K913	
1		仮死第1度のもの	840	→ 840	1	
2		仮死第2度のもの	2,890	→ 2,700	2	
(その他)						
K913-2	1	性腺摘出術 開腹によるもの	6,280	→ 6,280	K913-2	
	2	腹腔鏡によるもの	18,590	→ 18,590	1	
第12款 削除						
第13款 臓器提供管理料						
K914		脳死臓器提供管理料	20,000	→ 20,000	K914	
K915		生体臓器提供管理料	5,000	→ 5,000	K915	
K920		輸血			K920	
1	イ	自家採血輸血(200mLごとに) 1回目	750	→ 750	1	
	ロ	2回目以降	650	→ 650	ロ	
2	イ	保存血液輸血(200mLごとに) 1回目	450	→ 450	2	
	ロ	2回目以降	350	→ 350	イ	
3		自己血貯血			ロ	
					3	

旧区分番号	新手術項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
4	イ 6歳以上の患者の場合(200mLごとに)			イ	
	(1) 液状保存の場合	250	→ 250	(1)	
	(2) 凍結保存の場合	500	→ 500	(2)	
	ロ 6歳未満の患者の場合(体重1kgにつき4mLごとに)			ロ	
	(1) 液状保存の場合	250	→ 250	(1)	
	(2) 凍結保存の場合	500	→ 500	(2)	
	4 自己血輸血			4	
	イ 6歳以上の患者の場合(200mLごとに)			イ	
	(1) 液状保存の場合	750	→ 750	(1)	
	(2) 凍結保存の場合	1,500	→ 1,500	(2)	
5	ロ 6歳未満の患者の場合(体重1kgにつき4mLごとに)			ロ	
	(1) 液状保存の場合	750	→ 750	(1)	
	(2) 凍結保存の場合	1,500	→ 1,500	(2)	
	5 交換輸血(1回につき)			5	
	HLA型適合血小板輸血に伴って行ったHLA型クラスII(DR、DQ、DP)の費用	5,250	→ 5,250		
	輸血に伴って、間接クームス検査を行った場合	1,400	→ 1,400		
		34	→ 34		
	K920-2 輸血管理料			K920-2	
	1 輸血管理料I	220	→ 220	1	
	2 輸血管理料II	110	→ 110	2	
K921	造血幹細胞採取(一連につき)			K921	
	1 骨髄採取			1	
	イ 同種移植の場合	21,640	→ 21,640	イ	
	ロ 自家移植の場合	17,440	→ 17,440	ロ	
	2 末梢血幹細胞採取			2	
	イ 同種移植の場合	21,640	→ 21,640	イ	
K922	ロ 自家移植の場合	17,440	→ 17,440	ロ	
	造血幹細胞移植			K922	
	1 骨髄移植			1	

旧区分番号		新手術項目名	点数		新区分番号	備考	
			改正前	改正後			
K923	2 イ ロ	同種移植の場合	66,450	→ 66,450	イ ロ 2		
		自家移植の場合	25,850	→ 25,850			
		末梢血幹細胞移植					
		同種移植の場合	66,450	→ 66,450		イ	
		自家移植の場合	30,850	→ 30,850		ロ	
	3 イ ロ	臍帯血移植	66,450	→ 66,450	3		
		術中術後自己血回収術(自己血回収器具によるもの)	4,500	→ 4,500		K923	
		自己生体組織接着剤作成術	1,400	→ 1,400		K924	
K930		脊髄誘発電位測定等加算	3,130	→	—	K930	【項目の見直し】
		脳、脊椎、脊髄又は大動脈瘤の手術に用いた場合	—	→	3,130	1	
		甲状腺又は副甲状腺の手術に用いた場合	—	→	2,500	2	
		超音波凝固切開装置等加算	3,000	→	3,000	K931	
		創外固定器加算	10,000	→	10,000	K932	
		イオントフォレーゼ加算	45	→	45	K933	
		副鼻腔手術用内視鏡加算	1,000	→	1,000	K934	
		副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算	1,000	→	1,000	K934-2	
		止血用加熱凝固切開装置加算	700	→	700	K935	
		自動縫合器加算	2,500	→	2,500	K936	
		自動吻合器加算	5,500	→	5,500	K936-2	
K936-2		微小血管自動縫合器加算	2,500	→	2,500	K936-3	
		心拍動下冠動脈、大動脈バイパス移植術用機器加算	30,000	→	30,000	K937	
		体外衝撃波消耗性電極加算	3,000	→	3,000	K938	
		画像等手術支援加算			K939		
		ナビゲーションによるもの	2,000	→	2,000	1	
K939	1	実物大臓器立体モデルによるもの	2,000	→	2,000	2	
		患者適合型手術支援ガイドによるもの	—	→	2,000	3	【項目の追加】
		術中血管等描出撮影加算	500	→	500	K939-2	
K939-3		人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算	450	→	450	K939-3	

旧区分番号	新手術項目名	点数		新区分番号	備考
		改正前	改正後		
K939-4	内視鏡手術用支援機器加算	54,200	→ 54,200	K939-4	
	胃瘻造設時嚥下機能評価加算	—	→ 2,500	K939-5	【新設】

別表2

第10部 手術（名称を変更する項目）

旧区分番号	旧手術項目名	新区分番号	新手術項目名
K450	唾石摘出術	K450	唾石摘出術(一連につき)
K476-3	乳房再建術(乳房切除後)	K476-3	動脈(皮)弁及び筋(皮)弁を用いた乳房再建術(乳房切除後)
K615	血管塞栓術(頭部、胸腔、腹腔内血管)	K615	血管塞栓術(頭部、胸腔、腹腔内血管等)
K618	中心静脈栄養用植込型カテーテル設置	K618	中心静脈注射用植込型カテーテル設置
K664	胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設術を含む。)	K664	胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。)

別表2

第10部 手術（名称が変更する項目）

旧区分番号	旧手術項目名	新区分番号	新手術項目名
K142	脊椎固定術	K142	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術(多椎間又は多椎弓の場合を含む。)
K200-2	涙点プラグ挿入術	K200-2	涙点プラグ挿入術、涙点閉鎖術
K548	経皮的冠動脈形成術(高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの)	K548	経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)
K596	体外ペースメーリング	K596	体外ペースメーリング術
K604	埋込型補助人工心臓	K604	植込型補助人工心臓(拍動流型)
K620	下大静脈フィルター留置	K620	下大静脈フィルター留置術
K685	内視鏡的胆道結石除去術(胆道碎石術を伴うもの)	K685	内視鏡的胆道結石除去術
K781	経尿道的尿路結石除去術(超音波下に行った場合も含む。)	K781	経尿道的尿路結石除去術

別表2

第10部 手術（名称が変更する項目）

旧区分番号	旧手術項目名	新区分番号	新手術項目名
K014	皮膚移植術	K014	皮膚移植術(生体・培養)
K043-3	骨髓炎・骨結核手術	K043-3	骨髓炎手術(骨結核手術を含む。)
K065	関節内異物(挿入物)除去術	K065	関節内異物(挿入物を含む。)除去術
K065-2	関節内異物(挿入物)除去術(関節鏡下)	K065-2	関節鏡下関節内異物(挿入物を含む。)除去術
K066-2	関節滑膜切除術(関節鏡下)	K066-2	関節鏡下関節滑膜切除術
K066-4	滑液膜摘出術(関節鏡下)	K066-4	関節鏡下滑液膜摘出術
K066-6	膝蓋骨滑液囊切除(関節鏡下)	K066-6	関節鏡下膝蓋骨滑液囊切除術
K066-8	掌指関節滑膜切除術(関節鏡下)	K066-8	関節鏡下掌指関節滑膜切除術
K067-2	関節鼠摘出手術(関節鏡下)	K067-2	関節鏡下関節鼠摘出手術
K068-2	半月板切除術(関節鏡下)	K068-2	関節鏡下半月板切除術
K069-3	半月板縫合術(関節鏡下)	K069-3	関節鏡下半月板縫合術
K074-2	靭帯断裂縫合術(関節鏡下)	K074-2	関節鏡下靭帯断裂縫合術
K079-2	靭帯断裂形成手術(関節鏡下)	K079-2	関節鏡下靭帯断裂形成手術
K178-3	選択的脳血栓・塞栓溶解術	K178-3	経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術
K254	角膜切除術	K254	治療的角膜切除術
K298	外耳道造設術(外耳道閉鎖症手術)	K298	外耳道造設術・閉鎖症手術
K320	アブミ骨手術(アブミ骨摘出術又は可動化手術)	K320	アブミ骨摘出術・可動化手術
K344	翼突管神経切除術(経鼻腔)	K344	経鼻腔的翼突管神経切除術
K365	翼突管神経切除術(経上頸洞)	K365	経上頸洞的翼突管神経切除術
K383	喉頭切開術(喉頭截開術)	K383	喉頭切開術・截開術
K653-4	表在性早期胃癌光線力学療法	K653-4	内視鏡的表在性胃悪性腫瘍光線力学療法
K667-3	内視鏡下食道噴門部縫縮術	K667-3	腹腔鏡下食道噴門部縫縮術

項 目	現 行	改 正 案
<p>第2章 特掲診療料</p> <p>第11部 麻酔</p> <p>第1節 麻酔料</p> <p>L 0 0 1 – 2 静脈麻酔</p> <p>【項目の見直し】</p> <p>1 短時間のもの 120点</p> <p>2 十分な体制で行われる長時間のもの 600点</p> <p>【注の追加】</p> <p>(追加)</p> <p>【注の追加】</p> <p>(追加)</p>	<p>現 行</p>	<p>改 正 案</p> <p>1 短時間のもの 120点</p> <p>2 十分な体制で行われる長時間のもの (単純な場合) 600点</p> <p>3 十分な体制で行われる長時間のもの (複雑な場合) 800点</p> <p>注 1 3歳以上6歳未満の幼児に対して静脈麻酔を行った場合は、所定点数にそれぞれ所定点数の100分の10に相当する点数を加算する。</p> <p>注 2 3については、静脈麻酔の実施時間が2時間を超えた場合は、100点を所定点数に加算する。</p>

【新設】

L 0 0 9 麻酔管理料(I)

【注の追加】

(新設)

(追加)

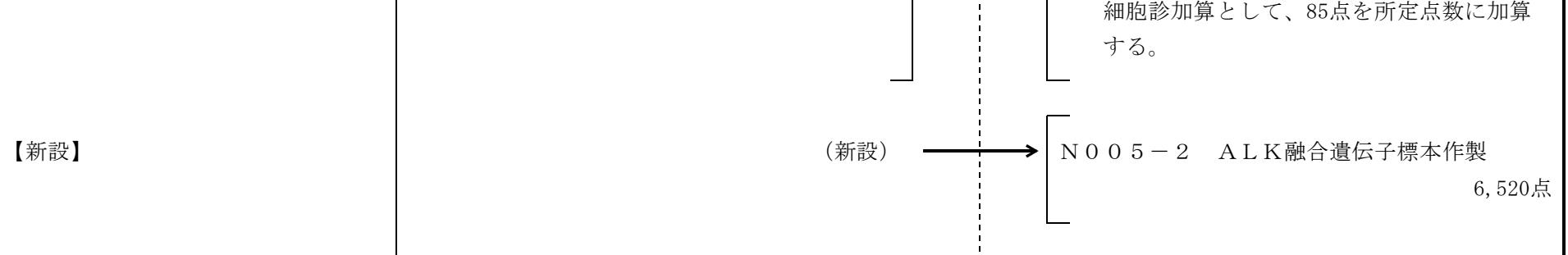
L 0 0 8 - 3 経皮的体温調節療法（1日につき
）
5,000点

注4 区分番号K 0 1 7、K 0 2 0、K 1 3 6 -
2、K 1 5 1 - 2、K 1 7 5 の 2、K 3 7 9
- 2 の 2、K 3 9 5、K 5 5 8、K 5 6 0 の
3 の イ、K 5 6 0 の 3 の ロ、K 5 6 0 の 3 の
ハ、K 5 6 0 の 5、K 5 7 9 - 2 の 2、K 5
8 1 の 3、K 5 8 2 の 3、K 5 8 4 の 2、K
6 0 5 - 2、K 6 0 5 - 4、K 6 4 5、K 6
7 5 の 5、K 6 7 7 - 2 の 1、K 6 9 7 - 5
、K 6 9 7 - 7 及びK 8 0 1 の 1 に掲げる手
術に当たって、区分番号L 0 0 8 に掲げるマ
スク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻
酔の実施時間が8時間を越えた場合は、長時
間麻酔管理加算として、7,500点を所定点数
に加算する。

項 目	現 行	改 正 案
<p>第2章 特掲診療料</p> <p>第12部 放射線治療</p> <p>M 0 0 1 体外照射</p> <p>【項目の削除】</p> <p>1 エックス線表在治療 イ～ロ (略)</p> <p>2 コバルト⁶⁰遠隔大量照射 イ 1回目 250点 ロ 2回目 75点</p> <p>3 高エネルギー放射線治療 イ～ロ (略)</p> <p>4 強度変調放射線治療 (IMRT) イ～ロ (略)</p> <p>【注の追加】</p> <p>(追加)</p>	<p>1 エックス線表在治療 イ～ロ (略)</p> <p>2 高エネルギー放射線治療 イ～ロ (略)</p> <p>3 強度変調放射線治療 (IMRT) イ～ロ (略)</p>	<p>2 注2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、1門照射又は対向2門照射により、1回の線量が2.5 Gy以上の全乳房照射を行った場合は、1回線量増加加算として、460点を所定点数に加算する。</p>

	<p>【注の見直し】</p> <p>注2 術中照射療法を行った場合は、患者1人に つき1日に限り、所定点数に3,000点を加算 する。</p>	<p>→</p> <p>注2 術中照射療法を行った場合は、患者1人に つき1日に限り、5,000点を所定点数に加算 する。</p>
M 0 0 1 - 3 直線加速器による放射 線治療（一連につき）		
【点数の見直し】	<p>1 定位放射線治療の場合 63,000点</p> <p>2 1以外の場合 6,720点</p>	<p>→</p> <p>63,000点 8,000点</p>
M 0 0 4 密封小線源治療（一連につ き）		
【項目の削除】	<p>2 腔内照射 イ（略） ロ 旧型コバルト腔内照射装置を用いた場合 ハ（略）</p>	<p>→</p> <p>2 腔内照射 イ（略） ロ（略）</p>

項 目	現 行	改 正 案
第2章 特掲診療料		
第13部 病理診断		
第1節 病理標本作製料		
N 0 0 2 免疫染色（免疫抗体法） 病理組織標本作製		
【項目の追加】	<p>1 エストロジエンレセプター 720点 2 プロジェステロンレセプター 690点 3 HER 2 タンパク 690点 4 E G F R タンパク 690点 5 その他（1臓器につき） 400点</p>	<p>1 エストロジエンレセプター 720点 2 プロジェステロンレセプター 690点 3 HER 2 タンパク 690点 4 E G F R タンパク 690点 5 C C R 4 タンパク 10,000点 6 その他（1臓器につき） 400点</p>
N 0 0 4 細胞診（1部位につき）		
【注の見直し】	<p>注 過去に穿刺し又は採取し、固定保存液に回収した検体から標本を作製して、診断を行った場合には、液状化検体細胞診加算として、所定点数に85点を加算する。</p>	<p>注 1 1について、固定保存液に回収した検体から標本を作製して、診断を行った場合には、婦人科材料等液状化検体細胞診加算として、18点を所定点数に加算する。 2 2について、過去に穿刺し又は採取し、固定保存液に回収した検体から標本を作製して、診断を行った場合には、液状化検体</p>



項 目	改 正 案
第4章 経過措置	<p>1 第1章の規定にかかわらず、区分番号A 1 0 3に掲げる精神病棟入院基本料のうち18対1入院基本料及び20対1入院基本料は、同章に規定する当該診療料の算定要件を満たす保険医療機関のうち医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第43条の2に規定する病院以外の病院である保険医療機関においてのみ、当該診療料を算定する病棟として届出を行った病棟に入院している患者について、当分の間、算定できるものとする。</p> <p>2 第2章の規定にかかわらず、次に掲げる診療料は、平成28年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 区分番号D 0 0 4の12に掲げる肺サーファクタント蛋白-A（S P - A）（羊水） ロ 区分番号D 0 0 7の1に掲げるエステル型コレステロール ハ 区分番号D 0 0 7の3に掲げる遊離脂肪酸 ニ 区分番号D 0 0 7の4に掲げる前立腺酸ホスファターゼ ホ 区分番号D 0 0 7の12に掲げる不飽和鉄結合能（U I B C）（R I A法）、総鉄結合能（T I B C）（R I A法） ヘ 区分番号D 0 0 7の22に掲げるカタラーゼ ト 区分番号D 0 0 7の29に掲げるシスチンアミノペプチダーゼ（C A P） チ 区分番号D 0 1 2の16に掲げる溶連菌エステラーゼ抗体（A S E） リ 区分番号D 0 1 4の2に掲げるリウマトイド因子（R F）半定量 ヌ 区分番号D 0 1 4の5に掲げるL Eテスト定性

2 歯科診療報酬点数表

項目	現 行	改 正 案
第1章 基本診療料		
第1部 初・再診料		
通則		
【通則の見直し】	3 入院中の患者（区分番号A400に掲げる短期滞在手術基本料を算定する患者を含む。）に対する再診の費用は、第2部第1節、第3節又は第4節の各区分の所定点数に含まれるものとする。	3 入院中の患者（区分番号A400に掲げる短期滞在手術等基本料を算定する患者を含む。）に対する再診の費用は、第2部第1節、第3節又は第4節の各区分の所定点数に含まれる。
第1節 初診料		
A000 初診料		
【点数の見直し】	1 歯科初診料 218点 2 地域歯科診療支援病院歯科初診料 270点	234点 282点
【注の見直し】	注9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯科外来診療の総合的な歯科医療環境の体制整備に係る取組を行った場合には、歯科外来診療環境体制加算として、初診時1回に限り所定点数に28点を	注9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯科外来診療の総合的な歯科医療環境の体制整備に係る取組を行った場合は、歯科外来診療環境体制加算として、初診時1回を限度として26点を所定点

加算する。

数に加算する。

【注の削除】

注12 通院困難な患者に対して歯科訪問診療を行うに当たって、切削を伴う処置、手術、歯冠修復及び欠損補綴が必要な場合に即応できるよう、切削器具及びその周辺装置を常時訪問先に携行している場合には、在宅患者等急性歯科疾患対応加算として、次に掲げる点数を1日につき所定点数に加算する。

イ 同一建物居住者以外の場合 170点

ロ 同一建物居住者の場合（同一日に5人以下） 85点

ハ 同一建物居住者の場合（同一日に6人以上） 50点

注 イについては、在宅等において療養を行っている患者（当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同日に歯科訪問診療を行う場合の当該患者（以下「同一建物居住者」という。）を除く。）であって通院が困難なものに対して、当該患者が居住する建物の屋内において、歯科訪問診療を行った場合に算定し、ロ及びハについては、在宅等において療養を行っている患者（同一建物居住者に限る。）であって通院が困難なものに対して、当該患者が居住する建物の屋内において歯科訪問診療を行った場合に、同一日の患者数に応じて算定する。

→ (削除)

第2節 再診料

【点数の見直し】

1 歯科再診料	42点	→	45点
2 地域歯科診療支援病院歯科再診料	69点		72点

【注の見直し】

注2 地域歯科診療支援病院歯科再診料は、区分番号A000に掲げる地域歯科診療支援病院歯科初診料を算定した患者に対し、当該保険医療機関において再診を行った場合に、算定することができる。この場合において歯科再診料は算定できない。

注2 2については、区分番号A000に掲げる初診料の注2に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院である保険医療機関において、再診を行った場合に算定する。この場合において、1の歯科再診料は算定できない。

【注の見直し】

注8 区分番号A000に掲げる初診料の注9に規定する加算に係る施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯科外来診療の総合的な歯科医療環境の体制整備に係る取組を行った場合には、再診時歯科外来診療環境体制加算として、所定点数に2点を加算する。

注8 区分番号A000に掲げる初診料の注9に規定する歯科外来診療環境体制加算に係る施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯科外来診療の総合的な歯科医療環境の体制整備に係る取組を行った場合は、再診時歯科外来診療環境体制加算として、4点を所定点数に加算する。

【注の削除】

注9 通院困難な患者に対して歯科訪問診療を行うに当たって、切削を伴う処置、手術、歯冠修復及び欠損補綴が必要な場合に即応できるよう、切削器具及びその周辺装置を常時訪問先に携行している場合には、在宅患者等急性

(削除)

歯科疾患対応加算として、次に掲げる点数を
、1日につき所定点数に加算する。

イ 同一建物居住者以外の場合 170点

ロ 同一建物居住者の場合（同一日に5人以下） 85点

ハ 同一建物居住者の場合（同一日に6人以上） 50点

2 歯科診療報酬点数表

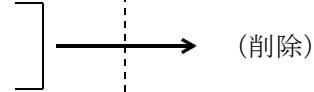
項目	現 行	改 正 案
第1章 基本診療料		
第2部 入院料等		
通則		
【通則の見直し】	<p>2 同一の保険医療機関において、同一の患者につき、第1節の各区分に掲げる入院基本料（特別入院基本料、7対1特別入院基本料及び10対1特別入院基本料（以下「特別入院基本料等」という。）を含む。）、第3節の各区分に掲げる特定入院料及び第4節の各区分に掲げる短期滞在手術基本料を同一の日に算定することはできない。</p> <p>3 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関にあっては、当該患者の主傷病に係る入院基本料（特別入院基本料等を含む。）、特定入院料又は短期滞在手術基本料を算定する。</p>	<p>2 同一の保険医療機関において、同一の患者につき、第1節の各区分に掲げる入院基本料（特別入院基本料及び月平均夜勤時間超過減算（以下「特別入院基本料等」という。）を含む。）、第3節の各区分に掲げる特定入院料及び第4節の各区分に掲げる短期滞在手術等基本料を同一の日に算定できない。</p> <p>3 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関にあっては、当該患者の主傷病に係る入院基本料（特別入院基本料等を含む。）、特定入院料又は短期滞在手術等基本料を算定する。</p>
第2節 入院基本料等加算		
【新設】	(新設)	A 2 0 6 - 4 看護職員夜間配置加算

第3節 特定入院料

A 302 亜急性期入院医療管理料

【削除】

亜急性期入院医療管理料



【新設】

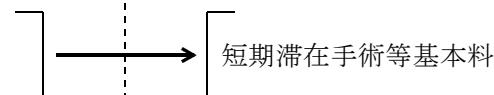


第4節 短期滞在手術基本料

A 400 短期滞在手術基本料

【名称の見直し】

短期滞在手術基本料



【注の見直し】

注 1 医科点数表の区分番号 A 400 に掲げる短期滞在手術基本料の注 1 本文に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、医科点数表の区分番号 A 400 に掲げる短期滞在手術基本料の算定要件を満たした場合に、医科点数表の区分番号 A 400 に掲げる短期滞在手術基本料の例により算定する。

注 1 医科点数表の区分番号 A 400 に掲げる短期滞在手術等基本料の注 1 本文に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、医科点数表の区分番号 A 400 に掲げる短期滞在手術等基本料の算定要件を満たした場合に、医科点数表の区分番号 A 400 に掲げる短期滞在手術等基本料の例により算定する。

【注の見直し】

注 2 短期滞在手術基本料に含まれる費用の範囲は、医科点数表の区分番号 A 400 に掲げる短期滞在手術基本料に含まれる費用の範囲の

注 2 短期滞在手術等基本料に含まれる費用の範囲は、医科点数表の区分番号 A 400 に掲げる短期滞在手術等基本料に含まれる費用の範

例による。

囲の例による。

項 目	現 行	改 正 案
第2章 特掲診療料		
第1部 医学管理等		
B 0 0 0 - 4		
【注の新設】		(新設) → <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">注 5 初診日から入院（歯科診療に限る。）中の患者について、退院後に歯科疾患の継続的な管理が必要な場合は、注 1 及び注 2 の規定にかかわらず、退院した日の属する月の翌月以降から算定する。</div>
【注の削除】	注 7 う蝕に罹患している13歳未満の患者であつて、う蝕多発傾向にあり、う蝕に対する歯冠修復終了後もう蝕活動性が高く、継続的な指導管理が必要なもの（以下この表において「う蝕多発傾向者」という。）に対して、当該患者の療養を主として担う歯科医師（以下「主治の歯科医師」という。）又はその指示を受けた歯科衛生士が、フッ化物局所応用による指導管理（フッ化物洗口に係るもの）を除く。を行った場合は、所定点数に80点を加算する。ただし、区分番号C 0 0 1に掲げる訪問歯科衛生指導料を算定している患者については、当該加算は算定しない。	→ (削除)

【注の見直し】

注8 4歳以上のう蝕多発傾向者又はその家族等に対して、主治の歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士が、フッ化物洗口に係る薬液の取扱い及び洗口法に関する指導を行った場合は、歯科疾患管理の実施期間中に患者1人につき1回に限り所定点数に40点を加算する。ただし、区分番号C001に掲げる訪問歯科衛生指導料を算定している患者については、当該加算は算定しない。

→

注8 13歳未満のう蝕に罹患している患者であつて、う蝕多発傾向にあり、う蝕に対する歯冠修復終了後もう蝕活動性が高く、継続的な指導管理が必要なもの（以下「う蝕多発傾向者」という。）のうち、4歳以上のう蝕多発傾向者又はその家族等に対して、当該患者の療養を主として担う歯科医師（以下「主治の歯科医師」という。）又はその指示を受けた歯科衛生士が、フッ化物洗口に係る薬液の取扱い及び洗口法に関する指導を行った場合は、歯科疾患管理の実施期間中に患者1人につき1回を限度として40点を所定点数に加算する。ただし、区分番号C001に掲げる訪問歯科衛生指導料を算定している患者については、当該加算は算定できない。

B000-5 周術期口腔機能管理計画策定料

【注の見直し】

注1 がん等に係る全身麻酔による手術又は放射線治療若しくは化学療法（以下「手術等」という。）を実施する患者に対して、歯科診療を実施している保険医療機関において、手術等を実施する保険医療機関からの文書による依頼に基づき、当該患者又はその家族の同意を得た上で、周術期の口腔機能の評価及び一連の管理計画を策定するとともに、当該管理計画を文書により提供した場合に、当該手術等に係る一連の治療を通じて1回に限り算定

注1 がん等に係る全身麻酔による手術又は放射線治療若しくは化学療法（以下この区分番号において「手術等」という。）を実施する患者に対して、歯科診療を実施している保険医療機関において、当該手術等を実施する保険医療機関からの文書による依頼に基づき、当該患者又はその家族の同意を得た上で、周術期の口腔機能の評価及び一連の管理計画を策定するとともに、その内容について説明を行い当該管理計画を文書により提供した場合に

		する。		、当該手術等に係る一連の治療を通じて1回を限度として算定する。
B 0 0 0 - 6 周術期口腔機能管理料 (I)				
【点数の見直し】	1 手術前	190点	→	280点
【注の見直し】	注 2 周術期口腔機能管理料(I)を算定した月において、区分番号B 0 0 0 - 4に掲げる歯科疾患管理料、区分番号B 0 0 0 - 8に掲げる周術期口腔機能管理料(Ⅲ)、区分番号B 0 0 2に掲げる歯科特定疾患療養管理料、区分番号B 0 0 4 - 6に掲げる歯科治療総合医療管理料、区分番号B 0 0 6 - 3 - 2に掲げるがん治療連携指導料、区分番号B 0 0 6 - 3 - 3に掲げるがん治療連携管理料、区分番号C 0 0 1 - 3に掲げる歯科疾患在宅療養管理料、区分番号C 0 0 1 - 4に掲げる在宅患者歯科治療総合医療管理料及び区分番号N 0 0 2に掲げる歯科矯正管理料は算定できない。	→ 注 2 周術期口腔機能管理料(I)を算定した月において、区分番号B 0 0 0 - 4に掲げる歯科疾患管理料、区分番号B 0 0 0 - 8に掲げる周術期口腔機能管理料(Ⅲ)、区分番号B 0 0 2に掲げる歯科特定疾患療養管理料、区分番号B 0 0 4 - 6に掲げる歯科治療総合医療管理料、区分番号B 0 0 6 - 3 - 2に掲げるがん治療連携指導料、区分番号C 0 0 1 - 3に掲げる歯科疾患在宅療養管理料、区分番号C 0 0 1 - 4に掲げる在宅患者歯科治療総合医療管理料及び区分番号N 0 0 2に掲げる歯科矯正管理料は算定できない。		
B 0 0 0 - 7 周術期口腔機能管理料 (II)				
【点数の見直し】	1 手術前	300点	→	500点
B 0 0 0 - 8 周術期口腔機能管理料				

(Ⅲ)

【注の見直し】

注1 がん等に係る放射線治療又は化学療法（以下「放射線治療等」という。）の治療期間中の患者の口腔機能を管理するため、歯科診療を実施している保険医療機関において、周術期口腔機能管理計画に基づき、当該放射線治療等を実施している他の保険医療機関又は同一の保険医療機関の患者に対して、歯科医師が口腔機能の管理を行った場合には、当該患者につき、放射線治療等を開始した日の属する月から月1回に限り算定できる。

→
注1 がん等に係る放射線治療又は化学療法（以下この区分番号において「放射線治療等」という。）の治療期間中の患者の口腔機能を管理するため、歯科診療を実施している保険医療機関において、周術期口腔機能管理計画に基づき、当該放射線治療等を実施している他の保険医療機関又は同一の保険医療機関の患者に対して、歯科医師が口腔機能の管理を行い、当該管理内容に係る情報を文書により提供した場合は、当該患者につき、当該放射線治療等を開始した日の属する月から月1回を限度として算定する。

【注の見直し】

注2 周術期口腔機能管理料(Ⅲ)を算定した月において、区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管理料、区分番号B000-6に掲げる周術期口腔機能管理料(I)、区分番号B000-7に掲げる周術期口腔機能管理料(II)、区分番号B002に掲げる歯科特定疾患療養管理料、区分番号B004-6に掲げる歯科治療総合医療管理料、区分番号B006-3-2に掲げるがん治療連携指導料、区分番号B006-3-3に掲げるがん治療連携管理料、区分番号C001-3に掲げる歯科疾患在宅療養管理料、区分番号C001-4に掲げる在宅患者歯科治療総合医療管理料及び区分番号N002に掲げる歯科矯正管理料は算定できない。

→
注2 周術期口腔機能管理料(Ⅲ)を算定した月において、区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管理料、区分番号B000-6に掲げる周術期口腔機能管理料(I)、区分番号B000-7に掲げる周術期口腔機能管理料(II)、区分番号B002に掲げる歯科特定疾患療養管理料、区分番号B004-6に掲げる歯科治療総合医療管理料、区分番号B006-3-2に掲げるがん治療連携指導料、区分番号C001-3に掲げる歯科疾患在宅療養管理料、区分番号C001-4に掲げる在宅患者歯科治療総合医療管理料及び区分番号N002に掲げる歯科矯正管理料は算定できない。

B 0 0 4 - 1 - 2 がん性疼痛緩和指導管理料

【注の追加】

(追加)

注3 区分番号B 0 0 4 - 1 - 3に掲げるがん患者指導管理料（2に限る。）は、別に算定できない。

B 0 0 4 - 1 - 3 がん患者カウンセリング料

【名称の見直し】

がん患者カウンセリング料

がん患者指導管理料

【項目の見直し】

500点

- 1 歯科医師が看護師と共同して診療方針等について話し合い、その内容を文書等により提供した場合 500点
- 2 歯科医師又は看護師が心理的不安を軽減するための面接を行った場合 200点
- 3 歯科医師又は薬剤師が抗悪性腫瘍剤の投薬又は注射の必要性等について文書により説明を行った場合 200点

【注の見直し】

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がんと診断された患者であって継続して治療を行うものに対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医が看護師と共同して、診療方針等について十分

注1 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がんと診断された患者であって継続して治療を行うものに対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の歯科医師が看護師と共に

に話し合い、その内容を文書等により提供した場合に、患者1人につき1回（当該患者について区分番号B006-3に掲げるがん治療連携計画策定料を算定した保険医療機関及び区分番号B006-3-2に掲げるがん治療連携指導料を算定した保険医療機関が、それぞれ当該カウンセリングを実施した場合には、それぞれの保険医療機関において、患者1人につき1回）に限り算定する。

して、診療方針等について十分に話し合い、その内容を文書等により提供した場合に、患者1人につき1回（当該患者について区分番号B006-3に掲げるがん治療連携計画策定料を算定した保険医療機関及び区分番号B006-3-2に掲げるがん治療連携指導料を算定した保険医療機関が、それぞれ当該指導管理を実施した場合は、それぞれの保険医療機関において、患者1人につき1回）を限度として算定する。

【注の追加】

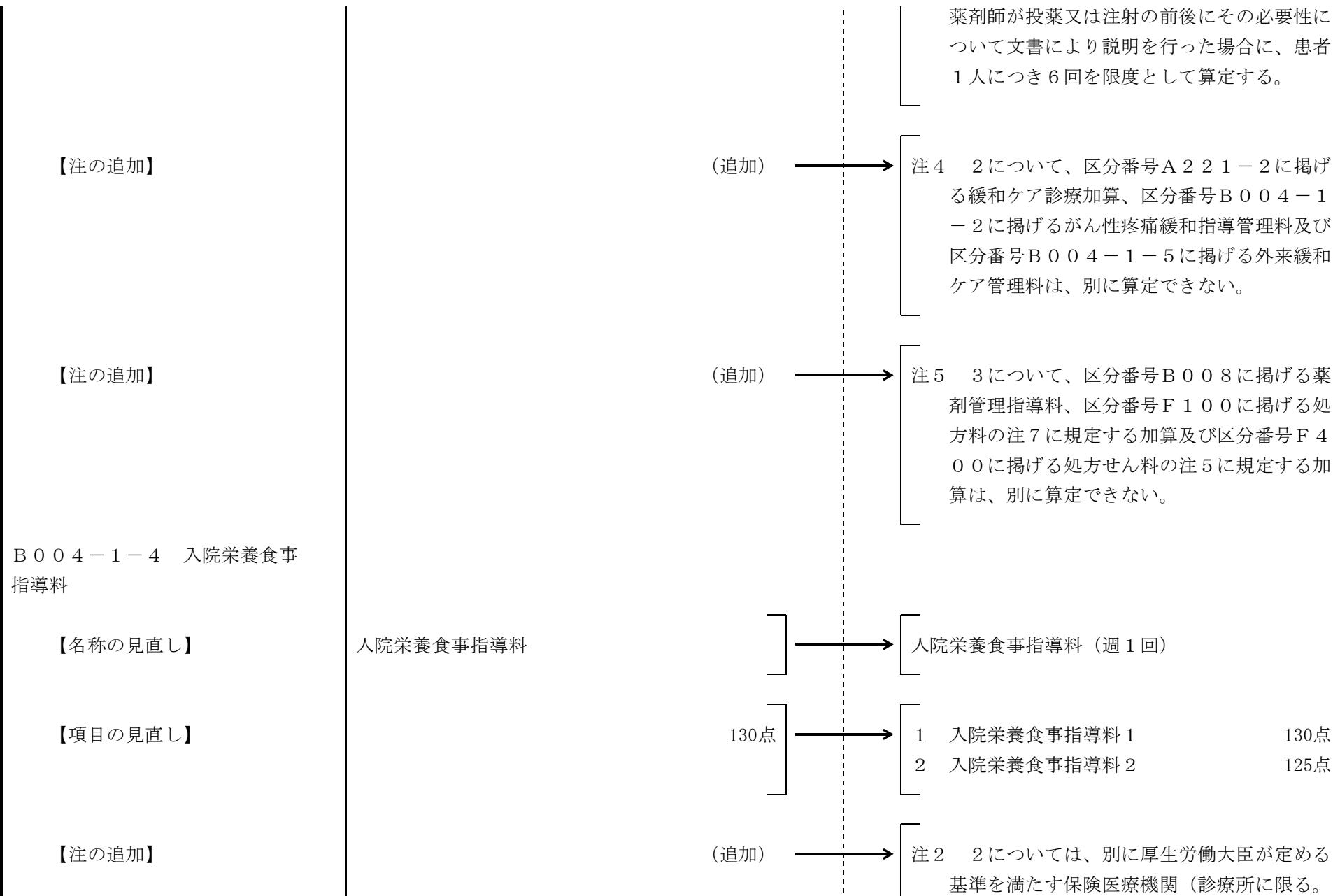
(追加)

注2 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がんと診断された患者であって継続して治療を行うものに対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の歯科医師又はその指示に基づき、看護師が患者の心理的不安を軽減するための面接を行った場合に、患者1人につき6回を限度として算定する。

【注の追加】

(追加)

注3 3については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がんと診断された患者であって継続して抗悪性腫瘍剤の投薬又は注射を受けているものに対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の歯科医師又はその指示に基づき、保険



)において、入院中の患者であって、別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とするものに対して、当該保険医療機関の歯科医師と医師との連携の下に当該保険医療機関以外の管理栄養士が具体的な献立によって指導を行った場合に、入院中2回を限度として算定する。

B 0 0 4 - 1 - 5 外来緩和ケア管理料

【注の見直し】

注3 区分番号B 0 0 4 - 1 - 2に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料は、別に算定できない。

→
注3 区分番号B 0 0 4 - 1 - 2に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料又は区分番号B 0 0 4 - 1 - 3に掲げるがん患者指導管理料（2に限る。）は、別に算定できない。

B 0 0 4 - 1 - 6 外来リハビリテーション診療料

【点数の見直し】

1 外来リハビリテーション診療料 1 69点
2 外来リハビリテーション診療料 2 104点 →
72点
109点

B 0 0 4 - 1 - 7 外来放射線照射診療料

【点数の見直し】

外来放射線照射診療料 280点 →
292点

B 0 0 6 - 3 - 3 がん治療連携管理料

【注の削除】

注2 区分番号B 0 0 0 – 6に掲げる周術期口腔機能管理料(I)又は区分番号B 0 0 0 – 8に掲げる周術期口腔機能管理料(Ⅲ)は、別に算定できない。

(削除)

B 0 0 8 薬剤管理指導料

【注の追加】

(追加)

注3 区分番号B 0 0 4 – 1 – 3に掲げるがん患者指導管理料（3に限る。）は、算定できない。

B 0 0 9 診療情報提供料(I)

【注の見直し】

注6 保険医療機関が、区分番号A 0 0 0に掲げる初診料の注6若しくは区分番号A 0 0 2に掲げる再診料の注4に規定する加算を算定している患者又は区分番号C 0 0 0に掲げる歯科訪問診療料を算定している患者について、当該患者又はその家族の同意を得て、区分番号A 0 0 0に掲げる初診料の注10に規定する加算に係る施設基準又は地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関、歯科医業を行わない保険医療機関又は指定居宅介護支援事業者に対して、診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合は、所定点数に100点を加算する。

注6 保険医療機関（区分番号A 0 0 0に掲げる初診料の注10に規定する厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関を除く。）が、区分番号A 0 0 0に掲げる初診料の注6若しくは区分番号A 0 0 2に掲げる再診料の注4に規定する加算を算定している患者又は区分番号C 0 0 0に掲げる歯科訪問診療料を算定している患者について、当該患者又はその家族の同意を得て、区分番号A 0 0 0に掲げる初診料の注10に規定する加算に係る施設基準又は地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関、歯科医業を行わない保険医療機関又は指定居宅介護支援事業者に対して、診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合は、100点を所定

【注の見直し】

注7 区分番号A000に掲げる初診料の注10に規定する加算に係る施設基準又は地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、区分番号A000に掲げる初診料の注6又は区分番号A002に掲げる再診料の注4に規定する加算を算定している患者について、当該患者又はその家族の同意を得て、歯科診療を行う保険医療機関に対して、診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合は、所定点数に100点を加算する。

点数に加算する。

B013 義歯管理料（1口腔につき）

【名称の見直し】

義歯管理料（1口腔につき）

新製有床義歯管理料（1口腔につき）

【項目の見直し】

1 新製有床義歯管理料

150点

190点

【点数の見直し】

2 有床義歯管理料

70点

230点

3 有床義歯長期管理料

60点

1 2以外の場合

2 困難な場合

【注の削除】

注 2 有床義歯管理料は、新たに製作した有床義歯を装着した場合（装着日の属する月から起算して2月以上3月以内の期間に限る。）等において、有床義歯の離脱、疼痛、嘔吐感、嚥下時痛等の症状の有無に応じて検査を行い、併せて患者に対して義歯の状態を説明した上で、必要な義歯に係る管理を行った場合に月1回に限り算定する。

→ (削除)

【注の削除】

注 3 有床義歯長期管理料は、咬合機能の回復を図るために検査を行い、併せて義歯の適合を図るために管理を行った場合に、有床義歯装着月から起算して4月以上1年以内の期間において月1回に限り算定する。

→ (削除)

【注の削除】

注 4 咬合機能の回復が困難な患者に対して有床義歯の管理を行った場合は、それぞれの所定点数に40点を加算する。

→ (削除)

【注の削除】

注 5 区分番号B 0 1 3 - 2に掲げる有床義歯調整管理料は、別に算定できない。

→ (削除)

【注の追加】

(追加)

注 2 新製有床義歯管理料を算定した日の属する月は、区分番号H 0 0 1 - 2に掲げる歯科口腔リハビリテーション料1（1に限る。）は算定できない。

B 0 1 3 - 2 有床義歯調整管理料
(1 口腔につき)

【削除】

有床義歯調整管理料 (1 口腔につき)

30点 → (削除)

項 目	現 行	改 正 案
第2章 特掲診療料		
第2部 在宅医療		
C 0 0 0 歯科訪問診療料（1日につき）		
【点数の見直し】	1 歯科訪問診療 1 2 歯科訪問診療 2	850点 → 866点 380点 → 283点
【項目の追加】	(追加)	3 歯科訪問診療 3 143点
【注の見直し】	注 1 1については、在宅等において療養を行っている患者（当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に歯科訪問診療を行う場合の当該患者（以下この区分番号において「同一建物居住者」という。）を除く。）であって通院が困難なものに対して、当該患者が居住する建物の屋内において、次のいずれかに該当する歯科訪問診療（診療時間が20分以上の場合に限る。ただし、当該患者の容体が急変し、やむを得ず治療を中止した場合においては、この限りでない。）を行った場合に算定する。この場合において、区分番号 A 0 0 0 に掲げる初診	注 1 1については、在宅等において療養を行っている患者（当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に歯科訪問診療を行う場合の当該患者（以下この区分番号において「同一建物居住者」という。）を除く。）であって通院が困難なものに対して、当該患者が居住する建物の屋内において、次のいずれかに該当する歯科訪問診療（診療時間が20分以上（同一日に当該患者に対して複数回の歯科訪問診療を行った場合は、その合計した時間を診療に要した時間とする。以下同じ。）の場合に限る。ただし、当該患者の容体が急変し、やむを得ず治

料又は区分番号A 0 0 2に掲げる再診料は、算定しない。

- イ 患者の求めに応じた歯科訪問診療
- ロ 歯科訪問診療に基づき継続的な歯科診療が必要と認められた患者に対する当該患者の同意を得た歯科訪問診療

療を中止した場合においては、この限りでない。)を行った場合に算定する。この場合において、区分番号A 0 0 0に掲げる初診料又は区分番号A 0 0 2に掲げる再診料は、算定できない。

- イ 患者の求めに応じた歯科訪問診療
- ロ 歯科訪問診療に基づき継続的な歯科診療が必要と認められた患者に対する当該患者の同意を得た歯科訪問診療

【注の見直し】

注2 2については、在宅等において療養を行っている患者（同一建物居住者に限る。）であって通院が困難なものに対して、当該患者が居住する建物の屋内において、次のいずれかに該当する歯科訪問診療（診療時間が20分以上の場合に限る。ただし、当該患者の容体が急変し、やむを得ず治療を中止した場合においては、この限りでない。）を行った場合に算定する。この場合において、区分番号A 0 0 0に掲げる初診料又は区分番号A 0 0 2に掲げる再診料は、算定しない。

- イ 患者の求めに応じた歯科訪問診療
- ロ 歯科訪問診療に基づき継続的な歯科診療が必要と認められた患者に対する当該患者の同意を得た歯科訪問診療

注2 2については、在宅等において療養を行っている患者（同一建物居住者に限る。）であって通院が困難なものに対して、当該患者が居住する建物の屋内において、当該保険医療機関が、次のいずれかに該当する歯科訪問診療（診療時間が20分以上の場合に限る。ただし、当該患者の容体が急変し、やむを得ず治療を中止した場合においては、この限りでない。）を同一日に9人以下の患者に行った場合に算定する。この場合において、区分番号A 0 0 0に掲げる初診料又は区分番号A 0 0 2に掲げる再診料は、算定できない。

- イ 患者の求めに応じた歯科訪問診療
- ロ 歯科訪問診療に基づき継続的な歯科診療が必要と認められた患者に対する当該患者の同意を得た歯科訪問診療

【注の追加】

(追加)

注3 3については、在宅等において療養を行っ

【注の見直し】

注5 別に厚生労働大臣が定める時間において、入院中の患者以外の患者に対して診療に従事している場合に緊急に行う歯科訪問診療1又は歯科訪問診療2については、415点又は190点を、夜間（深夜を除く。）における歯科訪問診療1又は歯科訪問診療2については、830点又は380点を、深夜における歯科訪問診療1又は歯科訪問診療2については、1,660点又は760点を加算する。

ている患者（同一建物居住者に限る。）であって通院が困難なものに対して、当該患者が居住する建物の屋内において、当該保険医療機関が、次のいずれかに該当する歯科訪問診療を同一日に10人以上の患者に行った場合又は在宅等において療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、当該患者が居住する建物の屋内において、当該保険医療機関が、次のいずれかに該当する歯科訪問診療（診療時間が20分未満の場合に限る。）を行った場合に算定する。この場合において、区分番号A000に掲げる初診料又は区分番号A002に掲げる再診料は、算定できない。

- イ 患者の求めに応じた歯科訪問診療
- ロ 歯科訪問診療に基づき継続的な歯科診療が必要と認められた患者に対する当該患者の同意を得た歯科訪問診療

注6 別に厚生労働大臣が定める時間において、入院中の患者以外の患者に対して診療に従事している場合に緊急に行う歯科訪問診療1、歯科訪問診療2又は歯科訪問診療3についてはそれぞれ425点、140点又は70点を、夜間（深夜を除く。）における歯科訪問診療1、歯科訪問診療2又は歯科訪問診療3についてはそれぞれ850点、280点又は140点を、深夜における歯科訪問診療1、歯科訪問診療2又は歯科訪問診療3については、それぞれ1,70

【注の見直し】

注9 歯科訪問診療を行うに当たって、切削を伴う処置、手術、歯冠修復及び欠損補綴が必要な場合に即応できるよう切削器具及びその周辺装置を常時訪問先に携行している場合は、在宅患者等急性歯科疾患対応加算として、次に掲げる点数を、1日につき所定点数に加算する。

- イ 同一建物居住者以外の場合 170点
- ロ 同一建物居住者の場合（同一日に5人以下） 85点
- ハ 同一建物居住者の場合（同一日に6人以上） 50点

0点、560点又は280点を所定点数に加算する。

→
注10 歯科訪問診療を行うに当たって、切削を伴う処置、手術、歯冠修復及び欠損補綴が必要な場合に即応できるよう切削器具及びその周辺装置を常時訪問先に携行している場合は、在宅患者等急性歯科疾患対応加算として、次に掲げる点数を、1日につき所定点数に加算する。

- イ 同一建物居住者以外の場合 170点
- ロ 同一建物居住者の場合 55点

【注の追加】

(追加)

→
注12 1について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、在宅において療養を行っている患者に対して歯科訪問診療を実施した場合は、在宅かかりつけ歯科診療所加算として、100点を所定点数に加算する。

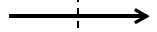
C 0 0 3 在宅患者訪問薬剤管理指導料

【点数の見直し】

1 同一建物居住者以外の場合

550点

→ 650点

<p>2 同一建物居住者の場合</p> <p>【注の見直し】</p>	<p>385点</p>	<p>300点</p>
<p>注1 1については、在宅において療養を行っている患者（当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に訪問薬剤管理指導を行う場合の当該患者（以下この区分番号において「同一建物居住者」という。）を除く。）であって通院が困難なものに対して、2については、在宅において療養を行っている患者（同一建物居住者に限る。）であって通院が困難なものに対して、診療に基づき計画的な医学管理を継続して行い、かつ、薬剤師が訪問して薬学的管理指導を行った場合に、1と2を合わせて月2回に限り算定する。</p>		<p>注1 1については、在宅において療養を行っている患者（当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に訪問薬剤管理指導を行う場合の当該患者（以下この区分番号において「同一建物居住者」という。）を除く。）であって通院が困難なものに対して、2については、在宅において療養を行っている患者（同一建物居住者に限る。）であって通院が困難なものに対して、診療に基づき計画的な医学管理を継続して行い、かつ、薬剤師が訪問して薬学的管理指導を行った場合に、1と2を合わせて患者1人につき月4回（末期の悪性腫瘍の患者及び中心静脈栄養法の対象患者は週2回かつ月8回）を限度として算定する。この場合において、1と2を合わせて薬剤師1人につき1日5回を限度として算定する。</p>

項 目	現 行	改 正 案
第2章 特掲診療料		
第5部 投薬		
第1節 調剤料		
F 0 0 0 調剤料		
【注の追加】	(追加)	注2 入院中の患者以外の患者に対して、うがい薬のみを投薬した場合は算定しない。
第2節 処方料		
F 1 0 0 処方料		
【注の追加】	(追加)	注8 入院中の患者以外の患者に対して、うがい薬のみを投薬した場合は算定しない。
第3節 薬剤料		
F 2 0 0 薬剤		
【注の追加】	(追加)	注5 入院中の患者以外の患者に対して、うがい薬のみを投薬した場合は算定しない。
第5節 処方せん料		

F 400 処方せん料

【注の追加】

第6節 調剤技術基本料

F 500 調剤技術基本料

【注の追加】

(追加)

注7 入院中の患者以外の患者に対して、うがい薬のみを投薬した場合は算定しない。

(追加)

注5 入院中の患者以外の患者に対して、うがい薬のみを投薬した場合は算定しない。

項 目	現 行	改 正 案																								
第2章 特掲診療料																										
第6部 注射																										
通則																										
【通則の見直し】	<p>6 区分番号G 0 0 0に掲げる皮内、皮下及び筋肉内注射、G 0 0 1に掲げる静脈内注射、G 0 0 2に掲げる動脈注射、G 0 0 3に掲げる抗悪性腫瘍剤局所持続注入、G 0 0 4に掲げる点滴注射、G 0 0 5に掲げる中心静脈注射又はG 0 0 6に掲げる植込型カテーテルによる中心静脈栄養について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって悪性腫瘍等の患者であるものに対して、治療の開始に当たり注射の必要性、危険性等について文書により説明を行った上で化学療法を行った場合は、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を、それぞれ1日につき前各号により算定した点数に加算する。</p> <p>イ 外来化学療法加算 1</p> <table> <tr> <td>(1) 外来化学療法加算 A</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (一) 15歳未満</td> <td>780点</td> </tr> <tr> <td> (二) 15歳以上</td> <td>580点</td> </tr> <tr> <td>(2) 外来化学療法加算 B</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (一) 15歳未満</td> <td>630点</td> </tr> <tr> <td> (二) 15歳以上</td> <td>430点</td> </tr> </table>	(1) 外来化学療法加算 A		(一) 15歳未満	780点	(二) 15歳以上	580点	(2) 外来化学療法加算 B		(一) 15歳未満	630点	(二) 15歳以上	430点	<p>6 区分番号G 0 0 1に掲げる静脈内注射、G 0 0 2に掲げる動脈注射、G 0 0 3に掲げる抗悪性腫瘍剤局所持続注入、G 0 0 4に掲げる点滴注射、G 0 0 5に掲げる中心静脈注射又はG 0 0 6に掲げる植込型カテーテルによる中心静脈注射について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって悪性腫瘍等の患者であるものに対して、治療の開始に当たり注射の必要性、危険性等について文書により説明を行った上で化学療法を行った場合は、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を、それぞれ1日につき前各号により算定した点数に加算する。</p> <p>イ 外来化学療法加算 1</p> <table> <tr> <td>(1) 外来化学療法加算 A</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ① 15歳未満</td> <td>780点</td> </tr> <tr> <td> ② 15歳以上</td> <td>580点</td> </tr> <tr> <td>(2) 外来化学療法加算 B</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ① 15歳未満</td> <td>630点</td> </tr> <tr> <td> ② 15歳以上</td> <td>430点</td> </tr> </table>	(1) 外来化学療法加算 A		① 15歳未満	780点	② 15歳以上	580点	(2) 外来化学療法加算 B		① 15歳未満	630点	② 15歳以上	430点
(1) 外来化学療法加算 A																										
(一) 15歳未満	780点																									
(二) 15歳以上	580点																									
(2) 外来化学療法加算 B																										
(一) 15歳未満	630点																									
(二) 15歳以上	430点																									
(1) 外来化学療法加算 A																										
① 15歳未満	780点																									
② 15歳以上	580点																									
(2) 外来化学療法加算 B																										
① 15歳未満	630点																									
② 15歳以上	430点																									

(二) 15歳以上	430点
□ 外来化学療法加算 2	
(1) 外来化学療法加算 A	
(-) 15歳未満	700点
(二) 15歳以上	450点
(2) 外来化学療法加算 B	
(-) 15歳未満	600点
(二) 15歳以上	350点

□ 外来化学療法加算 2	
(1) 外来化学療法加算 A	
① 15歳未満	700点
② 15歳以上	450点
(2) 外来化学療法加算 B	
① 15歳未満	600点
② 15歳以上	350点

第1節 注射料

第1款 注射実施料

G 001 静脈内注射（1回につき）

【注の追加】

(追加)

注3 区分番号C 005に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理料又は区分番号C 005-2に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料を算定している患者について、区分番号C 000に掲げる歯科訪問診療料を算定する日に併せて行った静脈内注射の費用は算定できない。

G 004 点滴注射（1日につき）

【注の追加】

(追加)

注4 区分番号C 005に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理料又は区分番号C 005-2に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料を算定している患者について、区分番号C 000に掲げる歯科訪問診療料を算定する日に併せて行った点滴注射の費用は算定できない。

G 0 0 5 中心静脈注射（1日につき）

【注の追加】

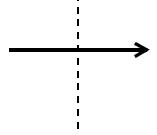
(追加)

注 4 区分番号 C 0 0 5 に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理料又は区分番号 C 0 0 5-2 に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料を算定している患者について、区分番号 C 0 0 0 に掲げる歯科訪問診療料を算定する日に併せて行った中心静脈注射の費用は算定できない。

G 0 0 6 植込型カテーテルによる中心静脈栄養（1日につき）

【名称の見直し】

植込型カテーテルによる中心静脈栄養（1日につき）



植込型カテーテルによる中心静脈注射（1日につき）

【注の新設】

(新設)

注 1 区分番号 C 0 0 5 に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理料又は区分番号 C 0 0 5-2 に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料を算定している患者について、区分番号 C 0 0 0 に掲げる歯科訪問診療料を算定する日に併せて行った植込型カテーテルによる中心静脈注射の費用は算定できない。

【注の新設】

(新設)

注 2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は50点を所定点数に加算する。

第2款 無菌製剤処理料

G 0 2 0 無菌製剤処理料

【注の見直し】

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、動脈注射、抗悪性腫瘍剤局所持続注入、点滴注射、中心静脈注射及び植込型カテーテルによる中心静脈栄養を行う際に、別に厚生労働大臣が定める患者に対して使用する薬剤について、必要があつて無菌製剤処理が行われた場合は、当該患者に係る区分に従い1日につき所定点数を算定する。

→
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、動脈注射、抗悪性腫瘍剤局所持続注入、点滴注射、中心静脈注射及び植込型カテーテルによる中心静脈注射を行う際に、別に厚生労働大臣が定める患者に対して使用する薬剤について、必要があつて無菌製剤処理が行われた場合は、当該患者に係る区分に従い1日につき所定点数を算定する。

項 目	現 行	改 正 案												
第2章 特掲診療料														
第7部 リハビリテーション														
第1節 リハビリテーション料														
H 0 0 0 脳血管疾患等リハビリテーション料														
【点数の見直し】	<p>1 脳血管疾患等リハビリテーション料(I) (1単位)</p> <table> <tr> <td>イ ロ以外の場合</td> <td>245点</td> </tr> <tr> <td>ロ 廃用症候群の場合</td> <td>235点</td> </tr> </table> <p>2 脳血管疾患等リハビリテーション料(II) (1単位)</p> <table> <tr> <td>イ ロ以外の場合</td> <td>200点</td> </tr> <tr> <td>ロ 廃用症候群の場合</td> <td>190点</td> </tr> </table> <p>3 脳血管疾患等リハビリテーション料(III) (1単位)</p> <table> <tr> <td>イ ロ以外の場合</td> <td>100点</td> </tr> <tr> <td>ロ 廃用症候群の場合</td> <td>100点</td> </tr> </table>	イ ロ以外の場合	245点	ロ 廃用症候群の場合	235点	イ ロ以外の場合	200点	ロ 廃用症候群の場合	190点	イ ロ以外の場合	100点	ロ 廃用症候群の場合	100点	<p>180点</p> <p>146点</p> <p>77点</p>
イ ロ以外の場合	245点													
ロ 廃用症候群の場合	235点													
イ ロ以外の場合	200点													
ロ 廃用症候群の場合	190点													
イ ロ以外の場合	100点													
ロ 廃用症候群の場合	100点													
【注の見直し】	<p>注4 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者に対して、必要があってそれぞれ発症、手術又は急性増悪から180日を超えてリハビリテーシ</p>	<p>注4 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者に対して、必要があってそれぞれ発症、手術又は急性増悪から180日を超えてリハビリテーシ</p>												

ヨンを行った場合は、1月13単位に限り算定する。この場合において、当該患者が要介護被保険者等である場合には、注1に規定する施設基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を算定する。

イ 脳血管疾患等リハビリテーション料(I)

(1単位)

- | | |
|--------------|------|
| (1) (2)以外の場合 | 221点 |
| (2) 廃用症候群の場合 | 212点 |

ロ 脳血管疾患等リハビリテーション料(II)

(1単位)

- | | |
|--------------|------|
| (1) (2)以外の場合 | 180点 |
| (2) 廃用症候群の場合 | 171点 |

ハ 脳血管疾患等リハビリテーション料(III)

(1単位)

- | | |
|--------------|-----|
| (1) (2)以外の場合 | 90点 |
| (2) 廃用症候群の場合 | 90点 |

ヨンを行った場合は、1月13単位を限度として算定する。この場合において、当該患者が要介護被保険者等である場合は、注1に規定する施設基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を算定する。

イ 脳血管疾患等リハビリテーション料(I)

(1単位)

- | | |
|--------------|------|
| (1) (2)以外の場合 | 221点 |
| (2) 廃用症候群の場合 | 162点 |

ロ 脳血管疾患等リハビリテーション料(II)

(1単位)

- | | |
|--------------|------|
| (1) (2)以外の場合 | 180点 |
| (2) 廃用症候群の場合 | 131点 |

ハ 脳血管疾患等リハビリテーション料(III)

(1単位)

- | | |
|--------------|-----|
| (1) (2)以外の場合 | 90点 |
| (2) 廃用症候群の場合 | 69点 |

【注の追加】

(追加)

注5 注4の場合において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関が、入院中の患者以外の患者に対して注4に規定するリハビリテーションを行った場合は、所定点数の100分の90に相当する点数を算定する。

H 0 0 1 摂食機能療法（1日につき
）

【注の追加】

(追加)

注2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、鼻腔栄養を実施している患者又は胃瘻を造設している患者に対して実施した場合は、治療開始日から起算して6月以内に限り、経口摂取回復促進加算として、185点を所定点数に加算する。

【注の追加】

(追加)

注3 治療開始日から起算して3月を超えた場合に、区分番号H001-2に掲げる歯科口腔リハビリテーション料1（2に限る。）を算定した月は、摂食機能療法は算定できない。

【新設】

(新設)

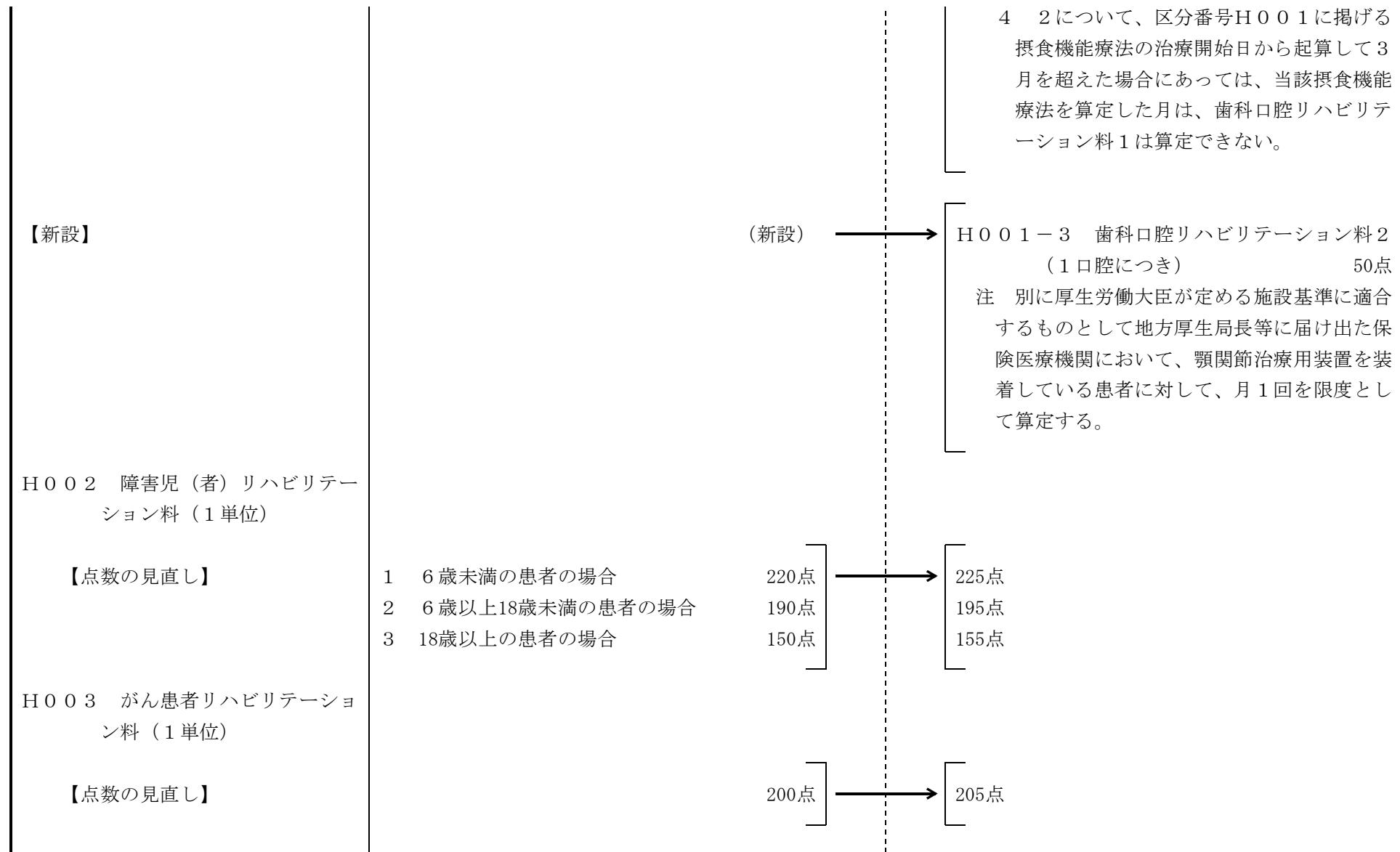
H001-2 歯科口腔リハビリテーション料1
(1口腔につき)

- 1 有床義歯の場合
 - イ ロ以外の場合 100点
 - ロ 困難な場合 120点
- 2 舌接触補助床の場合 190点

注1 1については、有床義歯を装着している患者に対して、月1回を限度として算定する。

2 2については、舌接触補助床を装着している患者に対して、月4回を限度として算定する。

3 2について、区分番号H001に掲げる摂食機能療法を算定した日は、歯科口腔リハビリテーション料1は算定できない。



項 目	現 行	改 正 案
第2章 特掲診療料		
第8部 処置		
通則		
【通則の見直し】	<p>6 入院中の患者以外の患者に対し、緊急のために、休日に処置を行った場合又はその開始時間が保険医療機関の表示する診療時間以外の時間若しくは深夜である処置を行った場合において、当該処置の所定点数が150点以上のときの処置の費用は、それぞれ所定点数の100分の80又は100分の40若しくは100分の80に相当する点数を加算した点数により算定する。ただし、区分番号A 0 0 0に掲げる初診料の注7のただし書に規定する保険医療機関にあっては、その開始時間が同注のただし書に規定する時間である処置を行った場合は、所定点数の100分の40に相当する点数を加算する。</p>	<p>6 緊急のために休日に処置を行った場合又は処置の開始時間が保険医療機関の表示する診療時間以外の時間若しくは深夜である場合は、次に掲げる点数を、それぞれ所定点数に加算した点数により算定する。</p> <p>イ 処置の所定点数が1,000点以上場合であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合</p> <p>(1) 休日加算1 所定点数の100分の160に相当する点数</p> <p>(2) 時間外加算1（入院中の患者に対して行われる場合に限る。） 所定点数の100分の80に相当する点数</p> <p>(3) 深夜加算1 所定点数の100分の160に相当する点数</p> <p>(4) (1)から(3)にかかわらず、区分番号A 0 0 0に掲げる初診料の注7のただし書に規定する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して、処置の開始時間が同</p>

【通則の見直し】

8 区分番号C 0 0 0に掲げる歯科訪問診療料を算定した患者又は著しく歯科診療が困難な者に対して訪問診療を行った場合に、当該訪問診療に基づき併せて処置（区分番号C 0 0 0に掲げる歯科訪問診療料を算定した患者については、区分番号I 0 0 5に掲げる抜髓及び区分番号I 0 0 6に掲げる感染根管処置に限る。）を行った場合は、当該処置の所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

注のただし書に規定する時間である処置を行った場合

所定点数の100分の80に相当する点数

ロ 処置の所定点数が150点以上の場合であつて、入院中の患者以外の患者に対し行われる場合（イに該当する場合を除く。）

(1) 休日加算 2

所定点数の100分の80に相当する点数

(2) 時間外加算 2

所定点数の100分の40に相当する点数

(3) 深夜加算 2

所定点数の100分の80に相当する点数

(4) (1)から(3)までにかかわらず、区分番号A 0 0 0に掲げる初診料の注7のただし書に規定する保険医療機関において、処置の開始時間が同注のただし書に規定する時間である処置を行った場合

所定点数の100分の40に相当する点数

8 区分番号C 0 0 0に掲げる歯科訪問診療料及び同注5に規定する加算を算定する患者に対して、歯科訪問診療時に処置（区分番号C 0 0 0に掲げる歯科訪問診療料のみを算定する患者については、区分番号I 0 0 5に掲げる抜髓及び区分番号I 0 0 6に掲げる感染根管処置に限る。）を行った場合は、当該処置の所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

第1節 処置料

I 003 初期う蝕早期充填処置

【名称の見直し】

【点数の見直し】

I 008 根管充填（1歯につき）

【注の削除】

初期う蝕早期充填処置

122点

初期う蝕早期充填処置（1歯につき）

124点

（削除）

【新設】

（新設）

I 008-2 加圧根管充填処置（1歯につき）

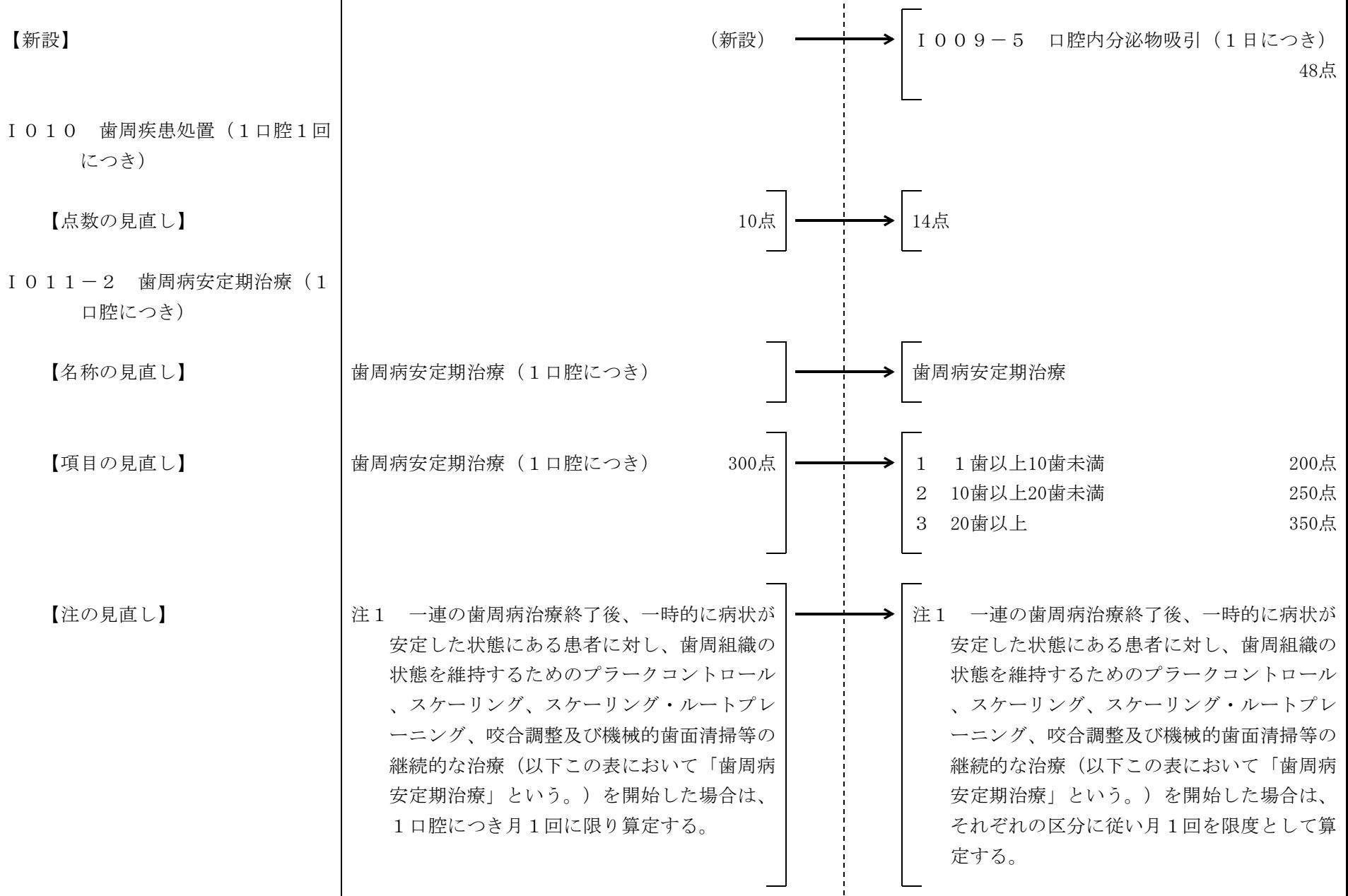
1 単根管 130点

2 2根管 156点

3 3根管以上 190点

注1 区分番号M 0 0 0 - 2に掲げるクラウン・ブリッジ維持管理料に係る地方厚生局長等への届出を行った保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、この限りでない。

2 特定薬剤の費用は、所定点数に含まれる。



I 0 1 4 暫間固定

【点数の見直し】

1 簡単なもの 300点 → 200点

I 0 1 7 床副子

【項目の見直し】

3 著しく困難なもの又は摂食機能の改善を目的とするもの（舌接触補助床）

3 著しく困難なもの 2,000点
4 摂食機能の改善を目的とするもの（舌接触補助床）
イ 新たに製作した場合 2,000点
ロ 旧義歯を用いた場合 500点

I 0 1 7-2 床副子調整（1口腔につき）

【項目の見直し】

1 睡眠時無呼吸症候群の治療法としての咬合床又は摂食機能療法に伴う舌接触補助床の場合

1 睡眠時無呼吸症候群の治療法としての咬合床の場合

【注の見直し】

注 1 1については、新たに製作した睡眠時無呼吸症候群の治療法としての咬合床又は摂食機能療法に伴う舌接触補助床の装着時又は装着後1月以内に、当該咬合床又は補助床の製作を行った保険医療機関において適合を図るために調整を行った場合に、1回に限り算定する。

注 1 1については、新たに製作した睡眠時無呼吸症候群の治療法としての咬合床の装着時又は装着後1月以内に製作を行った保険医療機関において適合を図るために調整を行った場合に、1回を限度として算定する。

I 0 1 8 歯周治療用装置

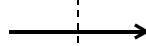
【注の見直し】

注 1 歯周病検査の結果、区分番号 J 0 6 3 の 3 → 注 1 区分番号 D 0 0 2 に掲げる歯周病検査の 2

【新設】

に掲げる歯肉切除手術、区分番号 J 0 6 3 の
4 に掲げる歯肉剥離搔爬手術又は区分番号 J
0 6 3 の 5 に掲げる歯周組織再生誘導手術を
行った場合に算定する。

(新設)



の歯周精密検査を実施した患者に対して算定
する。

I 0 3 1 フッ化物歯面塗布処置（1 口腔につき
）

- 1 う蝕多発傾向者の場合 80点
- 2 在宅等療養患者の場合 80点

注 1 1については、区分番号 B 0 0 0 - 4 に
掲げる歯科疾患管理料を算定したう蝕多発
傾向者に対して、主治の歯科医師又はその
指示を受けた歯科衛生士が、フッ化物歯面
塗布処置を行った場合に、月 1 回を限度と
して算定する。ただし、2 回目以降のフッ
化物歯面塗布処置の算定は、前回実施月の
翌月の初日から起算して 2 月を経過した日
以降に行った場合に限り、月 1 回を限度と
して算定する。

2 2については、区分番号 C 0 0 0 に掲げ
る歯科訪問診療料を算定し、初期の根面う
蝕に罹患している在宅等で療養を行う患者
に対して、主治の歯科医師又はその指示を
受けた歯科衛生士が、フッ化物歯面塗布処
置を行った場合に、月 1 回を限度として算
定する。ただし、2 回目以降のフッ化物歯
面塗布処置の算定は、前回実施月の翌月の
初日から起算して 2 月を経過した日以降に
行った場合に限り、月 1 回を限度として算

定する。

項 目	現 行	改 正 案
第2章 特掲診療料		
第9部 手術		
通則		
<p>【通則の見直し】</p> <p>9 入院中の患者以外の患者に対し、緊急のために、休日に手術を行った場合又はその開始時間が保険医療機関の表示する診療時間以外の時間若しくは深夜である手術を行った場合であって、当該手術の所定点数が150点以上のとき、当該手術の費用は、それぞれ所定点数の100分の80又は100分の40若しくは100分の80に相当する点数を加算した点数により算定する。また、入院中の患者に対し、緊急のために、休日に手術を行った場合又はその開始時間が深夜である手術を行った場合であって、当該手術の所定点数が150点以上のとき、当該手術の費用は、それぞれ所定点数の100分の80に相当する点数を加算した点数により算定する。ただし、区分番号A000に掲げる初診料の注7ただし書に規定する保険医療機関にあっては、入院中の患者以外の患者に対し、その開始時間が同注のただし書に規定する時間である手術を行った場合は、所定点数の100分の40に相当する点数を加算する。</p>		<p>9 緊急のために休日に手術を行った場合又は手術の開始時間が保険医療機関の表示する診療時間以外の時間若しくは深夜である場合であって、当該手術の所定点数が150点以上のときは、次に掲げる点数を、それぞれ所定点数に加算する。</p> <p>イ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合</p> <p>(1) 休日加算1 所定点数の100分の160に相当する点数</p> <p>(2) 時間外加算1（入院中の患者以外の患者に対し行われる場合に限る。） 所定点数の100分の80に相当する点数</p> <p>(3) 深夜加算1 所定点数の100分の160に相当する点数</p> <p>(4) 区分番号A000に掲げる初診料の注7のただし書に規定する保険医療機関であって、入院中の患者以外の患者に対し、手術の開始時間が同注7のただし書に規定する時間である場合</p>

【通則の見直し】

14 区分番号C 0 0 0に掲げる歯科訪問診療料を算定した患者又は著しく歯科診療が困難な者に対して訪問診療を行った場合に、当該訪問診療に基づき併せて手術（区分番号C 0 0 0に掲げる歯科訪問診療料を算定した患者については、区分番号J 0 0 0に掲げる抜歯手術（1から3までに限る。）及びJ 0 1 3に掲げる口腔内消炎手術（2に限る。）に掲げるものに限る。）を行ったときは、当該手術の所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

所定点数の100分の80に相当する点数
ロ イ以外の保険医療機関において行われる場合
(1) 休日加算 2
所定点数の100分の80に相当する点数
(2) 時間外加算 2（入院中の患者以外の患者に対し行われる場合に限る。）
所定点数の100分の40に相当する点数
(3) 深夜加算 2
所定点数の100分の80に相当する点数
(4) 区分番号A 0 0 0に掲げる初診料の注7のただし書に規定する保険医療機関であつて、入院中の患者以外の患者に対し、手術の開始時間が同注7のただし書に規定する時間である場合
所定点数の100分の40に相当する点数

14 区分番号C 0 0 0に掲げる歯科訪問診療料及び同注5に規定する加算を算定する患者に対して、歯科訪問診療時に手術（区分番号C 0 0 0に掲げる歯科訪問診療料のみを算定する患者は、区分番号J 0 0 0に掲げる抜歯手術（1から3までに限る。）及びJ 0 1 3に掲げる口腔内消炎手術（2に限る。）に限る。）を行った場合は、当該手術の所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

【通則の追加】

(追加)

15 区分番号B000-6に掲げる周術期口腔機能管理料(I)（1に限る。）又はB000-7に掲げる周術期口腔機能管理料(II)（1に限る。）を算定した患者に対して、算定後1月以内に悪性腫瘍手術を全身麻酔下で実施した場合は、周術期口腔機能管理後手術加算として、100点をそれぞれ所定点数に加算する。

第1節 手術料

J004 歯根端切除手術（1歯につき）

【項目の見直し】

1,350点

1 2以外の場合

1,350点

2 歯科CT撮影装置及び手術用顕微鏡を用いた場合 2,000点

【注の追加】

(追加)

注1 第4部に掲げる歯科用3次元エックス線断層撮影の費用は別に算定できる。

J017 舌腫瘍摘出術

【点数の見直し】

2 その他のもの

3,140点

2,940点

J030 口唇腫瘍摘出術

【点数の見直し】

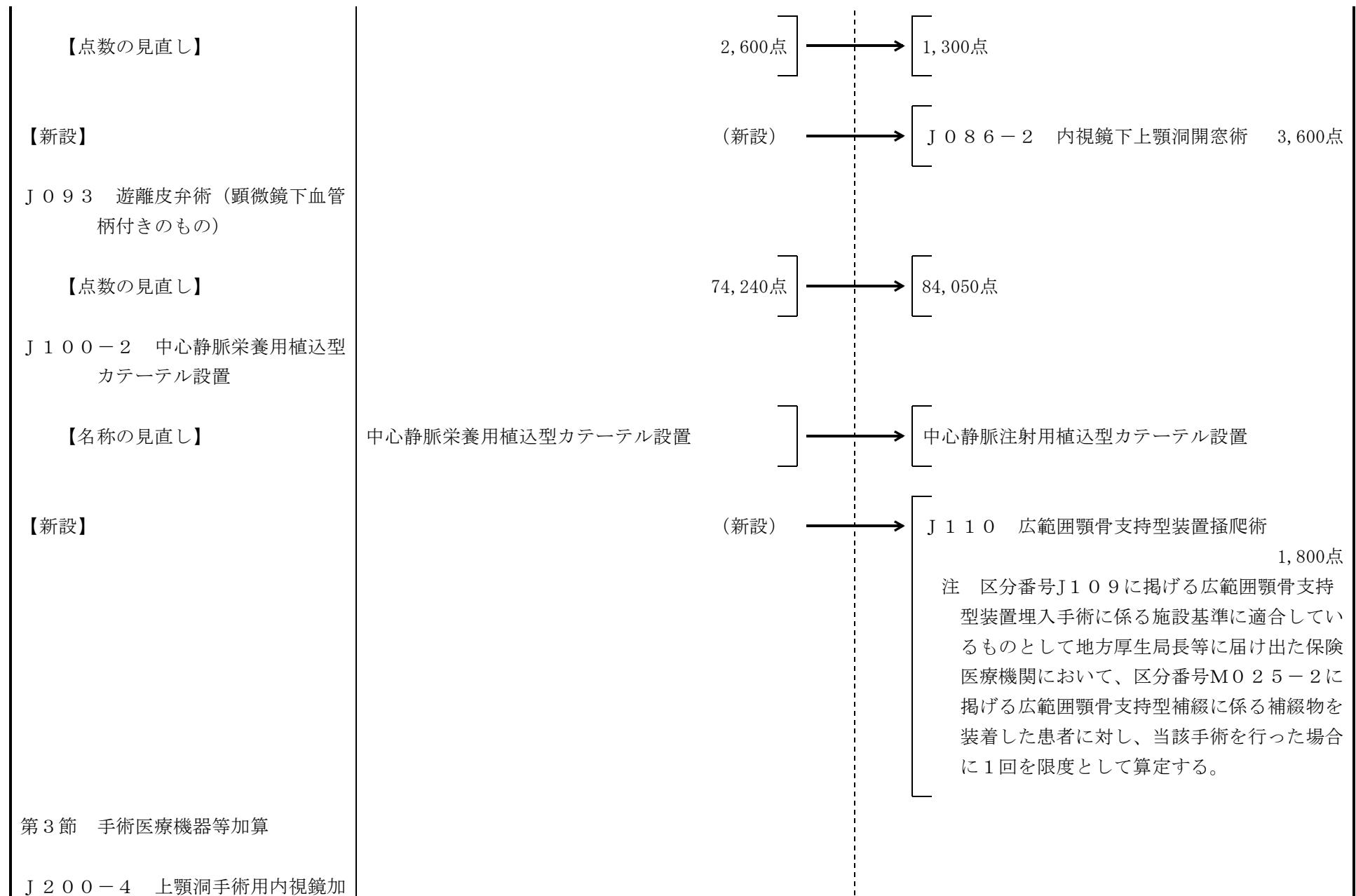
2 その他のもの

3,370点

3,050点

J034 頬粘膜腫瘍摘出術

【点数の見直し】		4,730点	→	4,460点
J 0 5 3 唾石摘出術	唾石摘出術			唾石摘出術（一連につき）
【名称の見直し】	3 腺体内に存在するもの	7,200点	→	6,550点
【点数の見直し】	(追加)		→	注 2及び3について内視鏡を用いた場合は、1,000点を所定点数に加算する。
J 0 6 3 歯周外科手術（1歯につき）	4 歯肉剥離搔爬手術 5 歯周組織再生誘導手術 イ 1次手術（吸収性又は非吸収性膜の固定を伴うもの） ロ 2次手術（非吸収性膜の除去）	620点 760点 320点	→	630点 840点 380点
J 0 6 3-2 骨移植術（軟骨移植術を含む。）	2 同種骨移植（生体） 3 同種骨移植（非生体）	16,730点 14,770点	→	20,770点 18,300点
J 0 8 6 上顎洞開窓術				



算

【注の見直し】

注 区分番号 J 086 から J 087-2 までに掲げる手術に当たって、内視鏡を使用した場合に加算する。

→

注 区分番号 J 087 及び J 087-2 に掲げる手術に当たって、内視鏡を使用した場合に加算する。

項 目	現 行	改 正 案
第2章 特掲診療料		
第11部 放射線治療		
L 0 0 0 放射線治療管理料（分布図の作成1回につき）		
【注の見直し】	<p>注2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、患者に対して、放射線治療を専ら担当する常勤の歯科医師が策定した照射計画に基づく歯科医学的管理（区分番号L 0 0 1の3に掲げる高エネルギー放射線治療及び区分番号L 0 0 1の4に掲げる強度変調放射線治療（IMRT）に係るものに限る。）を行った場合は、所定点数に330点を加算する。</p>	<p>注2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、患者に対して、放射線治療を専ら担当する常勤の歯科医師が策定した照射計画に基づく歯科医学的管理（区分番号L 0 0 1の2に掲げる高エネルギー放射線治療及び区分番号L 0 0 1の3に掲げる強度変調放射線治療（IMRT）に係るものに限る。）を行った場合は、330点を所定点数に加算する。</p>
【注の見直し】	<p>注3 注2に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、放射線治療を必要とする悪性腫瘍の入院中の患者以外の患者に対して、放射線治療（区分番号L 0 0 1の3に掲げる高エネルギー放射線治療及び区分番号L 0 0 1の4に掲げる強度変調放射線治療（IMRT）に係るものに限</p>	<p>注3 注2に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、放射線治療を必要とする悪性腫瘍の入院中の患者以外の患者に対して、放射線治療（区分番号L 0 0 1の2に掲げる高エネルギー放射線治療及び区分番号L 0 0 1の3に掲げる強度変調放射線治療（IMRT）に係るものに限</p>

L 0 0 1 体外照射

【項目の削除】

2 コバルト60遠隔大量照射	
イ 1回目	250点
ロ 2回目	75点

(削除)

【注の見直し】

注 1 3については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、所定点数の100分の70に相当する点数により算定する。

注 1 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、所定点数の100分の70に相当する点数により算定する。

【注の見直し】

注 2 4については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して、放射線治療を実施した場合に算定する。

注 2 3については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して、放射線治療を実施した場合に算定する。

【注の見直し】

注 4 術中照射療法を行った場合は、患者1人につき1日に限り、所定点数に3,000点を加算する。

注 4 術中照射療法を行った場合は、患者1人につき1日を限度として、所定点数に5,000点を加算する。

【注の見直し】

注6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、放射線治療を専ら担当する常勤の歯科医師が画像誘導放射線治療（IGRT）による体外照射（3のイの③）若しくは口の③又は4に係るものに限る。）を行った場合には、画像誘導放射線治療加算として、患者1人1日につき1回に限り所定点数に300点を加算する。

L 0 0 3 密封小線源治療（一連につき）

【項目の削除】

2 腔内照射

- ロ 旧型コバルト腔内照射装置を用いた場合
500点

注6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、放射線治療を専ら担当する常勤の歯科医師が画像誘導放射線治療（IGRT）による体外照射（2のイの③）若しくは口の③又は3に係るものに限る。）を行った場合は、画像誘導放射線治療加算として、患者1人1日につき1回を限度として300点を所定点数に加算する。

→ (削除)

項 目	現 行	改 正 案
第2章 特掲診療料		
第12部 歯冠修復及び欠損補綴		
通則		
【通則の見直し】	<p>4 6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者に対して歯冠修復及び欠損補綴（区分番号M010、M011、M014、M015及びM017からM026までに掲げるものを除く。）を行った場合は、全身麻酔下で行った場合を除き、当該歯冠修復及び欠損補綴の所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、通則第6号に掲げる加算を算定する場合は、この限りではない。</p>	<p>4 6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者に対して歯冠修復及び欠損補綴（区分番号M010、M011、M014、M015及びM017からM026までに掲げるものを除く。）を行った場合は、全身麻酔下で行った場合を除き、当該歯冠修復及び欠損補綴の所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、通則第6号又は第7号に掲げる加算を算定する場合は、この限りでない。</p>
【通則の追加】	(追加)	<p>6 区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料のみを算定する患者に対して、歯科訪問診療時に歯冠修復又は欠損補綴（区分番号M029に掲げるものに限る。）を行った場合は、当該歯冠修復又は欠損補綴の所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。</p>
【通則の見直し】	<p>6 区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料を</p>	<p>7 区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料及</p>

算定した患者又は著しく歯科診療が困難な者に対して訪問診療を行った場合に、当該訪問診療に基づき併せて歯冠修復又は欠損補綴（区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料を算定した患者については、区分番号M029に掲げるものに限り、著しく歯科診療が困難な者については、区分番号M010、M011、M014、M015及びM017からM026までに掲げるものを除く。）を行った場合は、当該歯冠修復又は欠損補綴の所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

び同注5に規定する加算を算定する患者に対して、歯科訪問診療時に歯冠修復又は欠損補綴（区分番号M010、M011、M014、M015及びM017からM026までを除く。）を行った場合は、当該歯冠修復又は欠損補綴の所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

第1節 歯冠修復及び欠損補綴料

M001 歯冠形成（1歯につき）

【項目の見直し】

- 1 生活歯歯冠形成
 - ジャケット冠
- 2 失活歯歯冠形成
 - ジャケット冠

-
- 1 生活歯歯冠形成
 - 非金属冠
 - 2 失活歯歯冠形成
 - 非金属冠

【注の追加】

(追加) → 注2 1のについて、CAD/CAM冠のための支台歯の歯冠形成は、490点を所定点数に加算する。

【注の追加】

(追加) → 注6 2のについて、CAD/CAM冠のための支台歯の歯冠形成は、470点を所定点数に加算する。

M 0 0 2 - 2 支台築造印象（1歯につき）

【点数の見直し】

M 0 0 3 印象採得

【項目の見直し】

M 0 0 3 - 2 テンポラリークラウン
(1歯につき)

【点数の見直し】

M 0 0 5 装着

【項目の見直し】

2 欠損補綴（1装置につき）

イ ブリッジ

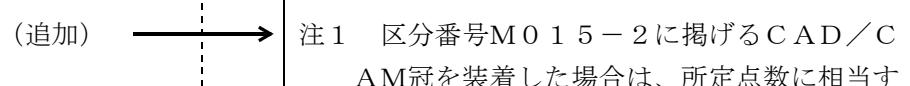
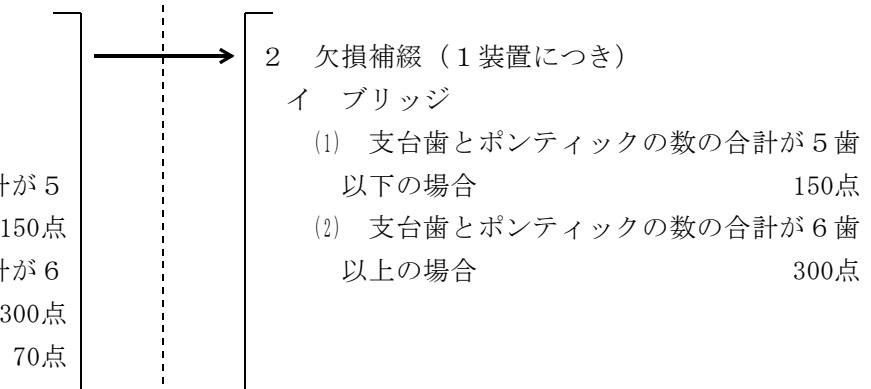
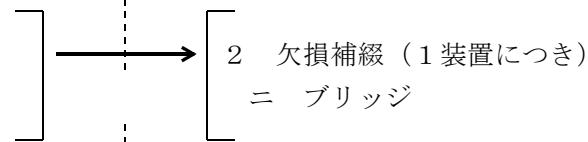
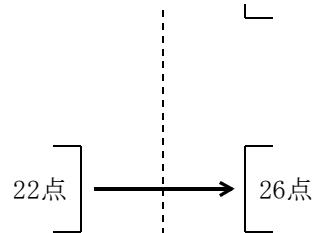
(1) ワンピースキャストブリッジ

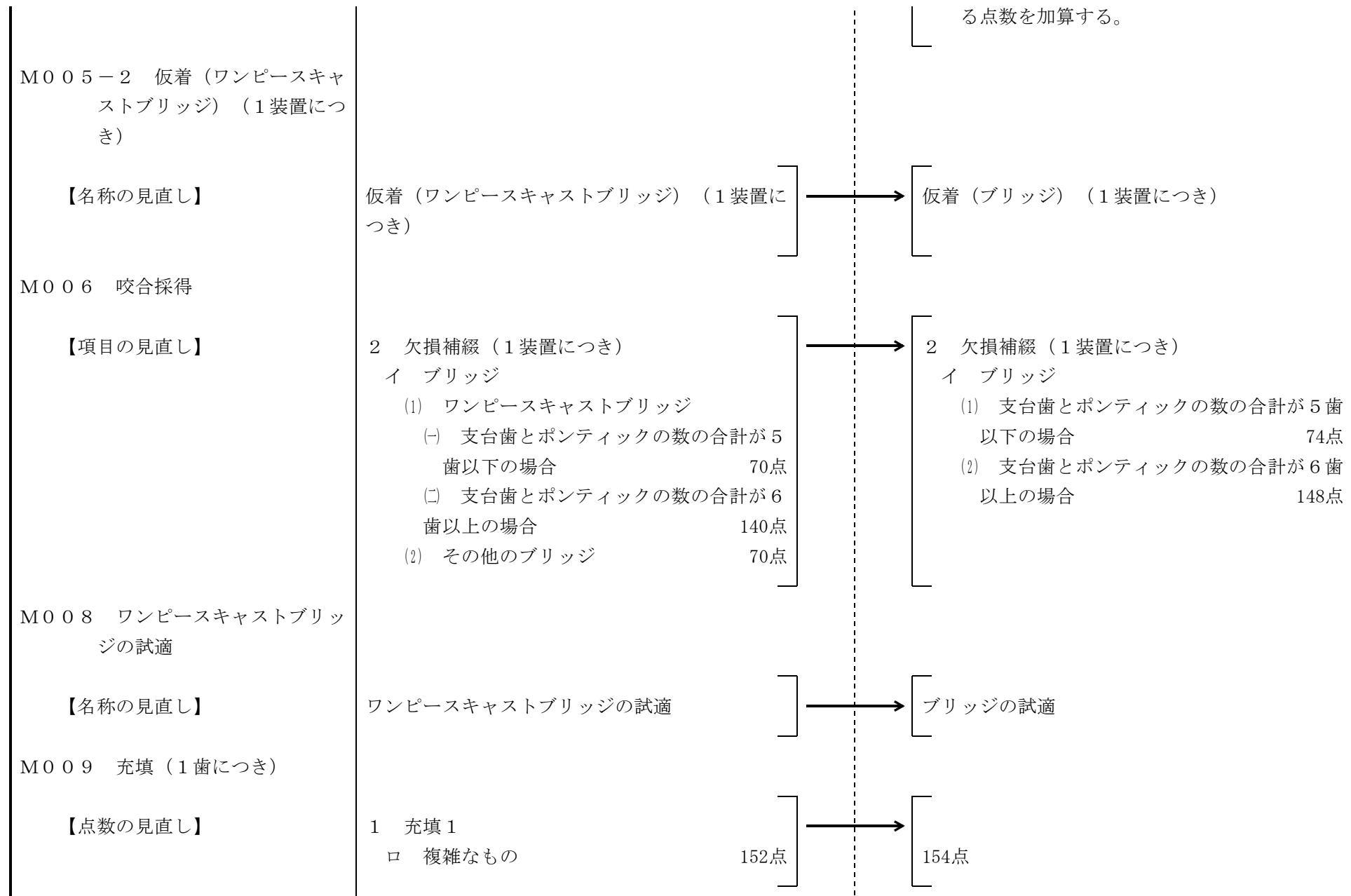
(-) 支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合 150点

(-) 支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合 300点

(2) その他のブリッジ 70点

【注の追加】





【新設】

(新設)

M 015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）

1,200点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯冠補綴物の設計・製作に要するコンピュータ支援設計・製造ユニット（歯科用CAD/CAM装置）を用いて、臼歯に対して歯冠補綴物（全部被覆冠に限る。）を設計・製作し、装着した場合に限り算定する。

【新設】

(新設)

M 016-2 小児保険装置

600点

注 1 クラウンループ又はバンドループを装着した場合に限り算定する。
2 保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

M 018 有床義歯

【点数の見直し】

1 局部義歯（1床につき）

イ 1歯から4歯まで

560点

570点

ロ 5歯から8歯まで

690点

700点

ハ 9歯から11歯まで

920点

930点

ニ 12歯から14歯まで

1,340点

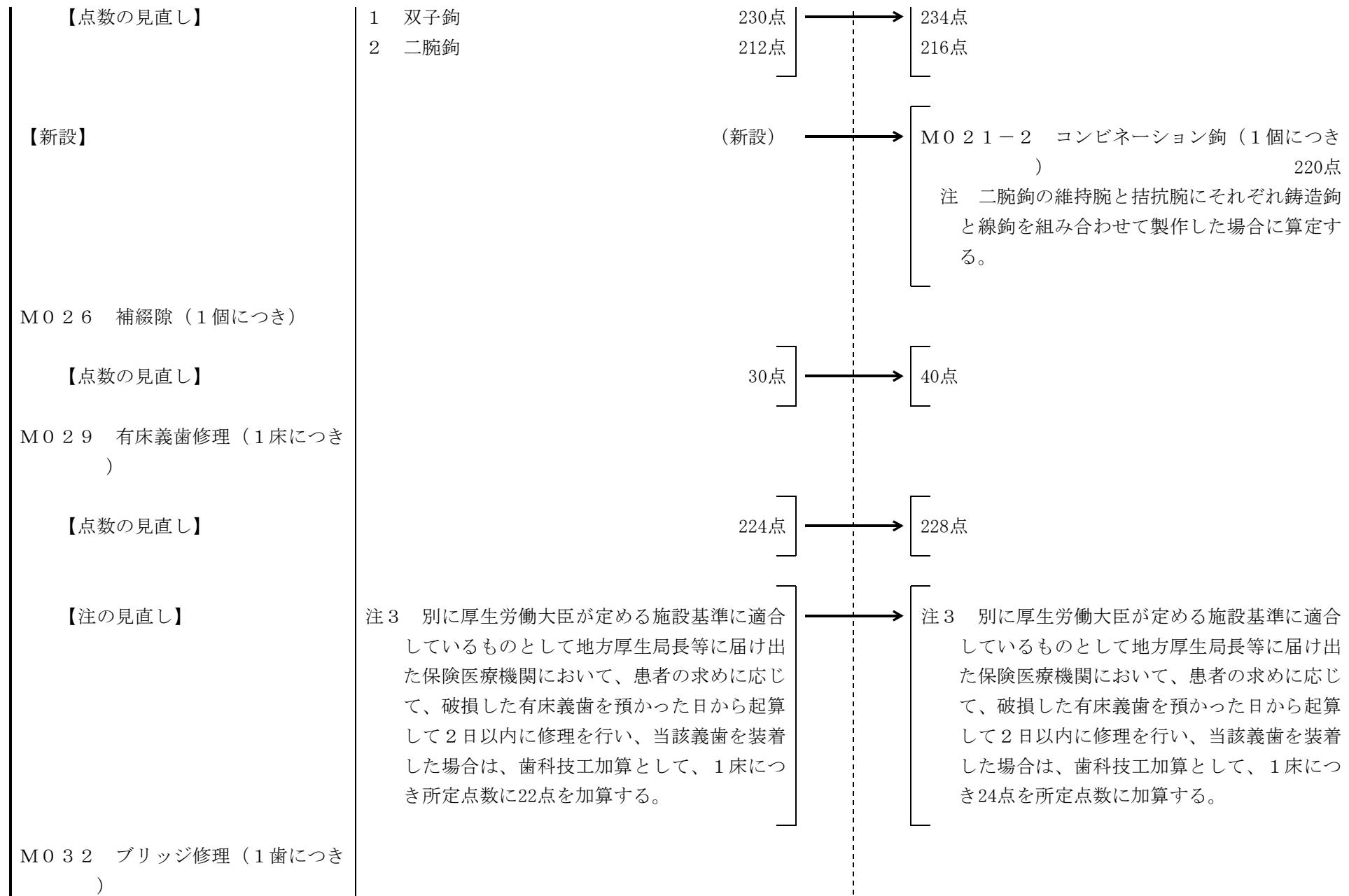
1,350点

2 総義歯（1頸につき）

2,100点

2,110点

M 020 鋳造鉤（1個につき）



【削除】

ブリッジ修理（1歯につき）

40点

注 保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。



(削除)

項 目	現 行	改 正 案
第2章 特掲診療料		
第13部 歯科矯正		
第1節 歯科矯正料		
【新設】		(新設) → [N 0 0 8 - 2 植立 (1本につき) 500点]
N 0 0 9 撤去 (1個につき)		
【名称の見直し】	撤去 (1個につき)] → [撤去]
【項目の見直し】	1 帯環 2 ダイレクトボンドブラケット] → [1 帯環 (1個につき) 2 ダイレクトボンドブラケット (1個につき)]
【項目の追加】		(追加) → [3 歯科矯正用アンカースクリュー (1本につき) 100点)]

項 目	現 行	改 正 案
第2章 特掲診療料		
第14部 病理診断		
O 0 0 0 口腔病理診断料（歯科診療に係るものに限る。）		
【注の見直し】	<p>注 1 1については、病理診断を専ら担当する歯科医師が勤務する病院である保険医療機関において、医科点数表の区分番号N 0 0 0に掲げる病理組織標本作製、医科点数表の区分番号N 0 0 1に掲げる電子顕微鏡病理組織標本作製、医科点数表の区分番号N 0 0 2に掲げる免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製若しくは医科点数表の区分番号N 0 0 3に掲げる術中迅速病理組織標本作製により作製された組織標本に基づく診断を行った場合又は当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された組織標本に基づく診断を行った場合に、これらの診断の別又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。</p>	<p>注 1 1については、病理診断を専ら担当する歯科医師又は医師が勤務する病院である保険医療機関において、医科点数表の区分番号N 0 0 0に掲げる病理組織標本作製、医科点数表の区分番号N 0 0 1に掲げる電子顕微鏡病理組織標本作製、医科点数表の区分番号N 0 0 2に掲げる免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製若しくは医科点数表の区分番号N 0 0 3に掲げる術中迅速病理組織標本作製により作製された組織標本に基づく診断を行った場合又は当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された組織標本に基づく診断を行った場合に、これらの診断の別又は回数にかかわらず、月1回を限度として算定する。</p>
【注の見直し】	<p>注 2 2については、病理診断を専ら担当する歯科医師が勤務する病院である保険医療機関において、医科点数表の区分番号N 0 0 3-2に掲げる術中迅速細胞診、医科点数表の区分</p>	<p>注 2 2については、病理診断を専ら担当する歯科医師又は医師が勤務する病院である保険医療機関において、医科点数表の区分番号N 0 0 3-2に掲げる術中迅速細胞診、医科点数</p>

【注の見直し】

番号N004に掲げる細胞診の2により作製された標本に基づく診断を行った場合又は当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された標本に基づく診断を行った場合に、これらの診断の別又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。

注4 病理診断管理に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、病理診断を専ら担当する常勤の歯科医師が病理診断を行い、その結果を文書により報告した場合には、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。

イ 病理診断管理加算1

- | | |
|----------------|------|
| (1) 組織診断を行った場合 | 120点 |
| (2) 細胞診断を行った場合 | 60点 |

ロ 病理診断管理加算2

- | | |
|----------------|------|
| (1) 組織診断を行った場合 | 320点 |
| (2) 細胞診断を行った場合 | 160点 |

表の区分番号N004に掲げる細胞診の2により作製された標本に基づく診断を行った場合又は当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された標本に基づく診断を行った場合に、これらの診断の別又は回数にかかわらず、月1回を限度として算定する。

注4 口腔病理診断管理に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、口腔病理診断を専ら担当する常勤の歯科医師又は医師が病理診断を行い、その結果を文書により報告した場合は、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。

イ 口腔病理診断管理加算1

- | | |
|----------------|------|
| (1) 組織診断を行った場合 | 120点 |
| (2) 細胞診断を行った場合 | 60点 |

ロ 口腔病理診断管理加算2

- | | |
|----------------|------|
| (1) 組織診断を行った場合 | 320点 |
| (2) 細胞診断を行った場合 | 160点 |

3 調剤報酬点数表

項 目	現 行	改 正 案
第1部 調剤報酬		
第1節 調剤技術料		
00 調剤基本料（処方せんの受付1回につき）		
【点数の見直し】	40点	41点
【注の見直し】	注1 処方せんの受付回数が1月に4,000回を超える保険薬局（特定の保険医療機関に係る処方せんによる調剤の割合が70%を超えるものに限る。）においては、所定点数にかかわらず、処方せんの受付1回につき24点を算定する。	注1 次に掲げるいずれかの区分に該当する保険薬局は、所定点数にかかわらず、処方せんの受付1回につき25点を算定する。ただし、口に該当する保険薬局であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものについてはこの限りでない。 イ 処方せんの受付回数が1月に4,000回を超える保険薬局（特定の保険医療機関に係る処方せんによる調剤の割合が70%を超えるものに限る。） ロ 処方せんの受付回数が1月に2,500回を超える保険薬局（特定の保険医療機関に係る処方せんによる調剤の割合が90%を超えるものに限り、イに該当するものを除く。）

【注の見直し】

注2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合には、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数（注1に該当する場合には注1に掲げる点数）に加算する。

- | | |
|-----------|-----|
| イ 基準調剤加算1 | 10点 |
| ロ 基準調剤加算2 | 30点 |

注2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合には、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。

なお、注1のロに該当する場合にあっては、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局においてのみ加算できる。

- | | |
|-----------|-----|
| イ 基準調剤加算1 | 12点 |
| ロ 基準調剤加算2 | 36点 |

【注の見直し】

注3 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第7条の2に規定する後発医薬品（以下「後発医薬品」という。）の調剤に関して別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合には、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数（注1に該当する場合には注1に掲げる点数）に加算する。

- | | |
|----------------|-----|
| イ 後発医薬品調剤体制加算1 | 5点 |
| ロ 後発医薬品調剤体制加算2 | 15点 |
| ハ 後発医薬品調剤体制加算3 | 19点 |

注3 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第7条の2に規定する後発医薬品（以下「後発医薬品」という。）の調剤に関して別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合には、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数（注1に該当する場合には注1に掲げる点数）に加算する。

- | | |
|----------------|-----|
| イ 後発医薬品調剤体制加算1 | 18点 |
| ロ 後発医薬品調剤体制加算2 | 22点 |

【注の追加】

(追加)

注6 当該保険薬局における医療用医薬品の取引価格の妥結率（当該保険薬局において購入された使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第495号）に収載されている医療用医薬品の薬価総額（各医療用医薬品の規格単位数量に薬価を乗じた価格を合算したもの）をいう。以下同じ。）に占める卸売販売業者（薬事法（昭和35年法律第145号）第34条第3項に規定する卸売販売業者をいう。）と当該保険薬局との間での取引価格が定められた薬価基準に収載されている医療用医薬品の薬価総額の割合をいう。）が50%以下の保険薬局においては、所定点数にかかわらず、処方せん受付1回につき31点（注1に該当する場合には19点）により算定する。

0 1 調剤料

【注の見直し】

1 内服薬（浸煎薬及び湯薬を除く。（1剤につき））
イ～ニ （略）
注1、2 （略）
注3 2剤以上の内服薬又は1剤で3種類以上の内服薬を服用時点ごとに一包化を行った場合には、一包化加算として、当該内服薬の投与日数に応じ、次に掲げる点数を所定点数に加算する。

1 内服薬（浸煎薬及び湯薬を除く。（1剤につき））
イ～ニ （略）
注1、2 （略）
注3 2剤以上の内服薬又は1剳で3種類以上の内服薬を服用時点ごとに一包化を行った場合には、一包化加算として、当該内服薬の投与日数に応じ、次に掲げる点数を所定点数に加算する。

イ 56日分以下の場合 投与日数が7又
はその端数を増すごとに30点を加算して
得た点数
ロ 57日分以上の場合 270点

イ 56日分以下の場合 投与日数が7又
はその端数を増すごとに32点を加算して
得た点数
ロ 57日分以上の場合 290点

【注の見直し】

注2 5の注射薬について、別に厚生労働大臣が
定める施設基準に適合しているものとして地方
厚生局長等に届け出た保険薬局において、
中心静脈栄養法用輸液又は抗悪性腫瘍剤につ
き無菌製剤処理を行った場合は、1日につき
それぞれ40点又は50点を加算する。

注2 5の注射薬について、別に厚生労働大臣が
定める施設基準に適合しているものとして地方
厚生局長等に届け出た保険薬局において、
中心静脈栄養法用輸液、抗悪性腫瘍剤又は麻
薬につき無菌製剤処理を行った場合は、1日
につきそれぞれ65点、75点又は65点（6歳未
満の乳幼児の場合は、1日につきそれぞれ130点、140点又は130点）を加算す
る。

第2節 薬学管理料

10 薬剤服用歴管理指導料（処方せ
んの受付1回につき）

【注の見直し】

注1 患者に対して、次に掲げる指導等のすべて
を行った場合に算定する。
イ～ホ （略）

注1 患者に対して、次に掲げる指導等のすべて
を行った場合に算定する。ただし、ハを除く
すべての指導等を行った場合は、所定点数に
かかわらず、処方せんの受付1回につき34点
を算定する。
イ～ホ （略）

1.5 在宅患者訪問薬剤管理指導料

【点数の見直し】

- | | | | |
|----------------|------|---|------|
| 1 同一建物居住者以外の場合 | 500点 | → | 650点 |
| 2 同一建物居住者の場合 | 350点 | | 300点 |

【注の見直し】

注1 あらかじめ在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、1については、在宅で療養を行っている患者（当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険薬局が同日に訪問薬剤管理指導を行う場合の当該患者（以下「同一建物居住者」という。）を除く。）であって通院が困難なものに対して、2については、在宅で療養を行っている患者（同一建物居住者に限る。）であって通院が困難なものに対して、医師の指示に基づき、保険薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、患家を訪問して、薬学的管理及び指導を行った場合に、1と2を合わせて月4回（がん末期患者及び中心静脈栄養法の対象患者については、週2回かつ月8回）に限り算定する。

注1 あらかじめ在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、1については、在宅で療養を行っている患者（当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険薬局が同日に訪問薬剤管理指導を行う場合の当該患者（以下「同一建物居住者」という。）を除く。）であって通院が困難なものに対して、2については、在宅で療養を行っている患者（同一建物居住者に限る。）であって通院が困難なものに対して、医師の指示に基づき、保険薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、患家を訪問して、薬学的管理及び指導を行った場合に、1と2を合わせて患者1人につき月4回（末期の悪性腫瘍の患者及び中心静脈栄養法の対象患者については、週2回かつ月8回）に限り算定する。この場合において、1と2を合わせて保険薬剤師1人につき1日に5回に限り算定できる。

別紙2

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法

項目	現行	改正案
通則 【通則の見直し】	<p>3 区分番号01の注2及び注4、区分番号01-2の注1から注4まで並びに区分番号02の注2及び注3における届出については、届出を行う訪問看護ステーションの所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）に対して行うものとする。ただし、当該所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合には、当該分室を経由して行うものとする。</p>	<p>3 区分番号01の注2及び注4、区分番号01-2の注1から注4まで及び注12並びに区分番号02の注1から注3まで及び注10における届出については、届出を行う訪問看護ステーションの所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）に対して行うものとする。ただし、当該所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合には、当該分室を経由して行うものとする。</p>
01 訪問看護基本療養費（1日につき） 【項目の見直し】	<p>1 (略)</p> <p>2 訪問看護基本療養費(Ⅱ) イ 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合（ハを除く。）</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 訪問看護基本療養費(Ⅱ) イ 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合（ハを除く。）</p>

	(1) 週3日目まで	4,300円	(1) 同一日に2人	① 週3日目まで	5,550円
	(2) 週4日目以降	5,300円	(2) 同一日に3人以上	② 週4日目以降	6,550円
口 準看護師による場合					
	(1) 週3日目まで	3,800円	(1) 同一日に2人	① 週3日目まで	2,780円
	(2) 週4日目以降	4,800円	(2) 同一日に3人以上	② 週4日目以降	3,280円
ハ (略)					
3 (略)			ハ (略)	① 週3日目まで	5,050円
			3 (略)	② 週4日目以降	6,050円
注6 1及び2 (いずれもハを除く。)について は、指定訪問看護を受けようとする者の主治 医（介護老人保健施設の医師を除く。）から 当該者の急性増悪等により一時的に頻回の訪 問看護の必要がある旨の訪問看護指示書（以 下「特別訪問看護指示書」という。）の交付 を受け、当該特別訪問看護指示書及び訪問看 護計画書に基づき、訪問看護ステーションの 看護師等が指定訪問看護を行った場合には、 注1及び注3の規定にかかわらず、1月に1 回に限り、当該指示があった日から起算して 14日を限度として算定する。					
→					
注6 1及び2 (いずれもハを除く。)について は、指定訪問看護を受けようとする者の主治 医（介護老人保健施設の医師を除く。）から 当該者の急性増悪等により一時的に頻回の訪 問看護の必要がある旨の訪問看護指示書（以 下「特別訪問看護指示書」という。）の交付 を受け、当該特別訪問看護指示書及び訪問看 護計画書に基づき、訪問看護ステーションの 看護師等が指定訪問看護を行った場合には、 注1及び注3の規定にかかわらず、1月に1 回（別に厚生労働大臣が定める者については 、月2回）に限り、当該指示があった日から					

01-2 精神科訪問看護基本療養費
(1日につき)

【項目の見直し】

1 (略)	
2 (略)	
3 精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)	
イ 保健師、看護師又は作業療法士による場合	
(1) 週3日目まで 30分以上の場合	4,300円
(2) 週3日目まで 30分未満の場合	3,300円
(3) 週4日目以降 30分以上の場合	5,300円
(4) 週4日目以降 30分未満の場合	4,060円
ロ 准看護師による場合	

起算して14日を限度として算定する。

1 (略)	
2 (略)	
3 精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)	
イ 保健師、看護師又は作業療法士による場合	
(1) 同一日に2人	
① 週3日目まで 30分以上の場合	5,550円
② 週3日目まで 30分未満の場合	4,250円
③ 週4日目以降 30分以上の場合	6,550円
④ 週4日目以降 30分未満の場合	5,100円
(2) 同一日に3人以上	
① 週3日目まで 30分以上の場合	2,780円
② 週3日目まで 30分未満の場合	2,130円
③ 週4日目以降 30分以上の場合	3,280円
④ 週4日目以降 30分未満の場合	2,550円
ロ 准看護師による場合	

		(1) 週3日目まで 30分以上の場合 3,800円	(1) 同一日に2人 ① 週3日目まで 30分以上の場合 5,050円
		(2) 週3日目まで 30分未満の場合 2,910円	② 週3日目まで 30分未満の場合 3,870円
		(3) 週4日目以降 30分以上の場合 4,800円	③ 週4日目以降 30分以上の場合 6,050円
		(4) 週4日目以降 30分未満の場合 3,670円	④ 週4日目以降 30分未満の場合 4,720円
4	(略)		(2) 同一日に3人以上 ① 週3日目まで 30分以上の場合 2,530円
			② 週3日目まで 30分未満の場合 1,940円
			③ 週4日目以降 30分以上の場合 3,030円
			④ 週4日目以降 30分未満の場合 2,360円
4	(略)		

【注の追加】

(追加)



注12 1及び3については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの保健師、看護師、准看護師及び作業療法士が、診療報酬の算定方法別表第一に規定する精神科重症患者早期集中支援管理料を算定する利用者に対して、その主治医の指示に基づき、1日に2回又は3回以上指定訪問看護を行った場合は、精神科複数回訪問加算として、

02 訪問看護管理療養費

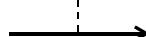
【項目の見直し】

1 月の初日の訪問の場合

7,300円

2 月の2日目以降の訪問の場合（1日につき）

2,950円



それぞれ4,500円又は8,000円を所定額に加算する。

1 月の初日の訪問の場合

イ 機能強化型訪問看護管理療養費 1

12,400円

ロ 機能強化型訪問看護管理療養費 2

9,400円

ハ イ又はロ以外の場合

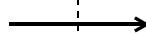
7,400円

2 月の2日目以降の訪問の場合（1日につき）

2,980円

【注の見直し】

注1 指定訪問看護を行うにつき安全な提供体制が整備されている訪問看護ステーションであって、利用者に対して訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っているものが、当該利用者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書を当該利用者の主治医（保険医療機関の保険医又は介護老人保健施設の医師に限る。以下同じ。）に対して提出するとともに、当該利用者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に、訪問の都度算定する。



注1 指定訪問看護を行うにつき安全な提供体制が整備されている訪問看護ステーション（イ及びロについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションに限る。）であって、利用者に対して訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っているものが、当該利用者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書並びに精神科訪問看護計画書及び精神科訪問看護報告書を当該利用者の主治医（保険医療機関の保険医又は介護老人保健施設の医師に限る。以下同じ。）に対して提出するとともに、当該利用者に係る指定訪問看

【注の追加】

(追加)

護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に、訪問の都度算定する。

注10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションが、当該利用者（診療報酬の算定方法別表第一に規定する精神科重症患者早期集中支援管理料を現に算定する利用者に限る。）に対して、当該利用者の在宅療養を担う保険医療機関と連携して、支援計画等に基づき、定期的な訪問看護を行った場合には、精神科重症患者早期集中支援管理連携加算として、月1回に限り、6月を限度として6,400円を所定額に加算する。

03 訪問看護情報提供療養費

【注の見直し】

注 訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っている訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、当該利用者の居住地を管轄する市町村等に対して、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて、当該利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき月1回に限り算定する。ただし、他の訪問看護ステーションにおいて、当該市町村等に対して情報を提供することにより訪問看護情報提供療養費を算定している場合は、算定しない。

注 訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っている訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、当該利用者の居住地を管轄する市町村等に対して、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて、当該利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき月1回に限り算定する。ただし、他の訪問看護ステーションにおいて、当該市町村等に対して情報を提供することにより訪問看護情報提供療養費を算定している場合は、算定しない。

05 訪問看護ターミナルケア療養費

【注の見直し】

注1 訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っている訪問看護ステーションの看護師等が、在宅で死亡した利用者（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した者を含む。）に対して、その主治医の指示により、その死亡日及び死亡日前14日以内に、2回以上指定訪問看護を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合は所定額を算定する。

注1 訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っている訪問看護ステーションの看護師等が、在宅で死亡した利用者（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した者を含む。）に対して、その主治医の指示により、その死亡日及び死亡日前14日以内に、2回以上指定訪問看護を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合は所定額を算定する。

別紙3

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法

項目	現 行	改 正 案
本文		
1	1 (略) 一～三 (略) 四 医科点数表のうちに次に掲げる区分番号の点数を算定する患者 イ～ハ (略) ニ A 3 0 8 - 2 亜急性期入院医療管理料 ホ～ヘ (略) ト A 4 0 0 短期滞在手術基本料（短期滞在手術基本料3を除く。） 五 (略)	1 (略) 一～三 (略) 四 医科点数表のうちに次に掲げる区分番号の点数を算定する患者 イ～ハ (略) ニ A 3 0 8 - 3 地域包括ケア病棟入院料 (1) 地域包括ケア病棟入院料 1・2 (2) 地域包括ケア入院医療管理料 1・2 (当該区分番号を算定する前に当該病院の一般病棟（同イからハまで、ニの(1)及びホからトまでを算定していた患者を除く。）に入院していた患者を除く。) ホ～ヘ (略) ト A 4 0 0 短期滞在手術等基本料（短期滞在手術等基本料3を除く。） 五 (略)

5

【項目の追加】

(追加)

-
- 5 第1項に規定する厚生労働大臣が指定する病院は、以下の基準を満たす病院とする。
- 一 急性期入院医療を提供する病院として、医科点数表のうち次に掲げる区分番号のうちいずれかの7対1入院基本料又は10対1入院基本料に係る届出を行っていること。
- イ A100 一般病棟入院基本料
- ロ A104 特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）
- ハ A105 専門病院入院基本料
- 二 医科点数表に掲げる区分番号A207診療録管理体制加算に係る届出を行っていること。
- 三 厚生労働大臣が実施する次の調査に適切に参加すること。
- イ 当該病院を退院した患者の病態や実施した医療行為の内容等について毎年実施される調査
- ロ 中央社会保険医療協議会の要請に基づき、イの調査を補完することを目的として隨時実施される調査
- 四 三のイの調査期間中において、退院した患者（第1項第一号から第五号までのいずれかに該当するものを除く。）数を、当該病院の一般病棟（次のイからトまでの医科点数表に掲げる区分番号いずれかを算定する病棟を除く。）の病床数で除した1月あたりの値が0.875以上であること。
- イ A106 障害者施設等入院基本料
- ロ A306 特殊疾患入院医療管理料

ハ A308 回復期リハビリテーション病棟入院料
ニ A308-3 地域包括ケア病棟入院料
ホ A309 特殊疾患病棟入院料
ヘ A310 緩和ケア病棟入院料
ト A400 短期滞在手術等基本料（短期滞在手術等基本料3を除く。）
五 適切な診断群分類区分を決定するために必要な体制が整備されていること。

項 目	現 行	改 正 案
別表		
2 【項目の見直し】	<p>2 所定点数には、医科点数表に掲げる点数の費用のうち、イに掲げる点数（ロに掲げる点数の費用を除く。）の費用が含まれるものとする。</p> <p>イ 所定点数に含まれる費用</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 第1章第2部第4節短期滞在手術基本料</p> <p>(4)～(12) (略)</p> <p>ロ イに掲げる点数の費用から除かれる費用</p> <p>(1) 入院基本料のうち、区分番号A100の注4から注7まで、A104の注5並びにA105の注3及び注4に規定する費用</p> <p>(2) 入院基本料等加算のうち、区分番号A205からA206まで、A208からA213まで、A219からA233-2まで及びA236からA243までに掲げる費用</p> <p>(3) 短期滞在手術基本料のうち、短期滞在手術基本料1及び短期滞在手術基本料2に掲げる費用</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 処置の費用のうち、区分番号J001(5に限る。)、J003、J010-2、J017、J017-2、J027(1</p>	<p>2 所定点数には、医科点数表に掲げる点数の費用のうち、イに掲げる点数（ロに掲げる点数の費用を除く。）の費用が含まれるものとする。</p> <p>イ 所定点数に含まれる費用</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 第1章第2部第4節短期滞在手術等基本料</p> <p>(4)～(12) (略)</p> <p>ロ イに掲げる点数の費用から除かれる費用</p> <p>(1) 入院基本料のうち、区分番号A100の注4から注7まで及び注12、A104の注5及び注10、A105の注3、注4及び注9に規定する費用</p> <p>(2) 入院基本料等加算のうち、区分番号A205からA206まで、A208からA213まで、A219からA233-2まで、A234-3及びA236からA243までに掲げる費用</p> <p>(3) 短期滞在手術等基本料のうち、短期滞在手術等基本料1及び短期滞在手術等基本料2に掲げる費用</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 処置の費用のうち、区分番号J001(5に限る。)、J003、J010-2、J017、J017-2、J027(1</p>

に限る。)、J 0 3 8 から J 0 4 2 まで、
J 0 4 5 - 2 、 J 0 4 7 、 J 0 4 9 、 J 0
5 2 - 2 、 J 0 5 4 - 2 、 J 0 6 2 、 J 1
2 2 (5及び6に限り、既装着のギプス包
帯をギプスシャーレとして切割使用した場
合を除く。)、J 1 2 3 から J 1 2 8 まで
(既装着のギプス包帯をギプスシャーレと
して切割使用した場合を除く。)、J 1 2
9 (4に限り、既装着のギプス包帯をギプ
スシャーレとして切割使用した場合を除
く。)並びに J 1 2 9 - 2 (2に限る。)
に掲げる処置料並びに J 0 3 8 (1及び2
に限る。)に掲げる人工腎臓に当たって使
用した保険医療材料(特定保険医療材料及
びその材料価格(材料価格基準)(平成20
年厚生労働省告示第61号。以下「材料価格
基準」という。)別表II区分0 4 0 (1)及
び(5)に掲げる材料に限る。)並びに J 0
4 2 に掲げる腹膜灌流(1に限る。)に当
たって使用した薬剤(腹膜灌流液に限る。
)及び保険医療材料(材料価格基準別表II
区分0 5 1 から区分0 5 3 までに掲げる材
料に限る。)に係る費用

に限る。)、J 0 3 8 から J 0 4 2 まで、
J 0 4 5 - 2 、 J 0 4 7 、 J 0 4 7 - 2 、
J 0 4 9 、 J 0 5 2 - 2 、 J 0 5 4 - 2 、
J 0 6 2 、 J 1 2 2 (5及び6に限り、既
装着のギプス包帯をギプスシャーレとして
切割使用した場合を除く。)、J 1 2 3 か
ら J 1 2 8 まで(既装着のギプス包帯をギ
プスシャーレとして切割使用した場合を除
く。)、J 1 2 9 (4に限り、既装着のギ
プス包帯をギプスシャーレとして切割使
用した場合を除く。)並びに J 1 2 9 - 2
(2に限る。)に掲げる処置料並びに J 0
3 8 (1及び2に限る。)に掲げる人工腎
臓に当たって使用した保険医療材料(特定
保険医療材料及びその材料価格(材料価格
基準)(平成20年厚生労働省告示第61号。
以下「材料価格基準」という。)別表II区
分0 4 0 (1)及び(5)に掲げる材料に限る。
)並びに J 0 4 2 に掲げる腹膜灌流(1に
限る。)に当たって使用した薬剤(腹膜灌
流液に限る。)及び保険医療材料(材料価
格基準別表II区分0 5 1 から区分0 5 3 ま
でに掲げる材料に限る。)に係る費用

4

A 3 0 0 救命救急入院料

【点数の見直し】

救命救急入院料 1

D P C - 別表 - 2/22

(3日以内の期間)	7,688点	7,825点
(4日以上7日以内の期間)	6,763点	6,885点
(8日以上14日以内の期間)	5,478点	5,579点
救命救急入院料2		
(3日以内の期間)	9,188点	9,349点
(4日以上7日以内の期間)	8,128点	8,272点
(8日以上14日以内の期間)	6,878点	7,002点
救命救急入院料3		
イ　救命救急入院料		
(3日以内の期間)	7,688点	7,825点
(4日以上7日以内の期間)	6,763点	6,885点
(8日以上14日以内の期間)	5,478点	5,579点
ロ　広範囲熱傷特定集中治療管理料		
(3日以内の期間)	7,688点	7,825点
(4日以上7日以内の期間)	6,763点	6,885点
(8日以上14日以内の期間)	5,878点	5,986点
(15日以上30日以内の期間)	6,383点	6,491点
(31日以上60日以内の期間)	6,590点	6,698点
救命救急入院料4		
イ　救命救急入院料		
(3日以内の期間)	9,188点	9,349点
(4日以上7日以内の期間)	8,128点	8,272点
(8日以上14日以内の期間)	6,878点	7,002点
ロ　広範囲熱傷特定集中治療管理料		
(3日以内の期間)	9,188点	9,349点
(4日以上7日以内の期間)	8,128点	8,272点
(8日以上14日以内の期間)	6,878点	7,002点
(15日以上30日以内の期間)	6,383点	6,491点
(31日以上60日以内の期間)	6,590点	6,698点

【注の見直し】

注5 注4に規定する加算を算定する病院において、急性薬毒物中毒の患者に対して救命救急医療が行われた場合には、入院初日に限り所定点数に5,000点を加算する。

→
注5 当該病院において、急性薬毒物中毒の患者に対して救命救急医療が行われた場合には、入院初日に限り、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

イ 急性薬毒物中毒加算1（機器分析）

5,000点

ロ 急性薬毒物中毒加算2（その他のもの）

350点

A 3 0 1 特定集中治療室管理料

【項目の見直し】

特定集中治療室管理料1

(7日以内の期間) 7,188点
(8日以上14日以内の期間) 5,688点

特定集中治療室管理料2

イ 特定集中治療室管理料

→ 特定集中治療室管理料1

(7日以内の期間) 11,606点
(8日以上14日以内の期間) 10,082点

特定集中治療室管理料2

イ 特定集中治療室管理料
(7日以内の期間) 11,606点
(8日以上14日以内の期間) 10,082点

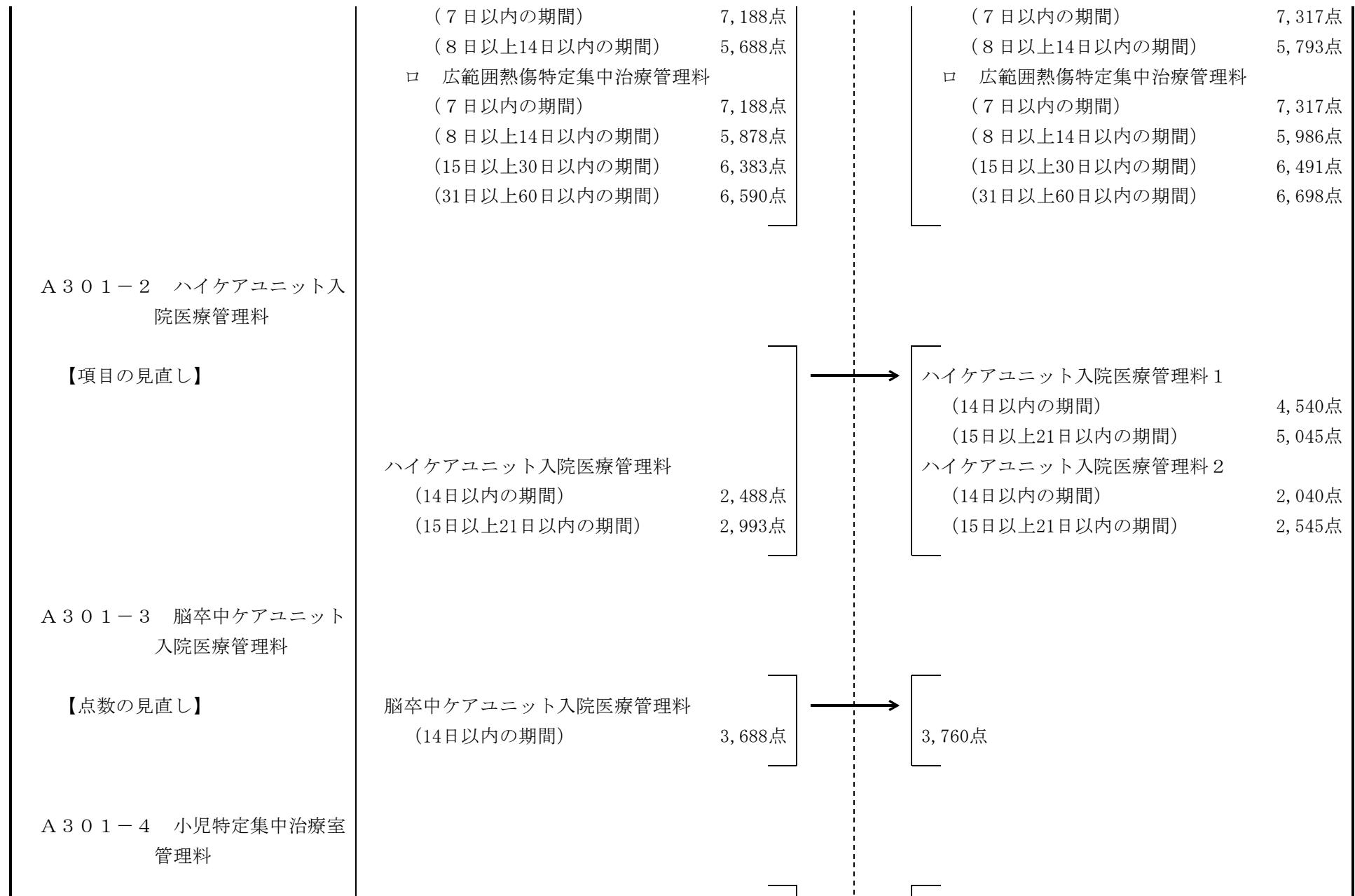
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料
(7日以内の期間) 11,606点
(8日以上14日以内の期間) 10,275点
(15日以上30日以内の期間) 10,780点
(31日以上60日以内の期間) 10,987点

特定集中治療室管理料3

(7日以内の期間) 7,317点
(8日以上14日以内の期間) 5,793点

特定集中治療室管理料4

イ 特定集中治療室管理料



	【点数の見直し】	小児特定集中治療室管理料 (7日以内の期間) 13,477点 (8日以上14日以内の期間) 11,477点	→	13,708点 11,676点
A 3 0 2	新生児特定集中治療室管理料			
	【点数の見直し】	新生児特定集中治療室管理料 1 (14日以内の期間) 7,988点 (15日以上30日以内の期間) 8,493点 (31日以上90日以内の期間) 8,700点	→	8,130点 8,635点 8,842点
		新生児特定集中治療室管理料 2 (14日以内の期間) 3,988点 (15日以上30日以内の期間) 4,493点 (31日以上90日以内の期間) 4,700点		6,065点 6,570点 6,777点
A 3 0 3	総合周産期特定集中治療室管理料			
	【点数の見直し】	母体・胎児集中治療室管理料 (14日以内の期間) 4,988点	→	5,081点
		新生児集中治療室管理料 (14日以内の期間) 7,988点 (15日以上30日以内の期間) 8,493点 (31日以上90日以内の期間) 8,700点		8,130点 8,635点 8,842点
A 3 0 3 - 2	新生児治療回復室入			

<p>院医療管理料</p> <p>【点数の見直し】</p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">新生児治療回復室入院医療管理料</td><td style="width: 50%; text-align: right;">→</td></tr> <tr> <td>(14日以内の期間)</td><td style="text-align: right;">3,388点</td></tr> <tr> <td>(15日以上30日以内の期間)</td><td style="text-align: right;">3,893点</td></tr> <tr> <td>(31日以上120日以内の期間)</td><td style="text-align: right;">4,100点</td></tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: right;">3,455点</td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr> <td style="text-align: right;">3,960点</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: right;">4,167点</td><td></td></tr> </table>	新生児治療回復室入院医療管理料	→	(14日以内の期間)	3,388点	(15日以上30日以内の期間)	3,893点	(31日以上120日以内の期間)	4,100点	3,455点		3,960点		4,167点																													
新生児治療回復室入院医療管理料	→																																										
(14日以内の期間)	3,388点																																										
(15日以上30日以内の期間)	3,893点																																										
(31日以上120日以内の期間)	4,100点																																										
3,455点																																											
3,960点																																											
4,167点																																											
<p>A 3 0 5 一類感染症患者入院医療管理料</p> <p>【点数の見直し】</p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">一類感染症患者入院医療管理料</td><td style="width: 50%; text-align: right;">→</td></tr> <tr> <td>(7日以内の期間)</td><td style="text-align: right;">6,878点</td></tr> <tr> <td>(8日以上14日以内の期間)</td><td style="text-align: right;">5,678点</td></tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: right;">7,002点</td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr> <td style="text-align: right;">5,782点</td><td></td></tr> </table>	一類感染症患者入院医療管理料	→	(7日以内の期間)	6,878点	(8日以上14日以内の期間)	5,678点	7,002点		5,782点																																	
一類感染症患者入院医療管理料	→																																										
(7日以内の期間)	6,878点																																										
(8日以上14日以内の期間)	5,678点																																										
7,002点																																											
5,782点																																											
<p>A 3 0 7 小児入院医療管理料</p> <p>【点数の見直し】</p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">小児入院医療管理料 1</td><td style="width: 50%; text-align: right;">→</td></tr> <tr> <td>(14日以内の期間)</td><td style="text-align: right;">2,488点</td></tr> <tr> <td>(15日以上30日以内の期間)</td><td style="text-align: right;">2,993点</td></tr> <tr> <td>(31日以上の期間)</td><td style="text-align: right;">3,200点</td></tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: right;">2,540点</td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr> <td style="text-align: right;">3,045点</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: right;">3,252点</td><td></td></tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">小児入院医療管理料 2</td><td style="width: 50%; text-align: right;">→</td></tr> <tr> <td>(14日以内の期間)</td><td style="text-align: right;">1,988点</td></tr> <tr> <td>(15日以上30日以内の期間)</td><td style="text-align: right;">2,493点</td></tr> <tr> <td>(31日以上の期間)</td><td style="text-align: right;">2,700点</td></tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: right;">2,032点</td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr> <td style="text-align: right;">2,537点</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: right;">2,744点</td><td></td></tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">小児入院医療管理料 3</td><td style="width: 50%; text-align: right;">→</td></tr> <tr> <td>(14日以内の期間)</td><td style="text-align: right;">1,588点</td></tr> <tr> <td>(15日以上30日以内の期間)</td><td style="text-align: right;">2,093点</td></tr> <tr> <td>(31日以上の期間)</td><td style="text-align: right;">2,300点</td></tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: right;">1,626点</td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr> <td style="text-align: right;">2,131点</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: right;">2,338点</td><td></td></tr> </table>	小児入院医療管理料 1	→	(14日以内の期間)	2,488点	(15日以上30日以内の期間)	2,993点	(31日以上の期間)	3,200点	2,540点		3,045点		3,252点		小児入院医療管理料 2	→	(14日以内の期間)	1,988点	(15日以上30日以内の期間)	2,493点	(31日以上の期間)	2,700点	2,032点		2,537点		2,744点		小児入院医療管理料 3	→	(14日以内の期間)	1,588点	(15日以上30日以内の期間)	2,093点	(31日以上の期間)	2,300点	1,626点		2,131点		2,338点	
小児入院医療管理料 1	→																																										
(14日以内の期間)	2,488点																																										
(15日以上30日以内の期間)	2,993点																																										
(31日以上の期間)	3,200点																																										
2,540点																																											
3,045点																																											
3,252点																																											
小児入院医療管理料 2	→																																										
(14日以内の期間)	1,988点																																										
(15日以上30日以内の期間)	2,493点																																										
(31日以上の期間)	2,700点																																										
2,032点																																											
2,537点																																											
2,744点																																											
小児入院医療管理料 3	→																																										
(14日以内の期間)	1,588点																																										
(15日以上30日以内の期間)	2,093点																																										
(31日以上の期間)	2,300点																																										
1,626点																																											
2,131点																																											
2,338点																																											

5

A 3 0 0 救命救急入院料

【点数の見直し】

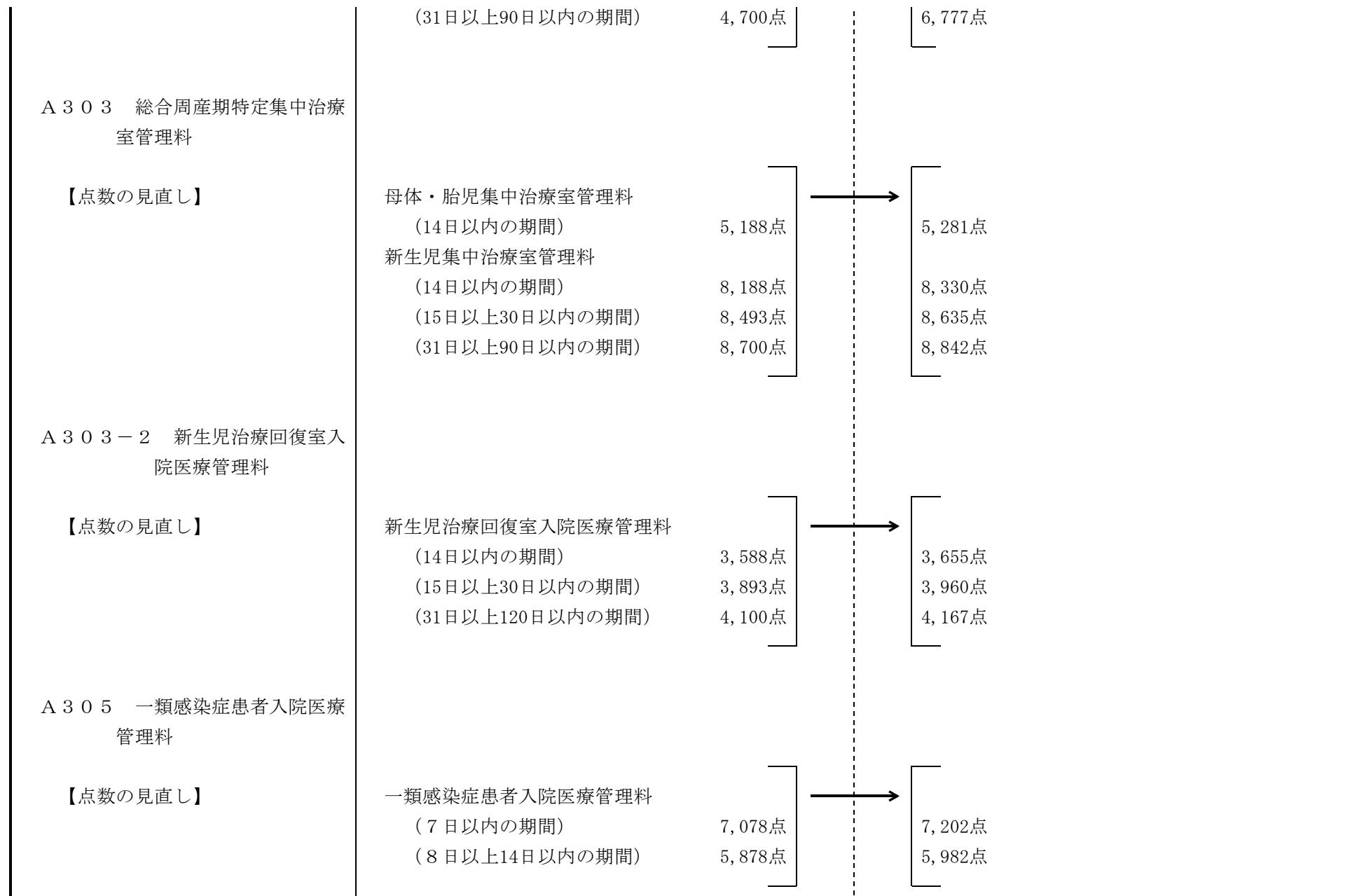
小児入院医療管理料 4		
(14日以内の期間)	988点	1,016点
(15日以上30日以内の期間)	1,493点	1,521点
(31日以上の期間)	1,700点	1,728点
小児入院医療管理料 5		
(14日以内の期間)	88点	101点
(15日以上30日以内の期間)	593点	606点
(31日以上の期間)	800点	813点

救命救急入院料 1		→	
(3日以内の期間)	7,888点	8,025点	
(4日以上7日以内の期間)	6,963点	7,085点	
(8日以上14日以内の期間)	5,678点	5,779点	
救命救急入院料 2			
(3日以内の期間)	9,388点	9,549点	
(4日以上7日以内の期間)	8,328点	8,472点	
(8日以上14日以内の期間)	7,078点	7,202点	
救命救急入院料 3			
イ 救命救急入院料			
(3日以内の期間)	7,888点	8,025点	
(4日以上7日以内の期間)	6,963点	7,085点	
(8日以上14日以内の期間)	5,678点	5,779点	
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料			
(3日以内の期間)	7,888点	8,025点	
(4日以上7日以内の期間)	6,963点	7,085点	

	(8日以上14日以内の期間) 6,078点 (15日以上30日以内の期間) 6,383点 (31日以上60日以内の期間) 6,590点	6,186点 6,491点 6,698点
	救命救急入院料4	
	イ 救命救急入院料	
	(3日以内の期間) 9,388点 (4日以上7日以内の期間) 8,328点 (8日以上14日以内の期間) 7,078点	9,549点 8,472点 7,202点
	ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	
	(3日以内の期間) 9,388点 (4日以上7日以内の期間) 8,328点 (8日以上14日以内の期間) 7,078点 (15日以上30日以内の期間) 6,383点 (31日以上60日以内の期間) 6,590点	9,549点 8,472点 7,202点 6,491点 6,698点
【注の見直し】	注5 注4に規定する加算を算定する病院において、急性薬毒物中毒の患者に対して救命救急医療が行われた場合には、入院初日に限り所定点数に5,000点を加算する。	→ 注5 当該病院において、急性薬毒物中毒の患者に対して救命救急医療が行われた場合には、入院初日に限り、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。 イ 急性薬毒物中毒加算1 (機器分析) 5,000点 ロ 急性薬毒物中毒加算2 (その他のもの) 350点
A 3 0 1 特定集中治療室管理料		→ 特定集中治療室管理料1 (7日以内の期間) 11,806点
【項目の見直し】		

A 301-2 ハイケアユニット入院医療管理料 【項目の見直し】	特定集中治療室管理料 1	(7 日以内の期間) 7,388点	
		(8 日以上14日以内の期間) 5,888点	
	特定集中治療室管理料 2		
	イ 特定集中治療室管理料		
	(7 日以内の期間) 7,388点		
	(8 日以上14日以内の期間) 5,888点		
	ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料		
	(7 日以内の期間) 7,388点		
	(8 日以上14日以内の期間) 6,078点		
	(15日以上30日以内の期間) 6,383点		
	(31日以上60日以内の期間) 6,590点		
	特定集中治療室管理料 3		
	イ 特定集中治療室管理料		
	(7 日以内の期間) 7,517点		
	(8 日以上14日以内の期間) 5,993点		
	特定集中治療室管理料 4		
	イ 特定集中治療室管理料		
	(7 日以内の期間) 7,517点		
	(8 日以上14日以内の期間) 5,993点		
	ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料		
	(7 日以内の期間) 7,517点		
	(8 日以上14日以内の期間) 6,186点		
	(15日以上30日以内の期間) 6,491点		
	(31日以上60日以内の期間) 6,698点		
→			
ハイケアユニット入院医療管理料 1			
(14日以内の期間) 4,740点			
(15日以上21日以内の期間) 5,045点			

	<p>ハイケアユニット入院医療管理料 (14日以内の期間) 2,688点 (15日以上21日以内の期間) 2,993点</p>		<p>ハイケアユニット入院医療管理料 2 (14日以内の期間) 2,240点 (15日以上21日以内の期間) 2,545点</p>
A 3 0 1 - 3 脳卒中ケアユニット 入院医療管理料			
【点数の見直し】	<p>脳卒中ケアユニット入院医療管理料 (14日以内の期間) 3,888点</p>	→	<p>3,960点</p>
A 3 0 1 - 4 小児特定集中治療室 管理料			
【点数の見直し】	<p>小児特定集中治療室管理料 (7日以内の期間) 13,677点 (8日以上14日以内の期間) 11,677点</p>	→	<p>13,908点 11,876点</p>
A 3 0 2 新生児特定集中治療室管 理料			
【点数の見直し】	<p>新生児特定集中治療室管理料 1 (14日以内の期間) 8,188点 (15日以上30日以内の期間) 8,493点 (31日以上90日以内の期間) 8,700点</p>	→	<p>8,330点 8,635点 8,842点</p>
	<p>新生児特定集中治療室管理料 2 (14日以内の期間) 4,188点 (15日以上30日以内の期間) 4,493点</p>		<p>6,265点 6,570点</p>



A 307 小児入院医療管理料

【点数の見直し】

小児入院医療管理料 1		→	
(14日以内の期間)	2,688点		2,740点
(15日以上30日以内の期間)	2,993点		3,045点
(31日以上の期間)	3,200点		3,252点
小児入院医療管理料 2			
(14日以内の期間)	2,188点		2,232点
(15日以上30日以内の期間)	2,493点		2,537点
(31日以上の期間)	2,700点		2,744点
小児入院医療管理料 3			
(14日以内の期間)	1,788点		1,826点
(15日以上30日以内の期間)	2,093点		2,131点
(31日以上の期間)	2,300点		2,338点
小児入院医療管理料 4			
(14日以内の期間)	1,188点		1,216点
(15日以上30日以内の期間)	1,493点		1,521点
(31日以上の期間)	1,700点		1,728点
小児入院医療管理料 5			
(14日以内の期間)	288点		301点
(15日以上30日以内の期間)	593点		606点
(31日以上の期間)	800点		813点

6

A 300 救命救急入院料

【点数の見直し】

救命救急入院料 1	→	
-----------	---	--

(3日以内の期間)	7,950点	8,087点
(4日以上7日以内の期間)	7,025点	7,147点
(8日以上14日以内の期間)	5,740点	5,841点
救命救急入院料2		
(3日以内の期間)	9,450点	9,611点
(4日以上7日以内の期間)	8,390点	8,534点
(8日以上14日以内の期間)	7,140点	7,264点
救命救急入院料3		
イ　救命救急入院料		
(3日以内の期間)	7,950点	8,087点
(4日以上7日以内の期間)	7,025点	7,147点
(8日以上14日以内の期間)	5,740点	5,841点
ロ　広範囲熱傷特定集中治療管理料		
(3日以内の期間)	7,950点	8,087点
(4日以上7日以内の期間)	7,025点	7,147点
(8日以上14日以内の期間)	6,140点	6,248点
(15日以上30日以内の期間)	6,398点	6,506点
(31日以上60日以内の期間)	6,590点	6,698点
救命救急入院料4		
イ　救命救急入院料		
(3日以内の期間)	9,450点	9,611点
(4日以上7日以内の期間)	8,390点	8,534点
(8日以上14日以内の期間)	7,140点	7,264点
ロ　広範囲熱傷特定集中治療管理料		
(3日以内の期間)	9,450点	9,611点
(4日以上7日以内の期間)	8,390点	8,534点
(8日以上14日以内の期間)	7,140点	7,264点
(15日以上30日以内の期間)	6,398点	6,506点
(31日以上60日以内の期間)	6,590点	6,698点

【注の見直し】

注5 注4に規定する加算を算定する病院において、急性薬毒物中毒の患者に対して救命救急医療が行われた場合には、入院初日に限り所定点数に5,000点を加算する。

→
注5 当該病院において、急性薬毒物中毒の患者に対して救命救急医療が行われた場合には、入院初日に限り、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

イ 急性薬毒物中毒加算1（機器分析）

5,000点

ロ 急性薬毒物中毒加算2（その他のもの）

350点

A 3 0 1 特定集中治療室管理料

【項目の見直し】

特定集中治療室管理料1

(7日以内の期間) 7,450点
(8日以上14日以内の期間) 5,950点

特定集中治療室管理料2

イ 特定集中治療室管理料

→ 特定集中治療室管理料1

(7日以内の期間) 11,868点
(8日以上14日以内の期間) 10,344点

特定集中治療室管理料2

イ 特定集中治療室管理料
(7日以内の期間) 11,868点
(8日以上14日以内の期間) 10,344点

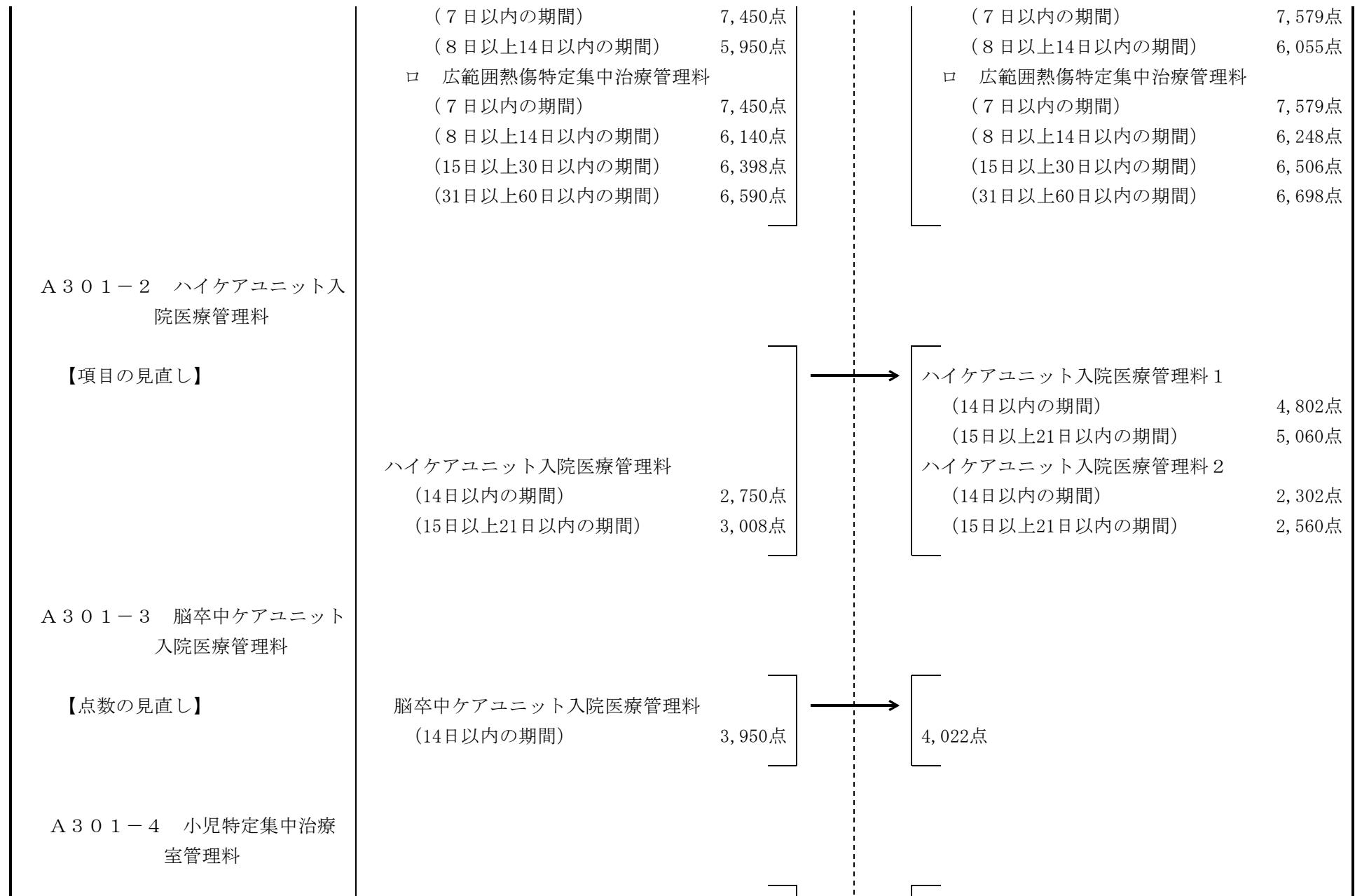
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料
(7日以内の期間) 11,868点
(8日以上14日以内の期間) 10,537点
(15日以上30日以内の期間) 10,795点
(31日以上60日以内の期間) 10,987点

特定集中治療室管理料3

(7日以内の期間) 7,579点
(8日以上14日以内の期間) 6,055点

特定集中治療室管理料4

イ 特定集中治療室管理料



	【点数の見直し】	小児特定集中治療室管理料 (7日以内の期間) 13,739点 (8日以上14日以内の期間) 11,739点	→	13,970点 11,938点
A 3 0 2	新生児特定集中治療室管理料			
	【点数の見直し】	新生児特定集中治療室管理料 1 (14日以内の期間) 8,250点 (15日以上30日以内の期間) 8,508点 (31日以上90日以内の期間) 8,700点	→	8,392点 8,650点 8,842点
		新生児特定集中治療室管理料 2 (14日以内の期間) 4,250点 (15日以上30日以内の期間) 4,508点 (31日以上90日以内の期間) 4,700点		6,327点 6,585点 6,777点
A 3 0 3	総合周産期特定集中治療室管理料			
	【点数の見直し】	母体・胎児集中治療室管理料 (14日以内の期間) 5,250点	→	5,343点
		新生児集中治療室管理料 (14日以内の期間) 8,250点 (15日以上30日以内の期間) 8,508点 (31日以上90日以内の期間) 8,700点		8,392点 8,650点 8,842点
A 3 0 3 - 2	新生児治療回復室入			

院医療管理料		
【点数の見直し】	新生児治療回復室入院医療管理料 (14日以内の期間) 3,650点 (15日以上30日以内の期間) 3,908点 (31日以上120日以内の期間) 4,100点	3,717点 3,975点 4,167点
A 3 0 5 一類感染症患者入院医療管理料		
【点数の見直し】	一類感染症患者入院医療管理料 (7日以内の期間) 7,140点 (8日以上14日以内の期間) 5,940点	7,264点 6,044点
A 3 0 7 小児入院医療管理料		
【点数の見直し】	小児入院医療管理料 1 (14日以内の期間) 2,750点 (15日以上30日以内の期間) 3,008点 (31日以上の期間) 3,200点 小児入院医療管理料 2 (14日以内の期間) 2,250点 (15日以上30日以内の期間) 2,508点 (31日以上の期間) 2,700点 小児入院医療管理料 3 (14日以内の期間) 1,850点 (15日以上30日以内の期間) 2,108点 (31日以上の期間) 2,300点	2,802点 3,060点 3,252点 2,294点 2,552点 2,744点 1,888点 2,146点 2,338点

	<table border="1"> <tr><td>小児入院医療管理料4</td><td></td></tr> <tr><td>(14日以内の期間)</td><td>1,250点</td></tr> <tr><td>(15日以上30日以内の期間)</td><td>1,508点</td></tr> <tr><td>(31日以上の期間)</td><td>1,700点</td></tr> <tr><td>小児入院医療管理料5</td><td></td></tr> <tr><td>(14日以内の期間)</td><td>350点</td></tr> <tr><td>(15日以上30日以内の期間)</td><td>608点</td></tr> <tr><td>(31日以上の期間)</td><td>800点</td></tr> </table>	小児入院医療管理料4		(14日以内の期間)	1,250点	(15日以上30日以内の期間)	1,508点	(31日以上の期間)	1,700点	小児入院医療管理料5		(14日以内の期間)	350点	(15日以上30日以内の期間)	608点	(31日以上の期間)	800点		<table border="1"> <tr><td>1,278点</td></tr> <tr><td>1,536点</td></tr> <tr><td>1,728点</td></tr> <tr><td>363点</td></tr> <tr><td>621点</td></tr> <tr><td>813点</td></tr> </table>	1,278点	1,536点	1,728点	363点	621点	813点
小児入院医療管理料4																									
(14日以内の期間)	1,250点																								
(15日以上30日以内の期間)	1,508点																								
(31日以上の期間)	1,700点																								
小児入院医療管理料5																									
(14日以内の期間)	350点																								
(15日以上30日以内の期間)	608点																								
(31日以上の期間)	800点																								
1,278点																									
1,536点																									
1,728点																									
363点																									
621点																									
813点																									
7	<p>【点数の見直し】</p> <table border="1"> <tr><td>区分番号A104に掲げる特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る）</td><td>→</td><td></td></tr> <tr><td>7対1入院基本料</td><td>125点</td><td>128点</td></tr> <tr><td>10対1入院基本料</td><td>105点</td><td>107点</td></tr> </table>	区分番号A104に掲げる特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る）	→		7対1入院基本料	125点	128点	10対1入院基本料	105点	107点															
区分番号A104に掲げる特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る）	→																								
7対1入院基本料	125点	128点																							
10対1入院基本料	105点	107点																							
8	<p>【点数の見直し】</p> <table border="1"> <tr><td>区分番号A105に掲げる専門病院入院基本料</td><td>→</td><td></td></tr> <tr><td>7対1入院基本料</td><td>125点</td><td>127点</td></tr> <tr><td>10対1入院基本料</td><td>105点</td><td>107点</td></tr> <tr><td>13対1入院基本料</td><td>88点</td><td>90点</td></tr> </table>	区分番号A105に掲げる専門病院入院基本料	→		7対1入院基本料	125点	127点	10対1入院基本料	105点	107点	13対1入院基本料	88点	90点												
区分番号A105に掲げる専門病院入院基本料	→																								
7対1入院基本料	125点	127点																							
10対1入院基本料	105点	107点																							
13対1入院基本料	88点	90点																							
9	<p>【項目の見直し】</p> <table border="1"> <tr><td>1の規定にかかわらず、6に規定する病院であって、退院が特定の時間帯に集中しているものと</td><td>→</td><td>1の規定にかかわらず、6に規定する病院であって、退院が特定の時間帯に集中しているものと</td></tr> </table>	1の規定にかかわらず、6に規定する病院であって、退院が特定の時間帯に集中しているものと	→	1の規定にかかわらず、6に規定する病院であって、退院が特定の時間帯に集中しているものと																					
1の規定にかかわらず、6に規定する病院であって、退院が特定の時間帯に集中しているものと	→	1の規定にかかわらず、6に規定する病院であって、退院が特定の時間帯に集中しているものと																							

して、基本診療料の施設基準等第五の二の(8)に規定する基準に適合する病院においては、基本診療料の施設基準等第五の二の(9)に規定する基準に適合する患者の退院日の診断群分類区分の点数は、医科点数表第1章第2部第1節入院基本料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数から減じるものとする。

して、基本診療料の施設基準等第五の二の(5)に規定する基準に適合する病院においては、基本診療料の施設基準等第五の二の(6)に規定する基準に適合する患者の退院日の診断群分類区分の点数は、医科点数表第1章第2部第1節入院基本料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数から減じるものとする。

【項目の見直し】

区分番号A 1 0 0 に掲げる一般病棟入院基本料	
7 対 1 入院基本料	125点
7 対 1 特別入院基本料	100点
	(追加)
10 対 1 入院基本料	105点
10 対 1 特別入院基本料	83点
	(追加)
13 対 1 入院基本料	88点
	(追加)
15 対 1 入院基本料	76点
	(追加)
特別入院基本料	46点

127点 (削除)	
7 対 1 入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算) 102点	
107点 (削除)	
10 対 1 入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算) 85点	
90点 13 対 1 入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算) 72点	
77点 15 対 1 入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算) 61点	
47点	

10	<p>【点数の見直し】</p> <p>区分番号A 104に掲げる特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">7対1入院基本料</td><td style="width: 50%; text-align: right;">125点</td></tr> <tr> <td>10対1入院基本料</td><td style="text-align: right;">105点</td></tr> </table>	7対1入院基本料	125点	10対1入院基本料	105点		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: right;">128点</td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr> <td style="text-align: right;">107点</td><td></td></tr> </table>	128点		107点					
7対1入院基本料	125点														
10対1入院基本料	105点														
128点															
107点															
11	<p>【点数の見直し】</p> <p>区分番号A 105に掲げる専門病院入院基本料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">7対1入院基本料</td><td style="width: 50%; text-align: right;">125点</td></tr> <tr> <td>10対1入院基本料</td><td style="text-align: right;">105点</td></tr> <tr> <td>13対1入院基本料</td><td style="text-align: right;">88点</td></tr> </table>	7対1入院基本料	125点	10対1入院基本料	105点	13対1入院基本料	88点		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: right;">127点</td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr> <td style="text-align: right;">107点</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: right;">90点</td><td></td></tr> </table>	127点		107点		90点	
7対1入院基本料	125点														
10対1入院基本料	105点														
13対1入院基本料	88点														
127点															
107点															
90点															
12	<p>【項目の見直し】</p> <p>1の規定にかかわらず、6に規定する病院であって、入院日及び退院日が特定の日に集中しているものとして、基本診療料の施設基準等第五の二の(10)に規定する基準に適合する病院においては、基本診療料の施設基準等第五の二の(11)に規定する日の診断群分類区分の点数は、医科点数表第1章第2部第1節入院基本料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数から減じるものとする。</p>		<p>1の規定にかかわらず、6に規定する病院であって、入院日及び退院日が特定の日に集中しているものとして、基本診療料の施設基準等第五の二の(7)に規定する基準に適合する病院においては、基本診療料の施設基準等第五の二の(8)に規定する日の診断群分類区分の点数は、医科点数表第1章第2部第1節入院基本料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数から減じるものとする。</p>												

【項目の見直し】

区分番号A 100に掲げる一般病棟入院基本料	
7対1入院基本料	125点
7対1特別入院基本料	100点
(追加)	
10対1入院基本料	105点
10対1特別入院基本料	83点
(追加)	
13対1入院基本料	88点
(追加)	
15対1入院基本料	76点
(追加)	
特別入院基本料	46点

13~18

13~18(略)

127点 (削除)	102点
7対1入院基本料(月平均夜勤時間超過減算)	
107点 (削除)	85点
10対1入院基本料(月平均夜勤時間超過減算)	
90点	72点
13対1入院基本料(月平均夜勤時間超過減算)	
77点	61点
15対1入院基本料(月平均夜勤時間超過減算)	
47点	

13~18(略)

別紙4

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）
【平成26年4月1日施行】

改 正 案	現 行
<p>(経済上の利益の提供による誘引の禁止)</p> <p>第二条の四の二 (略)</p> <p>2 保険医療機関は、事業者又はその従業者に対して、患者を紹介する対価として金品又はその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供により、患者が自己の保険医療機関において診療を受けるように誘引してはならない。</p> <p>(診療の具体的方針)</p> <p>第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条の規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 投薬</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 投薬を行うに当たつては、薬事法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品（以下「新医薬品等」という。）とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有する医薬品として、同法第十四条又は第十九</p>	<p>(新設)</p> <p>(診療の具体的方針)</p> <p>第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条の規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 投薬</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 投薬を行うに当たつては、薬事法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品（以下「新医薬品等」という。）とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有する医薬品として、同法第十四条の規定によ</p>

条の二の規定による製造販売の承認（以下「承認」という。）がなされたもの（ただし、同法第十四条の四第一項第二号に掲げる医薬品並びに新医薬品等に係る承認を受けている者が、当該承認に係る医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認を受けている場合における当該医薬品を除く。）（以下「後発医薬品」という。）の使用を考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供すること等患者が後発医薬品を選択しやすくなるための対応に努めなければならない。

四～七　（略）

る製造販売の承認（以下「承認」という。）がなされたもの（ただし、同法第十四条の四第一項第二号に掲げる医薬品並びに新医薬品等に係る承認を受けている者が、当該承認に係る医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認を受けている場合における当該医薬品を除く。）（以下「後発医薬品」という。）の使用を考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供すること等患者が後発医薬品を選択しやすくするための対応に努めなければならない。

四～七　（略）

保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省告示第二十六号）

【平成28年4月1日施行】

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 <u>保険医療機関（病院を除く。）</u>において、領収証を交付するに当たり明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合は、第一条の規定による改正後の保険医療機関及び保険医療養担当規則（以下「新療担規則」という。）第五条の二第二項の規定にかかわらず、当分の間、患者から求められたときに明細書を交付することで足りるものとする。</p> <p>2 <u>保険医療機関（病院を除く。）</u>において、明細書の交付を無償で行うことが困難であることについて正当な理由がある場合は、新療担規則第五条の二第三項の規定にかかわらず、当分の間、明細書の交付を有償で行うことができる。</p>	<p>附 則</p> <p>（保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 <u>病床数が四百床未満の保険医療機関</u>において、領収証を交付するに当たり明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合は、第一条の規定による改正後の保険医療機関及び保険医療養担当規則（以下「新療担規則」という。）第五条の二第二項の規定にかかわらず、当分の間、患者から求められたときに明細書を交付することで足りるものとする。</p> <p>2 <u>病床数が四百床未満の保険医療機関</u>において、明細書の交付を無償で行うことが困難であることについて正当な理由がある場合は、新療担規則第五条の二第三項の規定にかかわらず、当分の間、明細書の交付を有償で行うことができる。</p>

別紙5

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）
【平成26年4月1日施行】

改 正 案	現 行
<p>(経済上の利益の提供による誘引の禁止)</p> <p>第二条の三の二 (略)</p> <p><u>2 保険薬局は、事業者又はその従業者に 対して、患者を紹介する対価として金品 又はその他の健康保険事業の健全な運営 を損なうおそれのある経済上の利益を提 供することにより、患者が自己の保険薬 局において調剤を受けるように誘引して はならない。</u></p> <p>(後発医薬品の調剤)</p> <p>第七条の二 保険薬局は、薬事法第十四条 の四第一項各号に掲げる医薬品(以下「新 医薬品等」という。)とその有効成分、 分量、用法、用量、効能及び効果が同一 性を有する医薬品として、同法第十四条 又は第十九条の二の規定による製造販売 の承認(以下「承認」という。)がなさ れたもの(ただし、同法第十四条の四第 一項第二号に掲げる医薬品並びに新医薬 品等に係る承認を受けている者が、当該 承認に係る医薬品と有効成分、分量、用 法、用量、効能及び効果が同一であつて その形状、有効成分の含量又は有効成分</p>	<p>(新設)</p> <p>(後発医薬品の調剤)</p> <p>第七条の二 保険薬局は、薬事法第十四条 の四第一項各号に掲げる医薬品(以下「新 医薬品等」という。)とその有効成分、 分量、用法、用量、効能及び効果が同一 性を有する医薬品として、同法第十四条 の規定による製造販売の承認(以下「承 認」という。)がなされたもの(ただし、 同法第十四条の四第一項第二号に掲げる 医薬品並びに新医薬品等に係る承認を受 けている者が、当該承認に係る医薬品と 有効成分、分量、用法、用量、効能及び 効果が同一であつてその形状、有効成分 の含量又は有効成分以外の成分若しくは</p>

以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認を受けている場合における当該医薬品を除く。) (以下「後発医薬品」という。) の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。

その含量が異なる医薬品に係る承認を受けている場合における当該医薬品を除く。) (以下「後発医薬品」という。) の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。

別紙 6

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）

【平成26年4月1日施行】

改 正 案	現 行
<p>(経済上の利益の提供による誘引の禁止)</p> <p>第二条の四の二 (略)</p> <p>2 <u>保険医療機関は、事業者又はその従業者に対して、患者を紹介する対価として金品又はその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供により、患者が自己の保険医療機関において診療を受けるように誘引してはならない。</u></p> <p>(診療の具体的方針)</p> <p>第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から前条までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 投薬</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 投薬を行うに当たつては、薬事法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品（以下「新医薬品等」という。）とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有する医薬</p>	<p>(新設)</p> <p>(診療の具体的方針)</p> <p>第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から前条までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 投薬</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 投薬を行うに当たつては、薬事法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品（以下「新医薬品等」という。）とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有する医薬</p>

品として、同法第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認（以下「承認」という。）がなされたもの（ただし、同法第十四条の四第一項第二号に掲げる医薬品並びに新医薬品等に係る承認を受けている者が、当該承認に係る医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認を受けている場合における当該医薬品を除く。）（以下「後発医薬品」という。）の使用を考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供すること等患者が後発医薬品を選択しやすくするための対応に努めなければならない。

四～八（略）

（経済上の利益の提供による誘引の禁止）
第二十五条の三の二（略）
2 保険薬局は、事業者又はその従業者に
対して、患者を紹介する対価として金品
又はその他の健康保険事業の健全な運営
を損なうおそれのある経済上の利益を提
供することにより、患者が自己の保険薬
局において調剤を受けるように誘引して
はならない。

品として、同法第十四条の規定による製造販売の承認（以下「承認」という。）がなされたもの（ただし、同法第十四条の四第一項第二号に掲げる医薬品並びに新医薬品等に係る承認を受けている者が、当該承認に係る医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認を受けている場合における当該医薬品を除く。）（以下「後発医薬品」という。）の使用を考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供すること等患者が後発医薬品を選択しやすくするための対応に努めなければならない。

四～八（略）

（新設）

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する件（平成二十四年厚生労働省告示第七十四号）

【平成28年4月1日施行】

改 正 案	現 行
<p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項、第七十四条第四項、第七十五条第四項及び第七十六条第三項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。ただし、<u>保険医療機関（病院を除く。）</u>及び保険薬局において、領収証を交付するに当たり明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合は、この告示による改正後の第五条の二第二項又は第二十六条の五第二項の規定にかかわらず、当分の間、患者から求められたときに明細書を交付することで足りるものとし、明細書の交付を無償で行うことが困難であることについて正当な理由がある場合は、この告示による改正後の第五条の二第三項又は第二十六条の五第三項の規定にかかわらず、当分の間、明細書の交付を有償で行うことができるも</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項、第七十四条第四項、第七十五条第四項及び第七十六条第三項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。ただし、<u>病床数が四百床未満の保険医療機関</u>及び保険薬局において、領収証を交付するに当たり明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合は、この告示による改正後の第五条の二第二項又は第二十六条の五第二項の規定にかかわらず、当分の間、患者から求められたときに明細書を交付することで足りるものとし、明細書の交付を無償で行うことが困難であることについて正当な理由がある場合は、この告示による改正後の第五条の二第三項又は第二十六条の五第三項の規定にかかわらず、当分の間、明細書の交付を有償で行うことができるも</p>

のとする。

のとする。

正誤表

下記の通り、誤記がありましたので訂正いたします。

正誤箇所	誤	正
医科一初・再診料－4/6 【注の追加】	注12 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所に限る。）において、脂質異常症、高血圧症、糖尿病又は認知症のうち2以上の疾患有する患者に対して、患者の同意を得て、療養上必要な指導及び診療を行った場合には、地域包括診療加算として、 <u>10</u> 点を所定点数に加算する。	注12 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所に限る。）において、脂質異常症、高血圧症、糖尿病又は認知症のうち2以上の疾患有する患者に対して、患者の同意を得て、療養上必要な指導及び診療を行った場合には、地域包括診療加算として、 <u>20</u> 点を所定点数に加算する。
医科一入院料等－19/71 【注の見直し】	注5 当該病棟に入院している特定患者（当該病棟に90日を超えて入院する患者（別に厚生労働大臣が定める状態等にあるものを除く。）をいう。）に該当する者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）については、注1から注3までの規定にかかわらず、特定入院基本料として966点を算定する。ただし、月平均夜勤時間超過減算として所定点数の100分の20に相当する点数を減算する病棟に入院している患者については、812点を算定する。	注5 当該病棟に入院している特定患者（当該病棟に90日を超えて入院する患者（別に厚生労働大臣が定める状態等にあるものを除く。）をいう。）に該当する者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）については、注1から注3までの規定にかかわらず、特定入院基本料として966点を算定する。ただし、月平均夜勤時間超過減算として所定点数の100分の20に相当する点数を減算する病棟に入院している患者については、812点を算定する。 <u>この場合において、特定入院基本料を算定する患者に対して行った第3部検査、第5部投薬、第6部注射及び第13部病理診断並びに第4部画像診断及び第9部処置のうち別に厚生労働大臣が定める画像診断及び処置の費用（フィルムの費用を含み、別に厚生労働大臣が定める薬剤及び注射薬（以下この表において「除外薬剤・注射薬」という。）の費用を除く。）は、所定点数に含まれるものとする。</u>

医科ー入院料等－48/71 【新設】	A 3 0 8 – 3 地域包括ケア病棟入院料（1日につき） 1 地域包括ケア病棟入院料 1 2,558点 (生活療養を受ける場合にあっては、2,544点) 2 地域包括ケア入院医療管理料 1 2,558点 (生活療養を受ける場合にあっては、2,544点) 3 地域包括ケア病棟入院料 2 2,054点 (生活療養を受ける場合にあっては、 <u>2,040</u> 点) 4 地域包括ケア入院医療管理料 2 2,054点 (生活療養を受ける場合にあっては、 <u>2,040</u> 点)	A 3 0 8 – 3 地域包括ケア病棟入院料（1日につき） 1 地域包括ケア病棟入院料 1 2,558点 (生活療養を受ける場合にあっては、2,544点) 2 地域包括ケア入院医療管理料 1 2,558点 (生活療養を受ける場合にあっては、2,544点) 3 地域包括ケア病棟入院料 2 2,058点 (生活療養を受ける場合にあっては、 <u>2,044</u> 点) 4 地域包括ケア入院医療管理料 2 2,058点 (生活療養を受ける場合にあっては、 <u>2,044</u> 点)
医科ー入院料等－49/71	注 2 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟又は病室を有するものについては、注 1 に規定する届出の有無にかかわらず、地域包括ケア病棟入院料 1（特定地域）、地域包括ケア入院医療管理料 1（特定地域）、地域包括ケア病棟入院料 2（特定地域）又は地域包括ケア入院医療管理料 2（特定地域）について、所定点数に代えて、当該病棟又は病室に入院した日から起算して60日を限度として、1日につき、それぞれ2,191点、2,191点、 <u>1,760</u> 点又は <u>1,760</u> 点（生活療養を受ける場合にあっては、それぞれ2,177点、2,177点、 <u>1,746</u> 点又は <u>1,746</u> 点）を算定することができる。（後略）	注 2 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟又は病室を有するものについては、注 1 に規定する届出の有無にかかわらず、地域包括ケア病棟入院料 1（特定地域）、地域包括ケア入院医療管理料 1（特定地域）、地域包括ケア病棟入院料 2（特定地域）又は地域包括ケア入院医療管理料 2（特定地域）について、所定点数に代えて、当該病棟又は病室に入院した日から起算して60日を限度として、1日につき、それぞれ2,191点、2,191点、 <u>1,763</u> 点又は <u>1,763</u> 点（生活療養を受ける場合にあっては、それぞれ2,177点、2,177点、 <u>1,749</u> 点又は <u>1,749</u> 点）を算定することができる。（後略）
医科ー入院料等－63/71 【注の見直し】	注 7 当該病棟の病室のうち、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものに入院する患者に対し、必要があ	注 7 当該病棟の病室のうち、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものに入院する患者に対し、必要があ

	<p>って地域包括ケア入院医療管理が行われた場合には、注1から注6までの規定にかかわらず、当該病室に入院した日から起算して60日を限度として、それぞれ2,191点又は<u>1,760</u>点を算定する。ただし、当該病室に入院した患者が算定要件に該当しない場合は、区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の注2に規定する特別入院基本料の例により算定する。</p>	
--	--	--